

戦国史研究叢書12

戦国・織豊期大名徳川氏の領国支配

柴 裕之 著



岩田書院

目次

序 章 本書の視角と構成……………9

一 本書の視角 9

二 戦国大名研究の軌跡と徳川氏研究 11

三 本書の構成 19

第一部 徳川氏の政治展開と領国支配

第一章 今川・松平両氏の戦争と室町幕府將軍……………33

はじめに 33

一 室町幕府將軍足利義輝の駿・三停戦令 34

二 今川・松平両氏の戦争の開始と展開 38

三 松平氏と將軍義輝 45

四 將軍義輝の駿・三停戦令の意義 49

おわりに―戦国期地域権力間戦争と政治秩序―	53
補論1 室町幕府將軍足利義昭と徳川家康……………	63
第二章 武田信玄の遠江・三河侵攻と徳川家康……………	67
はじめに	67
一 元龜二年遠江・三河侵攻の再検討	69
二 元龜三年武田信玄の遠江・三河侵攻過程	76
三 信玄の遠江・三河侵攻と外交	80
おわりに―武田信玄の遠江・三河侵攻の政治背景と展開―	88
付論 長篠合戦再考―その政治背景と展開……………	101
はじめに	101
一 関連史料の年次比定再説	102
二 武田勝頼の三河侵攻過程	109
三 長篠への侵攻と地域状況	113
四 勝頼の三河侵攻と外交	116
おわりに	119
補論2 武田氏の遠江侵攻と宇津山城……………	125

第三章 織田権力の関東仕置と徳川家康……………131

はじめに 131

一 天正十年「東国御一統」政情の展開 132

二 織田権力の関東仕置と滝川一益 140

三 「関東惣無事」をめぐる政情の展開と徳川家康 147

おわりに 153

第四章 徳川氏の領国支配と徳政令……………159

はじめに 159

一 天正十二年三月の徳政令 161

二 徳政令発令の背景 163

三 徳政令の特質と効用 167

おわりに―「国家」改革への展開― 172

第五章 豊臣政権の関東仕置と徳川関東領国……………181

―本多忠勝の上総万喜入城を通じて―

はじめに 181

- 一 本多忠勝の上総万喜入城 182
 - 二 豊臣政権の東国政策における徳川氏 184
 - 三 豊臣政権の鎌倉管轄・支配と徳川関東領国 188
 - 四 本多忠勝の上総万喜入城の政治背景と意義 194
- おわりに―徳川関東領国の性格と展開― 197

第二部 徳川氏の領域支配と家臣・国衆

第一章 徳川氏の駿河河東二郡支配と松井忠次……………207

はじめに 207

- 一 松井忠次の基礎的検討 208
 - 二 松井忠次の政治的立場 213
 - 三 徳川氏の河東二郡支配以前の松井忠次 219
 - 四 徳川氏の河東二郡支配と松井忠次 221
- おわりに 229

第二章 三河国衆奥平氏の動向と態様……………235

はじめに 235

- 一 今川領国下の奥平氏 239
 - 二 武田氏と奥平定能 244
 - 三 徳川領国下の奥平氏 251
- おわりに 255

第三章 徳川氏の甲斐国中領支配とその特質……………263

はじめに 263

- 一 天正壬午の乱と徳川氏の甲斐領有 265
 - 二 徳川氏の甲斐侵攻・領有に伴う知行安堵と宛行 266
 - 三 徳川氏による国中領支配の実務 275
- おわりに―徳川氏による国中領支配の特質と展開― 289

第四章 徳川氏の甲斐郡内領支配と鳥居元忠……………297

はじめに 297

- 一 一通の『社記』所載文書の検討 301
 - 二 徳川家臣鳥居元忠 305
 - 三 鳥居元忠の郡内領支配 309
- おわりに―五カ国領有期の徳川領国の構造と展開― 316

第五章 徳川領国下の穴山武田氏……………323

はじめに 323

一 織田権力従属下の穴山信君 324

二 穴山勝千代の領域支配 327

三 徳川氏と穴山武田氏 337

おわりに―徳川惣「国家」の展開― 341

第六章 徳川氏の信濃国伊那郡統治と菅沼定利……………347

はじめに 347

一 徳川氏と菅沼定利 350

二 徳川氏の伊那郡統治と菅沼定利の入部 355

三 菅沼定利の領域支配と伊那郡国衆 361

おわりに 368

補論3 石川康輝(数正)出奔の政治背景……………375

終章 戦国・織豊期大名徳川氏の領国構造と支配……………379

―惣「国家」の態様と展開―

	はじめに	379
	一 徳川氏の政治展開と領国支配	380
	二 徳川氏の領域支配と家臣・国衆	384
	三 物「国家」の態様と展開	388
	初出一覧	401
	あとがき	405
索引		巻末

序章 本書の視角と構成

一 本書の視角

十五世紀後半の内乱(享徳の乱、応仁・文明の乱)を契機として生じた各地の戦国社会状況に伴い、地域権力の「家」のもとに存立を求める領主たちの結集(「家中」と、それに伴う「領」という一円的支配領域(「国」)の成立により形成された一定度の独立性をもつ自治集団・領域として、「国家」が出現する。戦国時代は、「日本国」という観念的な枠組みとは別に、その下位に「国家」が各地域に興隆した地域「国家」の時代であった。

この地域「国家」を政治基盤に、領主の「家」・地域社会の存続(「国家」存立)の保持に努めるべき領域権力(地域権力)として、一郡・一庄・数郷規模を排他的支配する地域領主たる国衆と、この国衆を従属させ上位に中央権力とのみ政治関係を有し、おおよそ一国以上に及ぶ領国(史料上での記載は「分国」)を支配する「国主」として戦国大名が君臨した。そして戦国大名領国は、それぞれの地域的・政治的諸条件のもとになる当主の直接支配たる本領国・一門や重臣に委ねられた支城領国と、従属国衆領国それぞれの「国家」で構成された重層的複合「国家」として展開した。この重層的複合「国家」としての戦国大名領国を、本書では史料上において「惣国」とみられることに基づき、「惣「国家」と概念規定する。

それでは、この惣「国家」は大名権力の政治展開に併せて、如何なる構造的特質・機能を有して支配がおこなわれ、そして大名権力自体を規定していったのであろうか。この視角は、この時期の大名権力の本質を考えるうえで、欠かすことができないであろう。そして、大名当主自体ではなく大名権力が家中の支持・規定のもとに発動していることをふまえるならば、その権力体を構成する家中の譜代家臣や従属国衆の政治的立場・活動にも注目して検討していかなければならない。⁽⁴⁾

本書はこの視角のもとで、戦国時代に各地に地域「国家」が形成され、その存立のため戦争を展開し、やがて中央権力のもとに地域「国家」が統合(天下一統)されていく時期(戦国・織豊期)の大名権力としての徳川氏を検討するものである。徳川氏は三河岡崎(愛知県岡崎市)の国衆から戦国・織豊期大名、そしてのちには周知のように天下人たる將軍権力へと発展する。またその展開の段階で、「典型的戦国大名」とされる駿河今川氏、甲斐武田氏、相模北条氏の領国を吸収して支配を確立してきた。このような徳川氏がもつ特質により、それは一大名に止まらず、これまでも、後述のように江戸幕府の権力構造を解明するための前提として検討がなされてきた。

しかし本書での検討は、現在の戦国大名研究をふまえた同時代の政治・社会状況に応じた大名権力としての態様を重視した分析を心掛け、江戸幕府の権力構造に関してはこの歴史展開のうえでの一つの「結果」としてとらえていく。それは同時に、中近世移行期における政治権力論にも繋がる。これが、本書で徳川氏を検討対象とした意図でもある。なお本書では、松平(徳川)氏の地域権力としての生成から検討する必要性を認めながらも、この点は駿河今川氏との政治関係も含め後日の課題とし、前述の視角との関わりより、永祿三年(一五六〇)五月の桶狭間合戦以降から天正年間(一五七三〜九二)の大名権力としての展開までを対象に検討する。また、天正年間には徳川氏が織田権力や豊臣政権との従属関係を深めていく態様もふまえて「戦国・織豊期大名」としたが、検討自体は戦国大名論とし

である。そこで次に戦国大名研究の軌跡をふまえたうえで、なぜこの視角に注目するのか、徳川氏研究の成果とその課題を通してみていきたい。

二 戦国大名研究の軌跡と徳川氏研究

戦前においては、内藤湖南「応仁の乱に就いて」^⑥に示されるように、応仁・文明の乱がその前後を分かつ変革的な時代であるとの見解が出された。そして戦国大名は、幕藩体制による後期封建社会に繋がる存在(中世から近世への過渡期権力)として扱われてきた。^⑦

だが戦後になると、太閤検地による兵農分離・小農自立政策以前の社会を家父長的奴隸制とし、その理論をふまえたうえでの兵農分離や石高制、「百姓」との階級闘争の追究のなかで、戦国時代は中世社会の最末期として位置づけられた。このよう状況のなかで、戦国大名研究は中世から近世への過渡期権力としてとらえるのではなく、その固有の歴史的特質を課題として追究することが求められた。^⑩これに伴い知行制・土地制度、貫高制などの分析を通じて在地掌握の度合いよりその特質の解明がなされ、そして戦国大名を、①在地不掌握による「質的には中世Ⅱ荘園体制さいごの権力」とする見解と、②「封建的土地領有制を土台とし、複合的構造をもつ日本封建国家の下位国家体制」とする「大名領国制」のもとで、「荘園体制下の地頭職などの諸職を梃子とし、族团的な武力を核として成長した国人領主と異なり、支配領域においても、軍事力の構成においても、複数の国人領を包摂・統合した、より大規模な領域を独自の公権的支配の対象」とした存在として、「在地領主制の最終の段階」に位置づける見解^⑫が提起された。^⑬

このようななか、在地法秩序との関連のもと検討され始めていた戦国法の成果をふまえて、石母田正氏は戦国法を

数郡から数カ国にわたる支配領域における「最高の法規範」としてとらえ、その主体たる戦国大名は公権力・国家権力として最高の軍事指揮権を有し、行政および裁判権を掌握し、独自の法制定権を行使して、家産制官僚制を創設のもとで統治がおこなわれていたことを指摘した。¹⁴

また勝俣鎮夫氏は、戦国法の特質の解明を通じて、戦国大名の政治的支配理念として構想された「国家」に関して注目した。¹⁵勝俣氏によると、「国家」とは「大名の家(大名の主従制的支配下にある家臣団全体をも含む家)と、その政治的支配領域としての国を合体したものである」とあり、その特徴として、①大名の政治的支配領域としての独自性と完結性、②直接主従関係をもつ家臣だけでなく領国民をも国家構成員として把握、③大名権力の領国支配を正当化する目的により創出された支配理念であることをあげる。そして戦国大名は、この「国家」における主権者として、国政を委託され統治にあたったと位置づけた。そのうえで勝俣氏は、このような「国家」が各地で形成され(地域「国家」の形成)、それを統合することで統一国家が創出されたとした。そして、この統一国家を「日本列島に居住するさまざまな民族が国民として掌握され、この国民を構成員としてつくられた国民国家的性格の強い国家」として評価され、その前提をなす戦国時代の地域「国家」の誕生を近代国民国家への原初としてとらえたのである。¹⁶

この勝俣氏の「国家」に対する見解に関しては、政治支配理念としての「国家」の使用が領国の緊急危機状況下という限定的な局面に限り、現実には人格性による権威の方が機能していたことが説かれ、¹⁷そのまま鵜呑みとすることはできない。しかし近年、神田千里氏が勝俣説の確認のうえで明らかにしたように、¹⁸戦国大名が観念的に「国」を自己利益を服させることの不可能な、超自然的摂理の貫徹する対象として規定し基盤としていたことは間違いない。従って「国家」との関連のなかで、当該期の大名権力を検討していくことは依然として必要であろう。¹⁹本書が「国家」に関して注目するのは、この存在こそが室町期までの政治権力と異なる本質にあると考えることによる。

さて、このような議論の戦国大名像は、相模北条氏などの「典型的戦国大名」とされる地域権力を対象として検討が進められていた。そして次第に各地の地域権力の分析が進むにつれて、多様性が明らかになるとともに、改めてその根底たる「戦国大名」概念自体に検討が問われることとなった。市村高男氏は、常陸佐竹氏や下総結城氏などの東国在来の領主層(旧族領主層)の結合形態として「洞」の実態や本質を分析するなかで、国人領主連合性の強い「地域領主」と、「国家」を形成した北条氏などの「地域的統一権力」とを区分し、それぞれの地域社会の歴史的展開をふまえたうえで、改めて戦国期地域権力の性格把握や位置づけが必要であることを説いた。²⁰このような一九七〇年代末の「戦国大名」概念自体の見直し・相対化を目的とする研究傾向のなかで、独自の家中と領を有する地域領主(有力国人領主)を対象に含めた研究が本格化されてきた。これまでこのような地域領主に対しては、地域領主の被官化(家中への包摂)過程を追い、戦国大名による領国の一円支配を前提として、その領主支配を支城領形成・委任統治の視点から位置づけることがなされてきた。これに対し矢田俊文氏は、戦国時代の基本的領主を「戦国領主」と位置づけ、独自の領域支配を評価し、守護公権の視点より領国支配をとらえる「戦国期守護」論を展開した。²¹

この矢田氏による「戦国期守護」論は、その後と同じく中世国家の一段階として戦国時代を位置づけ、守護職・権限(守護公権)に注目した今岡典和・川岡勉両氏とともに提唱されていく。²²このうち川岡氏は、中世後期の武家権力の基本構造を室町幕府―守護体制としてとらえ、その変質のもとで戦国期における地域権力の展開を追求していく必要を説かれた。²³そして川岡氏は、上から委譲されつつも、地域社会より様々な要素を受容・包摂することにより歴史的に形成された「国成敗権(一國知行権)」としての守護公権の存在を提起するに至る。

このような守護公権≡国家公権の分有への注目がなされる一方、池享氏は戦国大名の本質を封建的公権力ととらえたうえで、その大名領国制を「地域封建権力による一国人領を超えた公的領域支配制度」と規定した。²⁴そして、その

基本要因を在地領主の個別支配の変質と国人一揆・領主間協約による社会秩序維持の限界の露呈という在地領主支配の変動に求め、領主階級結集の基軸が裁判と軍事指揮にあることを指摘して、「戦国期守護」論を批判した。

一九八〇年代以降になると、断絶の指標たる兵農分離自体とそれによる時代像に疑問が投げかけられ、それに代わる勝侯鎮夫・藤木久志両氏による自立的・自律的な村落を対象にした社会集団や慣習、領主責務の検証のもとで、これまでの断絶像に代わり中近世の連続性を追究する視角が提示された。この視角はこれまでの権力を主対象とした検討から、民衆を主体に据え、その後地域社会論、さらには災害・飢饉、戦争論を含めて時代相の議論へと展開していく。そして、このなかで早くから勝侯氏が提起していた、十五世紀から十七世紀なかばまでの時代を一つの時代（中近世移行期）として扱い、戦国時代を位置づけていくことが説かれていく。

この研究展開のなかで一九九〇年代以降の戦国期地域権力論として、黒田基樹氏はまず室町期の国人とは異なる領域権力として地域領主たる「国衆」の存在を究明し、そのうえで村・町制を基盤に形成された一円領域（「国」）の存立を平和・裁判を通じ担う地域公権力として戦国大名や国衆を位置づけた²⁷。また、その存立維持のためのシステムの観点から、戦国大名と国衆の関係も相対的自立性を前提とした政治的・軍事的な統制・従属関係として展開したことを確認し、この関係のもとで国衆の「地域的「公方」」としての領域支配が確立したとした。しかし、このうち両者の基本的構造を同質とし政治的・軍事的な統制・従属関係にとらえる見解に対しては、大名の「家」支配による領主の地域的統合、すなわち家中の地域的拡大という観点からとらえていくべきこととの批判もなされている²⁸。これらの議論は、これまでの大名権力との優越性をめぐる対抗関係を主軸とした視点より、戦国社会状況のなかで大名・国衆の両者が相俟って戦国大名領国が構成・展開する視角を提供した。このような大名と国衆との関係は、近世大名では解消されていくことから戦国期特有のものであり、当該期の大名権力の本質と権力基盤を考えるうえでふまえていかな

ければならない。³⁰ また筆者も、この視角を継承して、当該期の大名権力を国衆との重層的複合「国家」たる惣「国家」という観点より以前に甲斐武田氏を対象に考えることを試みたが、³¹ 改めて本書全体を通じても重視しなければならぬと考える。

このように戦国大名研究が展開してきたのに対して、当該期の徳川氏研究は、³² 戦前は個別の事実の追求を中心に進められたが、³³ 戦後は、太閤検地・兵農分離論による時代断絶に対する同時期の大名権力研究の展開とは異なり、徳川氏がのちに將軍権力となり近世社会に君臨したことより、その権力構造の前提として遡及するなかで検討が始められた。そのなかで初めて当該期における徳川氏の権力構造を検討された包括的な成果としてあげられる研究が、北島正元『江戸幕府の権力構造』(岩波書店、一九六四年)であろう。その後、³⁴ 家臣団の側面より煎本増男氏が、直轄領を中心に和泉清司氏がそれぞれ研究を深化させている。

このような研究潮流のなかで所理喜夫氏は、幕藩権力の生成への視角を据えながらも、中世後期の農民とその共同体としての村落構造変質の動向との関係を基軸に、徳川氏の戦国大名としての生成と発展を検討した。³⁶ そして、この所氏の成果をふまえたうえで、松平(徳川)氏の戦国大名への成立過程と展開に関する本格的な検討を進めたのが、新行紀一氏である。³⁷

新行紀氏の直接的な対象は三河一向一揆にあつたが、その歴史的位置を解明するにあたり、対峙する松平(徳川)氏による領国支配の実情や特質が不明なことよりその検討が始められた。このなかで新行紀氏は、まず江戸時代以来の徳川將軍家の支配を正当化する立場にたち不都合と考えられることは排除されるか改変されてきた「松平中心史観」の打破を主張し、同時代の文書・記録を用いての立論を進めた。そして新行紀氏のこの姿勢による研究は、その後、氏に執筆に参加した新編岡崎市史編集委員会編『新編岡崎市史』2 中世(岡崎市、一九八九年)の刊行により関東移封まで

の徳川氏の政治展開と領国支配が体系的にまとめあげられることとなる。これにより、徳川氏研究はようやくにして同時代のなかで大名権力研究として進めることが可能になったといえる。⁽³⁸⁾

一方、天正十七年（一五八九）に実施された徳川氏による、いわゆる「五カ国総検地」をはじめ東海地域史という観点より中近世移行期における基礎構造の検討を進めた本多隆成氏は、近世社会成立の画期を「五カ国総検地」に見出すとともに、徳川氏の権力形成過程における初期という意味のもとに、統一政権を樹立していく以前の徳川氏をさす概念として、「初期徳川氏」を提起した。⁽³⁹⁾ さらに本多氏は、この「五カ国総検地」論のもとで、その後の研究成果をふまえて初期徳川氏の権力形成過程を同時代史料に基づき、貢租、奉行人や代官など「農村支配」の観点より分析を進めた。⁽⁴⁰⁾ このうえで改めて「五カ国総検地」により徳川氏の領国が近世的な態勢へ転換したこと、俵高制が採用されていることより豊臣政権に臣従した徳川氏であったが相対的な自立性を有していたことを主張した。本多氏の「初期徳川氏」概念に関しては、当該期の大名権力と異なり徳川氏が統一政権を樹立した政治権力（將軍権力）への発展過程に必然的に位置づけてしまう恐れがある。だが本多氏の網羅的な同時代史料収集・分析に基づく検討に関しては、これまでの適及的な分析と一線を画す成果と位置づけられよう。なお「五カ国総検地」に関しては、その後に関連して検討された「五十分一役」の性格なども含めて、谷口央氏・鈴木将典氏がそれぞれ議論を展開している。また本多氏は、近年の政治史研究の成果もふまえたうえで、徳川家康の人物伝を著している。⁽⁴³⁾

このような同時代史料による研究潮流のなかで戦国・織豊期徳川氏に関して同時代の大名権力として本格的に検討したのが、平野明夫氏である。⁽⁴⁴⁾ 平野氏は、家康の父松平広忠までの松平（徳川）氏の生成・展開を検討された別著⁽⁴⁵⁾と併せて、徳川氏が村の有力者・有徳人から領主化し、戦国・織豊期大名、將軍権力へと転化を辿ったことを確認し、江戸時代からの研究史をふまえたうえで近世からの適及でなく「戦国大名期の徳川氏は戦国期の大名として、豊臣大名

期は豊臣期の大名として、それぞれの時代のなかに位置付けて検討すること」を説いた。そして中央権力との政治関係、儀礼を通じた権力構造・主従関係を視角として、徳川氏を通じて中近世移行期における権力論を展開した。この平野氏の研究成果により、戦国・織豊期大名としての徳川氏の態様が明らかとなり、当該期の大名権力論のなかで議論する途が開かれたといえよう。このようななかで深溝松平家忠による『家忠日記』を通じて、徳川氏の展開と戦国後期の社会を見つめ直す研究成果も出されている。⁴⁶⁾

このように当該期の大名権力論のなかで議論が可能となった徳川氏研究であるが、その態様が解明されたのに対し、その大名権力としての展開は、当該地域のみならず中央や周辺を含めて成り立つ政治・社会へ如何なる影響を与えたのか、また、その状況に応じ、如何なる領国政策が発動・実施されたのか、その政治展開とそれに規定された領国支配の解明に関しては、課題として残されている。特に大名たち地域権力は、その領国の存立(「国家」存立)のためには、領国外部勢力との交渉(外交)が不可欠であり、戦争もその外交のなかで展開した。特に近年は、戦国期室町幕府將軍の研究を含めた畿内政治史研究の進展があげられる。これまでも室町幕府將軍は、全国への政治力を喪失し傀儡化しつつも、いわゆる「礼」の秩序を担う存在として注目されてきた。これに対し、近年の研究は戦国期室町幕府將軍に対する従来の傀儡説を見直し、その存在意義を新たに問うている。⁴⁸⁾そして、この研究潮流のなかで室町幕府將軍は、戦国時代には天下という京都を中核とする五畿内よりなる中央領域を統治し、それに伴う秩序を保つ存在として君臨し、統一権力もそれを継承して展開したことが指摘されている。⁴⁹⁾そこで、このような天下に君臨するに中央権力との如何なる政治的関わりを有し、大名権力およびその基盤たる領国(「国家」)が展開していったのか、周辺勢力との具体的な政治動向の検討をpushさうえて改めて考える必要がある。この問題は同時に、上からの公権授与を重視する「戦国期守護」論や統一政権下の領国態様の評価などに対する検討ともなろう。

また、その政治基盤となる領国構造と領域支配の検討に関しても、依然として課題がある。例えば五カ国総検地を始めたとする政策は、大名権力徳川氏の主導のもとで一律に当時の勢力範囲である駿河・遠江・三河・甲斐・信濃の領国全域に実施されたと研究史上とらえられている。しかし鈴木将典氏が指摘する通り、甲斐郡内・河内両領や信濃国における従属国衆領国や支城領国⁵¹においては実施された形跡が確認できない。このように戦国・織豊期大名権力の領国支配を考えるには、その領国が各地域社会の展開に応じた本領国(直接支配領国)・支城領国や従属国衆領国の重層の複合体として構成される地域「国家」(惣「国家」という性格を有する以上、各領域において展開した支配機構とその支配実務(領域支配)をつかむ必要がある。しかもその領域は、経略国や大名領国の存立に関わる境目領域などそれぞれの地理的・歴史的展開を有する。このようなそれぞれの領域は、経略国や大名領国の存立に関わる境目領域などそれぞれのか。このことを検討するためには、個々の領域の特質とともに、大名権力を支え領域支配に携わる有力家臣(重臣)の存在・活動にも視野を向けなければならない。これまでこのような徳川家臣の検討に関しては、当主家臣の個性が大きいことに影響してか、主として家康との関係と実績がふれられている程度である。このため改めて家臣個々に関して基礎的検討をおこなったうえで、位置づけていく必要がある。また従属国衆「国家」との関係に際しては、前述の通り、大名権力の優越性を前提に従属国衆「国家」の態様を対立的に描くのではなく、両者が相俟って構成されるべき大名領国(惣「国家」)の展開のなかから領主的態様およびその領域支配をとらえるべきである⁵²。だが、その研究展開は徳川氏では、平野氏が徳川家(松平宗家)の絶対的な正統性(「血の論理」)を強調して説くように、依然として大名権力当主の優越性を求めることに力点を置く傾向にあり、相模北条氏・甲斐武田氏や安芸毛利氏などの同時期の戦国大名と比べて、まだ充分には定着してはいない。従って徳川氏研究においても、当該期大名権力としての解明の課題の一つとして、それを支え領域支配に携わる重臣や従属国衆の存在をふまえた領国構造と支配像に関して

見直し検討していくことが必要であろう。

以上の課題をふまえて、本書は前述の視角に基づき、当該期の大名権力としての徳川氏の政治展開と、基盤たる「惣」「国家」の構造と支配を検討していき、権力の本質と展開を考える。

三 本書の構成

本書は、前述の課題をふまえた視角のもとに、第一部「徳川氏の政治展開と領国支配」と第二部「徳川氏の領域支配と家臣・国衆」で構成し、それに関わる論考を配置した。いずれの論考も、その時々の問題関心に伴い執筆したのであり、その後の研究に対する見解を加えたところもあるが、基本的に発表当時の論旨に関しては変更しないこととした。

第一部は、永禄三年（一五六〇）五月の桶狭間合戦以後における徳川氏の政治展開と領国支配に関して、その時々で置かれていた政治・社会情勢との関わりより検討した論考で構成した。

永禄三年五月の桶狭間合戦以後、駿河今川氏より自立化した松平（徳川）氏は、翌四年四月より今川氏との戦争を開始する。第一章は、この政治展開に関して、近年の戦国期室町幕府將軍研究の成果をふまえて將軍足利義輝との関係に注目し、今川氏との戦争をとらえた。また補論1は、永禄十一年十月に成立した足利義昭政権との関係・立場を、徳川改姓・従五位下三河守の叙任への將軍義昭の対応を通じて検討した。

第二章は、元龜三年（一五七二）十月に本格的に始まる甲斐武田信玄による遠江・三河侵攻に関して、文書の年次比定作業を通じて検討をおこない、このうえで徳川家康との如何なる政治背景を前提とした外交関係のもとに展開して

いるのか、室町幕府將軍足利義昭・織田信長との中央情勢をも視野に置きみていく。付論は、本章での年次比定を再検証のうえで、改めて本章の成果をふまえて長篠合戦の政治背景や展開、そしてこの戦争のもつ「国郡境目相論」としての性質に関して検討した。補論2は、武田氏の遠江侵攻のなかでおこなわれた遠江宇津山城(静岡県湖西市)の城番配置と築造を通じて、徳川氏の領国支配の展開にふれる。

第三章は、天正十年(一五八二)三月以降の「東国御一統」といわれる政情下の織田権力による関東仕置の態様とその後の政情の展開に関して、東国戦国史上における位置づけをおこなう。それと併せて、豊臣政権による「関東・奥両国惣無事」⁽³⁾惣無事令論の研究成果も視野に入れて、当該期の徳川家康の立場・活動をみる。

第四章は、天正十二年三月の三河・遠江両国を対象とする徳川氏の徳政令に関して、その発令背景を押さえたうえで効用を含め検討する。そしてこの展開上になされた以後の徳川氏による領国支配の態様に関して、戦国大名たち地域権力が努めるべき「国家」存立の視点より併せて考える。

第五章は、豊臣政権の東国政策とその帰結たる関東仕置を経て形成された徳川関東領国の態様分析である。豊臣政権下の徳川氏に関しては、ようやく豊臣大名として検討する視角が打ち出されている一方、対抗的な視点よりその領国の位置づけがなされているところが依然としてある。本章では、羽柴秀吉の意向(介入)による「有力家臣団解体」と評価されてきた重臣本多忠勝の上総万喜入城を取り上げ、その政治背景と意義から改めて豊臣政権下における徳川関東領国の性格と展開を検討する

第二部は、徳川氏の領域支配に関わる家臣・従属民衆を検討した論考により構成した。

三河岡崎領を本拠とする徳川氏は、永禄九年の三河統一を経たのち大名権力としての政治展開に併せて、永禄十二年には遠江国、そして天正十年三月には駿河国へと領国を拡大した。

第一章は、松井松平忠次の政治的立場と彼を通じた徳川氏による駿河河東二郡支配を検討したものである。ここでは、松井松平忠次の東条松平家「名代」としての立場、また徳川領国の東境目の押さえとしてあった活動を確認したうえで、河東二郡「郡代」松井松平氏(忠次・康次)による同郡の領域支配をみる。

第二章は、三河国衆奥平氏の態様と動向を検討し、併せて戦国大名と従属国衆の関係に言及した。三河国衆の研究は、三河国が天下人徳川氏の揺籃地であることから、今川氏から徳川氏のなかでその歴史的展開をとらえられることが多い。しかし奥平氏のような甲斐武田氏に従属した経歴をもつ国衆やその支配領域(領国)が、その後如何なる徳川領国での立場をもち影響をあたえていったのかをふまえて、検討をおこなう。

天正十年の旧武田・織田領国をめぐる政治戦争(天正壬午の乱)を経て、徳川氏は甲斐・信濃両国を獲得することとなる(但し信濃国川中島四郡地域は、上杉景勝が領有する)。第三章以下は、この新たに領国に編成された甲斐・信濃両国における家臣・従属国衆による領域支配に関して検討する。

このうち甲斐国は、戦国大名武田氏の本国であり、武田領国時は武田氏の直接支配領域たる甲府盆地よりなる国中地域(本書では領域としてとらえ「国中領」とする)と、「譜代家老衆」としてあった本国内国衆小山田氏による支配領域の郡内領と、甲斐武田氏の一門で国衆としてあった穴山武田氏の巨摩郡南部を中心とした富士川両岸に位置する河内地域(河内領)とで構成されていた。そして武田氏と小山田氏・穴山武田氏との関係を、戦国大名武田氏による領国の一円支配を前提にその領主支配を位置づけるか、「戦国期守護」と「戦国領主」の関係でとらえるかで議論されてきた。しかし武田氏滅亡をもって中世の終焉として扱われることがあり、徳川氏がこれらの領域を如何に編成したかに関しては、十分な検討はなされていない。

そこで第三章では、国中領支配の態様と展開に関して検討をおこなう。国中領は、前述の通り戦国大名武田氏の直

接支配領域としてあった歴史的前提を有するが、徳川氏はこの領域に如何なる支配を展開していったのであるうか。この問題を通じて、当該期の大名権力が経略国において、それまでの本国と異なる前代以来の領域態様との関わりで、如何なる領域支配の態様を構築していったかを考える。

また第四章は、同じく天正壬午の乱を経た後の徳川氏による甲斐郡内領支配の態様と、その領域支配に携わった重臣鳥居元忠の地位に関して検討をおこなったものである。郡内領は、戦国大名武田領国下においては、「譜代家老衆」で本国内国衆小山田氏の支配領域であり、自律的な領域支配がなされていたのだが、このような前代以来の領域の地理的・歴史的规定をもふまえて、鳥居元忠による同領支配の態様と展開を「支城領国」としての視点より試みた。

そして第五章は、武田氏滅亡後も国衆としてあった穴山武田氏が、織田権力、徳川氏の領国において如何に展開していったのか。大名と従属国衆の両者が相俟って構成されるべき大名領国(惣「国家」)の展開を意識して、武田氏滅亡後の穴山武田氏の態様と領域支配、徳川氏との関係を検討する。

一方、徳川氏の信濃統治に関しては、これまで従属した旧来の地域領主(国衆)の支配領域と伊那郡に関しては菅沼定利による直轄領管理支配よりなると指摘されているが、その基礎的事実の確認も含めて徳川氏の領国支配の展開という視点からの検討は充分になされてはいない。そこで第六章は、徳川氏より信濃国伊那郡統治を任された三河国衆出身の菅沼定利の政治的位置と領域支配権限を考察して、伊那郡統治の実態とその性格を検討する。

補論3は、天正十三年十一月十三日に起きた宿老の石川康輝(数正の前名で知られる)の出奔に関する、信濃国衆小笠原貞慶との関係をふまえたうえで、近年の戦国大名の外交・国衆統制に携わる取次・指南の研究成果を受けて検討する。そして従属国衆の政治動向が、大名権力中枢の政務運営に結びつき与えた影響を、この事件の政治背景として確認したい。

以上の検討をふまえたうえで、終章は課題たる戦国・織豊期大名徳川氏の領国構造と支配を通じて、それに基づく当該期大名権力の本質とその政治展開を結論として提示したい。

※本書で数章にわたり多用する史料集からの引用に関しては、【表】も含め以下のように略す。このほか個々の章での史料出典略称に関しては、それぞれの章で提示する。

『愛知県史』資料編10中世3、資料編11織豊1、資料編12織豊2……愛10、愛11、愛12＋史料番号
 『静岡県史』資料編8中世四……静8＋史料番号

『信濃史料』十五卷、十六卷、十七卷、補遺上巻……信15、信16、信17、信補上＋頁数

『山梨県史』資料編4中世1、資料編5中世2上、資料編5中世2下、資料編6中世3上、資料編6中世3下……山4、山5上、山5下、山6上、山6下＋史料番号。

『上越市史』別編1上杉氏文書集一、別編2上杉氏文書集二……上越＋文書番号

『千葉県の歴史』資料編中世3(県内文書2)、資料編中世4(県外文書1)、資料編5(県外文書2・古記録)……千3、千4、千5＋頁数

杉山博・下山治久・黒田基樹編『戦国遺文 後北条氏編』一～六(東京堂出版)……戦北＋文書番号

柴辻俊六・黒田基樹・丸島和洋編『戦国遺文 武田氏編』一～六(東京堂出版)……戦武＋文書番号

久保田昌希・大石泰史・糟谷幸裕・遠藤英弥編『戦国遺文 今川氏編』一～四(東京堂出版)……戦今＋文書番号

中村孝也『新訂徳川家康文書の研究』上巻、中巻(日本学術振興会、一九八〇年)……家康上、家康中＋頁数

徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』(徳川黎明会、一九八三年)……新修家康＋頁数

神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本古文書―近世旗本家伝文書集―』上・下(東京堂出版)……記録+文書番号
 奥野高広『増訂織田信長文書の研究』上巻、下巻、補遺(吉川弘文館、一九八八年)……信長文書+文書番号

註

- (1) この国衆に関して、当時来日していたイエズス会の宣教師たちは、「殿」と呼ばれ「その身分の高い家臣や諸城主、また幾つかの地方の支配者」としている(ルイス・フロイス『日本史』序文ほか。なおルイス・フロイス『日本史』は、松田毅一・川崎桃太編『完訳フロイス日本史』一〜二(中央公論新社(中公文庫)、二〇〇〇年)を使用した)。
- (2) 当時来日していたイエズス会の宣教師たちは、このような戦国大名をポルトガル・イスパニア国王と同じ「国王」の表記をし、戦国大名領国を一つの国家ととらえていたことは、松本和也「宣教師史料から見た日本王権論」(『歴史評論』六八〇、二〇〇六年)に指摘がある。
- (3) 大名領国以外の一門や重臣に委ねられた支城領国や従属国衆領国をも、「国家」とすることには異議もあるう。だが黒田基樹氏が既に指摘するように(『戦国期外様国衆論』(『戦国大名と外様国衆』、文献出版、一九九六年)、このようにそれぞれの領国も史料上では「国」としてみえ(徳川氏の場合は第二部第四章を参照))、「家」権力のもとに「国」があったことがわかる。従って「国家」として扱う。
- (4) 譜代家臣(「譜代人」)・従属国衆ともに大名家中に属す存在であることは、黒田基樹「武田氏家中論」(平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』、岩田書院、二〇〇八年)が明らかにした通りである。しかし黒田氏も指摘するように、家中とは他家との対比で意識されたものであり、家中に属する存在でありながら大名権力による民政と軍事への関わりなどを含め譜代家臣と従属国衆とは立場の有様に関しては異なる。本書では、その差異をふまえて、以下では

譜代家臣に該当する人物のみに対し「家臣」と表記する。

- (5) 本書では、織田信長による中央権力を織田権力、羽柴秀吉による中央権力を豊臣権力、羽柴秀吉のもとに諸大名を従えた天正十六年以降の統一政権を豊臣政権とする。このようにするのは、政権の概念が①中央権力、②統一政権と一致していないことによる。なお天正十六年を統一政権の一つの画期とするのは、天下一統に目途が付き、また天下人と諸大名との間で羽柴名字・豊臣姓授与や「家格」化などの秩序が構築され(矢部健太郎『豊臣政権の支配秩序と朝廷』(吉川弘文館、二〇一一年)ほか)、それに伴う全国への統一法令の発令がなされたことによる。
- (6) 本論は一九二一年八月の講演録で、『内藤湖南全集』第九卷(筑摩書房、一九六九年)に所収。
- (7) 中村吉治『近世初期農政史の研究』(岩波書店、一九三八年)など。
- (8) 安良城盛昭「太閤検地の歴史的前提」(同『日本封建社会成立史論』上、岩波書店、一九八四年所収。初出一九五三年)。
- (9) その研究をあげるには、枚挙に遑がない。そこで、ここではその牽引を勤めた朝尾直弘氏の一連の業績をまとめた著作集『朝尾直弘著作集』全八巻、岩波書店、二〇〇三年～〇四年)をあげるに止める。
- (10) 村田修三「戦国大名研究の問題点」(永原慶二編『戦国大名論集1 戦国大名の研究』、吉川弘文館、一九八三年所収。初出一九六四年)。
- (11) 藤木久志『戦国社会史論』(東京大学出版会、一九七四年)。
- (12) 永原慶二『戦国期の政治経済構造』(岩波書店、一九九七年)。
- (13) 藤木久志「戦国法の形成過程」(藤木 註(11)著書所収。初出一九六七年)。
- (14) 石母田正「解説」(石井進ほか編『中世政治社会思想』上、岩波書店、一九七二年)。

- (15) 勝俣鎮夫「戦国法」(同『戦国法成立史論』、東京大学出版会、一九七九年所収。初出一九七六年)、同「戦国法の展開」(永原慶二編『戦国大名論集1 戦国大名の研究』、吉川弘文館、一九八三年所収。初出一九七八年)。
- (16) 勝俣鎮夫「戦国大名「国家」の成立」(同『戦国時代論』、岩波書店、一九九六年所収。初出一九九四年改題)。
- (17) 久保健一郎「後北条氏における公儀と国家」(同『戦国大名と公儀』、校倉書房、二〇〇一年)。
- (18) 神田千里「戦国期の「国」観念」(同『戦国時代の自力と秩序』、吉川弘文館、二〇一三年)。
- (19) 但し注意が必要なのは、遠藤ゆり子「戦国時代における公権の形成と国郡・探題職」(『歴史評論』六二七、二〇〇二年)が指摘しているように、勝俣氏の戦国大名「国家」論は大名と国民たる百姓との関係より論じたもので、現在の研究状況からすると従属国衆「国家」との関係が欠落している。従ってこの点を加えて検討していく必要がある。本書では、この点をふまえて惣「国家」という概念を用いる。
- (20) 市村高男「戦国期における東国領主の結合形態」(同『戦国期東国の都市と権力』、思文閣出版、一九九四年所収。初出一九八一年改題)。但し市村氏が「質的な差異」の一つとしてあげられた直接村落への文書の発給に関しては、その後江田郁夫「宇都宮氏の村落支配」(同『戦国大名宇都宮氏と家中』、岩田書院、二〇一四年所収。初出二〇〇五年)が明らかにしたように、東国旧族領主に属す下野宇都宮氏にも確認でき、指標に用いるには現在では検討を要す。
- (21) 矢田俊文「戦国期甲斐国の権力構造」(同『日本中世戦国期権力構造の研究』、塙書房、一九九八年所収。初出一九七九年)。
- (22) 今岡典和・川岡勉・矢田俊文「戦国期研究の課題と展望」(『日本史研究』二七八、一九八五年)。但し三者の議論は、長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』(吉川弘文館、二〇〇〇年)が指摘するように、「戦国期守護」に対するとらえ方が異なっており注意する必要がある。

- (23) 川岡氏の主張は一九八〇年代に始まるが、ここでは一連の研究をとりまとめた著書『室町幕府と守護権力』（吉川弘文館、二〇〇二年）をあげる。
- (24) 池享「大名領国制試論」（同『大名領国制の研究』、校倉書房、一九九五年所収。初出一九八八年）。
- (25) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）。
- (26) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」（註16『戦国時代論』所収。初出一九八五年）、藤木久志『村と領主の戦国社会』（東京大学出版会、一九九七年）など。
- (27) 勝俣 註(16)『戦国時代論』。
- (28) 黒田基樹①『戦国大名と外様国衆』（註3）、同②『戦国大名領国の支配構造』（岩田書院、一九九七年）、同③『戦国期東国の大名と国衆』（岩田書院、一九九九年）。
- (29) 菊池浩幸「戦国期領主層の歴史的位置」（『戦国史研究別冊 戦国大名再考』、二〇〇一年）。但し政治的・軍事的な統制・従属関係は主として相対的自立性の強い外様国衆、家中の地域的拡大は大名権力への依存がより大きい段階の本国内国衆の態様を対象とした議論から別個に立論されている。なお、このほかに国衆論の問題点に関しては、市村高男「戦国期の地域権力と「国家」・「日本国」（『日本史研究』五一九、二〇〇五年）などがふれている。
- (30) 黒田 註(28)①著書、丸島和洋『戦国大名武田氏の権力構造』（思文閣出版、二〇一一年）、村井良介『戦国大名権力構造の研究』（思文閣出版、二〇一二年）。
- (31) 拙稿「武田氏の領国構造と先方衆」（平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』、岩田書院、二〇〇八年）。
- (32) 江戸時代より今日に至る当該期徳川氏研究の軌跡に関しては、平野明夫「近世における松平・徳川氏研究の軌跡」、同「近現代における松平・徳川氏研究」（同『徳川権力の形成と発展』、岩田書院、二〇〇六年）が詳細に記している。

- (33) このような研究潮流のなかにおける代表的な成果として、柴田顕正『岡崎市史別巻 徳川家康と其周囲』全三冊(岡崎市役所、一九三四年～三五年)があげられる。
- (34) 煎本増男『幕藩体制成立史の研究』(雄山閣出版、一九七九年)。
- (35) 和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』(文献出版、一九九六年)。
- (36) 一九六〇年代よりの所理喜夫氏の一連の研究は、著書『徳川將軍権力の構造』(吉川弘文館、一九八四年)の「序編 松平Ⅱ徳川氏権力の生成と発展」に集成されている。
- (37) 新行紀一『一向一揆の基礎構造―三河一揆と松平氏―』(吉川弘文館(日本宗教史研究叢書)、一九七五年)。
- (38) 一九八三年～八六年に吉川弘文館より刊行された永原慶二監修『戦国大名論集』全一八巻の一巻として、小和田哲男編『戦国大名論集12 徳川氏の研究』(一九八三年)が刊行されたのも、その研究潮流によるといえる。
- (39) 本多氏による「初期徳川氏の検地と農民支配―五カ国総検地を中心に―」(『日本史研究』二一八、一九八〇年)を始めとする一連の成果は、著書『近世初期社会の基礎構造―東海地域における検証―』(吉川弘文館、一九八九年)に集成されている。
- (40) 本多隆成『初期徳川氏の農村支配』(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (41) 谷口央『幕藩制成立期の社会政治史研究―検地と検地帳を中心に―』(校倉書房、二〇一四年)。
- (42) 鈴木将典『五カ国総検地施行段階における徳川領国の基礎構造―七か条定書と年貢・夫役システム―』(『駒沢史学』六二、二〇〇四年)、同『戦国織豊期村落の年貢取体制―遠州宇布見郷年貢勘定定書の分析を通して―』(『地方史研究』三一七、二〇〇五年)、同『五十分一役』の再検討―徳川領国下の甲斐を中心に―(『戦国史研究』五一、二〇〇六年)、同『甲斐における徳川氏の天正検地』(『日本歴史』七八二、二〇一三年)など。

- (43) 本多隆成『定本徳川家康』吉川弘文館、二〇一〇年。
- (44) 平野明夫『徳川権力の形成と発展』(岩田書院、二〇〇六年)。
- (45) 平野明夫『三河松平一族』(新人物往来社、二〇〇二年)。
- (46) 久保田昌希編『松平家忠日記と戦国社会』(岩田書院、二〇一一年)。
- (47) 外交に関しては、丸島註(30)著書および同『戦国大名の「外交」』(講談社(選書メチエ)、二〇一三年)に学び、本書では地域「国家」としての側面を重視し「国家」間の政治交渉に用いる。
- (48) ここでは、その成果として山田康弘『戦国期室町幕府と将軍』(吉川弘文館、二〇〇〇年)、同『戦国時代の足利将軍』(吉川弘文館(歴史文化ライブラリー)、二〇一一年)をあげるに止める。
- (49) 神田千里「織田政権の支配の論理」、同「中世末の「天下」について」(いずれも同『戦国時代の自力と秩序』、吉川弘文館、二〇一三年所収。初出は前者が二〇〇二年、後者が二〇一〇年改稿)。
- (50) 鈴木註(42)「五か国総検地施行段階における徳川領国の基礎構造―七か条定書と年貢・夫役システム―」。
- (51) 「支城領国」とは、大名の本領国には含まれず、その地理的・歴史的展開に伴う態様に規定されて支城に配置された一門や重臣に管轄領域内における行政・軍事支配のほぼ全権を委ね、独自の判断に基づく支配権の自律性を有する領域を指し、この領域が一つの「国」として認識されていたことより概念化する。黒田基樹『戦国大名北条氏の領国支配』(岩田書院、一九九五年)の「あとがき」を参照されたい。
- (52) 徳川領国下の国衆の検討に関しては、松平庶家を対象に平野明夫「松平庶家とその家中」(平野註(44)著書所収、初出二〇〇四年)、鈴木将典「三河国衆としての深溝松平氏」(久保田註(46)編書所収)、三河八名西郷氏を対象に平野明夫「戦国期の徳川氏と三河八名西郷氏」(『日本歴史』六九六、二〇〇六年)があるが、いずれも徳川氏への依存(従属)度

の強い本国内国衆が検討対象となつて立論されている。

- (53) ここでは、その先駆的研究として藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）、近年の成果に竹井英文『織豊政権と東国社会』（吉川弘文館、二〇一二年）をあげるに止める。なお、近年は惣無事令否定の傾向にあるが、筆者は黒田基樹『敗者の日本史10 小田原合戦と北条氏』（吉川弘文館、二〇一三年）や丸島註(47)著書が指摘するように、中世法の範疇でとらえるべきであると考え。天正十七年七月二十二日付け片倉重綱宛施薬院全宗書状（『伊達家文書』、『大日本古文书 伊達家文書』四二八号文書）で、前月の出羽伊達氏による陸奥芦名氏攻略を「相替前々、不被経京儀候者、可為御越度候条」としたのは、豊臣政権による上裁とそれに伴う私戦禁止の行動準則＝惣無事令の存在を示している。ただその政治過程も含め論点は、多岐にわたり、今後の課題とせざるを得ない。本書では、前述の行動準則とそれに基づく政策を「惣無事」とする。
- (54) 代表的な研究として、柴辻俊六氏の一連の研究、『戦国大名武田氏領の支配構造』（名著出版、一九九一年）、『戦国期武田氏領の展開』（岩田書院、二〇〇一年）、『戦国期武田氏領の形成』（校倉書房、二〇〇七年）、『戦国期武田氏領の地域支配』（岩田書院、二〇一三年）をあげる。
- (55) 矢田註(21)論文。
- (56) 北島正元「徳川家康の信濃経営」、『信濃』一六一五、一九六四年。
- (57) 丸島註(30)・(47)著書。

第一部 徳川氏の政治展開と領国支配

第一章 今川・松平両氏の戦争と室町幕府將軍

はじめに

永祿三年（一五六〇）五月の桶狭間合戦以降、三河岡崎の松平元康（徳川家康）は駿河今川氏の従属下の国衆としての立場より自立し、今川氏との戦争を開始した。この政治過程に関しては、久保田昌希氏が、同時代の史料文言より、「松平蔵人逆心」・「三州過半錯乱」から、「遠州忿劇」・「遠・三忿劇」を経て、「忿劇」という今川領国の崩壊へとして描いている^①。

この今川・松平両氏の戦争中には、十三代室町幕府將軍足利義輝の停戦令（以下、この停戦令を將軍義輝の駿・三停戦令と呼ぶ）が存在する。しかし、これまでの研究では、この將軍義輝の駿・三停戦令に対し、將軍の調停能力のなさや実効性の薄さが指摘されるのみであった^②。このため今川・松平両氏の戦争のなかで十分に位置づけられることがなく、あくまでも今川・松平両氏の動向のなかでこの戦争の展開は考えられてきた。

近年、戦国期室町幕府將軍の研究の進展がみられる。この結果、戦国期室町幕府將軍に対する従来の傀儡説に見直しがなされ、新たにこれをふまえた戦国期地域権力（戦国大名・国衆）との関係へと視点が向けられている^③。そのなかでも、神田千里氏による「筆者註、將軍は）あくまでも政治的権威即ちフィクションなのであるが、しかしそのフィ

クシヨンが現実の抗争の場で威力を発揮していた」、(筆者註、戦国期室町幕府將軍の)和睦命令は、通説とかけ離れた威力をもっていた⁽⁴⁾との指摘は、戦国期地域権力と室町幕府將軍の關係を考えるうえで、重要な論点となろう。これまでも戦国初期の政治情勢に関しては、義植・義澄二系統の室町殿との關係のなかで展開していることが解明されている⁽⁵⁾。また、將軍義輝による駿・三停戦令が発給された時期は、永祿元年十一月に三好氏と和平を成立させた義輝が諸大名に対する和平政策など積極的な外交を展開し、室町幕府將軍の責務である「天下静謐」を実現させようとした時期であるとする宮本義己氏の指摘がある⁽⁶⁾。

本章は、このような戦国期室町幕府將軍の研究成果をふまえて、將軍足利義輝の駿・三停戦令の考察から、今川・松平両氏の戦争と室町幕府將軍との關係や、この戦争における停戦令の性質・意義に関しての検討をおこないたい。そしてこの検討結果より、戦国期の地域権力間戦争と室町幕府將軍に代表される中央の政治秩序との関わりの解明をおこない、松平元康の台頭をそのなかに位置づけることを目的とする。なお、松平元康はのちに徳川家康と姓名を改めるが、本章の対象時期は松平元康期であるので、松平元康で統一する。

一 室町幕府將軍足利義輝の駿・三停戦令

はじめに本章の論の中心となる室町幕府將軍足利義輝の駿・三停戦令に関する、これまでの研究を概観する。そのうえで問題点を指摘し、改めて内容を確認したい。

將軍義輝の駿・三停戦令とは、次に掲げる史料1～3の足利義輝御内書と史料4の將軍義輝の側近である上野信孝の添状である。内容は、いずれも將軍義輝が駿河今川氏と三河岡崎松平氏との戦争を停戦・和平させるよう指示した

ものである。

【史料1】足利義輝御内書〔真崎文庫所藏文書〕愛11一八四

就当国与岡崎鉦楯之儀、関東之通路不合期之条、不可然候、閣是非早速和睦者、可為神妙候、委細(三条西実澄)三条大納言并

文次軒可演説候、猶信孝(上野)可申候也、穴賢、

正月廿日 (足利義輝)〔花押〕

今川上総介殿 (氏貞)

【史料2】足利義輝御内書〔真崎文庫所藏文書〕愛11一八五

就氏真与三州岡崎鉦楯之儀、関東之通路不合期之条、不可然候、仍差下三条大納言并文次軒遣内書間、急度加意(三条西実澄)

見、無事之段加馳走事肝要候、猶信孝(上野)可申候也、

正月廿日 (足利義輝)〔花押〕

北条左京大夫とのへ (氏康)

【史料3】足利義輝御内書写『秋田藩採集文書』愛11一八六

就駿州与三州鉦楯之儀、関東之通路不合期之条、急度和睦可然候、仍对氏真遣内書候間、堅加意見可相調事簡要(今川)

候、為其差下文次軒候、猶委細信孝(上野)可申候也、

正月廿日 (足利義輝)〔花押同前〕

武田大膳大夫入道とのへ (信玄)

【史料4】上野信孝添状〔佐竹古文書〕愛11一八七

就駿州・三州鉦楯之儀、関東之通路不合期之段、諸人之煩、余不可然被思召候、然者双方同前堅被仰出候条、被(今川氏真)

〔対申繪州有御意見、無事之段急度可被仰調之由、得其意可申入之旨被仰出候、猶委細文次軒演説可申候間、不能

巨細候、恐惶謹言、

正月廿日

〔上野〕
信孝〔花押〕

〔武田信玄〕
大膳大夫入道殿参

人々御中

史料1〜4は、これまでの研究において、次のように指摘がなされてきた。

まず年次比定に関してだが、『静岡県史』資料編7中世三などでは永禄四年（一五六一）としてきた。^⑦ 永禄四年と年次比定してきた根拠は、史料2を受けたと考えられる五月一日付け酒井忠次宛北条氏康書状（後掲の史料10）・同水野信元宛北条氏康書状写（同史料11）との関連による。このうち前者の北条氏康の花押に基づき、永禄四年と年次比定したのである。この年次比定をふまえて、平野明夫氏は後者の水野信元宛北条氏康書状写（史料11）にある「去年候筋目」の文言より、今川氏と松平氏は桶狭間合戦直後より戦闘を開始したとした。^⑧

また史料1〜4は、松平元康の早道馬献納との関連がある。松平元康の早道馬献納とは、永禄四年三月に元康が誓願寺泰翁を通じて室町幕府將軍足利義輝に早道馬、すなわち飛脚馬を献納したことである（後掲の史料9^⑨）。宮本義己氏は、この松平元康の早道馬献納を將軍義輝による今川・松平両氏の和平に絡めたものとしてとらえた。そのうえで、將軍義輝はこの和平により、「天下静謐」の一環として、今川・松平・織田氏たち東海三大名の鼎立を凶つたとする。また松平氏としては、この早道馬献納を通じて、「將軍家に改めて元康の存在意義を知らしめ、今川氏との和平を有利に導く心積もりでなかったかと察せられる」と指摘している。^⑩

しかしながら先に記した史料1〜4の年次比定の根拠と推察される、永禄四年に年次比定される北条氏康書状（後

掲の史料10)の花押は、永祿四年の花押に比べて、左端部横線の位置の下降が一層顕著な点などで永祿五、六年における氏康の花押の形態に類似するとして年次に関して検討を要する、との山口博氏の見解がある¹¹⁾。さらに本多隆成氏は、当事者の今川氏真による書状・感状類を一覧化され、永祿四年四月より氏真が「岡崎逆心」・「松平藏人逆心」と相次いで非難し、また「三州錯乱」・「參州忿劇」と事態をとらえていることより、戦争の本格化はこの頃であったことを指摘している¹²⁾。

これらの見解をふまえると、改めて今川氏と松平氏の戦争の開始がいつからなのかを確認する必要がある。そしてそのうえで、松平元康の早道馬猷納や將軍義輝の駿・三停戦令を位置づけていかなければならないであろう。

そこで、ここではまず史料1〜4の内容を確認しておきたい。これによると、將軍義輝の駿・三停戦令は、今川氏と松平氏の戦争のなかで、①現存は、今川方のみであるが、「双方同前堅被仰出候条」(史料4)とみえることより今川・松平両氏に伝達されたと考えられること、②北条・武田両氏への今川・松平両氏の和平援助の要請(史料2〜4)から、駿甲相三国同盟を前提としたものであったこと、③將軍義輝による今川・松平両氏の戦争への介入名目は、「関東之通路不合期之条、不可然候」(史料1・2、史料3は「関東之通路不合期之条」のみ)、「関東之通路不合期之段、諸人之煩、余不可然被思召候」(史料4)とあることより、関東の通路への今川・松平両氏の戦争が妨げとなることであり、これに対し天下主宰者(天下人)としての將軍義輝が秩序保持を図るというものであったこと、④この和平交渉には、三条西実澄と同朋衆の文次軒孝阿が將軍義輝側の和平政策者として活動していることがわかる。三条西実澄は、この時に正二位権大納言にあり、『公卿補任』によると永祿二年五月二十五日に今川氏との縁戚関係により駿河国に下向し¹³⁾、同四年までは滞在していた。同五・六年に関しては、『公卿補任』では「在駿州」・「在国」の記述はない。但し平野明夫氏が指摘するように¹⁴⁾、永祿六年に関しては『お湯殿の上の日記』より閏十二月十二日に上洛しているこ

とが確認できる。従って『公卿補任』の記載なしは漏れではなく、永禄五年にも実澄は一時上洛していたことが想定され、將軍義輝の駿・三停戦令はこの時に発給された可能性が考えられる。

このほかに、平野明夫氏は史料上の今川氏真の敬称が「殿」書きであることより今川氏の家格上昇、具体的には『光源院殿御代当参衆并足軽以下衆覚』で確認できる御相伴衆に列せられたことを示すとす⁽¹⁶⁾。

以上の検討より、今川・松平両氏の戦争は両氏間の争いに止まるのではなく、室町幕府將軍や近隣同盟者などの地域をも含む戦争として展開していたこと、そして三条西実澄の上洛時期をふまえると、將軍義輝の駿・三停戦令の発給が永禄五年である可能性があることが読みとれよう。従って今川・松平両氏の戦争の開始時期・展開と室町幕府將軍との関係の解明が、この將軍義輝の駿・三停戦令を考察するうえで重要となる。

そこで次節では、まずは今川氏と松平氏の戦争の開始時期・展開に関して考察していきたい。

二 今川・松平両氏の戦争の開始と展開

永禄三年(一五六〇)五月、今川義元は自ら尾張織田方に対する尾張鳴海領など境目領域平定のため出陣し、十九日に大高城(愛知県名古屋市緑区、以下愛知県の地名は県名を略す)への進軍中に陣した桶狭間の地(名古屋市緑区・豊明市)で、織田信長の攻撃に遭い戦死した。この今川勢の敗北のなかで、松平元康は三河岡崎城(岡崎市)に入った。それとともに、松平元康は新たに織田氏との境目領域に位置することとなった岡崎領国(国家)存立のための対応が求められていくこととなる。この桶狭間合戦後の松平元康の立場と動向をふまえたうえで、平野明夫氏は先の五月一日付け水野信元宛北条氏康書状写(史料11)より、松平元康は桶狭間合戦直後より今川氏との戦闘を開始したとする⁽¹⁸⁾。

しかし既に述べた通り、五月一日付け水野信元宛北条氏康書状写(史料11)に関しては、年次比定の再考が必要である。これをふまえたうえで、平野氏が松平元康が桶狭間合戦直後より今川氏との戦闘を開始したとする見解に対し、検討していきたい。

まず永禄三年六月三日に三河国碧海郡の崇福寺(岡崎市)に出された松平元康禁制写(崇福寺所蔵木札禁制)愛11-132であるが、平野氏は永禄元年八月二十六日付け崇福寺宛今川義元判物(崇福寺文書)愛10-211との関連なかで、元康が違反者を処罰することに注目して、崇福寺に対する今川権力の否定を意図したものととらえた。そのうえで、松平氏は永禄三年六月以前に今川氏の従属下を脱したとされ、桶狭間合戦直後に戦闘を開始したとする。¹⁹しかし、この松平元康禁制写は今川義元判物を継承して、松平元康が崇福寺に対し岡崎領を統治する地域領主(国衆)としての立場を示したもので、これをもって今川権力の否定や桶狭間合戦直後に今川氏との戦闘状況を開始したとするには疑問である。

また松平氏は、桶狭間合戦直後に高橋郡域の拳母・広瀬・伊保・梅坪(いずれも豊田市)と知多郡石瀬(常滑市)で織田方と戦ったとされる。²⁰このうち永禄三年七月におこなわれた知多郡国衆水野氏との石瀬での戦いに関しては、同年に年次比定できる八月朔日付け寛重成宛松平元康感状写(『譜牒余録』後編卷一七)愛11-24などより確認できる。

一方、拳母・広瀬・伊保・梅坪での戦いに関しては、梅坪での戦いのみ永禄四年八月二十六日付け鱸信正宛今川氏真感状写(『伊予古文書』二九)愛11-152から、永禄三年九月十日の今川氏による戦闘が確認できるが、相手は不明である。平野氏は、弘治四年(永禄元年)二月二十六日付け匂坂長能宛今川義元判物写(『今川一族向坂家譜』愛10-219)では広瀬、永禄三年十二月十一日付け大村弥兵衛宛今川氏真書状写(『御家中諸士先祖書』愛11-55)では衣(拳母)衆に対し大村弥兵衛の知行分である「参河国衣領之内二蔵分百参拾参貫文」が宛行われていることがみられることより、

桶狭間合戦直後に挙母・広瀬・伊保・梅坪で松平氏が戦った相手は今川氏であるとする⁽²¹⁾。しかし、高橋郡域は三河・尾張両国の境目に位置し、この直後に織田信長の侵攻をうけている事実(『信長公記』首巻)愛11-10-3をみると、今川領国として、特に桶狭間合戦以後は不安定な政情にあることが確認できる。また、この戦闘を今川氏が松平氏との戦争としてとらえた史料もみられない。このことより、挙母・広瀬・伊保・梅坪で戦った松平氏の行動は、今川氏による梅坪での戦闘の事実と、織田方と戦ったとされる松平氏側にある後世の伝承とを併わせると、対今川氏ではなく、むしろ今川方の一員として出陣した戦闘ともとらえることができる。

ほかに平野氏は、永禄三年カと年次比定される六月六日付け松井忠次宛松平・元康起請文(「松井家文書」愛11-1-19)⁽²³⁾に注目し、元康が松井忠次を東条松平亀千代の「名代」に任じたことに元康の自立をみて、これ以前に今川氏の従属下より脱しことを推測する⁽²⁴⁾。だが、これは桶狭間敗戦の不安定な情勢下に、元康が当主が幼少という不安定な東条松平家の保護に自立的に働いたことは指摘できるが、それを反今川の行動として結びつけて考えることはできないのではないか。

その一方で、永禄四年正月に、松平宗家との関係が深い庶家の竹谷松平氏が今川氏真へ年頭の祝儀をおこなっていることが確認できる(「竹谷松平家文書」愛11-7-4)⁽²⁵⁾。松平庶家の行動ではあるが、この時点でも、まだ今川氏の従属下にあるのである。このような松平庶家が、松平宗家とともに対今川氏の立場で行動するのは、深溝松平氏の行動より永禄四年四月以降と考えられる。

以上のことをふまえると、平野氏が指摘する桶狭間合戦直後より松平氏は今川氏との戦闘状態に入ったとする見解は、再検討する必要があるのではないだろうか。もちろん平野氏が指摘するように、松平元康は既に自立的な行動を始めている。従ってそれをふまえて、開戦に至るまでの今川・松平両氏の緊張感や動きも読みとる必要がある。し

かし自立が、即刻今川氏との敵対とは限らないのである。このことを確認したうえで、今川氏との敵対の本格化を示す両者が実際に開戦へと至った時期を検討していきたい。

では、いつから今川氏と松平氏は開戦へと至るのであるのか。このことに関して、当事者の今川氏真がのちに次のような認識のもとで判物を発給していることに注目したい。

【史料5】今川氏真判物〔鈴木重信氏所蔵文書〕愛11五六六

(永祿四年)

去酉年四月十二日岡崎逆心之刻、自彼地人数宇利・吉田江相移之处、同五月廿日父平左衛門と重勝并近藤石見守

(連龍)

(鈴木)

(鈴木)

(康用)

両三人、於三州最前令忠節、其已後飯尾豊前最前逆心之砌、遠・三念劇之所、牛久保・長篠籠城刻、長篠江数度兵粮入置之、牛久保江数多人数送迎、無二令奉公之段、神妙之至也、其上於三州一城相踏、人数抱置、殊近藤石見守彼地二令堪忍同前尔走廻事、前後共忠節之至也、然者於三州出置吉河就相違、只今令訴訟之間、為其改替遠州引間領之内新橋郷・小沢渡郷・人見之郷三ヶ所、不及檢地之沙汰、永為知行所出置不可有相違、并寺社領・山芝・河原・野林可令支配、諸役等自前々就無之者、令免除之、重而忠節之上可加扶助、守此旨、弥可抽忠功之状如件、

永祿拾卯年八月五日

(今川氏真)
上総介(花押)

(重勝)
鈴木三郎太夫殿

近藤石見守殿

史料5は、今川氏真が鈴木重勝と近藤康用へ、永祿四年四月十二日における「岡崎逆心」の際の忠節や飯尾連龍の「逆心」による「遠・三念劇」の際の牛久保(豊川市)・長篠(新城市)での働きなどを賞し、領有をめぐる係争地の三河国八名郡吉河(新城市)の替地として遠江国引間領の新橋・小沢渡・人見三郷(いずれも静岡県浜松市)の知行を宛行い、

諸役を免除したものである。ここで注目したいのは、氏真が鈴木重勝と近藤康用へ所領を宛行った忠節の背景の一つとしてあげる「去酉年四月十二日岡崎逆心之刻」である。この史料自体は、松平氏との戦争の開始から六年後の永禄十年のものであるが、当事者の一人である今川氏真の認識を知ることができる。これは如何なる状況をさすのであろうか。その状況の解明と意義を検討したい。

永禄四年のこの頃の状況を概観すると、同年二月に松平氏は水野氏を介して織田氏と和睦したとされる²⁶。その後閏三月二十一日に、松平元康は三河国加茂郡の築瀬家広・原田種久・同藤左衛門に対し、進退保証の起請文を発給している(『譜牒余録』巻二「愛11九七」)。そして四月三日・五日には、深溝松平康定・都築右京進に対し、東条(西尾市)攻めの戦功を賞し所領を宛行っていることより(『譜牒余録』巻四〇・「同」巻三六「愛11一〇〇・一〇一」)、東条吉良氏を攻め、十一日には三河国牛久保で合戦が行われていることが確認できる。このうち牛久保は、同支配領域を治める国衆牧野氏の拠点であるが、弘治二年(一五五六)初頭における牧野民部丞の「逆心」により、この頃には今川氏の支城として三河支配の重要拠点であったことが糟谷幸裕氏により指摘されている²⁷。

今川氏真が「去酉年四月十二日岡崎逆心之刻」と記した状況とは、この四月十一日の牛久保合戦に該当するものと考ええる。「去酉年四月十二日」と記されたのは、この合戦が十一日から翌日におこなわれたことによるか、あるいは六年後に伴う認識から来るものであろう。そこで牛久保合戦に関する史料二点を次に掲載する。

【史料6】今川氏真感状写(「牧野文書」愛11二三五)

去年四月十一日牛窪岡崎衆相動候刻、味方中無人数之処、自最前無比類、於風呂構令刀切之旨神妙也、弥可抽粉骨者也、仍如件、

永禄五

八月七日

稲垣平右衛門
(重志)氏真在判
(今川)【史料7】今川氏真判物写(「牧野文書」愛11-122)²⁸⁾(包紙ウハ書)(異筆)

「氏真御状」

永禄四年酉六月十一日」

稲垣平右衛門尉
(重志)

近年出置切符参拾貫文之事

(弘治二年)

右、去辰年牧野民部丞逆心之刻、別而抽忠節、今度松平藏人令敵対之上、於牛久保令馳走云々、殊子藤助於西

尾走廻、父子勸忠信之条、今度牧野弥次右兵衛尉・西郷令同意為別心之間、從当年彼給恩地方参拾貫文之内、牧

野郷加茂散田方拾貫文、一宮東願寺方拾壹貫六百文、但屋敷分共、此内壹貫六百文者为上納所可令取沙汰、并牧

野平左衛門尉母割分拾貫文、合参拾貫文為定所令扶助也、縦向後西郷以忠節雖企訴訟、為各別之条、永不可有相

違者、以此旨、弥可存忠功之状如件、

永禄四^辛年

六月十一日

(今川氏真)
花押

史料6より、去年(永禄四年)四月十一日に牛久保へ「岡崎衆」(松平氏)が戦鬪を仕掛けてきた事実がわかる。そして永禄四年四月十六日付け稲垣重宗宛今川氏真朱印状(「稲垣平右衛門・同藤助古文書」愛11-106)に「今度牧野平左衛門入道父子、去十一日之夜令逆心、敵方江相退」とあることより、この松平氏の攻撃に応じて十一日夜には牧野平左衛門入道父子が「敵方」(松平氏)に与したことが確認できる。²⁹⁾ また史料7は、弘治二年の牧野民部丞の逆心、今度の松平元康との敵対に際し、牛久保での稲垣重宗と西尾(西尾市)での子藤助の忠節を賞し、松平氏に与した牧野弥次右兵

衛尉・西郷正勝の給恩地である牧野郷(豊川市)など三〇貫文を宛行つたものである。これらの史料より、牛久保合戦とは松平氏が永禄四年四月十一日におこなつた牛久保への攻撃であり、牧野一族の平左衛門入道や弥次右兵衛尉、八名郡の西郷氏が与した事実が読みとれる。この動向に対し、史料5によると、今川方の鈴木重勝・近藤康用たちは「彼地」(彼らの活動拠点たる遠江国井伊谷(静岡県浜松市天竜区)カ)から三河国八名郡宇利(新城市)・吉田(豊橋市)へ行動したのである。

この後、松平氏は同十五日に田峯菅沼氏との盟約を結び(「久能山東照宮博物館所蔵文書」愛11-105)、一方、今川氏には鶴殿氏・奥平氏が付いたことが確認できる(『鶴殿系図伝』巻之一)・『松平奥平家古文書写』愛11-108・1123)。
すなわち、この時点での三河国内での松平・今川方を示すと、

松平氏：牧野平左衛門入道・同弥次右兵衛尉(牧野氏一族、宝飯郡)・西郷氏(八名郡)・田峯菅沼氏(設楽郡)

今川氏：東条吉良氏(幡豆郡)・牧野成定(宝飯郡)・鶴殿氏(宝飯郡)・奥平氏(設楽郡)
となり、三河国を二分化する状況にあったといえる。

今川氏真が「去酉年四月十二日岡崎逆心之刻」と記した政治状況は、単なる「岡崎逆心」(松平氏の反乱)ではなく、永禄四年四月十一日に松平氏が今川領国である東三河牛久保を攻撃したことを起因とした、このような三河国を二分化させる戦争状況の開始(三州錯乱)をも含んでいたのである。この検討結果をふまえると、松平氏は永禄四年四月に今川領国の東三河の牛久保を攻撃し、三河国を二分化させる戦争を開始させた、この時期こそが今川氏との戦争の開始時期としてとらえることができよう。以後、松平氏は今川氏と永禄十二年まで戦争を続けていくこととなる。

このように今川・松平両氏の開戦への過程とその展開をとらえると、両氏の戦争のなかで発給された史料1~4、五月一日付け酒井忠次宛北条氏康書状(史料10)および水野信元宛北条氏康書状写(史料11)のいずれも、三条西実澄の

上洛時期も併せたとうえで、それぞれの内容と状況より考えて永祿四年ではなく、本多隆成氏も指摘するように、永祿五年と年次比定したほうが妥当であると考える。

以下、次節以降では、これらの史料を永祿五年と年次比定したうえで、改めて松平元康の早道馬献納や將軍義輝の駿・三停戦令についての検討をおこなっていく。

三 松平氏と將軍義輝

前節では、松平氏と今川氏の戦争の開始を永祿四年（一五六二）四月として指摘した。それでは、この二カ月前におこなわれた松平元康の早道馬献納の意義を如何に考えたらいいのであろうか。この節では、この問題に関して検討していきたい。

松平元康と室町幕府將軍足利義輝とは、弘治二、三年（一五五六、五七）の元康の婚姻を契機として関係が始まったとされる。それは、次の史料に基づく。

【史料 8】 足利義輝御内書写『武家雲箋』⁽³¹⁾

遠路使者差越、殊更御馬一疋鹿毛献之、御満足被思食、御自愛不斜候、為其方嫁娶之祝儀、御太刀一腰来国光被下之候、尚細川^(氏綱)右京大夫可申也、

五月十六日

^(足利)
義輝御判

「弘治三也」 松平^(元康)藏人とのへ

史料 8 の内容は、松平元康の馬献上を賞し、元康婚姻の祝儀として太刀一腰（来国光）を与えることを記した將軍義

輝の御内書である。松平元康と今川一族関口氏の娘(筑山殿)との婚姻は、弘治二、三年とされる。これが、史料8に「弘治三也」と記載された根拠であろう。

平野明夫氏は、これに対し、「松平藏人」の署名が永禄二年五月十六日以降にみえ、また「尚細川右京大夫可申也」との記述に注目し、細川氏綱が死去した永禄六年十二月二十日以前として、婚姻から遠くない時期として永禄三年かと年次比定した。³²このうえで將軍義輝との関係は、弘治二、三年の元康の婚姻に際し元康が献馬したことにより始められ、その將軍義輝よりの返答が永禄三年になされたとした。このことより、平野氏は松平元康の献馬が弘治二、三年と永禄四年の二度おこなわれたとする。但し、その後平野氏は次の宮本義己氏の批判などを受けて、史料8を「偽文書と判断」し、この見解を見直している。³³

この平野氏の最初の見解に関しては、特に御内書に記された添状発給者である細川氏綱の問題より宮本義己氏の批判がある。³⁴宮本氏は義輝御内書に対する添状発給者を一覽され、添状発給者は將軍義輝側近の大館晴光・上野信孝や政所頭人伊勢貞孝に基本的に限ることを確認した。また、この時期に山城国淀(京都府京都市伏見区)にいた細川氏綱が添状を発給することができたのか、と指摘する。そのうえで史料8に関しては、基本史料として用いられることを憚れるとした。従って宮本氏は、松平元康の献馬は永禄四年のみの一回であるとす。

この宮本氏の当該期の添状発給という視点よりの史料8に対する見解は、筆者も宮本氏に賛同する。従って史料8は、松平氏と將軍義輝との関係の検討よりは「はずすこと」としたい。

これにより、松平元康と將軍義輝の関係は、永禄四年の松平元康の早道馬献納が最初であるといえる。そこで、改めて永禄四年における松平元康の早道馬献納の意義に関して考えたい。そのため松平元康の早道馬献納に関する史料を掲載する。

【史料9】 足利義輝御内書〔誓願寺文書〕愛11一五九三

今度早道馬事、内々所望由申候処、対松平藏人佐被申遣馬一疋嵐鹿毛即差上段悦喜此事候、殊更無比類働驚目候、

尾州織田三介かたへ雖所望候、于今無到来候処、如此儀別而神妙候、此由可被申越事肝要候、尚松阿可申也、

(永禄四年)
三月廿八日
(足利義輝)
(花押)

誓願寺泰翁

史料9は、平野・宮本両氏の研究が指摘する通り、永禄四年と年次比定できる。この根拠は、同時期にみられる今川氏真と織田信長の早道馬献納と考へ併せての検討による。これは、今川氏真の早道馬献納³⁵に關わる六月二十八日付大館晴光宛朝比奈泰朝書状写『古簡雜纂』戦今一七一六の端裏書にある「永禄四・七・十三」との記述がみられること、また同じく早道馬献納に關わる織田信長書状「お茶の水圖書館所藏大館文書」『増訂織田信長文書の研究』上巻八一四頁³⁶における信長の花押が永禄三年九月以降に該当し、受給者の大館輝氏が永禄五年五月頃に戦死したとされることより、史料9を考へ併せると、永禄四年に年次比定できることによる。

受給者の誓願寺泰翁は、岡崎出身の僧侶で当時は京都誓願寺(京都市中京区)の住職にあり、のちに徳川改姓などの松平(徳川)氏の京都外交に従事した人物である。このことより、平野氏は誓願寺泰翁を徳川氏の京都雜掌と位置づける³⁸。

史料9の内容は、將軍義輝の早道馬所望に対し、松平元康が織田信長よりいち早く応じ、誓願寺泰翁を通じて馬一疋(嵐鹿毛)を献納したことを賞した將軍義輝の御内書である。

宮本氏は、前述の通り史料9を今川・松平両氏の和平に絡めたものととらえた。このうえで、いち早く早道馬献納に応じた松平氏の行動を「元康の存在意義を知らしめ、今川氏との和平を有利に導く心積もりでなかったかと察せら

れる」とする。

しかし、第二節での検討より、今川氏と松平氏が戦闘状態に入るのは、永禄四年四月以降であることを確認した。これをふまえると、史料9の松平元康の早道馬献納はその二カ月前にあたり、今川・松平両氏の和平に絡めたものとしてでなく、むしろ今川氏との戦争開始との関連が問われる。それでは、なぜ松平元康はこの時期に將軍義輝に対し早道馬献納をおこなったのであろうか。

注目すべきは、同時期におこなわれた越後長尾景虎（永禄四年閏三月に上杉政虎、年末に輝虎と改め、のちに出家し謙信を号するため、以下では上杉謙信で統一する）による関東侵攻との関連である。久保田昌希氏は、松平氏の今川領国への侵攻を上杉謙信との連携行動としてとらえている。³⁹この久保田氏の指摘をふまえながら、以下に検討しよう。

上杉謙信は、永禄三年八月末日に山内上杉光哲（憲政）を奉じて、関東へ侵攻を開始する。そして上野厩橋城（群馬県前橋市）で越年した後、翌四年三月に謙信は関東諸將を率い、北条氏の本城である相模小田原城（神奈川県小田原市）を攻囲していた。⁴⁰

これに対し、大久保俊昭氏が指摘するように、⁴¹北条氏との同盟者である今川氏は援兵を派遣し（「小倉文書」戦今一六九一ほか）、また当主氏真自身も出馬を予定するという状況にあった（「大藤文書」戦今一六六二）。つまり今川氏は、この時期は北条氏との同盟関係に基づき対越後上杉氏に追われていたのである。

この状況をふまえたうえで、注目したいのは、この謙信の関東侵攻が將軍義輝との政治連携のもとにおこなわれていたことである。⁴²このことと関連して、同時期におこなわれた松平元康の早道馬献納の意義に関しても考える必要がある。

これを考慮すると、次のように松平元康の早道馬献納の意義に関して指摘できよう。すなわち松平元康は、早道馬

献納を通じて将軍義輝との政治関係を取り結ぶことにより、今川氏の従属国衆としての立場から室町幕府将軍の直臣的領主としての立場を獲得した。それと同時に、上杉謙信の関東侵攻に同調するような私たち、松平・上杉両氏間の直接的な関係ではなく、⁽⁴³⁾将軍義輝を媒介とした間接的な関係で今川領国に侵攻したといえる。これまで松平氏による今川氏との戦争の開始には、織田氏との和睦に伴う外交政策の転換を指摘されることがある。⁽⁴⁴⁾しかし、ここでの検討結果としては、将軍義輝との政治関係こそが重要な意義をもとう。

以上の検討により、今川氏と松平氏の戦争は両氏のみによる戦闘ではなく、将軍義輝と松平元康との政治関係のもとにおこなわれたものであると確認した。そして、ここに今川氏との戦争を開始する前に将軍義輝との政治関係の取り結びを目的としておこなわれた、松平元康による早道馬献納の意義が指摘できよう。松平氏による今川領国牛久保への侵攻は、このような政治背景のもとにおこなわれたのである。

四 将軍義輝の駿・三停戦令の意義

これまでの検討より、今川氏と松平氏の戦争は、室町幕府将軍足利義輝と政治関係を取り結んだ松平元康が上杉謙信の関東侵攻に時を同じくして、永禄四年(一五六二)四月に今川領国東三河の重要拠点である牛久保に侵攻したことに始まることを指摘した。

ところが第一節での検討によると、永禄五年正月には、史料1-3のように今川・北条・武田三氏の駿甲同盟に對し、今川氏と松平氏との戦争を停戦・和平させるよう指令させた将軍義輝の御内書が発給されている。それでは、これは如何なる背景のもとで、将軍義輝より今川・北条・武田三氏に對し発給され、活用されたのであろうか。この

節では、このことを考慮して將軍義輝の駿・三停戦令の意義に関して検討していきたい。

永禄四年四月に松平氏との戦争を開始させた今川氏真は、二ヵ月後の六月に將軍義輝に対し早道馬献納をおこなった『古簡雜纂』戦今一七一三。このような今川氏真の対將軍外交に関しては、室町幕府將軍の權威を通じた三河国の保持とされる平野明夫氏の見解がある。⁽⁴⁵⁾

この見解を考え併せると、この今川氏真の早道馬献納は、將軍義輝の要求に応じることにより、將軍義輝との政治関係に基づく松平氏による侵攻を回避しようとした動きとして読みとれよう。実際に今川氏においては、松平氏との開戦二ヵ月後には、將軍義輝に松平氏の侵攻に対し回避を求める動きがみられるのである。

この動きは今川氏のみでなく、北条氏も含めた駿甲同盟としての働きかけと推察される。そしてこの動きが、將軍義輝の駿・三停戦令の発給へと繋がっていく。それを示すのが、次の二通の北条氏康書状である。

【史料10】北条氏康書状〔里見忠三郎氏手鑑所収某家所藏文書〕愛11-11-1

(松平元康) 駿州一和之儀、以玉滝房申届候、成就於氏康令念願計候、併可在其方馳走候、恐々謹言、

五月朔日 (北条) 氏康(花押)

酒井左衛門尉殿 (忠次)

【史料11】北条氏康書状写〔『小田原編年録』附録四〕愛11-11-2

久不能音問候、抑近年対駿州被企逆意ノ由、誠以歎敷次第候、就之自駿府当方へ出陣ノ儀承候間、(北条) 氏康自身出馬無抛敷、(駿) 州閣急敵、於三州弓矢無所詮候、去年来候筋目駿・三和談念願、就中三垂相如御物語ハ、就彼調

被成下京都御下知、当国へ毛被、書由、各御面目到候哉、(至) 松平方へ有意見、早々落着候様、偏二其方可有御馳走

候、委細口上申含候間、令省略候、恐々謹言、(元康)

五月朔日

水野下野守殿
(信元)(北条)
氏康花押

史料10は、北条氏康が松平家宿老の酒井忠次に対し、今川氏真との和平を要請し働きを求めたものである。

また史料11は、松平氏との親戚関係にある尾張小河の水野信元に対し、將軍義輝の停戦令が発給されたことを告げ、松平氏に対し今川氏との和平に応じるよう馳走を命じたものである。この史料10・11は、これまでの検討から史料1・4の將軍義輝の停戦令をふまえて発給されたものであり、年次は永禄五年のものであることを指摘した。

ここで注目したいのは、今川氏との同盟関係にある北条氏が將軍義輝の停戦令に積極的に応じ、史料10・11のように働きかけていることである。それでは、北条氏がこの將軍義輝の駿・三停戦令に積極的に応じ、今川・松平両氏の停戦に働きかけた、その意図は何であろうか。

史料11によると、北条氏康は今川氏真より出陣を承ったことに出馬するしかないとしたうえで、「□州閣急敵、於三州弓矢無所詮候」と記している。□は、字がはつきりとは判読しがたい。⁴⁶しかし、本文書の内容と当時の政治状況を考えると、「駿」カと推察できる。また「急敵」とは、越後上杉氏のことではなからうか。すなわち北条氏康は、今川氏が上杉氏より三河国での戦争に重きをおくことを仕方がないのかとする。ここには北条氏は上杉氏の脅威を感じ、本来なら今川氏を含む駿甲同盟で対処したく、三河国での戦鬪を避けたいとの意識であったことがわかる。そのため北条氏康は「駿三和談」を念願したところ、三条西実澄より將軍義輝が停戦を指示し、当国すなわち北条氏へも史料2の御内書が発給されたと伝えてきたことに対し、この戦争に関わる皆が有り難い限りではないかとする。⁴⁷

また、これが三条西実澄を通じて伝えられていることより考慮すると、今川・北条両氏の対將軍外交の働きかけによる結果と考えられる。これにより史料10・11のような北条氏康の働きかけには、將軍義輝の停戦令に対し、その政

治的効果を期待している背景が読みとれよう。

これらの検討より、將軍義輝の駿・三停戦令は將軍義輝との政治連携によりおこなわれた上杉謙信の関東侵攻・対武田戦という状況のなかで、それと時を同じくしておこなわれた松平元康の今川領国への侵攻を回避すべくおこなわれた駿甲相同盟、特に今川・北条両氏の働きかけ⁴⁸、と考えられるのである。そして、そこには対將軍外交を通じた戦争の停戦と戦鬪の回避という、室町幕府將軍の停戦令に政治的効果を期待する意識がみられるのである。但し停戦自体は、この將軍義輝の駿・三停戦令を受けた北条氏康の動きにみられるように受給者側の自力に委ねられたものであったことがわかる。この結果として、將軍義輝の駿・三停戦令は今川氏との戦争により「国家」存立を図る松平氏に効果を奏することなく、この後も戦争は継続されていくこととなる。

一方、將軍義輝としては、この受給者側の動きを受け入れることで受給者を影響下におき、自らの責務とする「天下静謐」を図ったといえよう。実際に今川・松平両氏に対しての場合、第一節でみた通り、將軍義輝はこの戦争が関東の通路への妨げとなるとして、天下主宰者(天下人)としての立場より秩序保持を図るといふ意図で、駿・三停戦令を発給しているのである。

つまり將軍義輝の駿・三停戦令には、このような將軍義輝側の「天下静謐」を図る責務を活用した受給者の政治的効果への期待が窺えよう。戦国大名たち地域権力は、このように戦争において室町幕府將軍の政治的効果を期待し活用することで、戦争を自身に有利な状況へと導いたのである。ここに今川・松平両氏の戦争のなかで発給された將軍義輝の駿・三停戦令の意義があるといえよう。

おわりに―戦国期地域権力間戦争と政治秩序―

本章では、室町幕府將軍足利義輝の駿・三停戦令の年次比定と内容を確認したうえで、今川・松平両氏の戦争、將軍義輝との関わり、そこにおける將軍義輝の駿・三停戦令の意義に関して検討をおこなった。この結果をまずはまとめよう。

まず將軍義輝の駿・三停戦令を今川・松平両氏の戦争の開始時期より、永祿五年（一五六二）のものとしてとらえた。そして、この検討により、永祿四年四月の將軍義輝との政治関係を背景とした松平氏による今川領国への侵攻と、それに対する今川・北条両氏を主とした駿甲相同盟による將軍義輝の駿・三停戦令を活用した戦争の回避行動をみた。この結果、まずは戦国期地域権力間戦争における室町幕府將軍の政治的効果を確認した。そのうえでこれを活用する戦国大名たち地域権力の動きを指摘した。

これまでも、室町幕府將軍と戦国大名の関係のなかで、室町幕府將軍は敵対大名への牽制など外交戦略上の有用な「カード」として機能することや、その停戦令は「現実の抗争の場で威力を發揮⁴⁹」したとの指摘がある。実際に本章の検討でも、松平氏は今川氏からの従属から離れ戦争を開始するにあたり、將軍義輝との政治関係を求めていた。また今川氏たちもそれを回避するために將軍との外交交渉をおこない、將軍義輝の駿・三停戦令にその政治的効果を期待し活用しているのである。但し注意しなければならないのは、その実行力は獲得者の自力によりもたらされたものであって、この点こそが、のちの停戦令に領土裁定と合わせ強制執行力を有する羽柴秀吉の惣無事との大きな違いである。

これまでの室町幕府將軍と戦国大名の關係に関する指摘と本章で得られたことを考え併せると、室町幕府將軍の天下支配權に基づく行為を戦国大名たち地域權力側が積極的に活用していたこと、そして戦国期の地域權力間戦争は、必ずしも中央との關係は希薄とはいえないことがいえよう。⁵⁾ すなわち戦国期の地域權力間戦争は、「国家」存立を保持するため自力に基づきまったく無秩序的になされたわけではなく、このような同時期の政治秩序を活用して展開していたのである。

松平元康も、この政治秩序を活用して「国家」存立を保持するために、今川氏との従属關係より離れ、そして今川氏との戦争を通じて戦国大名へと發展していくのである。

註

- (1) 久保田昌希『遠州怨劇』考―今川領国崩壊への途―(同『戦国大名今川氏と領国支配』、吉川弘文館、二〇〇五年所収。初出は二〇〇〇年)。
- (2) 久保田 註(1)論文、柴辻俊六「朝廷・幕府外交」(同『戦国期武田氏領の形成』、校倉書房、二〇〇七年所収。初出二〇〇二年改題)。
- (3) ここでは、山田康弘『戦国期室町幕府と將軍』(吉川弘文館、二〇〇〇年)および同『戦国時代の足利將軍』(吉川弘文館〔歴史文化ライブラリー〕、二〇一二年)をあげるに止める。
- (4) 神田千里「織田政権の支配の論理」(同『戦国時代の自力と秩序』、吉川弘文館、二〇一三年所収。初出二〇〇二年)。
- (5) 家永遵嗣『東京大学日本史学研究叢書1〕室町幕府將軍權力の研究』(東京大学日本史学研究室、一九九五年)。
- (6) 宮本義己「足利將軍義輝の芸・雲和平調停―戦国末期に於ける室町幕政―」(『国学院大学大学院紀要』六、一九七四

- 年)、同「足利義輝の芸・豊和平調停」(『政治経済史学』一〇二・一〇三、一九七四年)。
- (7) なお『愛知県史』資料編11織豊1は、史料1〜4を根拠は不明ながら、永禄五年以降とする。
- (8) 平野明夫①「戦国期徳川氏の政治的立場―織田氏との係わりを通じて―」(『国史学』一五八、一九九六年)。この見解は、①論文を改稿した②「徳川氏と織田氏」(同『徳川権力の形成と発展』、岩田書院、二〇〇六年所収)でも引き継がれている。なお宮本義己「松平元康(徳川家康)の器量と存在感」(『大日光』七一、二〇〇一年)は、桶狭間合戦以後、松平元康は今川・織田両氏に軍事行動をしたとする。
- (9) 「早道」とは、土井忠生他編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年)によると、飛脚のことである。従って早道馬とは、平野明夫「今川氏真と室町將軍」(『戦国史研究』四〇、二〇〇〇年)が指摘する通り、飛脚馬のことである。
- (10) 宮本義己①「松平元康(徳川家康)の器量と存在感」(『大日光』七一、二〇〇一年)、同②「松平元康(徳川家康)の早道馬猷納―学説とその典拠の批判を通じて―」(『大日光』七三、二〇〇三年)。
- (11) 山口博「北条氏康花押の変遷について」(同『戦国大名北条氏文書の研究』、岩田書院、二〇〇七年所収。初出一九九九年)。
- (12) 本多隆成「三・遠領有期の農村支配」(同『初期徳川氏の農村支配』、吉川弘文館、二〇〇六年)、同『定本徳川家康』(吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (13) 『永禄六年諸役人附』(『群書類従』二九輯所収)。文次軒孝阿は、たびたび東国への室町幕府よりの使者としてみられる。
- (14) 永禄二年五月二十五日の三条西実澄の駿河下向に関しては、『お湯殿の上の日記』(『続群書類従』補遺三所収)や『言継卿記』(群書類従刊行会)の同日条でも確認できる。また鶴崎裕雄「第三編第五章 今川氏とその文化」(『静岡県史』通

史編二中世、一九九七年）が指摘するように、三条西実澄は妻が正親町三条実望と今川氏親の姉妹との間の子公兄の娘という今川氏と縁戚関係にあった。

(15) 平野 註(8)②論文。

(16) 平野 註(9)論文。

(17) 桶狭間合戦の境目領域をめぐる戦争(「国郡境目相論」としての本質に関しては、拙稿「桶狭間の戦い」(黒田基樹監修『別冊太陽171戦国大名』、平凡社、二〇一〇年)を参照されたい。また、ここでの具体的な検討に関しては、その後に『静岡県地域史研究会報』一七五(二〇一一年三月)にも「永禄三年五月今川義元の尾張進攻」と題して執筆した。短文なので、以下に一部表記を改め、その全文を掲げよう。

永禄三年(一五六〇)五月十九日、今川義元は尾張大高城への進軍中に桶狭間の地で、織田信長の攻撃に遭い、戦死した。

この桶狭間合戦時の義元による尾張進攻に関しては、近年では上洛説が見直され、当時の政情から考証されている局地戦説が積極的に展開している。しかし東海地域制圧説、尾張国境地域への軍事的示威説と乱立している状況にある。

そこで小論では、(永禄三年)三月二十日付け作所三神主宛今川家臣関口氏純書状(『古文書集』愛115)の検討を通じ、義元の尾張進攻の意図を考えてみたい。同書状に関しては、長谷川弘道氏が既に検討しているが(「永禄三年五月の軍事行動の意図」『戦国史研究』三五、一九九八年)、この時の義元の尾張進攻の意図が知れる同時代史料なので、改めて検討をおこなう。

同書状は、前年よりの伊勢外宮(三重県伊勢市)からの造替のための葺料支出要請に対し、氏純が義元から三河国のみ支出が認められたこと、「相残候国々之儀」に関しては、近日に義元が「尾州境目」に出陣するので、その時に改めて

要請するよう助言したものである。これにより、義元がこの直後に尾張国境界地域に出陣する予定であったことが確認できる。今川氏の勢力は、当時尾張国知多・愛知両郡に及んでいたが、同地域は、義元への帰属がまだ年を経ておらず、織田勢との戦争が絶えなかった。従って義元の尾張進攻は、その平定を目的としたものであったと指摘できる。

そこで問題となるのが、同書状の「相残候国々之儀」である。長谷川氏は、この記載から、尾張国、さらには伊勢・志摩両国への制圧(東海地域制圧説)を主張した。しかし同書状を改めて見直すと、萱料支出が三河国のみ認められたことに對し、「相残候国々之儀」は、義元が尾張国境界地域に出陣の折に要請するようにとの、氏純の助言であることが確認できる。従って「相残候国々」とは、三河国を除く今川領国中のことである。では、具体的にどこであろうか。

義元が尾張国境地域に侵攻した同年五月に、外宮が氏純の助言に従ったのか、遠江国への萱料支出を求めた解状写がある(「松本文書」愛11-1)。これにより「相残候国々」とは、具体的に遠江国を指すことがわかる。また同状より、義元は前年夏に浅間社造営を理由に萱料支出を断っており、外宮が打開を試みていたことが知られる。従って東海地域制圧説に関しては、検討の余地がある。

以上の検討結果より考え、この時の義元の尾張進攻は、早くから準備を進めていた事実を併せ鑑みて、本格的に同国境地域の平定を意図したものであったといえる。そして桶狭間合戦とは、これにより改めて尾張国境地域をめぐる領土戦争であったと確認できよう。

(18) 平野註(8)①・②論文。

(19) 平野註(8)①論文。

(20) 『朝野旧聞哀藁』第二卷(汲古書院)、三三二〜三三四頁。

(21) 平野註(8)①論文。また註(8)②論文でも、①論文の説を補強し主張している。

- (22) この時期の高橋郡域の政治情勢に関しては、村岡幹生「新出の今川氏真判物と桶狭間合戦後の高橋郡」(『豊田市史研究』二、二〇一一年)を参照されたい。
- (23) 本起請文に関して、はじめ年次を永祿三年カとしたが(「松井忠次の政治的立場」『戦国史研究』四二、二〇〇一年)、本章の原論文では今川氏との敵対に絡めたくえ、後述の松平庶家の動きより検討して永祿四年に年次を改めた。しかし、この起請文を桶狭間敗戦に伴う不安定な政情に発給背景を絡めることはできても、今川氏との敵対にまで結びつける必要はない。また播磨良紀「松平元康の花押について」(『愛知県史研究』八、二〇〇四年)の成果に学び、花押形を重視して年次を永祿三年カと訂正することをお許しいただきたい。
- (24) 平野註(8)②論文。
- (25) このうち正月十七日付け竹谷松平清善宛今川氏真書状(「竹谷松平家文書」愛1174)に関して、平野註(8)②論文の註17では花押よりの年次比定に対し、小和田哲男「戦国大名今川氏編年花押年譜」(『駿河の今川氏』四、一九七九年)に基づき「永祿三年に比定することもできる。したがって、永祿四年正月の状況を示す論拠とはならない」とする。しかし『静岡県史』資料編7中世三の「花押一覽」によると、今川氏真は永祿三年五月の桶狭間合戦前後で花押に変更がみられるようである。その成果により竹谷松平清善宛今川氏真書状の花押(同文書は蒲郡教育委員会編『竹谷松平氏—西ノ郡の殿様—』(一九九〇年)一六頁に写真があり、同書でも永祿四年と比定されている)を確認すると、桶狭間合戦後の花押形に属することがわかる。なお『戦国遺文 今川氏編』も、同文書(一六三五号)を「花押形および松平氏への発給状況より年代を比定」し、永祿四年とする。
- (26) 新行紀一「第四章第一節 三河平定」(『新編岡崎市史』第2巻 中世、一九八九年)。
- (27) 槽谷幸裕「今川氏の三河侵攻と牛久保牧野氏」(『戦国遺文 今川氏編』月報2、二〇一一年)。後述する今川氏真がこ

の牛久保合戦をもって今川領国への松平氏による侵攻と認識していることは、今川領国内としての東三河の拠点である牛久保の位置を示している興味深い。このような今川領国三河の特質に関しては、東三河と西三河の領国的性質が異なることを指摘した久保田昌希『今川領国三河の政治的特質』(同註①)著書所収。初出一九九三年がある。

- (28) 本文書は『戦国遺文 今川氏編』によると、「氏真の花押が他と異なっていたり、一筆で記されたりするなど、正文とは考えられない部分が多い」(一七〇六号文書註記)とし、写文書とする。この指摘に従い、本章でも写文書として扱
う。

- (29) 平野註(8)②論文は、この十一日夜における牧野平左衛門入道父子の逆心こそが氏真のいう「去酉年四月十二日岡崎逆心之刻」であるとする。しかし、この本多註(12)論文が指摘するように、この牛久保合戦を契機に今川氏真が「松平藏人逆心」「岡崎逆心」(『松平奥平家古文書写』『今川一族向坂家譜』愛11・一三・一三〇など)と発していることをふまえると、このように理解する方がよいのではないだろうか。

- (30) 本多註(12)論文および著書。

- (31) 北区史編纂調査会古代・中世部会「未刊の東国関係文書」(『北区史研究』一、一九九二年)。

- (32) 平野明夫「戦国期の徳川氏と足利將軍」(『史学研究集録』二一、一九九六年)。

- (33) 平野明夫「徳川氏と足利將軍」(同『徳川権力の形成と発展』、岩田書院、二〇〇六年)。

- (34) 宮本註(11)②論文。

- (35) (永祿四年)六月二十五日付け大館晴光・盛方院宛今川氏真書状写(『古簡雜纂』戦今一七二三)。

- (36) 吉川弘文館刊、増訂初版一九八八年、増訂三版一九九四年。ここでは増訂三版を使用した。なお『愛知県史』資料編11織豊1は、『古簡雜纂』より採録している(愛11一六四七)。

- (37) 岡田正人「新編『信長記』⑦天下布武への道 検証織田信長」(『別冊歴史読本 織田信長写真集』、一九九一年)、宮本註(10)②論文。
- (38) 平野註(32)・(33)論文。
- (39) 久保田昌希「第三編第六章第二節 氏真の三河撤退と領国経営」(『静岡県史』通史編2中世、一九九七年)。
- (40) 上杉謙信の関東侵攻の経過に関しては、黒田基樹「上杉謙信の関東侵攻と国衆」(『戦国期東国の大名と国衆』、岩田書院、二〇〇一年所収。初出二〇〇〇年改題)、池享・矢田俊文編『増補改訂版 上杉氏年表』(高志書院、二〇〇七年)などを参照した。
- (41) 大久保俊昭「今川氏と上杉氏の関東侵攻」(同『戦国期今川氏の領域と支配』、岩田書院、二〇〇八年所収。初出一九八五年)。
- (42) 上杉謙信の関東侵攻と対武田戦が、永禄二年の謙信上洛に伴う室町幕府將軍足利義輝との政治連携のもとにおこなわれたことは、その際に謙信に対し発給された六月二十六日付け足利義輝御内書の内容存在(「上杉家文書」上越一八〇・一八一)よりいえることであろう。
- (43) 松平氏と越後上杉氏が直接的な外交交渉をおこなうのは、(永禄十一年)三月十三日付け酒井忠次・石川家成宛河田長親書状(「本光寺常磐歴史資料館所蔵文書」愛11六四四、但し『愛知県史』資料編11織豊1では永禄十二年に年代推定している)の存在より考えて、永禄十一年初旬である。松平氏と越後上杉氏の外交交渉に関しては、栗原修「上杉氏の外交と奏者」(対徳川交渉を中心として)、『戦国史研究』三二、一九九六年)を参照されたい。
- (44) 例えば久保田註(39)『静岡県史』通史編2中世執筆分などをあげておく。
- (45) 平野註(9)論文。

(46) 間宮士信編著『小田原編年録』(名著出版、一九七五年)第五卷九六〜九七頁には、「駿」と読めそうな文字が記されているが判読しがたい。

(47) 史料11の「原本不詳」部分は、既に平野註(8)②論文が指摘するように、史料2の御内書の発給であることは間違いないであろう。なお、平野氏は本部分を、「御内書を下されるそうだ」との仮定の話として、その意をとらえている。

(48) 今川・北条両氏のように、武田氏による将軍義輝への働きかけは確認できない。但し将軍義輝側としては停戦令を武田氏にも宛てたことから考えて、第一節でも指摘した通り駿甲同盟を一体の勢力として考えていたことがわかる。

(49) 山田康弘「戦国期における将軍と大名」(『歴史学研究』七七二、二〇〇三年)、同「戦国期大名間外交と将軍」(『史学雑誌』一一二一一、二〇〇三年)。

(50) 神田註(4)論文。

(51) このような状況は、室町幕府存続時期のみにみられるものではなく、天正年間(一五七三〜九二)に至っても中央の政治情勢と結びついた地域権力間戦争が展開している。このことに関しては、拙稿「織田政権の関東仕置―滝川一益の政治的役割を通じて―」(『白山史学』三七、二〇〇一年。改題・改稿のうえで第一部第三章に収録)を参照されたい。

補論1 室町幕府將軍足利義昭と徳川家康

永祿十一年（一五六八）九月、足利義昭は織田信長に擁され上洛し、敵対する三好三人衆勢力の攻略・畿内平定（天下静謐）を遂げたうえ、十月十八日に征夷大將軍となり、室町幕府再興を果たした。この室町幕府將軍足利義昭を主とする幕府（以下、足利義昭政権）は、近年の研究により、京都を中核とした五畿内領域（天下）を統治する実態をもつ中央権力であったことが明らかにされている。^① 本論は、この足利義昭政権に関する成果をふまえて、將軍義昭と徳川家康との関係を検討する。

両者の関係を知る史料として、（元龜元年）九月十四日付け足利義昭御内書〔武田神社文書〕山4二〇五）がある。次に検討のため、史料1として全文を掲げよう。

【史料1】 足利義昭御内書

至中島表令進発、既信長^{（織田）}勳戦功、近日可討果分候、雖畿内其外諸卒数万騎馳集、外間候間、此節家康^{（徳川）}遂参陣、抽

軍忠者可悦喜候、織田彈正忠無用通申由候へ共、先々任約諾旨、不移時日着陣頼思召候、委曲藤^{（二色）}長可申候也、

（元龜元年）
九月十四日
（足利義昭）
（花押）

（徳川家康）
松平藏人殿

元龜元年（一五七〇）八月より、越前朝倉・江北浅井両氏の動向に応じた三好三人衆と戦うために、將軍義昭は織田

信長とともに摂津国野田・中島(大阪府大阪市)に陣していた。この將軍義昭の御内書は、その最中に発給され、信長の働きにより近日中に平定となる見込みを知らせるとともに、「外聞」のため徳川家康へ参陣を求めたものである。

將軍義昭は、このなかで信長は家康の出陣を無用としたが、「先々約諾旨」に従い、家康へ参陣を求めたと記している。これにより、將軍義昭・信長・家康の三者は、既に平野明夫氏も指摘するように、將軍義昭と家康の「先々約諾旨」による直接的な関係を基に、信長との関係が展開していることが確認できる。家康は、永祿政変の直後に義昭が入洛の助力を求めた際、いち早く応じ(「和田家文書」愛11四五六)、その後は信長を主導に進められた義昭の幕府再興に尽力している。「先々約諾旨」とは、具体的には不明だが、このような過程を経て築かれた関係によるものであろう。

次に注目したいのが、宛所の「松平藏人」である。家康は、永祿二年十一月二十八日(「長田忠之氏所藏文書」愛10二一六二)から同九年十二月(「隨念寺文書」愛11五三八)まで「松平藏人佐」を称したが、同九年十二月末に徳川へ改姓し、従五位下三河守に叙任した。従って「徳川三河守」とあるべきだが、「松平藏人」と記されていることを如何に考えたらよいのであろうか。

実は、この將軍義昭の御内書だけでなく、黒嶋敏氏が永祿十年二月〜同十一年五月頃に成立し、義昭が將軍義輝期の幕府政治の復興を目指したことを示したとした、『光源院御代当参衆并足輕以下衆覚』^③にも、「外様衆」に家康は「松平藏人」と表記されている。従って足利義昭政権は、家康を「松平藏人」として処遇する方針であったといえる。それでは、なぜ「松平藏人」なのであろうか。この要因の一つは、官途授受の有りに関わる。この当時、官途授受は、室町幕府將軍による官途推挙を経てなされたが、家康の三河守任官は將軍が不在であったことにより、近衛前久の尽力を経てなされたものであった(『三川古文書』愛11五四二)。これまでも天文五年(一五三六)に周防大内義隆が直接的に朝廷に働きかけ、大宰大弑に任官した事例が知られるが、山田康弘氏は將軍の許諾を得ていないため家

衆が同官として扱う姿勢をとらず、また大内義隆も將軍義晴の事後許諾を得たことを明らかにしている。⁽⁵⁾この大内義隆の事例を考え併せるならば、將軍義昭からすると徳川改姓・従五位下三河守の叙任は許諾を得ていないため、家康を「徳川三河守」として処遇できないことが考えられよう。

また、もう一つの要因として、徳川改姓・従五位下三河守の叙任に尽力した近衛前久の政治的立場があげられる。前久は將軍義昭の従兄弟であるが、足利義榮の將軍宣下にも携わったことから、永祿十一年十一月に將軍義昭との関係が起因して出奔したことを、橋本政宣氏が明らかにしている。⁽⁶⁾この前久の政治的立場をふまえると、將軍義昭にとつて、徳川改姓・従五位下三河守の叙任は、自身に敵対する勢力に協力した人物の尽力によつてなされたものである。従つて將軍義昭としては許諾できず、「松平藏人」として処遇したのであろう。

以上の検討結果より、家康は將軍義昭と直接的な関係を有した大名であったが、徳川改姓・従五位下三河守の叙任は許諾されず、「松平藏人佐家康」として処遇されていたことがいえる。⁽⁷⁾

この後、家康が対武田氏関係から信長との関係を次第に深化していく。⁽⁷⁾一方、將軍義昭との関係は、元龜三年十月に武田信玄による遠江・三河侵攻がおこなわれるなかでも、継続していた。それを示すのが、將軍義昭の側近であつた朽木輝孝へ宛てられた次の家康書状（鹽川利員氏所藏文書「新修家康四九頁」）である。

【史料2】徳川家康書状

对当国、武田光祿手出候、就其被成下 御内書、寔外聞忝奉存候、此州之儀、手置涯分弓断無之候、其上自岐阜

も出勢候間、示合数度敵陣追々と雖相動、一円不及戦体候、時宜可御心易候、猶委曲期幸音候、恐々謹言、

十一月十九日

家康（花押）

朽木弥十郎殿

この家康書状によると、信玄による遠江・三河侵攻のなかで、將軍義昭から家康は對抗措置として御内書を獲得している。また、それと併せて家康は信長より援勢を得たことを知らせている。このことは、従来信玄の遠江・三河侵攻は、將軍義昭の要請によりなされたとされてきたが、この段階の將軍義昭は信長とは袂を別けておらず、家康にもこの政情に対する御内書の発給という尽力をしていたことが確認できる。

しかし將軍義昭はこの後信長と対立して同四年二月には挙兵し、その結果七月には京都を追放されてしまう。そして、その後の信長と対立の政情のなかで、將軍義昭は家康を自陣に入れようとして、「徳川三河守」として処遇していくこととなる(『別本土林証文』愛11九四四)。

註

- (1) 久野雅司「足利義昭政権論」、『栃木史学』一三三、二〇〇九年ほか。
- (2) 平野明夫「徳川氏と足利將軍」(同『徳川権力の形成と発展』、岩田書院、二〇〇六年所収。初出一九九六年改稿)。
- (3) 黒嶋敏「足利義昭の政権構想―『光源院御代当參衆并足輕以下衆覺』を読む―」(同『中世の権力と列島』、高志書院、二〇一二年所収。初出二〇〇四年)。
- (4) 二木謙一「室町幕府の官途・受領推挙」(同『中世武家儀礼の研究』、吉川弘文館、一九八五年所収。初出一九八一年)。
- (5) 山田康弘「大内義隆の大宰大弐任官と將軍」、『戦国史研究』四七、二〇〇四年)。
- (6) 橋本政宣「関白近衛前久の京都出奔」(同『近世公家社会の研究』、吉川弘文館、二〇〇二年所収。初出一九九四年)。
- (7) 拙稿「戦国大名武田氏の遠江・三河侵攻再考」、『武田氏研究』三七、二〇〇七年。改題・加筆のうえで第一部第二章に収録)。

第二章 武田信玄の遠江・三河侵攻と徳川家康

はじめに

渡辺世祐氏以来、元亀年間（一五七〇～七三）の甲斐武田信玄による遠江・三河侵攻に関しての研究は、これが上洛のなかでの軍事行動（「西上」戦）か、または遠江領国化を目指す局地行動かの評価も絡め、数多くの業績がある。⁽¹⁾筆者も先に武田氏の奥三河攻略および武田勝頼の駿河・遠江支配に関して、これら数多くの研究成果に学び、検討をおこなった（拙稿①・②）。

これによれば、永禄十一年（一五六八）十二月の武田氏による駿河侵攻の際に生じた、遠江領有問題をめぐる徳川氏との関係悪化・敵対により、元亀二年二月より遠江国へ侵攻を開始し、三月に高天神城（静岡県掛川市）を攻撃、また遠江国衆天野氏、山家三方衆を従属させ、四月に三河国へ侵攻した。そして、これにより、加茂郡足助（愛知県豊田市）から設楽郡野田（同新城市）にわたる奥三河地域を勢力下に置いたとした。

一方、元亀三年十月以降の武田信玄の「西上」戦に関しては、これまでの研究では、元亀二年五月の信玄による「上洛」の意思表示と信長包囲網への参加をその軍事行動の前提条件に、経過としては、元亀三年十月三日の信玄の甲府（山梨県甲府市）を出立以降、北遠方面より遠江国中へ侵攻し、遠江二俣城（静岡県浜松市天竜区）の攻略、三方原合

戦を経て、翌四年(天正元年)二月には三河野田城を攻略したが、病状悪化による帰国途上の四月十二日に死去し中斷したことが知られている。ただ、この軍事行動の有する性格に関しては、前述の通り、上洛に伴う行動(「西上」説)、遠江領有を目指す行動(局地戦説)との評価がわかれ、定説をみていない状況にある。⁽³⁾

このような研究状況に対し、近年鴨川達夫氏が改めて信玄の遠江・三河侵攻に関して考証され、「元龜二年四月の信玄による三河攻め」はまったくの虚構で、三河・遠江両国へのこの時期の活動はなかったと説いた。また信玄の「西上」活動は越前朝倉氏・大坂本願寺の要請に応じたもので、三河・遠江両国への侵攻は徳川家康へ一撃を加えるため、別働隊に担当させた岐阜(岐阜県岐阜市)方面(対織田信長)こそが本線であると指摘した⁽⁴⁾。

鴨川氏の指摘は、後述のように年次比定をはじめ概ね同意できるが、なぜ本線である岐阜方面の攻略をわざわざ信玄本隊でなく別働隊に任せるのか、一方武田氏による遠江・三河侵攻が同盟関係にある大坂本願寺たちとの外交協約通りに展開しているにも拘わらず、本線に対する「安全地帯を作ろうとした」(鴨川⁽²⁾)という評価でよいのか、検討の余地がある。

いずれにせよ、この時期の武田氏による遠江・三河侵攻に関しては、その意図・展開、また、この侵攻が外交と密接して展開している以上、改めて信玄の「西上」問題に関しても含めて検討してみることがある。筆者は、近年の戦国期室町幕府將軍論の成果をふまえて、先に戦国期の地域権力間戦争は自力に基づきまったく無秩序的になされたわけではなく、同時期の政治秩序を活用しておこなわれたことを指摘した⁽⁵⁾。従って検討するにあたり、このことも視野に入れて置きたい。

本章は、以上の問題意識を基に、拙稿①・②の修正も兼ねて、まず元龜年間の武田信玄による遠江・三河侵攻過程に関して再検討することを目的とする。そのうえで、これが徳川家康との如何なる政治背景を前提とした外交関係の

もとに展開しているのか、室町幕府將軍足利義昭・織田信長との中央情勢をも視野に置き考察していくこととしたい。^⑥

一 元龜二年遠江・三河侵攻の再検討

まず、はじめに鴨川達夫氏も検討をおこなった元龜二年（一五七二）四月の武田氏による三河侵攻に関して検討しよう。

元龜二年四月の武田氏の三河侵攻の経過を知る史料としたのが、同年に比定されてきた卯月晦日付け山県昌景書状（「孕石家文書」戦武一七〇四）である。これは、駿河江尻城代で三河国へ出陣中の山県昌景が遠江衆孕石元泰へ、武田氏の三河侵攻の状況を伝えるとともに、江尻城（静岡県静岡市清水区）の普請に關しての指示をしたものである。その記述によると、四月十五日に三河国足助城（愛知県豊田市足助町）を攻撃し、城主鱸越後父子の降伏により、城を占拠し信濃伊那郡国衆下条信氏を番勢として配置、足助城近辺の浅賀井・阿須利・八桑・大沼・田代の諸城（いずれも愛知県豊田市）を落城させた後、奥平・田峯菅沼・長篠菅沼三氏たち山家三方衆、伊那郡国衆小笠原信嶺、山県昌景の軍勢で菅沼定盈の居城野田城を攻略したこと、そして二十九日には徳川氏の東三河支配の中心拠点である吉田（愛知県豊橋市）へ侵攻し、山家三方衆、小笠原信嶺、山県昌景の軍勢で二連木城（同、城主は戸田康長）を開城させた後、徳川家康が自ら出陣してきたので、迎え撃ち吉田城へ退散させていることが確認できる。

本史料には、關連する武田勝頼書状が二点ある。一つは卯月二十八日付け杉浦紀伊守宛勝頼書状（「正福寺文書」戦武一七〇二）で、勝頼が三河足助城と周辺諸城の攻略を伝え、三・尾国中での是非を決する意志を表明したものである。もう一つは卯月晦日付け下条信氏宛勝頼書状（「水野寿夫氏所蔵文書」戦武一七〇二）で野田城の攻略、二十九日の

家康との吉田での戦いなどを下条信氏へ伝達して、こののちの長篠(愛知県新城市)の攻略意志を示したものである。

この二点の武田勝頼書状は、先の卯月晦日付け山県昌景書状写との関連より、元龜二年の武田氏による三河侵攻の際のものと考えられ、同年に年次比定されてきた。そして元龜二年に武田氏による三河侵攻が行われたと考えられてきた典拠は、鴨川氏が指摘するように、『家忠日記増補』元龜二年四月十五日条『大日本史料』一〇一六、元龜二年四月十九日条)の「信玄兵ヲ信州ヨリ發シテ、足助ノ城ヲ攻ント欲ス、城主鈴木喜三郎城ヲ避テ退ク」という記述などによる。

しかし既に鴨川氏も指摘しているが、武田勝頼書状の二点から信玄ではなく勝頼がこの軍事行動の主体としてみえることを、まず重視しなければならない。勝頼が軍事上の主体となるのは、当主の時ではない。黒田基樹氏によると、既に信玄が死去していたにも拘らず、政治的な対応のため信玄からの家督相続を経て、勝頼の発給文書がみられるのは、元龜四年六月末からである。⁽⁷⁾このことと勝頼による長篠侵攻を考え併せると、鴨川氏の指摘するように、元龜二年四月におこなわれたとされる武田氏の三河侵攻は、天正三年(一五七五)のこととなろう。

また卯月二十八日付け杉浦紀伊守宛勝頼書状中にみられる「畢竟織田上洛之上、大坂へ取懸候由条」とは、天正二年以降にみられる織田信長と大坂本願寺との政治状況である。⁽⁸⁾このことも、天正三年説の傍証となろう。

そもそも勝頼の足助進出に関しては、『信長公記』第八に「(天正三年)三月下旬、武田四郎三州之内あすけ口へ相働候」(愛11一〇七六)とみえ、それは徳川家の内紛に応じた侵攻の一環として行われたものであった。⁽⁹⁾従ってこのことから、この武田氏の三河侵攻は天正三年と確認できる。

そのうえで注目したいのは、武田勝頼の三河国足助進出以降、野田落城、吉田への進出と二連木落城を経て、長篠への侵攻に至る経過が、次の史料1『当代記』『史籍雑纂 当代記・駿府記』⁽¹⁰⁾の天正三年の記事と合致することである。

【史料1】『当代記』天正三年条(返り点は省略)

(天正三年)

四月、武田勝頼三川国足助表江出張、所々令放火、自其作手筋江相移、野田へ押寄可相果之旨相議す、彼地は去々年信甲衆令破却之後、普請無之、只任古郷立帰居住之間、則河向江退散之処、信甲衆追詰、野田衆数多討死、自其吉田江相働、二連木を始、所々放火、吉田には家康公御移令居玉ふ、町中へは敵不押入引退、

五月朔日、武田四郎長篠を取詰、竹たはを以仕寄、所所より金鑿を入、不舍昼夜責之、

以上から、元龜二年四月におこなわれたとする武田氏の三河侵攻は、鴨川達夫氏が指摘されるように、天正三年であることが改めて確認できよう。¹¹⁾

鴨川氏は、この武田氏の三河侵攻の検討と、この時点では友好関係にある織田信長と、敵対する相模北条氏との関係より、三河国のみでなく遠江国への侵攻もなかったと結論する。では、これまで元龜二年二月～三月におこなわれたとされてきた武田氏の東遠江侵攻・遠江高天神城攻撃、そして同年に武田氏へ従属し遠江・三河侵攻の展開に寄与したとされる遠江国衆天野氏および三河国衆奥平・田峯菅沼・長篠菅沼三氏たち山家三方衆の従属時期はいつのことであろうか。これらの事象に関しても再検討したうえで、元龜二年の武田氏による遠江・三河侵攻の実否に関して考えていく必要がある。そこで、以下これらの事象に関して検討していく。

まず、これに関する史料としては、史料2があげられる。¹²⁾

【史料2】武田信玄判物写(「橋家文書」戦武一六五七)

覚

一、^(北条)氏政向御厨相詰、無功退散候、然者不図遠州江令出馬候事、

一、去年以来申届候筋目、此節候之条、早速手合事、付両筋事、

一、向小山抜本取出事、

以上、

(元龜二年)
二月廿三日

下条讚岐守

(武田)
信玄(花押影)

これによると、信玄は下条讚岐守へ、この頃敵対する北条氏の御厨(静岡県御殿場市)攻略に伴い遠江国へ侵攻し、小山城(静岡県吉田町)を攻略する意向を示していることがわかる。遠江小山城は、大井川を経た徳川領国との境目領域にある城で、松平庶家の大給松平真乗が管轄していたことが確認できる(『松平乗承家蔵古文書』愛11-12-19)。但し実際に実行されたかに関しては、その後の状況を伝える同時代史料がない。また同城が境目領域に立地するところに留意すると、侵攻がなされたとしても、それは駿河平定に付随する性格のものであったと考えられる。つまり、本格的な遠江侵攻の実施ではないのである。

では、この直後の三月におこなわれたとする武田氏による高天神城攻撃はどうであろうか。これに関しては、『甲陽軍鑑』など編纂物のみにもみえ、同時代史料では確認することができない。現在のところ、同時代史料から、武田氏の高天神城攻撃を想定できるのは、既に黒田基樹氏が指摘しているように、¹³⁾元龜三年十月である。そこで、このことに関わる史料3に関して検討したい。

【史料3】武田信玄書状(「武市通弘氏所蔵文書」戦武一九七六)

不違兼日之首尾、各忠節誠感入存候、於向後者、追日可令人魂存分候、弥戦功專要候、当城主小笠原^(兵助)惇望候間、

明日国中へ進陣、五日之内越天竜川向浜松出馬、可散三ヶ年之鬱憤候、猶山県三郎兵衛尉可申候、恐々謹言、

(元龜三年)
十月廿一日

(武田)
信玄(花押)

(奥平定勝)
道紋

史料3は、信玄が奥平道紋(定勝)へ兼約通りの忠節を賞すとともに、「当城主小笠原惇望」の状況につき、明日遠江国中へ進軍し、その後五日以内に浜松(静岡県浜松市)へ至り三カ年にわたる徳川氏への鬱憤を晴らすことを記したものである。最初に注目したいのが、「当城主小笠原惇望」である。「当城主小笠原」とは、当時の遠江状況から考えて、高天神城主小笠原氏助(のちの信興)のことである¹⁴。この時の小笠原氏助は、同月十九日に高天神領内の華厳院(静岡県掛川市)へ武田家禁制が発給されていることから「華厳院文書」静8五三四¹⁵、武田氏により本城高天神城が攻撃されている状況下が考えられ、彼による「惇望」とは、既に黒田基樹・平山優両氏が指摘するように、降伏の願い出と推察される。信玄はこの小笠原氏助の降伏の願い出を受けたうえで、遠江国中地域への侵攻予定を記しているのである。

ここから元亀三年十月に武田氏による高天神城攻撃が確認できたが、これまで元亀二年三月とされてきた説との関係はどうであろうか。そこで改めて注目したいのが、史料3の「可散三ヶ年之鬱憤候」との記述である。

本史料を初めて紹介された須藤茂樹氏は、「三ヶ年之鬱憤」とは永禄十二年(一五六九)～元亀二年の今川領国をめぐる武田・徳川両氏の関係を指すとし、鬱憤を晴らすということから遠江国の領国化が元亀三年十月からの信玄の軍事行動の目的とした¹⁷。

しかし最初の年を一年目として数え、「三ヶ年」に注目すると、この書状が発給された三年前の元亀元年十月という時期が重視できる。元亀元年十月は、同月八日に徳川家康が越後上杉謙信へ起請文を発給して(「上杉家文書」上越九四二)、徳川氏が武田氏との関係を「手切」とし、武田氏の宿敵である越後上杉氏と同盟を成立させた時期である¹⁸。信玄は、この徳川氏の対応を意識して、「可散三ヶ年之鬱憤」と記しているのである。つまり、この元亀三年十月か

らの信玄の軍事行動が対徳川氏への「三ヶ年之鬱憤」を散じることにより目的があるのなら、このことは同時にこの時期まで徳川氏との本格的な戦争はなかったことを示していよう。従って武田氏による本格的な遠江侵攻も、三河侵攻と同様に、元龜二年にはおこなわれていないのである。

では、遠江国衆天野氏、三河国衆奥平・田峯菅沼・長篠菅沼三氏たち山家三方衆の従属時期の件はどうであろうか。まず遠江国衆天野藤秀の武田氏への従属時期であるが、元龜四年十一月十五日の武田勝頼判物（布施美術館所蔵文書）「戦武三〇七」に「（武田信玄）従法性院殿被渡置候本領新地」とあることから、信玄時であることが確認できる。『甲陽軍鑑』

本文巻八には、天野藤秀の従属に関わる人質提出に関して、「永禄拾一年霜月、遠州ノ侍天野宮内右衛門、秋山（虎繁）伯耆守取次をもつて、人質二子息を、忍て甲府へ進上申候」とみえる。¹⁹しかし天野藤秀は、永禄十二年二月二十四日の時点においても、今川氏に従属する国衆としてみられるので（『天野文書』静7三六二三）、『甲陽軍鑑』の記す従属時期は誤りである。但し、この時に「取次」を務めたとされる秋山虎繁は、後述のように元龜三年十月以降の遠江・三河侵攻の際に信濃方面から天野氏の支配領域である北遠地域に進出しているので、この事実を永禄十一年十一月ではなく元龜三年十月以降で考えてみる必要がある。そこで注目したいのが、元龜三年十月二十一日に天野氏の「同心」の奥山友久へ発給された武田家朱印状（奥山家文書）「戦武一九七八」である。²⁰そこで奥山友久は、武田氏より「忠節」により「家康宛行候所領并本領」を安堵されているのである。従ってこの「忠節」とは、徳川氏から武田氏に属したことに他ならない。「同心」の奥山友久が、この時に武田氏に従属し所領を安堵されていることから考えて、天野氏の従属も元龜三年十月と考えることができよう。また天野氏の支配領域内に属し、関係の深い秋葉寺（静岡県浜松市天竜区）への信玄による杜領安堵が同年十一月二日におこなわれていることも（徳川林政史研究所所蔵『古編年簡』三）「戦武一九八三」、この傍証となろう。²¹以上の検証から、遠江国衆天野氏の従属時期は、元龜三年十月であることを

指摘した。

次に山家三方衆の従属時期であるが、拙稿①では前掲の卯月晦日の山県昌景書状の存在から元亀二年四月とした。しかし本文書が天正三年のものであることから、改めて再検討する必要がある。そこで注目したいのが、元亀三年七月晦日の武田信玄から奥平定能への本領安堵・知行宛行約束『松平奥平家古文書写』戦武一九二九である。ここで信玄は奥平定能に対し、山家三方衆への東三河宛行、西三河・遠江における所領安堵、遠江国阿多古郷(静岡県浜松市天竜区)の宛行、菅沼定盈の知行を除く牛久保本領の宛行を約束し、新知行に関しては三方衆の間で話し合いで分配するよう指示している。ここから武田氏と奥平氏との関係が元亀三年七月には成立していること、また武田氏がこの知行宛行の前提には、作手奥平氏のみでなく田峯菅沼氏・長篠菅沼氏との地縁的結合関係である山家三方衆の存在を前提にしていること²²⁾から、田峯菅沼氏・長篠菅沼氏との関係も程ない時期に成立したことが想定できる。実際に元亀三年十月以降の武田氏の遠江・三河侵攻のなかで彼らとの関係につき、信玄が朝倉義景に「殊三州山家・濃州岩村属味方」(徳川黎明会所蔵文書「戦武一九八九」と伝え、また徳川家康も「今度三方依逆心」(「若尾資料『臆乗鈔』五」愛11八四六)と記していることから、山家三方衆の従属時期は、元亀三年七月以降であることが確認できよう。

以上、鴨川氏により検討された三河侵攻に関して、改めて元亀二年ではないことを確認したうえで、武田氏による本格的な遠江侵攻、遠江国衆天野氏と山家三方衆の従属のいずれに関して、従来から指摘されている元亀二年でなく元亀三年であることを指摘した。従って鴨川氏が指摘するように、元亀三年十月以前の武田氏による遠江・三河侵攻はないといえる。これにより、これまで元亀二年とされてきた五月六日付け下間頼廉宛武田信玄書状(「大谷大学図書館所蔵文書」戦武一七〇五)などは、この時のものでなく、いずれも年次比定の訂正が必要である²³⁾。また、拙稿①では武田領国の範囲として、加茂郡足助から、設楽郡野田における奥三河地域を勢力下に置いていたことを指摘したが、

これまでの検討から誤りであり、加茂郡武節(愛知県豊田市)から設楽郡野田にわたる地域であると訂正したい。²⁴⁾

二 元龜三年武田信玄の遠江・三河侵攻過程

前節での検討結果をふまえたうえで、元龜三年(一五七二)十月以降におこなわれた武田信玄の遠江・三河侵攻の展開に関して改めてみていく必要がある。そこで、本節では以下に検討をおこなっていきたい。

元龜三年十月三日、武田信玄は甲府を出立し、十日に徳川領国である遠江国へ侵攻した(「徳川黎明会所蔵文書」戦武一九八九)。この時の信玄本隊の進軍路に関しては、『家忠日記増補』などの記述より、信越国境の青崩峠を越えて遠江国に入り、従属国衆天野氏の犬居城(静岡県浜松市天竜区)で兵を二手に分け、一隊を二俣城に向かわせ、自身本隊は周智郡北部を攻略した後、袋井(同袋井市)方面へ進出したとされる。²⁵⁾

しかし、史料4の『当代記』元龜三年十月条では、信玄本隊の進軍路に関して、次のような記述がみられる。

【史料4】『当代記』元龜三年十月条(返り点は省略)

十月、武田信玄遠州発向、高天神表を通、見付国府江被打出、見付には自浜松人数雖被置、無勢之間引退、信甲

衆見付之古城普請之体を見て夥こと云々、信玄二俣江押寄被攻、

十月、山県三郎兵衛・秋山伯耆三千余、三川江打出、三川之山家三方属信玄長篠に陣取、野田江相働放火、遠州

之山家井平江打出陣取、(中略)十月、岩村城属信玄之間、自井平陣中、信州衆下条伊豆守東美濃江遣、岩村に在

城す、信甲衆井平に在陣の儀は、十月山県三郎兵衛・秋山伯耆守、自信州三川山中江出、三方之主作手奥平道

波入道、長篠伊豆守、同新九郎、田峯新三郎属信玄、為案内者令先登之間、長篠に在陣して、野田江相働令放火、

さて遠州井平江相移在陣也、

これによると、信玄本隊は遠江高天神方面より見付(静岡県磐田市)へ進出し、その後二俣城へ攻略に向かったとの記述が確認される。これまでの北遠地域から侵入したとされる信玄本隊の進軍路との違いは、明確である。従ってこの説の是非を検討して見る必要がある²⁶⁾。

既に前節にて、元龜二年の武田氏による本格的な遠江・三河侵攻はなかったこと、また従来同年三月におこなわれたとされる遠江高天神城攻撃は、元龜三年十月以降の武田氏による遠江・三河侵攻のなかでおこなわれたことを確認した。この事実をふまえて改めて検討したいのは、史料3の「当城主小笠原惇望候間、明日国中へ進軍、五日之内越天竜川向浜松出馬、可散三ヶ年之鬱憤候」との記述である。この記述は、遠江高天神城主小笠原氏助が信玄へ降伏を願っている状況につき、信玄が明日には国中地域へ進軍、五日以内に天竜川を渡河し浜松に出馬する意向を記したものである。ここから信玄本隊の進軍路は、遠江高天神方面から国中地域への進軍であることがわかり、史料3の記述と合致する。

なお、既に武田氏の遠江高天神城攻撃を元龜三年十月と指摘した黒田基樹氏は、「武田氏は九月下旬に遠江に侵攻、十月初旬には二俣城を攻略し、中旬には氏助の拠る高天神城の攻撃もすすめたとみられ²⁷⁾として、信越国境から遠江二俣城攻撃を経て高天神城へという進軍路を想定している。しかし、武田氏による遠江二俣城攻撃が史料上で確かめられるのは、同年十一月十九日以降である(「徳川黎明会所蔵文書」戦武一九八九・一九九〇)。従ってこの進軍路に関しては、検討の余地がある。

また高柳光寿氏は、甲府から駿河国を経て遠江国へ入る進軍路に関して、「距離的に近いし、地理的にも容易」だが、懸川(静岡県掛川市)・高天神などの有力な敵の拠点が存在することから、多大の犠牲者を出す恐れがあるため、

信玄はこの経路を選ばなかったとした⁽²⁸⁾。しかし、この時の武田氏による遠江高天神城攻囲が確認されることから、「距離的に近いし、地理的にも容易」な駿河方面からの進軍であったと考えるべきであろう。

一方、山県昌景と秋山虎繁が率いる別働隊の進軍過程に関しては、史料4によると、甲斐国から信濃国を経て、三河国長篠に向かい、その後、野田から遠江国井平(静岡県浜松市北区)へ進軍したとある。また、信濃国から三河国長篠への進軍の間に、遠江国での山県昌景と秋山虎繁の活動が史料上から確認できる(内閣文庫所蔵『古文書花押写』六)戦武四三三五⁽²⁹⁾。このことから、通説の青崩峠を越えて遠江国へと進軍したのは、この別働隊であろう。従ってこの別働隊の進軍経過は、新行紀一氏が指摘した、青崩峠を越えて、遠江国水窪(静岡県浜松市天竜区)から佐久間(同)に出て豊川上流沿いに別所街道に入り、三河国長篠、野田を経て遠江国井平に出て、二俣で本隊に合流したとするのが妥当である⁽³⁰⁾。

この後は、遠江二俣城を十一月晦日に落城させ(『雪の出羽路』所収文書「千4一七〇頁」、同月二十二日に織田・徳川連合軍を三方原(静岡県浜松市北区)で破り(『伊能家文書』戦武二〇〇七ほか)、翌四年二月には菅沼定盈の三河野田城を落城させている(『山口市歴史民俗資料館所蔵『万代家手鑑』』戦武二〇二一)。しかし、これ以降の侵攻は信玄の病、四月十二日の死去により中断される。

なお通説では、秋山虎繁は別働隊を率い東美濃攻めを担当したとされるが、史料4の記述の通り、山県昌景との遠江国での行動が十一月末の二俣城攻めまで確認できる(『奥平家文書』戦武一九九五)。彼が東美濃戦線に携わるのは、元亀四年三月六日に信玄が、織田信長が東美濃に出張してきたため、虎繁に東美濃へ派兵を命じた時と考える(『京都大学所蔵『古文書集』』戦武二〇二七)。従って秋山虎繁は、この遠江・三河侵攻時には、別働隊を率いる部将であったのである。

そうすると通説では、秋山虎繁に攻略されたとされる岩村遠山氏の動向に関しての再検討が必要となろう。この時期の岩村遠山氏は、平山優氏が指摘するように、武田・織田両氏の両属国衆の立場にあった。ところが、元龜三年十月十八日の河田重親へ宛てられた上杉謙信書状写『歴代古案』上越一一三〇によると、岩村遠山景任・直廉兄弟が病死し、その直後に織田信広と河尻秀隆が遣わされ、織田氏の影響下に置かれていた。平山氏は、秋山虎繁による東美濃侵攻は、この事態を転回させる目的があったとする。一方、岐阜方面の攻略(対信長)こそが本線だとする鴨川達夫氏は、岩村城(岐阜県恵那市)攻略を岐阜を攻めるための布石とする³³。但し鴨川氏は、秋山虎繁の岩村城攻略に関しては、良質の史料によって確認することができないとする³⁴。

既に秋山虎繁に関しては、元龜四年三月六日以前において、東美濃侵攻には携わっていないことを指摘した。そこで、武田氏による岩村城攻略が如何に実施されたのか、同時代史料上から確認していくべきであろう。これまで、元龜三年十一月十九日の飛驒国衆遠藤胤勝に宛てた武田信玄書状写(鷲見榮造氏所蔵文書)戦武一九九二に「去十四日岩村之城請取」とあることより、元龜三年十一月十四日に岩村城が武田氏によって攻略されたとされてきた。しかし注目したいのは、武田信玄が朝倉義景へ「殊三州山家・濃州岩村属味方」、「岩村之城属当手候之間、人衆相移候事」(徳川黎明会所蔵文書)戦武一九八九・一九九〇と記し、また史料4でも「岩村城属信玄之間、自井平陣中、信州衆下条伊豆守東美濃江遣、岩村に在城す」とみられることである。つまり岩村遠山氏が武田氏へ自発的に従属したのである³⁵。これを受けた信玄が下条信氏を派遣し、十一月十四日に岩村城を武田方の城として請け取ったのである。従って武田氏による岩村城攻めはおこなわれていない。この事実は、織田方の史料においても、「岩村逆心」(上原準一氏所蔵文書)信長文書三八四(参考)とみえることより、裏づけることができよう。

さらに注目したいのは、信玄が岩村遠山氏の自発的従属に伴う兵の派遣と岩村城の請け取りをもって、「至春者、

濃州江可令出馬候」(「鷲見栄造氏所蔵文書」戦武一九八七)と、美濃攻めの実施の意向を鮮明にしていることである。前述の通り、信玄は十月三日に甲府を立ち、同十日には遠江国中へ侵攻して、この頃は二俣城攻撃をおこなっている。武田氏の美濃攻めは、このような遠江侵攻が展開するなかで、岩村遠山氏が武田氏へ従属したことにより持ち出されたことである⁽³⁶⁾。

従って鴨川達夫氏の武田氏の、軍事行動は別働隊に担当させた岐阜方面の攻略(対信長)こそが本線であり、三河・遠江両国への侵攻は徳川家康へ一撃を加えることと本線に対する「安全地帯を作ろうとした」ためとする見解に関しては、疑問とせざるを得ない。

以上の武田氏の遠江・三河侵攻過程の検討結果から、遠江・三河侵攻こそが、当初からの信玄の行動目的であったことが指摘できよう。

三 信玄の遠江・三河侵攻と外交

では、この元龜三年(一五七二)十月以降の武田信玄による遠江・三河侵攻は、如何なる外交関係のもとに展開した戦争であったのか。本節では、このことに関して検討をおこなっていききたい。

この信玄の遠江・三河侵攻に関しては、前述の通り、上洛に伴う軍事行動(「西上」説)か、遠江領有を目指すもの(局地戦説)かの議論がわかれている。このうち信玄が「上洛」の意志を明示したとされるのが、元龜二年と年次比定されてきた五月十七日付け岡周防守宛武田信玄書状(「荒尾家文書」戦武一七一〇、史料5)である。

【史料5】 武田信玄書状

珍札披見快然候、如來意、今度到遠參発向、過半属本意候、可御心安候、抑公方様被対信長御遺恨重疊故、為御(足利義昭)
 追伐、被立御色之由候条、此時無二可被励忠功事肝要候、以公儀御威光信玄(武田)も令上洛者、異于他可申談候、仍寒
 野川弓三十帳到来、珍重候、委曲附与彼口上候之間、不能具候、恐々謹言、
(織田)

五月十七日

信玄(武田)
(花押)

岡周防守殿

史料5は、武田信玄が松永久秀の家臣岡周防守へ、遠江・三河両国での戦況を伝え、室町幕府將軍足利義昭が織田信長に対し討伐の態度を明確にされたので、忠功に励まれることを心得るべきとして、公儀の要請に基づき信玄が上洛した際には、何よりも互いに申談すべきことを求めたものである。この史料5で、將軍義昭や松永氏が信長へ敵対し、信玄が上洛への意識を示していることより、元龜二年時における信長包圍網の展開と信玄の上洛意志が注目され、同三年十月からの武田氏の遠江・三河侵攻は、この西上のなかでの軍事行動とされてきた。

しかし史料5は、元龜二年の年次比定でよいのであろうか。既に鴨川達夫氏が「今度到遠參発向、過半属本意候」という状況に関して、元龜二年には遠江・三河侵攻は事実としてないことから、年次を元龜四年とする。³⁷⁾筆者も、この鴨川氏の年次比定には、第一節での検討より賛同する。しかしながら他に根拠として、史料5にみられる將軍義昭の「対信長御遺恨重疊故、為御追伐、被立御色之由候条」という状況が、元龜四年二月二十一日付け穴山信君宛淺井長政書状(土屋家文書)「戦武四〇六四」における、「公方様被立御色、被成御内書候間、令進献候」が前提となっていること、また実際に將軍義昭の信長への敵対が確認できるのは元龜四年二月以降であることをあげたい。³⁸⁾さらに三好・松永両氏との交渉は、元龜四年三月十四日付け信玄宛本願寺頭如書状案(『頭如上人御書札案留』)「戦武四〇六七」による

と、まだ「調略半」の状況である。従って元龜二年の段階で、松永氏との間にこのような外交関係が展開していたとは考えられない。以上から、筆者も鴨川氏と同様に、史料5の年次は元龜四年のものとする。周知のように、信玄は同年四月十二日に死去しているので、史料5は死去後の発給となる。従って史料5をもって、信玄が上洛への意識を示しているとはいえない³⁹⁾。

また、ここで確認しておきたいのは、元龜三年十月の信玄の遠江・三河侵攻の開始時点で、將軍義昭や三好・松永両氏との提携はないことである。彼らとの提携は、遠江・三河侵攻の展開のなかで形成されたものであった。従って渡辺世祐氏以来の將軍義昭を中核とした信長包囲網に基づく信玄の「西上」説は、以上の考察により、検討の余地がある。

それでは、局地説はどうであろうか。筆者も、第二節で遠江・三河侵攻こそが、当初からの信玄の行動目的であったことを指摘した。しかし、この侵攻は外交関係との関わりのおえでの検討は、これまで充分になされていない。そのため、このことを視野に入れて、この侵攻の意図、そして展開に関して検討を加えていく必要がある。特に鴨川氏が指摘された、元龜四年二月十六日付け東老軒常存宛武田信玄書状に「今度任于大坂并朝倉義景催促、至遠州出馬候」〔山口市歴史民俗資料館所蔵『万代家手鑑』戦武二〇二一〕とあるように、越前朝倉氏・大坂本願寺との外交関係のもと武田氏の遠江・三河侵攻が実行されていること、また両者との外交の展開上から「信長為当敵動干戈」〔徳川黎明会所蔵文書〕戦武一九八九・一九九〇〕と織田信長への敵対を記していることは充分に考慮する必要がある。そこで、越前朝倉氏・大坂本願寺との外交関係に関してみていきたい。

まず越前朝倉氏・大坂本願寺の置かれている状況に関してであるが、この時ともに織田信長とは敵対関係にあり、特に大坂本願寺は元龜三年七月には、信長により「今度対天下、本願寺企遠意次第、前代未聞、無是非候」〔専福寺

「文書」信長文書三三〇」と天下「將軍」の政治領域)に対し造意の企てをおこなう存在として、世間へ表明されていた。⁽⁴⁰⁾ 信玄は、この大坂本願寺と縁戚関係もあったが、特に越後上杉氏への押さえから関係を保持し続けてきた『顕如上人御書札案留』戦武四〇三三)。また越前朝倉義景は、大坂本願寺との永禄十年(一五六七)の加越和睦以来の関係強化として、元亀二年には義景娘と本願寺法主顕如の子息教如との婚儀が成立していた。⁽⁴¹⁾ 従って信玄と朝倉義景との関係は、大坂本願寺との関係を基に結ばれたものであった。

次に、この三者間の軍事協力を前提とする同盟による、信玄の遠江・三河侵攻に関する展開を確認しておきたい。元亀三年八月・九月に將軍義昭の命令により信玄は、信長・大坂本願寺間の和睦仲介をおこなっている(『本願寺文書』、『津金寺文書』、『雑録追加』三)、『顕如上人御書札案留』戦武一七三三・一七三四・一七四一・四〇五二)⁽⁴²⁾。しかも九月十日付け信玄宛本願寺顕如書状(『顕如上人御書札案留』戦武四〇五二)は、「信玄より大かた案文」に基づき、信玄の和睦仲介を受け入れる旨を記すという状況にあった。このことは、この時点では信玄は將軍義昭・信長とは敵対関係を避けるよう動いていたことがわかる。⁽⁴³⁾ しかし、その一方で、九月上旬には越前朝倉氏・大坂本願寺との同盟関係上から関係を有する江北浅井氏のもとに、同月二十日以前に遠江侵攻を約束した信玄の誓詞が届いていることが史料上から確認できる(『百々保氏所蔵文書』愛11一〇〇三)。つまり信玄は、信長・大坂本願寺間の和睦仲介をおこないつつも、この活動を媒介に遠江侵攻のための同盟関係を強化させていたのである。これは信玄にとって越後上杉氏との関係が、これから軍事行動をおこなう相手の徳川氏への対策として不可欠であったからであろう。この時期、第一節でみた通り、徳川氏は越後上杉氏と軍事協力を前提とする同盟関係にあった。だが、このため越前朝倉氏・大坂本願寺との同盟関係を保持していく以上、両者が敵対する信長との敵対は避けられないものとなる。恐らく信玄としては信長との敵対を避けたいため、信長・大坂本願寺間の和睦仲介にあたったのであろうが、結局この和睦は成立した兆候がない。

従って武田氏の遠江・三河侵攻は、このように越前朝倉氏・大坂本願寺との同盟関係の保持から、結果として信長への敵対も含み実行されることとなったのである。

では、なぜこのような同盟関係の保持を基としたうえ、信玄は遠江・三河両国へ侵攻しなければならなかったのか。この意図を、改めて検討していく必要がある。それには、信玄と織田・徳川両氏との関係、さらにはこの三者の関係する足利義昭政権の問題を視野に入れて検討しなければならない。

これまで、足利義昭政権の成立と武田信玄の関係に関しては、あまり注目されていない。しかし永禄十一年（一五六八）七月二十九日付け上杉輝虎（謙信）宛織田信長書状（「志賀榎太郎氏所蔵文書」上越六一〇）には、「甲州与此方間之事、公方様御入洛供奉之儀肯申之条、隣国除其妨候、一和之儀申合候、其以来者、駿・遠両国間自他契約子細候」との記述がみられる。これによると、武田氏と織田氏は足利義昭（以下、実名が「義秋」時の出来事も含むが義昭で統一する）の入洛供奉のことで承知しあい和睦へと至ったこと、そしてそれ以来、今川領国（「駿・遠両国」）のことに關して両者間で取り決めがあったことがわかる。両者間での今川領国に關する取り決めとは、この後の事態の推移から考えて、今川領国への侵攻であろう。この関係がいつできたかであるが、これまではこの書状が発給された年、すなわち永禄十一年において史料上に散見されるとしか指摘されていない。⁴⁴しかし、足利義昭の入洛供奉要請、これに伴う武田・織田両氏間の和議と今川領国への侵攻に關する取り決めとは、「其以来」と時間差があることを考慮したい。つまり、足利義昭の入洛供奉交渉、これに伴う武田・織田両者間の和議とは、今川領国のことに關して両者間で取り決めがあった時点（永禄十一年）以前のこととして考える必要がある。武田・織田両氏間の関係として、『甲陽軍鑑』による永禄八年九月から交渉が始められ、十一月に信長養女の信玄息勝頼への入嫁が知られている。しかし、これに關しては他に關連史料がないため、正確な時期を確認することが難しい。そこで改めて注目したいのが、この両者間の和議の

要因となった足利義昭の入洛供奉要請と織田信長の関係である。この問題は、現実のものとなった永禄十一年九月時の信長による義昭を擁した上洛という事象のみが重視されている。けれども永禄八年五月に兄である室町幕府將軍足利義輝を殺害された義昭は、信長に入洛供奉を求め、翌九年八月には義昭が信長と対立関係にあった美濃一色(斎藤)氏との和平を仲介、また周辺諸大名に協力を要請することで信長の上洛は実現への過程にあったことが知られる(『多聞院日記』、「中島文書」愛11五〇九・五一六)⁴⁵。おそらく武田・織田両氏間の関係は、この事態の展開のなかで形成されたのであろう。そして、この時の関係の展開が、永禄十一年十月の足利義昭政権の成立と同十二月から開始される武田氏の今川領国への侵攻へと至るのである。

実際に政権樹立後の將軍義昭から信玄は信長に協力して畿内静謐に尽力することを期待され(『思文閣古書資料目録』一三四)「戦武四〇三七」、また今川領国への侵攻は織田・徳川両氏との政治的關係のもとで実施されていることが指摘されている。⁴⁶このように足利義昭政権との関係は、信玄の政治活動において深いものであった。

しかし今川領国への侵攻の際に、武田氏は遠江領有問題をめぐっての徳川氏との関係悪化、敵対へと至り、元亀元年十月には、徳川氏が武田氏との関係を絶ち、宿敵の越後上杉氏との同盟を成立させてしまう。この時、相模北条氏とも対立関係にあった信玄は、これにより三方を敵対勢力に囲まれるという不利な政治情勢に追い込まれた。

また徳川・上杉同盟は、同時に織田・上杉両氏間の入魂と「甲・尾縁談」の破棄を画策するものであった(「上杉家文書」上越九四二二)。そのうえ徳川氏によって、信長との関係の疎遠を図る、信玄が「佞者之讒言」と称する行為がおこなわれ、信玄は信長に見極めを求めている事態にあった(『武家事記』三三)「戦武一七七五」。だが、その後においても、信長は何ら変わることもなく徳川氏との関係を保持し続けた。

これらが、元亀三年十月よりの武田氏による遠江・三河侵攻の要因、史料3の記述がいう「三ヶ年之鬱憤」であっ

たのである。このような徳川氏との関係から生じた事態の打開、そして徳川氏との関係を保持し続ける信長への批判が、信玄に大坂本願寺・越前朝倉氏との同盟関係を形成させ、徳川領国への侵攻と信長への敵対に至ったことが、これまでの検討からいえる。

その一方、信玄は侵攻のなかで室町幕府將軍足利義昭との提携を求める。天正元年（一五七三）二月二十八日付け伊達輝宗宛織田信長朱印状（「伊達家文書」信長文書四三〇）には、「甲州武田・越前朝倉已下諸侯之佞人一両輩相語申、妨公儀、被企御逆心候」とある。このことから、信玄・朝倉義景たちの働きかけにより、將軍義昭が信長と敵対したことが確認できよう。この事態の進展のなかで、信玄は將軍義昭へ改めて忠節を約束した起請文を提出している。このことを知るができるのが、次の五月十三日付け武田信玄宛足利義昭御内書（「大槻家文書」戦武四〇四九）である。

【史料6】足利義昭御内書

对当家可抽忠節由、翻法印言上、慥被聞召訖、寔無二覚悟、最感悦候、然者無親疎通進誓詞、存知其旨、弥々忠
 功肝要、急度及行天下静謐之馳走、不可有油断事專一候、猶一色駿河守可申候也、

五月十三日

（武田信玄）
 法性院

（足利義昭）
 （花押）

史料6によると、將軍義昭は信玄からの忠節を約束した起請文の提出を賞したうえで、「天下静謐」のための働きを求めている。史料6は、これまで元龜三年と年次比定されてきた。これに対し、鴨川氏が信玄の動向と將軍義昭の信長への敵対から考慮して、元龜四年に年次比定し直している。筆者も、元龜三年十月以前には足利義昭政権との関係を有していた信玄が、改めて將軍義昭に起請文を提出していることを重視したうえで、將軍義昭が信玄に対し直接的に「天下静謐」のための働きを求める事態は、これまでの検討から、同月以降の遠江・三河侵攻時しか考えられない。

い。従って史料6を元龜四年とする鴨川氏の見解には、意見を同じにする。これにより、信玄が遠江・三河侵攻の際に、將軍義昭との提携を求め得ていたことが改めて確認できよう。

それでは、なぜ信玄は將軍義昭との提携を必要としたのであろうか。武田信玄は、平山優氏によると、室町幕府体制などの旧来の枠組みを利用しながら勢力拡大や最終的には上洛戦を目指した戦国大名とする⁴⁷。その一方、鴨川達夫氏は、信玄は関東・中部の人間で、畿内・近国の政争はほとんど別世界であったと、平山氏とは相反する見解を出している。平山氏の見解は、中央との関係を重視するところが重要であるが、この関係をただ単に室町幕府体制などの旧来の枠組みの利用として位置づけられているところに問題がある。一方、鴨川氏は戦国大名の地域権力としての側面を重視しての見解だと推察されるが、畿内・近国の政争はほとんど別世界との見解に関しては、これまでの検討からして疑問を持つ。

筆者が、このことを考えるうえで重視するのが、戦国期の天下との関係(戦国期の「將軍」―大名・天下―地域「国家」関係。なお「將軍」とするのは、実際には將軍にはならなかったが、「將軍」と認識された天下人たちを含めることによる)である。天下とは、「都および周辺の支配権を得ること」⁴⁶・七世紀イェズス会日本報告集「一五八八年度年報」を意味し、朝廷を構成要素とした武家首長(「將軍」)の管轄領域であった。⁴⁹そして、この政治領域は「輿論」を構成する場としての特徴を持ち、この政治領域を管轄する室町幕府將軍は、敵対大名への牽制など外交関係上の有用な「カード」として機能したとの指摘がある。⁵⁰つまり、天下を管轄する室町幕府將軍は、戦国大名の戦争を含む外交関係において、活用すること有利な展開を期待し得た存在であったのである。

信玄が同盟関係を重視する相手の大坂本願寺は、前述の通り、信長により天下に造意を企てるものと世間に表明された存在であり、このことは同盟する信玄にも「輿論」に支持を得ず不利な外交関係の展開を強いられ⁵¹こととなる。

しかし、將軍義昭との提携は、このような不利な「輿論」を転換させ、さらには三好・松永両氏たちとの提携をも可能とするものであった。

一方、將軍義昭においても、挙兵直前までの中央政情として、信長とともに朝倉義景、浅井長政、三好三人衆、大坂本願寺・一向一揆が対立しており、ここに信玄が加わることは、將軍義昭が管轄する天下の存立(天下静謐)に苦慮する事態に置かれていた。従ってこの事態の打開として、信玄・朝倉氏たちによる働きかけを受けたことを契機に、「天下静謐」を保持するため將軍義昭が挙兵・信長との敵対へと至ったのである。この結果、將軍義昭、三好・松永両氏、信玄、大坂本願寺・一向一揆、朝倉・浅井両氏と、信長・家康との対立へと、構図ができ、室町幕府將軍足利義昭を中核とした信長包囲網が展開することとなる。

武田信玄の遠江・三河侵攻は、このような戦国期の「將軍」―大名・天下―地域「国家」の関係を活用するという外交関係のもとで展開し、徳川家康もその動向に規定されていったのである。

おわりに―武田信玄の遠江・三河侵攻の政治背景と展開―

以上、元亀年間(一五七〇～七三)における武田信玄の遠江・三河侵攻に関して、検討してきたことをまとめてみよう。

まず第一節では、元亀三年十月以前に武田信玄による本格的な遠江・三河侵攻はおこなわれなかったことをみた。そして元亀三年十月以降の侵攻により、三河国加茂郡武節から設楽郡野田にわたる奥三河地域を武田領国下においたことを確認した。

次に第二節では、元龜三年十月以降の武田信玄の遠江・三河侵攻過程に関して、検討を加えた。この結果、まず武田氏の遠江・三河侵攻過程として、信玄本隊は駿河方面より遠江国中へ、山県昌景・秋山虎繁が率いる別働隊は信濃国から遠江国を経て、三河国へ侵攻したのち遠江二俣城攻めの本軍に合流したことを確認した。また、武田氏の美濃侵攻は同時進行でおこなわれたのではなく、十一月に岩村遠山氏が武田氏に従属したことで展開した事態であることを指摘した。そして、この検討結果より、遠江・三河侵攻こそが当初からの信玄の行動目的であったとした。

そのうえで第三節では、この武田信玄の遠江・三河侵攻に関して、外交関係の展開からその意図を検討した。従来、この侵攻の意図は信長包囲網の形成、そしてこれに基づく信玄の上洛説、または局地戦説が主張されてきた。これに対し本章では、まず足利義昭政権の成立と今川領国への侵攻の関連に注目したうえで、今川領国への侵攻の際に生じた政治動向が禍根となっていたこと、そして徳川氏との関係を保持する織田信長への批判が大坂本願寺・越前朝倉氏との同盟を形成させ、徳川領国への侵攻と信長への敵対へと至ったことを確認した。また、戦国期の「將軍」——大名・天下——地域「国家」関係を意識したうえで、この事態の展開が將軍義昭、三好・松永両氏との提携へと繋がり、信長包囲網という政情が形成されたことを指摘した。つまり武田氏の遠江・三河侵攻は足利義昭政権の成立と今川領国への侵攻という政治動向の展開上で至った戦争で、これが中央動向との関わりのもとで信長包囲網という政情を生じさせたのである。

以上の検討結果をふまえたうえで、最後に戦国期の「將軍」——大名・天下——地域「国家」関係の展開に関して若干の付言をおこないたい。

近年、戦国期室町幕府將軍の研究の進展により、従来の傀儡説に見直しがなされ、新たにこれをふまえた戦国期地域権力(戦国大名・国衆)との関係へと視点が向けられている。但し、この関係を依然として室町時代からの室町幕府

—守護体制の展開・変質の側面から検討されることが多い。⁵²⁾しかし、この時期の「將軍」、地域権力は応仁・文明の乱による体制の解体、地域社会の自立を前提に形成された領国(天下・「国家」)の存立保持を担う存在として併存しており、⁵³⁾旧来の室町幕府—守護体制の枠組みのなかで存立を果したわけではない。従って戦国期の「將軍」—大名・天下—地域「国家」関係は、領国の存立保持を前提とした、特に外交関係上において有効な相互補完関係として展開したのである。

武田信玄の遠江・三河侵攻も、この関係を活用することで、信長包囲網という政情を形成していった。しかし信玄の病死により、遠江・三河侵攻は中断する。これを受け反撃に転じた信長により、七月に將軍義昭は京都を追われ、また八月には越前朝倉氏、九月には続けて江北浅井氏が滅亡したことにより、信長包囲網は瓦解する。そして信長は、この一連の政争(元龜争乱)の政治的解決にあたり、天下人の立場へと歩み、織田権力は中央権力として君臨する。⁵⁴⁾また徳川家康は、信長との関係をより深め(織田権力への従属)⁵⁵⁾、そのもとで遠江領有の確保と対武田氏にあたる。そして以後の天正元年(一五七三)十年に続く織田権力・徳川氏と対將軍義昭勢力・武田氏との政治戦争は、この展開上に行われていくこととなるのである。

註

- (1) 渡辺世祐『武田信玄の経緯と修養』(更級郡教育会、一九二八年、のち一九七一年に新人物往来社から復刊。本章では後者を使用)、高柳光寿『戦国戦記 三方原の戦』(春秋社、一九五八年、のち一九七七年に新書で同社から復刊。本章では後者を使用)、奥野高広『武田信玄』(吉川弘文館(人物叢書)、一九五九年)、磯貝正義『武田信玄』(新人物往来社、一九七〇年)、染谷光廣『武田信玄の西上作戦小考—新史料の信長と信玄の文書—』(『日本歴史』三六〇、一九七八年)、

須藤茂樹「武田信玄の西上作戰再考」(『武田氏研究』三、一九八八年)、小和田哲男『三方ヶ原の戦い 武田信玄上洛への大戦略』(学習研究社、一九八九年、のち『戦史下キュメント 三方ヶ原の戦い』学研M文庫、二〇〇〇年として発刊。本章では後者を使用)、柴辻俊六『信玄の戦略 組織、合戦、領国経営』(中央公論新社(中公新書)、二〇〇六年)、平山優『武田信玄』(吉川弘文館(歴史文化ライブラリー)、二〇〇六年)ほか枚挙に遑がない。

なお、以下に本文であげる諸氏の見解は、本註にあげた著書・論文による。

- (2) 拙稿①「戦国大名武田氏の奥三河経略と奥平氏」(『武田氏研究』三五、二〇〇六年改稿のうえで第二部第二章に収録)、②「武田勝頼の駿河・遠江支配」(柴辻俊六・平山優編『武田勝頼のすべて』、新人物往来社、二〇〇七年)。以下、本章では拙稿①・②と表記する。

- (3) 註(一)の研究を大きく「西上」説と局地戦説とに分けると、

「西上」説：渡辺氏・奥野氏・磯貝氏・染谷氏・小和田氏・柴辻氏・平山氏

局地戦説：高柳氏・須藤氏

となろう。但し磯貝氏と染谷氏は上洛を意識しつつも、その前提のための信長打倒戦とされる立場で、ほかに谷口克広『戦争の日本史13 信長の天下布武への道』(吉川弘文館、二〇〇六年)もこの立場をとる。なお局地戦説の論者とされる高柳氏も当面の目的は遠江攻略としながらも、「信玄の最高目的は西上にあった」(註(一)著書四七頁)とすることには留意すべきである。

- (4) 鴨川達夫①「武田信玄と勝頼―文書にみる戦国大名像の実像―」(岩波書店、二〇〇七年)、②「第九章第一節 武田氏滅亡への道」(『山梨県史』通史編2中世、山梨県、二〇〇七年)。以下、本章では鴨川①・②と表記する。

- (5) 拙稿「永禄期における今川・松平両氏の戦争と室町将軍―将軍足利義輝の駿・三停戦令の考察を通じて―」(『地方史

研究』三二五、二〇〇五年。改題・加筆のうえで第一編第一章に収録。

(6) 本章の原論文(『武田氏研究』三七、二〇〇七年。以下、原論文とする)発表後、元亀年間における武田氏の遠江・三河侵攻に関しては、小笠原春香「武田氏の外交と戦争―武田・織田同盟と足利義昭―」(平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』、岩田書院、二〇〇八年)が検討を深め、また「元亀年間における武田氏の外交と戦争は、西上作戦説や局地戦説といった従来の説に囚われない視点から議論すべきである」との見解を示していることを付記する。

(7) 黒田基樹「武田勝頼の領国経営(柴辻俊六・平山優編『武田勝頼のすべて』、新人物往来社、二〇〇七年)。

(8) この点は、神田千里氏より御教示を賜った。記して謝意を表す。また原論文発表後、拙稿「長篠合戦再考―その政治的背景と展開―」(『織豊期研究』一二、二〇一〇年。本章付論)でも検討をおこなった。

(9) この点に関しては、拙稿「長篠合戦再考―その政治的背景と展開―」(『織豊期研究』一二、二〇一〇年。本章付論)で明らかにしたので、参照されたい。

(10) 『当代記』は天文年間(一五三二―五五)から筆をおこし、元和年間(六一五―二四)にかけての社会・政治の状況を編年的に記した記録風の書物で、同時期に成立したとされる(高木昭作執筆「当代記」(『国史大辞典』)。しかし、既に谷口克広氏が指摘するように(谷口克広「検証本能寺の変」(吉川弘文館『歴史文化ライブラリー』、二〇〇七年)、二六頁)、小瀬甫庵の『信長記』(元和九年成立)の影響が窺われ、寛永年間(一六二四―四四)頃の成立と考えるのが妥当であろう。但しそのなかには、以下本章で使用していくように、当時の正確な史料に基づく重要な記述が含まれている。

(11) なお柴辻俊六氏は、原論文発表後、これまで元亀二年と年次比定されてきた八月朔日付け菅沼定盈宛上杉謙信書状(『菅沼家文書』上越一〇五六)に「甲州出張之砌、於其表被抽戦功由、感人候」とあることから、元亀二年四月の武田氏による三河侵攻はあったものと反論した(柴辻俊六「上洛戦略と織田信長」同『戦国期武田氏領の地域支配』、岩田書

院、二〇一三年所収。初出二〇〇九年改題)。しかし、武田信玄による三河野田城攻撃が、同時代史料より確認できるのは天正元年である。また同文書の謙信の花押は、『上越市史』別編1上杉氏文書集一別冊で確認すると、元龜二年のものではなく、天正年間のものである。これらの点より、この謙信書状は天正元年のものであり、元龜二年四月に武田氏による三河侵攻があったとする柴辻氏の指摘は、再考の余地がある。

(12) 原論文発表の際には、史料2に関して検討を疎かにし、元龜二年の武田氏による遠江侵攻はないとした。その後、柴辻俊六氏は註(11)論文で史料2の存在より、武田氏による遠江侵攻はおこなわれたとして、鴨川達夫氏および筆者へ議論したので、ここで検討をおこなうこととする。反論いただいた柴辻氏には、記して謝意を表す。

(13) 黒田基樹「遠江高天神小笠原信興の考察」(同『戦国期東国の大名と国衆』、岩田書院、一九九九年所収。初出一九九九年)。

(14) なお鴨川達夫「元龜年間の武田信玄―「打倒信長」までのあゆみ―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二二、二〇一年)は、「当城主小笠原」を信濃松尾の小笠原信嶺とし、小笠原氏助とすることを否定する。だが、鴨川氏自身も認めるように、ちょうどこの時に高天神城周辺には後述のように禁制の発給がみられ、また後掲の史料4『当代記』元龜三年十月条の「十月、武田信玄遠州発向、高天神表を通、見付国府に被打出」との記述をふまえると、この時に信玄が高天神城を攻撃していたことは間違いない。従って筆者は「当城主小笠原」とは、この時信玄が攻撃している高天神城主小笠原氏助と考える。また本多隆成「武田信玄の遠江侵攻経路―鴨川説をめぐって―」(『武田氏研究』四九、二〇一三年)も、同見解を提示している。

(15) なお、本文書は『戦国遺文 武田氏編』では、日付が十一月十九日としている(戦武一九九二)。原文書未見のため、今後確認が必要であるが、史料3との関連もふまえたうえで『静岡県史』資料編8中世四のほか、『大日本史料』一〇

編一〇などでも十月十九日で採録してあることなどから考え併せて、本章では『静岡県史』資料編8中世四の日付を採用する。

(16) 黒田註(13)論文、平山註(1)著書八七頁。

(17) 須藤註(1)論文。

(18) なお徳川・上杉両氏間の外交に関しては、栗原修「上杉氏の外交と奏者」(『戦国史研究』三二一、一九九六年)を参照されたい。

(19) 酒井憲二編『甲陽軍鑑大成』第一巻(汲古書院、一九九四年)、一八五頁。

(20) 奥山友久が天野藤秀の「同心」であることに關しては、永禄十二年四月八日付け天野藤秀宛徳川家康起請文(「天野文書」戦今二三三五)の二条目において本領の安堵が約束されていることから確認できる。なお奥山氏に關しては、坪井俊三「戦国期の奥山氏―奥山氏の系譜を中心に―」(鈴木将典編『戦国大名と国衆8 遠江天野氏・奥山氏』、岩田書院、二〇一二年所収。初出一九九六年)がある。

(21) 永禄十二年八月七日付け秋葉寺別当光播宛徳川家康判物写(「高木文書」静8七五)は光播による別当職と諸勸進寺務を安堵したものであるが、「此判形者天野宮内右衛門尉任納徳出置^(母)とあるように、天野藤秀に了承を得て発給されたものであること、また天正七年三月五日付け天野藤秀宛武田家朱印状写(「天野家文書」戦武三一〇四)に、「秋葉寺之事、如前々可被相計」とあることから、天野氏と秋葉寺の關係の深さを窺い知ることができよう。

(22) 山家三方衆の存在形態に關しては、拙稿①を参照されたい。

(23) なお、同文書は『戦国遺文 武田氏編』に、同文・同内容の写文書が二二三号文書として、元龜四年(天正元年)に年次比定されて収められている。筆者も内容から検討して、この年次比定の通り、元龜四年(天正元年)が正しいものと

考える。

(24) 従って拙稿①の第二節「武田氏の奥三河経略過程」および拙稿②で記した元亀年間の武田氏の奥三河侵攻に関する記述は、まったくの事実誤認としかいようがない。見解を本論文のように改めることに關してお詫び申し上げるとともに、お許し頂きたい。

(25) ここでは、徳川氏との関係から武田氏の遠江・三河侵攻経路の分析に關して、最も詳細に検討された新行紀一執筆分『新編岡崎市史』中世(岡崎市、一九八九年)、九〇八〜九一五頁をあげるに止めたい。

(26) なお、以下の記述の一部は、「元亀三年武田信玄の遠江進軍過程」(『静岡県地域史研究会報』一五二、二〇〇七年)で検討をおこなっている。

(27) 黒田註(13)論文。

(28) 高柳註(1)著書四四頁。

(29) 本史料は、現在、元亀三年十月十日に発給された山原昌景と秋山虎繁の署判部分しか伝わっていないが、註記に「秋山伯耆守虎繁・山原三郎兵衛昌景、贈長福寺書付」、「遠州佐野郡本郷村長福寺所蔵」との記述がある。このことは、彼ら別働隊が信濃国から遠江国を経て、三河国長篠へ進軍したことの傍証となろう。

(30) 新行紀一執筆分『新編岡崎市史』中世、九一二頁。

(31) 原論文では、註(25)の新行紀一氏の侵攻経路分析をふまえて、三河国野田から宇利峠を越えて遠江国三ヶ日(静岡県浜松市北区)で姫街道に出る道を通り、二俣城へ向かったとした。しかし、この点に關しては本多隆成氏より批判いただいた通り(同『定本徳川家康』吉川弘文館、二〇一〇年)八五〜八六頁)、『当代記』の記述に基づき野田城の攻撃した後、遠江国井平を経た後に二俣城へ向かったとすべきであった。この点につき、見解を改めるとともに、批判いただいた

た本多氏に記して謝意を表す。なお本多氏は野田城攻撃の後に長篠へと戻り、あるいは野田城攻撃は部隊の一部を割いて攻撃をおこなったものかとして井平から二俣城へ向かったとするが、野田から井平の過程に関しては検討の余地がまだあるように推察される。この点は後考に期したい。

(32) 平山註(1)著書八二〜八三頁。

(33) 鴨川①一七七〜一七八頁、②四九八頁。

(34) 鴨川②四九八頁。

(35) おそらくこの背景には、武田氏の遠江・三河侵攻に際し、近隣の領主である北遠地域の天野氏や奥三河地域の奥平・田峯菅沼・長篠菅沼三氏の山家三方衆が武田氏へ従属したことが考えられよう。

(36) この点に関しては、原論文発表後、小笠原春香「武田氏の東美濃攻略と遠山氏」(柴辻俊六編『戦国大名武田氏の役と家臣』、岩田書院、二〇一一年)により深められている。なお鴨川註(14)論文は、武田氏による美濃侵攻を主目的と考えるため、筆者が自発的に従属したということに関して、「牧歌的に過ぎる」としたうえで「その背後に軍事的な圧迫や政治的な圧力を想像することが、かえって素直な態度であるように思われる」として批判する。だが、筆者の論旨は武田信玄による遠江・三河侵攻の開始という事態が、内紛を抱えていた岩村遠山家中を刺激し、同家中内の親武田方勢力が主導権を握り武田氏へ従属したと考えるものである。武田氏が軍勢を岩村城へ派遣するのは、この事態をふまえることであり、実際に史料上、この後にみられる行動である。従って言葉足らずであったことは反省するが、鴨川氏の批判はこの事態を史料よりおさえた立論でないため、受け入れがたい。

(37) 鴨川①一八八〜一八九頁。

(38) このほかに内容から元亀四年三月ものと年次比定される武田信玄書状(「荒尾親成氏所蔵文書」戦武二〇三二)におい

でも、「既被立 御色、信長御追伐被思召立之由候条」との記載がみられ、史料5の状況が元亀四年のものであることが確認できる。

(39) なお「公儀以御威光、為上洛者」は、武田信玄が自らの上洛の意志を示したものとされるが、ここではあくまでも室町幕府將軍足利義昭の要請に応じた上洛という行動が想定されているのであって、これをもって信玄の目的が上洛による中央政権の樹立であったとはいえない。

(40) 神田千里氏は、石山合戦の展開上において、本事実を重視する(『戦争の日本史14 一向一揆と石山合戦』、吉川弘文館、二〇〇七年)。

(41) 松原信之『越前朝倉一族(新装版)』(新人物往来社、二〇〇六年)。

(42) なお『戦国遺文 武田氏編』は、このうち八月十三日付け下間頼充宛武田信玄書状(「本願寺文書」戦武一七三三)、同日付け宛所欠の信玄書状(「津金寺文書」戦武一七三四)、九月二十六日付け一色藤長宛信玄書状写(『雑録追加』三)「戦武一七四一」の三点を元亀二年と年次比定する。この年次比定は、編者の柴辻俊六氏の元亀三年八月段階では室町幕府將軍足利義昭と織田信長、また信玄と信長の関係は決裂していること、さらには信長と大坂本願寺とが激しく対立していたのは元亀二年であるとの見解に基づくものである(柴辻俊六「朝廷・幕府外交」(同『戦国期武田氏領の形成』、校倉書房、二〇〇七年所収。初出二〇〇二年)。

しかし、この後信玄からの指示により和睦仲介を受け入れる旨を記すとした九月十日付け本願寺頭如書状案(『頭如上人御書札案留』戦武四〇五二)は、元亀三年の法主頭如の文案(書状の控え)として収められていること(詳細は『頭如上人文案』(北西弘編『真宗史料集成第三卷 一向一揆』、同朋舎、一九七九年)の解題を参照されたい)、また前述のように、將軍義昭の信長への敵対行動は元亀四年二月以降においてみられるものであること、この時本願寺は信長により天

下に対し造意の企てをおこなう存在とされ、新たな対立関係の事態にいたことなどから考えて、筆者は『大日本史料』一〇編―一〇の通り、この一連の史料を元亀三年と年次比定する。

(43) なお、筆者は原論文では、この信玄による織田信長と大坂本願寺への和睦仲介に関して、「当初から信玄は信長・本願寺間の和睦仲介をおこなうつもりはなく、この活動を通じ同盟関係を成立させていたのである」とし、大坂本願寺の信玄による和睦仲介の受け入れも、その真意は同盟関係の強化との関わりから理解していた。しかし、鴨川註(14)論文の論旨を受け、現在はこのように見解を改める。

(44) 鴨川①一七一頁。なお鴨川②三三二頁では、後述の永禄八年に武田・織田両氏間関係の成立が事実としても、いったん切れ、復活したのがこの永禄十一年とする。

(45) この過程に関しては、下村信博「織田信長の登場」柴裕之編『戦国大名と国衆6 尾張織田氏』、岩田書院、二〇〇一年所収。初出一九九八年)が詳細に記している。

(46) 小笠原春香「武田氏の駿河侵攻と徳川氏」『地方史研究』三三六、二〇〇八年)。

(47) 平山 註(1)著書二二八―二二二頁。

(48) 鴨川①一八一頁、②四九九―五〇〇頁。

(49) 神田千里「織田政権の支配の論理」(同『戦国時代の自力と秩序』、吉川弘文館、二〇一三年所収。初出二〇〇二年)。

なお、神田氏は天下を「將軍の管轄領域」とし、「朝廷を構成要素とした武家首長(將軍)の管轄領域」とは記されていない。しかし、この管轄領域は京都を中核とした五畿内の領域より構成されていること、またその護持(寺社本願の安堵や天皇家の静謐など)が武家首長に期待された役割という指摘(水野智之「戦国期の公家勢力と將軍・大名」(『室町時代公武関係の研究』、吉川弘文館、二〇〇五年所収。初出二〇〇五年)をふまえると、右のように位置づけることが

できよう。ちなみに、この戦国期に展開した天下との諸大名・地域「国家」の関わり(以下、これを「将軍」―大名・天下―地域「国家」関係とする)は、室町幕府滅亡後も、従属の要素を深めつつ織田権力、統一政権としての豊臣政権、そして江戸幕府へ継承されていくものと筆者は考えている。その具体的な検討に関しては、後考に期したい。

(50) 神田 註(49)論文、山田康弘「戦国期大名間外交と将軍」(『史学雑誌』一二二―一二三頁、二〇〇三年)。

(51) このことは、例えば室町幕府将軍の和平調停に背いた安芸毛利氏が、「家」を保つことを優先としつつも、同時に「上意」に背いたことによる世間への影響を気にしていること(「毛利家文書」『大日本古文書 毛利家文書』七二九号文書)からも窺い知れよう。

(52) ここでは、代表的な研究として川岡勉『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館、二〇〇二年)をあげるに止める。

(53) 戦国大名の領国に対する危機管理と同様に、室町幕府将軍も京都を中核とした管轄領域(天下)の危機管理を司る存在であった(神田千里『日本の中世11 戦国乱世を生きる力』、中央公論新社、二〇〇二年、一二二―一二三頁)。但し室町幕府将軍には、ほかに諸地域権力間の戦争を制御することなどの役割を有していた(期待されていた)ことが、「将軍」―大名・天下―地域「国家」関係を考えるうえで欠かせない。

(54) 織田権力が足利義昭政権を継承のうえ天下主宰者(天下人)としての立場にあったことは、神田 註(49)論文・註(53)著書が指摘している。

(55) 織田権力従属下の徳川家康の立場に関しては、平野明夫「徳川氏と織田氏」(同『徳川権力の形成と発展』、岩田書院、二〇〇六年所収。初出一九九五年改稿)を参照されたい。

付論 長篠合戦再考——その政治背景と展開——

はじめに

天正三年（一五七五）五月二十一日、三河長篠城（愛知県新城市）を奪還のため攻撃していた武田勝頼は、設楽原（同）に後詰として着陣した織田・徳川両軍と交戦し、敗北した。いわゆる長篠・設楽原合戦（以下、長篠合戦）である。

この合戦（戦争）は、織田・徳川両軍が鉄砲隊を率い、その威力を生かし武田方の軍勢に勝利したことで、歴史上名高い。このため、同合戦自体に関しては、戦術面の考察も含め、これまでも数多くの業績がある^①。

しかし勝頼がなぜこの時に長篠へ攻撃をおこなったのか、その政治背景に関しては、長篠城の奪還という目的だけで、つとに知られていない。また、このことに関連して、最近これまで元龜二年（一五七二）四月におこなわれた武田氏の三河侵攻の史料とされてきた、①卯月晦日付け孕石元泰宛山県昌景書状写（「孕石家文書」戦武一七〇四、後掲の史料1）、②卯月二十八日付け杉浦紀伊守宛勝頼書状（「正福寺文書」戦武一七〇一、後掲の史料2）、③卯月晦日付け下条信氏宛勝頼書状（「水野寿夫氏所蔵文書」戦武一七〇二、後掲の史料3）のいずれも（以下、これらの史料をまとめて「関連史料」と表記する）が、天正三年に年次比定し直された（鴨川^①・②、拙稿註^②）。しかし、これら関連史料は年次比定し直されたに止まり、長篠合戦への展開のなかでの位置づけは充分にはなされていない。また、この年次比定とそれに

より導きだされた政治動向には、異論も出されている^③。従ってこの年次比定論の正否も含めたうえで、改めて長篠合戦の政治背景や展開、そしてこの戦争のもつ性質に関して検討する必要がある。

同時に、この戦争は元亀年間（一五七〇～七三）における武田信玄の遠江・三河侵攻と、その際に展開した織田信長に対する室町幕府將軍足利義昭たち畿内諸勢力との外交関係とが、起因としてなっているところがみられる^④。そのため長篠合戦の政治背景を考えるには、この外交関係のその後の展開に關しても、視野にいれておかなければならない。そこで本論では、これらの問題意識に基づき、はじめに關連史料の年次比定を再確認したうえで、長篠合戦の政治背景と展開を検討し、それをふまえて改めて同合戦のもつ性質に關して考えてみたい^⑤。

一 關連史料の年次比定再説

まず關連史料（史料1～3）を掲げよう。

【史料1】 山県昌景書状写

如御書中、当表被進御馬、万方思食儘二候之条、可御心安候、

一、足助之地以御先衆、去十五被取詰之処、城主鱸越後父子様々就困望、被助身命、十九被送候、彼地一段堅固候間、御抱之為御番勢、伊那之下条二被差置候、

一、近辺之小城、為始淺賀井・阿須利・八桑・大沼・田代自落、彼筋被明御隙候之条、至于東三河被遂御陣候、野田築執出、菅沼新八郎居住候、因茲山家三方衆為案内者、小笠原掃部大夫・拙者人衆相添、作手を打立、夜中動候処二、旗先ヲ見付明城罷退候、追掛悉討取候、雖然新八郎討洩無念二候、我等人数之為証と、小菅御舍弟源右

衛門方差越候之处二、兩人最前高名、其外之者共何も高名仕候、

一、昨廿九向于吉田衆及御行候之处、号二連木地相踏候間、三方衆ヲ以小掃・拙子廻搦手候ヲ見届、明城敗北、切所故不討取口惜存候、

一、後刻家康(徳川)自身從半途へ出備候間、御屋形様御眼前之事候条、右之衆中合、自二連木之際押崩、吉田城内迄追込候、敵二千余之人数二候之間、執切所退散候条、不討取所存之外候、併何様御褒美候間、可為御大慶候、其砌重

而源右衛門方鎧下之高名無比類候、諸人眼前之事間、可為御悅喜候、此上之御備重而可申述候、

一、其地御普請御用心等不可有御油断候、諸事上野介殿被得御意尤存候、猶御吉左右自是可申宣候、恐々謹言、

追而其地御在番之御直参衆へ、此旨御心得頼入候、将又江尻之用心、無油断仕候得之由申度候、

(山県)
山三兵
昌景判

卯月晦日
(孕石元泰)
孕主
御報

【史料2】 武田勝頼書状

幸便候間染一翰候、抑於其国毎時備等堅固之仕置肝煎之由、無是非次第候、併対大坂忠節令感激候、弥無油断而越州静謐候之様馳走簡要候、随而不凶当表出馬為始三州足助城、近辺之敵城或攻落、或自落、万方違本意候、可為安堵候、此上三・尾国中へ令乱入可決是非候、此所畢竟織田(信長)上洛之上、大坂へ取懸候由候之条、後詰第一之行二候、然而当夏秋之間、輝虎(上杉謙信)向于越中動干戈者、無二至越後可成動候、然則長尾彼表張陣不可叶候之条、加・越兩州之人数被相催、無用捨可被遂防戰儀專用候、委曲令附与彼口上候之間、不能具候、恐々謹言、

卯月廿八日

(武田)
勝頼(花押)

(後筆)
川上政広殿行

杉浦紀伊守殿

【史料3】 武田勝頼書状

行之模様無心許之旨、慈音問祝着候、仍菅沼新八郎楯籠候野田之城責落、凶徒百余人討捕候、然而昨廿九

(徳川) 家康籠居候、向于吉田之地相動、為始槐木宿城悉放火、東三河在々所々惣而擊碎、万方任存分候、此上長篠へ一

働可催之候、雖勞煩察入候、其城用心并普請可被入于念儀、可為祝着候、恐々謹言、

追而信長備之様子、以方便被聞届、注進待入候、

卯月晦日

(武田)
勝頼(花押)

(信氏)
下条伊豆守殿

史料1は、駿河江尻城代で三河国へ出陣中の山県昌景が駿河衆孕石元泰へ、武田氏の奥・東三河侵攻の状況を伝えるとともに、江尻城(静岡県静岡市清水区)の普請に関する指示(五条目)をしたものである。これによると、まず四月十五日に御先衆による足助城(愛知県豊田市足助町)への攻撃がなされ、城主鱸越後父子の降伏により、城を占拠し信濃国衆下条信氏を番勢として配置したこと(二条目)がみえる。その後、足助城近辺の浅賀井・阿須利・八桑・大沼・田代の諸城(いずれも愛知県豊田市)を落城させた後、奥平・田峯菅沼・長篠菅沼三氏たち山家三方衆、信濃国衆小笠原信嶺、山県昌景の軍勢で、徳川方である菅沼定盈の本城野田城(愛知県新城市)を攻略した(二条目)。そして二十一日には徳川氏の東三河支配の中心拠点である吉田(愛知県豊橋市)へ侵攻し、山家三方衆、小笠原信嶺、山県昌景の軍勢で二連木城(同、城主は戸田康長を開城させた後(三条目)、徳川家康が自ら出陣してきたので、迎え撃ち吉田城へ退

散させていること(四条目)が確認できる。

次に史料2は、武田勝頼が大坂本願寺の坊官杉浦紀伊守へ足助城と周辺諸城の攻略を伝え、今後三河・尾張国中に侵攻して、是非を決する意志を表明したものである。同時に勝頼は、この軍事行動が、この時に大坂本願寺への攻撃を行っている織田信長に対する「後詰第一之行」であるとしていることが注目できる。そして、この軍事行動の実施のため、勝頼は杉浦紀伊守に上杉謙信へ対する備を要請していることがみられる。

最後に史料3は、勝頼より史料1で足助城に番勢として配置された下条信氏へ宛てられた書状で、野田城の攻略、二十九日の吉田への進軍と「槐木」(二連木)城を始めとする東三河地域での戦いなどを伝え、そのうえで長篠攻略の意志を示したものである。なお史料3は、既に佐藤八郎氏が天正三年(一五七五)に年次比定している。⁶⁾

これら関連史料にみられる一連の武田氏による三河侵攻は、従来は『家忠日記増補』元龜二年(一五七二)四月十五日条『大日本史料』一〇編六、元龜二年四月十九日条)の「信玄兵ヲ信州ヨリ発シテ、足助ノ城ヲ攻ント欲ス、城主鈴木喜三郎城ヲ避テ退ク」などの記載に基づき、元龜二年のこととされてきた(以下、元龜二年説とする)。また近世の諸家譜類の中には、武田氏の足助城攻めと東三河侵攻を、天正二年二月の勝頼による美濃侵攻の際に併せて実施されたとする記載もみられる(「貞享書上 菅沼主水」、「同 西郷若狭守」『朝野旧聞哀藁』元龜二年四月・天正二年四月条所収)。このことより、天正二年に年次比定する説もある(以下、天正二年説とする)⁷⁾。しかし、これらの説は、いずれも同時代史料ではなく後世の家譜類の記述に基づくものであるうえに、史料3にみられる「此上長篠へ一働可催之候」という勝頼の長篠攻略の意志との関連に関しては、まったく言及されていない。

このような年次比定説に対し、鴨川達夫氏は、軍事侵攻の主体が勝頼であること、史料3において勝頼が長篠攻略の意志を示していることより、天正三年に年次比定した。そのうえで「元龜二年四月の信玄による三河攻め」はまっ

多くの虚構であり、三河・遠江両国へのこの時期の活動はなかったことを指摘した(鴨川①②)。

この鴨川達夫氏の成果を受け、元龜年間における武田氏の遠江・三河侵攻を再検討した註(2)拙稿は、関連史料のいづれをも天正三年に年次比定したが、改めてその根拠を註(2)拙稿後の知見を補足して提示したい。

まず鴨川氏の指摘のように、史料2・3より、この軍事行動の主体が勝頼であることを重視したい。従って勝頼が当主の時ではない。黒田基樹氏によると、勝頼の発給文書は、既に信玄が死去したにも関わらず、当主としての立場からみられだすのは、天正元年六月末以降である。このことと史料3にみられる勝頼の長篠攻略の意志を考え併せるならば、天正三年に年次比定することが可能であろう。

次に注目したいのは、史料2にみられる「畢竟織田上洛之上、大坂へ取懸候由条」という事態である。元龜二年、天正二年、同三年いづれかの四月に織田信長が大坂本願寺を攻撃したことが確認できるのは、天正二年と同三年のそれぞれ四月のみである。従ってこのことよりも元龜二年説は成り立ちがたいが、では年次は天正二年、同三年のいずれであろうか。そこで注目したいのが、次の史料4・5である。

【史料4】六角承禎書状(尊経閣古文書纂)『戦国遺文 六角氏編』九九三号文書。以下、出典は戦六角と略す)

其已来不申候、路次不自由之故、不任心中候、永々在国御辛勞之至候、仍(大原)高盛儀、每事別而被相談通申贈候、尤

喜悦候、随而織田(信長)此中令在洛、来六日大坂表江可及行旨廻文候条、弥無御由断有調策、急度出馬之儀馳走肝要候、

光祿其外江茂染筆候、被得其意可預御才覚候、猶中務太輔(大原高盛)・落合八郎左衛門尉可申候、恐々謹言、

三月廿八日
承禎(六角)(花押)

武田中務太輔殿

進之候

【史料5】六角義堯書状（本善寺文書）戦六角九九四

大坂表江織田及行之由、其間候、御手前彼此為可承、差越本次候、様体具示給候者、本望候、仍東国之人衆至三

州相働旨、追々注進候、自此方使僧差下候条、慥之儀候可申候、委曲口上仁申含間、不能詳候、恐々謹言、

（信長）
（天正三年）
卯月廿一日

（六角）
義堯（花押）

本善寺

進覽之候

史料4は、信長と敵対する室町幕府將軍足利義昭に従い行動していた六角承禎の書状である。これによると、承禎は、信長がこの時在京しており、来月六日に織田氏が大阪方面へ出陣するとの意向を廻文で通知していることを伝え、武田勝頼たちへ出馬を要請している。本文書は、信長がこの廻文での通知の通り、四月六日に摂津国大坂（大阪府大坂市）・河内国高屋（同羽曳野市）方面へ出陣している事実『信長公記』より、天正三年に年次比定ができ、また勝頼の出陣がこの畿内情勢と関連したものであることが確認できる。そして実際に、織田氏による大阪方面への軍事行動と武田氏（東国之人衆）による三河侵攻が関連して実施されていることがみられるのが、史料5の大和本善寺奈良県吉野町へ宛てた六角義堯書状である。天正二年では、武田勝頼による三河侵攻とこのような畿内情勢との関わりは確認できない。従ってこのことよりも、関連史料はいずれも天正三年と年次比定できよう。

なお、この年次比定に関連して、山家三方衆の武田氏への従属時期に関しても言及しておく。筆者は、はじめ山家三方衆の武田氏への従属時期を元龜二年説を前提に同年三月頃とした¹⁰。その後、拙稿註(2)では、元龜三年七月晦日の武田信玄から奥平定能への本領安堵・知行宛行約束『松平奥平家古文書写』戦武一九二九をもつて、武田氏と作手奥平氏との関係が元龜三年七月には成立していること、また武田氏がこの知行宛行の前提には、作手奥平氏のみでな

く田峯菅沼氏・長篠菅沼氏と地域的結合関係である山家三方衆の存在をおいていることより、山家三方衆の武田氏への従属は元龜三年七月以降とし、関連史料を天正三年に年次比定する傍証とした。これに対し、柴辻俊六氏は「遅すぎる」として、最初の筆者の見解である元龜二年三月頃を「現実性が高いもの」とした。¹²⁾しかし、実際に元龜三年十月以降の武田氏の遠江・三河侵攻のなかで彼らとの関係につき、信玄が越前朝倉義景に「殊三州山家・濃州岩村属味方」(徳川黎明会所蔵文書)「戦武一九八九」と伝え、対する徳川家康も「今度三方依逆心」(若尾資料『臆乗鈔』五)愛11八四六と記している。また、元龜三年に従属したという認識が、『当代記』(『史籍雜纂 当代記・駿府記』)や奥平氏においても『奥平家系』(『朝野田聞哀藁』元龜三年十月所収)などの史料で確認できる。これらのことより、山家三方衆の明確な従属時期は元龜三年七月以降であり、関連史料の元龜二年説は成り立ちがたいことを改めて指摘しておきたい。

最後に、勝頼の足助進出に関しては、『信長公記』第八に「(天正三年)三月下旬、武田四郎三州之内あすけ口へ相働候」(愛11二〇七六)とみえ、さらに勝頼の足助進出以降、野田落城、吉田への進出、二連木落城を経て、長篠への侵攻に至る関連史料の経過が、『当代記』の天正三年の記事と合致することである。このことも、天正三年とする年次比定の傍証になろう。

以上の検討より、関連史料(史料1-3)の年次比定は、天正三年が相応しいといえよう。従って史料1にみえる「御館様」は武田勝頼のことである。但し史料1に関して確認しておきたいのは、勝頼自身の動きがみえるのは、足助城とその周辺の奥三河地域攻略後に実施された東三河侵攻からである。このことは、この時の武田氏による三河侵攻を考えるうえで留意する必要があるので、指摘しておく。

二 武田勝頼の三河侵攻過程

前節での関連史料の検討をふまえて、この時の武田勝頼による三河侵攻過程を復元してみよう。

まず武田氏の軍勢(武田軍)がいつ本拠の甲斐国甲府(山梨県甲府市)を発ったかであるが、天正三年(一五七五)と年次比定される三月二十四日付けの上野国衆安中景繁へ宛てた武田勝頼書状(「慈雲寺文書」戦武二七四三)によると、「来朔日令出馬候」と四月一日の出馬を予告している。この直後に、武田軍は甲府を発ったと考えられる。そして十五日には足助城を攻撃し占拠したうえで、足助城近辺の浅賀井・阿須利・八桑・大沼・田代の諸城を落城させ、その後東三河方面へ侵攻して、山県昌景を中核とする軍勢で野田城を攻略し、二十九日には吉田へ侵攻して、山県昌景たちの軍勢で二連木城を開城させたうえに、徳川家康の軍勢を迎撃したことが、第一節での検討結果より得られた過程である。その後、勝頼が長篠攻略の意志を示した通りに、四月晦日付けで周辺地域の徳貞郷(愛知県新城市)に高札(「渡辺家文書」戦武二四八三)が発給されているので、長篠へ進軍したことが確認できる。『当代記』は、武田軍による長篠城攻撃の開始を五月一日とするが、以上の過程より考えて妥当であろう。

次にこの過程をふまえると、問題となるのが武田軍の三河国への進軍路である。従来は、「信州より遠州平山越を御出あり、三州(宇利)うりと云所へ御着被成」(『甲陽軍鑑』愛11一八二)や「遠州平山越を信州より三河の宇利と云所へ出て」(『松平記』愛11一五二)とみえることより、武田軍は信濃国から青崩峠を経て遠江国に入り、二俣(静岡県浜松市天竜区)、平山(同北区)を経て三河国宇利(愛知県新城市)に出て、四月二十一日に長篠へ進軍したとされる。しかし、これらの編纂物の記述には、これまでみてきた奥三河地域の制圧と東三河への侵攻という過程は描かれていない。ま

た、この進軍路は奥三河方面への進軍には適切ではない。

一方、足助進出から野田落城、吉田への進出、二連木落城を経て、長篠への侵攻に至る経過と、五月一日の長篠城への攻撃開始に関してふれる『当代記』においても、三河国への進軍路は記されていない。

それでは、武田氏の軍勢は如何なる進軍路を通り三河国へ侵攻したのであるうか。その手がかりとなるのが、これまで元龜二年（一五七二）四月に実施されたとされてきた武田信玄による三河侵攻の際の進軍路に関する記載である。

この時の信玄による三河侵攻の際の進軍路に関して、『甲陽軍鑑』巻十二は「信玄公たかとう（高遠）を御たちあり、西三川（立）へ御はつかう候て」、『武徳編年集成』元龜二年三月二十六日条は「信玄既二軍勢揃フニ依テ伊奈郡ヲ発シ、西參河二赴ク（立）」として、信濃国伊那郡（高遠）から西三河（足助城は三河国加茂郡、西三河に属す）へ進軍したとする。これにより、

新行紀一氏は、この時の武田軍の進軍路として、信濃高遠城（長野県高遠市）を發して根羽（長野県根羽村）から飯田街道を武節（愛知県豊田市）へ出て、伊勢神峠を越えて足助へ至る進軍路を指摘した。¹⁵ 新行氏が指摘したように、足助方面よりの奥三河地域への侵攻には、これまで元龜二年四月に行われたとされた信玄による三河侵攻の際の信濃国伊那郡から飯田街道を経ての進軍が、足助方面への進軍路としては尤も妥当である。従ってこれが、実は関連史料ともども年次を誤って伝わってきた天正三年四月の三河侵攻時の進軍路ではなからうか。

以上の検討結果より、この時の武田氏の三河侵攻過程は、信濃国伊那郡より奥三河へ進軍し、足助城とその周辺を攻略したうえで、作手から東三河へ向かい野田・吉田を経て、長篠へ侵攻したと考える。

この武田氏による三河侵攻過程を確認したうえで問題となるのが、武田勝頼自身の動きである。勝頼は、『天正玄公公事法語』（山6上七）に「大日本国甲信上駿遠五州賢太守勝頼公、今茲天正三年乙亥孟夏十二日、伏値恵林寺機山（武田信玄）玄公大居士三周忌之辰、預今月今日」とみられる通り、同年四月十二日に父信玄の三周忌法要を営んでいるのである。

黒田日出男氏が『甲陽軍鑑』の史料的价值を評価する視点より、この記述を重視するように、この時に信玄の三周忌法要が営まれたことは間違いない。また勝頼が、上野箕輪城代の内藤昌秀に同十二日に甲府へ着府を指示している書状もみられる(『工藤家文書』戦武二四七九)。従ってこれらの事実と、これまで確認してきた武田軍の三河侵攻過程との整合性に関して、考えなければならぬ。¹⁷⁾

そこで注目したいのが、史料1である。先に指摘したように、史料1によると足助城とその周辺の奥三河地域の攻略は「御先衆」(先遣隊)によってなされ、勝頼自身の動きが確認できるのは、その後の東三河侵攻以降のことである。このことと十二日に営まれた信玄の三周忌法要を考え併せると、勝頼の甲府よりの出馬は十二日以降である。

では、勝頼はどこで先遣隊と合流したのであろうか。再び史料1に注目すると、まず四条目に「御屋形様御眼前」とみえることより、二十九日の吉田への侵攻(御行)時には勝頼が合流していたことは確実である。そして、このことを前提に「彼筋被明御隙候之条、至于東三河被遂御陣候」(奥三河地域は平定されたので、東三河へ軍隊を進められた)という記述に注目したい。「被遂御陣候」の記述より考えると、軍隊を進める主体は当主の勝頼である。つまり、東三河への侵攻は、勝頼主導のもとに実施されているのである。そして山県昌景が、この勝頼の意向に基づき先勢として作手(愛知県新城市)を出立し、野田城攻略にあたっている。このことより、作手が東三河侵攻の実施にあたっての起点であったことがわかる。作手は三河国衆奥平氏の本拠であったが、この時は同時に武田氏の奥三河地域における拠点でもあった。これらの検討より考えて、勝頼は先遣隊と作手で合流を果たしたかと推察される。

以上から、武田勝頼は十二日以降に甲府より出馬し、先遣隊と作手で合流を果たしたうえで、東三河へ侵攻したと考える。

最後に、なぜこの時期に武田氏は足助へ軍を進め、この侵攻過程を経ることとなったのであろうか、みていきたい。

このことに注目していくと、徳川家における一つの事件との関連が浮かび上がる。その事件とは、大岡弥四郎(天賀弥四郎)事件である。

大岡弥四郎事件とは、徳川家康の嫡男である岡崎城主松平信康の家臣で、「岡崎町奉行」(『岡崎領主古記』)を務めていた大岡弥四郎たち家臣一派が、武田勝頼に通謀して、天正三年四月に武田軍を足助路から岡崎城(愛知県岡崎市)へ引き入れようと企てた徳川家の内紛である。結局この企ては、一派のうちの者の通報により発覚され、大岡たちは処刑されたという(『松平氏由緒書』¹⁸ほか)。なお、同事件に関しては、『岡崎東泉記』のように家康室の築山殿の関与も伝えられているが、同時代史料が皆無などの史料の残存状況などより、詳細は不明なことが多い。そのため、これまで長篠合戦直前の武田氏による三河侵攻の過程との関わりは、考えられてこなかった。

しかし、この大岡弥四郎事件を伝える編纂物などの諸書によると、同事件の際、勝頼はこの大岡弥四郎たちとの通謀により、奥三河地域へ出陣し、その後には彼らとの通謀が徳川氏に発覚したことから、二連木(「真享書上」山田市郎兵衛)『朝野旧聞叢』(天正三年四月所収)や長篠(『松平氏由緒書』)へ向かったとされる。この武田氏の奥三河地域から二連木や長篠へという侵攻過程は、関連史料を通じて、復元してきた過程と合う。また、先遣隊による足助城とその周辺の攻略は、これら編纂物などの諸書の記述をふまえると、大岡弥四郎たち一派との呼応のもとでなされたと考えられる。

これにより、この武田勝頼による三河侵攻の過程は、大岡弥四郎事件という徳川家の内紛状況に応じて実施された軍事行動であったことが確認できよう。

三 長篠への侵攻と地域状況

これまでの武田勝頼による三河侵攻過程をふまえたうえで、勝頼はなぜ長篠へ侵攻する必要があったのか、その要因を考えてみることで、長篠合戦に関して検討したい。

まず長篠地域（長篠領）の地理的要因より検討する。同地域は、もともとは三河国衆長篠菅沼氏の支配領域であり、寒狭川と三輪川の合流する河岸段丘の地に長篠城は永正五年（一五〇八）に築かれたと伝えられる。¹⁹第一節で述べた通り、長篠菅沼氏は作手奥平氏・田峯菅沼氏たちと山家三方衆として、元龜三年（一五七二）十月以降の武田氏による遠江・三河侵攻の際には武田氏への従属を明確にして、軍事行動に参加した。しかし、天正元年（一五七三）九月、徳川氏に本拠長篠城が攻略され、同三年二月二十八日以降は徳川氏へ従属していた奥平信昌（当主定能の子）が城将として配置されていた（『当代記』）。

このような武田・徳川両氏間で歴史的経緯を持つ長篠地域は、地理的には遠江・信濃・美濃各国と三河国を結ぶ「三信堺目」の要地に位置していた。このことは、長篠合戦の敗北が、織田・徳川両氏による奥三河地域のみでなく、同年中に北遠江地域や美濃国における武田領域の攻略を招いている事実よりも確認できよう。また近辺の鳳来寺（愛知県新城市）は、信濃―三河両国間の流通の中継地点として機能していたことより、²⁰経済面においても信濃国・北遠江地域と三河国とを結びつけていた。従って同地域の確保は、武田領国全体（惣「国家」）の存立に関わり、その存立保持のためには同城の徳川氏からの奪還が必要であったといえる。

次に同地域における三河国衆の政治状況より、要因を考えてみたい。同地域は、前述の通り、もともとは長篠菅沼

氏の支配領域であった。長篠菅沼氏の系譜に関しては、『寛政重修諸家譜』(以下、『寛政譜』)などにみられるが、不明なことが多い。また同時代史料は、武田氏への従属時に限られるという少ない状況である。

この状況をふまえて検討をおこなうと、まず元亀四年六月晦日付け菅沼(長篠)右近助・同(田峯)刑部丞・奥平定能宛武田勝頼判物写(『松平奥平家古文書写』戦武二二二一)が目目できる。これは、山家三方衆へ勝頼が遠江・三河両国の所領を安堵し、田峯菅沼・奥平両氏間における東三河牛久保領の領有をめぐる相論に関しては三方衆間の談合による解決を求めたものである。この史料より、長篠菅沼家の人物として右近助と伊豆守(『寛政譜』では実名を満直とする)が確認できる。右近助は田峯菅沼当主刑部丞、奥平当主定能と連名で宛所にみられるので、長篠菅沼当主である。

このことをふまえたうえで、次の史料6を検討したい。

【史料6】武田勝頼判物(「狩野亨吉氏旧蔵文書」戦武二二二八)

定

去歲從法性院殿舎兄右近助所へ被相渡候判形之旨、聊不可有相違候、然者伊豆守所望候条、自今以後彼名跡相統

可為肝要者也、仍如件、

元亀四癸酉

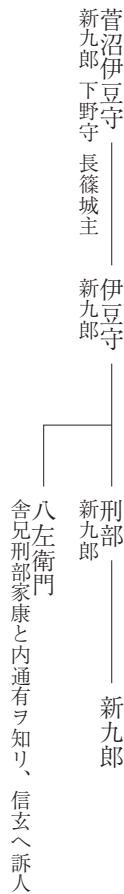
十一月廿三日

勝頼(花押)

菅沼新兵衛尉殿

史料6は、勝頼が菅沼伊豆守の要望により、新兵衛尉へ兄右近助より長篠菅沼名跡を相続することを認めたものである。これにより、右近助と新兵衛尉が兄弟であることがわかる。この両者の関係をふまえると、『浅羽本系図』三

十三(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)にみられる次の系図が興味深い。



この系図と先の同時代史料での検討を併せ考慮すると、刑部は右近助、八左衛門は新兵衛尉で、伊豆守は両人の父親にあたることわかる。実際に『当代記』天正十年三月条では、伊豆守と新兵衛尉(同書では八左衛門)の関係が「菅沼伊豆守父子」としてみられる。それでは、なぜ伊豆守は右近助を廃し、弟の新兵衛尉に家督を継承させたのであろうか。『当代記』天正元年九月条によると、右近助(同書では新九郎)は長篠籠城中の際に徳川氏へ内通し、戦後は信濃国小諸(長野県小諸市)へ籠居させられたことがみられる。また前掲の系図でも、八左衛門(新兵衛尉)の項における「舎兄刑部家康と内通有ヲ知り、信玄へ訴人」との記述より、右近助の徳川氏への内通を、新兵衛尉が武田氏(信玄は誤り)へ通知したことがわかる。これらのことより、元龜四年(天正元年)時に、長篠菅沼家では伊豆守・新兵衛尉と当主右近助の争いが発生しており、史料6の事態に至ったことが確認できる。

このような事態は、長篠菅沼氏だけでなく、同じ山家三方衆の作手奥平氏では当主定能・信昌父子が徳川方へ離叛し、父道紋(定勝)がその後も武田方に属し、作手を拠点に徳川方の定能・信昌父子と長篠合戦時まで抗争を続け、また田峯菅沼氏では、当主刑部丞・「親類」菅沼定仙たち武田方に属す派と「親類」菅沼定氏たち徳川方に属す派とに分裂している状況にあった²²⁾。このことより、この時の奥三河地域では、武田・徳川両氏間の境目領域のなかで「国家」存立をめぐる国衆間の内紛状況が確認できる。従ってこの政治的解決が、勝頼の長篠攻撃の要因であったと考えることができよう。

以上の検討より、武田勝頼の長篠攻撃は徳川氏との境目である奥三河地域における国衆間の内紛への政治的解決と同時に、同地域の存立を確保することで、併せて武田領国の存立を保持するために実施されたものであったことがわかる。つまり長篠合戦とは、このことより、戦国大名領国の存立にも関わる境目領域の存立確保のためにおこなわれた戦争(いわゆる「国郡境目相論」)であったと位置づけることができよう。

四 勝頼の三河侵攻と外交

武田勝頼は、なぜこの時に三河侵攻を実施する必要があったのであろうか。このことに関して、同時期に勝頼が展開していた外交関係から考えてみたい。

この時の武田勝頼による三河侵攻に関して、織田信長は天正三年(一五七五)六月十三日付け上杉謙信宛書状写(「編年文書」愛11-1-1)のなかで、元龜三年(一五七二)十月以降の父武田信玄による遠江・三河侵攻の事例(「其例」)に倣い、実施したと評した。鴨川達夫氏は、これを「三河」・「四月」という侵攻地点と実施の月の二点から、信玄最後の事業と同じであり、勝頼の三河侵攻を対信長という信玄の事業の引継ぎと位置づけた。⁽²³⁾しかし信長は、ここでは当時自身が置かれていた状況とそのなかで実施された勝頼の三河侵攻が、信玄時と類似していたことを評したのではなからうか。つまり、これは信玄以来の「信長包囲網」とされる外交関係を展開しての軍事行動であったとらえる信長の認識を示そう。そこで信玄時の外交関係を確認したうえで、勝頼の三河侵攻とこの外交関係との関わりを、以下にみていこう。

武田信玄は、元龜三年十月に遠江・三河侵攻を大坂本願寺・越前朝倉義景との外交関係を前提に実施し、さらに室

町幕府將軍足利義昭、三好義繼・松永久秀たち畿内諸勢力との外交関係を強化することにより、敵対する信長への、いわゆる「信長包囲網」を形成した。²⁴しかし翌年四月に信玄は死去、その後には將軍義昭は信長に京都を追われ、また朝倉氏も滅亡した。

だが勝頼は、その後もこの父信玄が築いた將軍義昭を中心とする畿内諸勢力や大坂本願寺との外交関係を継続させ、領国保持・拡大を図ってきた。²⁵そしてこの外交関係との関わりは、長篠合戦直前の勝頼による三河侵攻の際にもみられる。

この時に勝頼と敵対する信長は、第一節でみた、天正三年四月六日より將軍義昭方にあった三好康長の拠点河内高屋城を攻撃し始め、同時に大坂本願寺近辺へも軍事行動を実施していた。この織田方の攻勢に対し、將軍義昭周辺や六角承禎たちは、勝頼に早急なる出陣を求め、武田氏の三河侵攻が開始されるやその状況を探っていた。これは史料4・5のほかに、史料7・8より確認ができる。

【史料7】六角承禎書状〔本堂平四郎氏所藏文書〕戦六角九九五

自是可申覚悟候処、幸便之条染筆候、至于三州表有御出馬、諸城被攻落旨、御高名之至珍重存候、弥可為御本意候間、御行無御^(油)由断才覚可為肝要候、随而中務^(大原高盛)太輔差下候処、御入魂之旨、別而芳情不淺候、猶以毎時無隔心御指南專一候、切々可申処、路次不合期故無音、所存之外候、南方之体此仁淵底之間、不能再筆候、猶^(大原)高盛・落合^(家光)八郎左衛門尉可申候、恐々謹言、

^(天正三年)
五月四日

^(六角)
承禎(花押)

^(穴山信君)
武田玄蕃頭殿

進之候

【史料8】六角承禎書状（万代亀四郎所藏手鑑）戦六角九九六

今度織田相働二付、高屋不慮之題目候、公儀御様体如何候哉、無御心許令存知候、承度候間差越高福候、被得

其意、於被達 上聞者、可爲祝着候、早々可致言上処、路次不合期故、不任心中体候、仍東国出馬弥慥之様二相

聞候条、珍重存候、猶以無由断様二与申遣候間、为上意御催促肝要存候、猶期後音之時候、恐々謹言、

（天正三年）
五月七日

（六角）
承禎（花押）

一色式部少輔殿
（藤長）

真木島玄蕃頭殿
（昭光）

（常存）
東老軒

進之候

史料7は、六角承禎が武田側の外交取次であった穴山信君に、武田氏の三河侵攻における戦果を賞し、以後も「御本意」のため、油断なく実施に努めるよう要請した書状である。そして承禎は三日後に史料8で、將軍義昭の側近一色藤長・真木島昭光・東老軒常存へ織田勢による河内高屋城の攻略を嘆く一方で、武田氏の三河侵攻（東国出馬）による戦果を賞し、將軍義昭よりも油断なく実施されることを指示するよう求めている。

このように勝頼の三河侵攻は、畿内における將軍義昭方の諸勢力との連携のもとで実施されていた。これは、史料2で、勝頼自身がこの三河進攻を信長に対する「後詰第一之行」であるとしていたことにも示されよう。

従って以上の外交関係の検討より、この時の武田勝頼の三河侵攻は、信玄以来の關係に基づく畿内の將軍義昭方諸勢力や大坂本願寺・一向一揆との連携による対信長牽制を目的とした軍事行動でもあったと位置づけられる。

しかし、この時の信長の置かれた戦況の展開は、元龜三年十月以降の信玄による遠江・三河侵攻時とは異なっていた。信長は四月十九日に三好康長を降伏させ、河内高屋城を攻略したことにより（『信長公記』）、大坂本願寺を除き畿

内における將軍義昭勢力の駆逐を成し遂げた。これにより、優位な戦況を得た信長は、勝頼が攻撃していた長篠城への救援が可能となり、徳川氏の要請を受け翌五月十三日には出馬し、「永青文庫所蔵文書」愛11-0933、岡崎で徳川軍と合流を果たしたうえで、十八日には設楽原に着陣（『信長公記』ほか）、そして二十一日に長篠合戦を迎えることになる。

おわりに

以上、四節にわたり、長篠合戦に関して政治背景と展開から考察をおこなった。

はじめに長篠合戦に至るまでの武田勝頼の三河侵攻過程を、関連史料の年次比定に関して天正三年（一五七五）と再確認したうえで、検討した。これにより、まず武田氏の先遣隊が四月一日頃に甲斐国甲府を出馬し、信濃国伊那郡から三河国へ進軍、同十五日に奥三河地域の足助城を攻略、周辺地域の浅賀井・阿須利・八桑・大沼・田代の諸城を落城させた。その後、同十二日の父信玄の三周忌法要を終えて直後に出馬した勝頼が作手で先遣隊と合流を果たしたうえで、東三河への侵攻を始め、野田城攻略を経て、同二十九日には吉田へ侵攻、二連木開城や吉田での徳川勢との戦鬪の後、五月一日に長篠へ侵攻したことを確認した。

次に長篠地域の位置と状況の検討結果から、この時の勝頼の三河侵攻は「三信堺目」における政治的・経済的要地の確保、なおかつ同地域の国衆（山家三方衆）間の内紛に政治的解決を果たすことにより、武田領国の存立を保持するために実施されたものにとらえられる。この点より、改めて「信玄から引き継いだ支配圏（武田領国）の保全維持を目的に行われたもの」²⁷⁾とすることができよう。

また、その政治背景を信玄以来の外交関係の関わりから検討した結果、勝頼の三河侵攻は、畿内における室町幕府將軍足利義昭勢力と大坂本願寺・一向一揆との連携が確認でき、さらに大岡弥四郎事件との関連より徳川家の内紛に呼応して実施されたものであったことが導きだされた。

以上のすべての検討結果より、武田勝頼の三河侵攻は信玄以来の関係を基とした畿内の將軍義昭方諸勢力や大坂本願寺・一向一揆との連携による対信長牽制と、徳川家の内紛という政治背景を契機に領国存立の保持のために実施された軍事行動で、長篠合戦はその軍事行動の帰結であったと位置づけることができる。

戦国大名には、惣「国家」存立(領国「平和」)の保持に努めることが求められた。だが、常に敵対勢力と接する境目領域は存立のため時に両属関係を展開するなど、戦国大名領国において自立性が強い地域であり、その帰属は不安定であった。その既得権維持のために、自力解決として戦争がおこなわれ、また一方で戦国期室町幕府將軍を含む諸勢力との外交関係が駆使されて、惣「国家」存立(領国「平和」)の保持に務めたのである。長篠合戦とは、武田氏にとつて、この惣「国家」存立(領国「平和」)を保持していくことを主眼に、対織田氏外交からなる戦国期室町幕府將軍を含む畿内諸勢力との情勢に連動して展開された戦争であったと結論づけられよう。

しかし、この長篠合戦での敗北を契機に、同年中において織田氏に奥三河・東美濃地域を攻略され、そして徳川氏に諏訪原(静岡県島田市)・二俣など遠江諸城を攻略された。この結果、勝頼は皮肉にも勢力範囲を後退することとなり、対織田・徳川両氏の攻勢に備え、領国支配の早急な再編が求められていくこととなる。²⁸⁾

一方、この戦争に勝利し、また將軍義昭と連携する諸勢力に対し優位となった織田信長は、武家首長の管轄領域たる五畿内すなわち天下の掌握を進展させ、自身の天下人としての立場を確固なものへとしていくのである。

註

- (1) ここでは、最新の成果として、藤本正行『長篠の戦い―信長の勝因・勝頼の敗因―』(洋泉社(歴史新書Y)、二〇一〇年)をあげる。
- (2) 鴨川達夫①『武田信玄と勝頼―文書にみる戦国大名像の実像―』(岩波書店、二〇〇七年)、②「第九章第一節 武田氏滅亡への道」、『山梨県史』通史編2中世、山梨県、二〇〇七年)、以下、本章では鴨川①論文、同②論文と表記する。拙稿「戦国大名武田氏の遠江・三河侵攻再考」(『武田氏研究』三七、二〇〇七年。改題・加筆のうえで第一部第二章に収録)、以下、拙稿註(2)と表記する。
- (3) 柴辻俊六「上洛戦略と織田信長」(同『戦国期武田氏領の地域支配』、岩田書院、二〇一三年所収。初出二〇〇九年改題)。
- (4) 元亀年間における武田信玄の遠江・三河侵攻と外交の関係に関しては、拙稿註(2)および小笠原春香「武田氏の外交と戦争―武田・織田同盟と足利義昭―」(平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』、岩田書院、二〇〇八年)を参照されたい。
- (5) 政治背景に関しては、拙稿「長篠合戦の政治背景」(武田氏研究会編『武田氏年表』、高志書院、二〇一〇年)でも記したが、十分な論拠を示し得ていない。そこで、本論で改めて検討をおこなうこととする。
- (6) 佐藤八郎「武田氏と一向宗」(同『武田信玄とその周辺』、新人物往来社、一九七九年)。
- (7) 柴辻註(3)論文。なお本論の原論文発表後、柴辻俊六氏は「元亀・天正初年間の武田・織田氏関係」(柴辻註(3)『戦国期武田氏領の地域支配』所収。初出二〇一一年)を発表され、天正三年の年次比定を否定され、家譜類などから改めて天正二年説を主張している。しかし、柴辻氏の原論文への批判は『甲陽軍鑑』に基づく「定説」(通説)を前提とし

たものであり、また天正二年・三年と同じ武田勝頼による東三河侵攻を主張するなど問題点が多い。この年次比定に關しては、家譜類や編纂物でなく、まずは同時期の史料より検討していく必要をここでは繰り返し主張しておく。

(8) 黒田基樹「武田勝頼の領国経営」(柴辻俊六・平山優編『武田勝頼のすべて』、新人物往来社、二〇〇七年)。

(9) 『信長公記』による。以下、『信長公記』は基本的に奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』(角川書店、一九六九年)を使用した。なお、同時期の畿内および大坂本願寺・一向一揆の政治動向に關しては、神田千里『戦争の日本史14 一向一揆と石山合戦』(吉川弘文館、二〇〇七年)による。

(10) 拙稿①「戦国大名武田氏の奥三河経略と奥平氏」(『武田氏研究』三五、二〇〇六年。改稿のうえで第二部第二章に収録)、②「武田勝頼の駿河・遠江支配」(柴辻俊六・平山優編『武田勝頼のすべて』、新人物往来社、二〇〇七年)。

(11) 山家三方衆の存在形態に關しては、拙稿註(10)①(改稿のうえで第二部第二章に収録)を参照されたい。

(12) 柴辻註(3)論文。

(13) 酒井憲二編『甲陽軍鑑大成』第一卷本文編上(汲古書院、一九九四年)、四二〇頁。

(14) 『武徳編年集成』上卷(名著出版、一九七六年)、一六二頁。

(15) 新行紀一執筆「第四章第二節 五カ国大名徳川氏」(『新編岡崎市史』2 中世、岡崎市史編さん委員会、一九八九年)、九〇八〜九一頁。但し長篠合戦の際の進軍路に關しては、遠江国から三河国への進軍とする(同九一七頁)。

(16) 黒田日出男「甲陽軍鑑をめぐる研究史—甲陽軍鑑の史料論(一)—」(『立正大学文学部論叢』一二四、二〇〇六年)。

(17) 鴨川達夫「武田信玄の三周忌」(『山梨県史のしおり』、『山梨県史』通史編2 中世所収)、二〇〇七年)は、この時の武田勝頼による三河侵攻過程から、三周忌法要は四月上旬か、もっと前に繰り上げ、それを済ませてから三河国へ出動したとする。しかし鴨川氏も「付記」で指摘する、足助城とその周辺攻略の際には勝頼自身は現場にはいない。この事実を

考慮して、三周忌法要との整合性を考える必要がある。

(18) 大岡弥四郎事件に關しては、新行註(15)執筆分九二九〜九三五頁による。なお『松平氏由緒書』は、宇野鎮夫訳『松平太郎左衛門家口伝 松平氏由緒書』(松平親氏公顕彰会、一九九四年)による。

(19) 『日本城郭大系』第九巻 静岡・愛知・岐阜(新人物往来社、一九七九年)、二二九〜二四〇頁。

(20) 盛本昌広「松平氏と戦国時代の経済・生活・環境」(『徳川家康の源流 安城松平一族』、安城市歴史博物館図録、二〇〇九年)。

(21) 『当代記』天正八年八月条。また、拙稿註(10)①を参照されたい。なお『稲武町史』通史編(稲武町、二〇〇〇年)の「第二章第二節 戦国時代の稲武地方」一二三頁で、『信長公記』に長篠合戦時の武田勢のなかに作手奥平氏の軍勢がみられることに対し、「作者太田牛一による誤記」とするが、この軍勢は武田方であつた奥平道紋(定勝)たちの軍勢である。

(22) 拙稿「戦国大名徳川氏の伊那郡統治と菅沼定利」(『駒沢史学』六五、二〇〇五年。改題のうゑ第二部第六章に収録)。

(23) 鴨川①一九二頁。

(24) 柴辻俊六氏は、註(3)論文で、鴨川①や拙稿註(2)で元龜四年と年次比定し直した五月十七日の岡周防守(松永久秀の家臣)宛武田信玄書状(「荒尾家文書」戦武一七一〇)を信玄死後の文書としてはありえないとして批判、これまで通り元龜二年説を主張し、信玄の目的を「上洛」とした。

しかしながら同文書にみえる室町幕府將軍足利義昭の「対信長御遺恨重疊故、為御追伐、被立御色之由候条(信長への敵対、軍事行動の明確化)」という状況が、元龜四年二月二十一日付け穴山信君宛浅井長政書状(「土屋家文書」戦武四〇六四)における、「公方様被立御色、被成御内書候間、令進献候」が前提にあり、また実際に將軍義昭の信長への敵対

が確認できるのは元龜四年二月以降である。さらに三好・松永両氏との交渉は、元龜四年三月十四日付け信玄宛本願寺頭如書状案(『頭如上人御書札案留』戦武四〇六七)によると、「調略半」の状況である。従って元龜二年の段階で、このような外交関係の展開は考えられない。

なお小笠原春香氏は、註(4)論文で「元龜年間における武田氏の外交と戦争は、西上作戦説や局地戦説といった従来の説に囚われない視点から議論すべきであろう」と見解を述べているが、筆者もこの見解に賛同する。

(25) 武田勝頼の外交全般に関しては、丸島和洋「武田勝頼の外交政策」(柴辻俊六・平山優編『武田勝頼のすべて』、新人物往来社、二〇〇七年)を参照されたい。

(26) 武田氏外交の取次に関しては、丸島和洋「武田氏の外交取次とその構成」(同『戦国大名武田氏の権力構造』、思文閣出版、二〇一一年所収。初出二〇〇八年改稿)を参照されたい。

(27) 拙稿註(10)②。

(28) この具体的な過程に関しては、不十分ながら拙稿註(10)②を参照されたい。

(付記) 長篠合戦に関しては、その後に平山優『敗者の日本の歴史9 長篠合戦と武田勝頼』(吉川弘文館、二〇一四年)、同『検証長篠合戦』(吉川弘文館(歴史文化ライブラリー)、二〇一四年)が刊行され、政治背景・動向、そして戦術面なども含め全般的に今後の研究における貴重な見解が提示されている。

補論2 武田氏の遠江侵攻と宇津山城

元龜三年（一五七二）十月三日、武田信玄は今川領国侵攻の際に生じた徳川氏への禍根を要因に、甲斐国甲府（山梨県甲府市）を立出し、十日に駿河方面から徳川領国へ侵攻を開始した。^①そして遠江高天神城・静岡県掛川市、以下静岡県域の地名は県名を略す）の攻囲戦を経た後、見付（磐田市）へ進出して、二俣城（浜松市天竜区）へ攻略に向かった『当代記』元龜三年十月条ほか）。

この事態に対し、徳川氏は「国家」存立の守衛のため遠江国内の重要城郭を整備するとともに、松平庶家を含む家臣を城番として配置した。遠江宇津山城（湖西市）もその一つである。遠江宇津山城（今川領国下では「鵜津山城」）は、大永年間（一五二一〜二八）以前に浜名湖西岸に築かれた城である。今川領国下では、三河国との国境の城として重視され、城将の朝比奈氏は領域権力として相当の自立性を保持していたとされる。^②その後、永祿十一年（一五六八）十二月に開始された徳川氏の遠江侵攻のなかで、翌十二年五月の懸川（掛川市）開城に次いで開城された。そして、その後は、中安種豊が在城したとされる。^③

このようななかで、前述の通り、元龜三年十月に武田信玄による本格的な遠江侵攻が開始され、「国家」存立への軍事的緊張が増すと、徳川領国下において宇津山城は守衛のための重要城郭として位置づけられた。そして、その城番には竹谷松平清善が配置された。

【史料1】徳川家康書状〔竹谷松平家文書〕愛11八二二

今度宇津山へ被相移候事、忠節祝着候、知行千貫文之地可申付候、此旨猶左衛門尉ニ申候、恐々謹言、

元龜三

十月廿七日

(徳川)
家康(花押)

(清善)

松平備後守殿

『寛永諸家系図伝』『寛政重修諸家譜』などによると、徳川家康が宇津山城番を求めたところ、なかなか応じる家臣がおらず、当時既に嫡男清宗へ家督を譲り隠居となっていた竹谷松平清善が進み出て引き受けたとされる。この時の宇津山城のような戦線が予想される重要拠点の城への在城番に勤務することは、大名より忠勤を賞され、訴願する給恩の徳政や知行宛行などの恩賞が与えられる機会を発生させた。例えば駿河今川領国の事例であるが、天文二十年(一五五二)八月二十八日付け今川義元判物写(『御感状之写并書翰』戦今一〇三四)によると、過分の借米銭を債務とした由比光澄は蒲原(静岡市清水区)在城の功績により、給恩の徳政として一部の借米銭の返済を除き免除されている⁽⁴⁾。この時期、今川氏は相模北条氏との河東一乱にあつたため、由比光澄の蒲原在城はこの戦争に関わる在城であろう。また永禄六年九月九日付け今川氏真判物写(『中村文書』戦今一九三二)によると、弘治三年(一五五七)に今川氏に提出を提出した以上の知行を遠江国衆中安定安が所持していたことが発覚した際、氏真は中安定安が「境目在城」の功績を主張して指出分外の知行承認を求めたとしても認めないとする。清善も、恐らく自家と支配領域(竹谷松平領)存立の保持を目的に、徳川氏より忠賞を得るために宇津山城番を勝手でたのであろう。

史料1は、この宇津山城番に関わつて家康より発給されたものである。これによると、家康は清善の宇津山城番勤めの忠節を賞し、知行一〇〇〇貫文を宛行つてゐることが確認できる。知行一〇〇〇貫文は、『寛永諸家系図伝』『寛

政重修諸家譜』によると、遠江国友長村(袋井市)において宛行われたとされる。

また「竹谷松平家文書」には、清善の宇津山城番勤めの忠賞と併せて、次の酒井忠次・石川数正連署状が伝来している。

【史料2】酒井忠次・石川数正連署状(竹谷松平家文書「愛11一六四〇」)

宇津山城を取立候間、四分一之人足も先々城々普請を可申付候、無沙汰有間敷候、仍如件、

(元龜三年)

十月廿七日

(酒井左衛門尉
酒左)

忠次(花押)

(石川伯耆守)

石伯

数正(花押)

河西

百姓中

史料2は、徳川家宿老の酒井忠次と石川数正が遠江国河西(浜松市)百姓中に対し、宇津山城を重要拠点として建造するにつき、四分一人足にも城普請を命じるので手抜きがないよう指示したものである。『愛知県史』資料編11織豊1は年次に関しては未詳とするが、竹谷松平清善の宇津山城番に関わる史料1と同日付け、そしてともに竹谷松平家に伝来していることより、元龜三年のものと考えられる。この史料より、徳川氏が元龜三年十月に武田氏の遠江侵攻を開始された軍事的緊張の状況下のなかで、宇津山城を「取立」てたことがわかる。

それでは徳川氏は、なぜ宇津山城を武田氏の遠江侵攻に対し、重要城郭として「取立」てたのであろうか。

今川領国下では宇津山城は三河国との境目城として重視されてきたことに注目するならば、徳川氏にとって宇津山城は武田氏に与した山家三方衆や信濃方面に対する境目城としての意義を有しよう。しかし、それ以上に注目したい

のは、宇津山城が浜名湖沿岸の防備をも担っていたことである。当時、浜名湖湖畔の宇布見(浜松市)・吉美(湖西市)間の水運交通が、三河国と浜松(浜松市)を結ぶルートとして重視されていた。^⑤これにふまえると、武田氏の遠江侵攻に伴う徳川領国の軍事緊張下に、浜名湖水運を通じた三河国への進路確保という意図により、宇津山城は「取立」てられたのであるといえる。

そして注目したいのは、宇津山城の「取立」に際し、四分一人足にも城普請を命じていることである。四分一人足とは、今川領国下でみられる四分一役による人足のことである。^⑥四分一役に関しては、その賦課の有様に各研究では議論がわかれるが、筆者は各鄉村に対し棟別を基準に在家四間で一人足を負担する人足役であると考えている。この四分一役は、今川領国では小和田哲男氏が指摘するように国役としてあり、今川氏滅亡後の徳川領国下においても、その賦課は引き続いてみられる(「徳川家判物并朱黒印」静8四〇〇ほか)^⑧。史料2もその一つであるが、既に鈴木将典氏も注目されるように、ここでは緊急時の城普請にも四分一人足が動員されているのである。この後、徳川領国下では、天正八年四月二十五日付け三河鳳来寺(愛知県新城市)宛徳川家康判物(『參州寺社古文書』愛11一三八四)において、「寺百姓四分一、城普請急用之時者、為惟以印判可申付之事」とみられるように、早急を要する城普請への動員が定着していく。鈴木氏は、この変様の背景に関してはふれられていない。だが「先々城々普請を可申付候」の表記に注目するならば、これまでみてきた元龜三年十月より本格的に開始された武田氏の遠江侵攻という、「国家」存立の保持に関わる軍事的緊張の状況下が想定できよう。

このように遠江宇津山城の城番配置と築造は、武田氏の遠江侵攻に伴う「国家」存立の保持に関わる軍事的緊張の状況下に実施され、そして本来は城普請を対象としなかった四分一人足も早急を要する城普請へ動員されることとなったのである。このように徳川氏の領国支配が権力強化という支配方針を前提にはなく、その時の政治・社会状況

の展開に規定されて、「国家」存立の保持のもとに対処することにより進められていったのである。

註

- (1) 拙稿「戦国大名武田氏の遠江・三河侵攻再考」(『武田氏研究』三七、二〇〇七年。改題・加筆のうえ第一部第二章に収録)。
- (2) 糟谷幸裕「今川領国下の遠州鶴津山城」(『戦国史研究』四六、二〇〇三年)。
- (3) 海老沼真治「武田氏の駿河侵攻における一駒―身延文庫「科註拾塵抄」奥書の紹介―」(武田氏研究会例会報告レジュメ、二〇一四年一月十八日)。
- (4) 給恩の徳政に関しては、下村效「戦国・織豊期徳政の一形態―土佐長宗我部氏の買地安堵・上表・徳政をめぐって―」(同『戦国・織豊期の社会と文化』、吉川弘文館、一九八二年所収。初出一九七六年)による。
- (5) 阿部浩一「中世浜名湖水運と地域社会」(藤原良章ほか編『中世のみちと物流』、山川出版社、一九九九年)。
- (6) 四分一役に関しては、小和田哲男「戦国大名今川氏の四分一役」(同『小和田哲男著作集第一巻 今川氏の研究』、清文堂、二〇〇〇年所収。初出一九七八年)、久保田昌希「四分一役考」(『戦国史研究』七、一九八四年)、同「四分一役考」補遺」(『戦国史研究』一〇、一九八五年)、鈴木正人「四分一役の再検討」(小和田哲男編『今川氏とその時代―地域研究と歴史教育―』、清文堂、二〇〇九年)、遠藤英弥「今川氏四分一役再考」(第四〇二回戦国史研究会例会報告レジュメ、二〇一三年)がある。
- (7) 小和田 註(6)論文。
- (8) 東海地域における今川・武田・徳川三氏による諸役賦課の変遷に関しては、鈴木将典「東海地域における戦国大名の

諸役賦課―今川・武田・徳川領国を事例として―(『武田氏研究』四八、二〇一三年)が詳細に検討している。以下、鈴木氏の見解は本論文による。

第三章 織田権力の関東仕置と徳川家康

はじめに

天正十年（一五八二）三月に甲斐の戦国大名武田氏の滅亡を経て、織田権力は宿老滝川一益を上野国に駐留させ、関東仕置をおこなう。⁽¹⁾ 下野国日光山（栃木県日光市）の「三十講表白奥書」（『いまいち市史』資料編原始1中世1—1四号史料）には、この事態に関して、次のような記載がみられる。

^(織) 小田ノ信長甲州へ進発、三月三日、於信州木曾一戦、甲州衆勝頼（武田）為始数万討死、関東迄手二入、信長被官滝川、
 関東為守護厩橋へ打入、奥州迄属ス、然処二六月二日二是党日向守ト申丹波之主、於京都信長討捕、信長御息
 城介ト申美濃・尾張太守并舍弟源三郎、^(織田信房) 是も京ニ而押懸父子三人生涯、^(害) 関東ノ主ニ成滝川於武州遂一戦失利本国
 伊勢国打帰、扱こそ関東敵味方共二駢トメキ 隠悦相り、従三月六月迄者、八州天魔入立意地也、案外ニ無為長久ニ罷
 成也、

この史料によると、織田信長による武田氏討伐（甲斐平定）後、上野国に駐留し「関東守護」を命じられた滝川一益が奥州までをその属下とする「関東ノ主」たる地位にあったこと、そしてその存在は、本能寺の変後の動向による帰還までの間、「八州天魔入立意地也」と認識されていたことが読みとれる。ここから、織田権力により「関東守護」

を命じられ、「関東ノ主」たる地位にあつた滝川一益の政治的役割と「奥州迄属ス」という天正十年時の現実の政治状況が問題となる。

だが、織田権力の関東仕置は、右の史料の通り、本能寺の変に伴う滝川一益の没落により、わずか三ヶ月あまりでその統治を終結する。しかしわずか三ヶ月にしか過ぎなかつたとはいえ、織田権力による関東仕置がもたらした影響の大きさが、「八州天魔入立意地也」との文言より窺い知ることができよう。従つて織田権力による関東仕置が如何なるものであつたのか、その態様に関して検討する必要がある。そして、これにより、その後の政情は如何なる展開を辿つたのか。このことも、併せて視野に入れておく必要がある。

本章は、このような織田権力による関東仕置の態様とその後の政情の展開に関して、近年の戦国期東国政治史、織田権力論⁽³⁾、豊臣政権による「関東・奥兩國惣無事」⁽⁴⁾惣無事令論の研究成果をふまえて東国戦国史上における位置づけをおこない、併せて当該期の徳川家康の立場・活動に関してみていくことを目的とする。⁽⁵⁾なお本章では、「東国」を主として関東およびそれと関わりを持つ甲信や南奥羽など周辺地域を含めた広域を対象に使用する。

一 天正十年「東国御一統」政情の展開

天正十年（一五八二）三月以降の東国情勢を考えるうえで、甲斐平定後の織田信長書状のなかに、「東国平均」という文言がみられることに注目したい。⁽⁶⁾また、卯月三日付け万里小路充房宛織田信忠書状写（『立入降佐記』神3八七二二）にも、武田氏討伐とともに「北条初関東諸将不残令出頭候、如此上東国之儀、島々外迄属下知候」との記載がみられる。これが、織田権力側だけの認識であつたのかを検討するうえで、次の陸奥芦名家重臣の金上盛満書状をみる。

【史料1】金上盛満書状〔坂田文書〕群7三二二七

猶々御使者、越国へ被打越候、路地之儀、別而御一札之旨得其意、無相違様申付候様躰、御使可有御口才候、以上、

内々従是可申達覚悟候之処、御墾札被懸御意候、畏入令存候、如仰

(織田信長)(織田信忠)
上様・殿様被成御動座、

武田方被遂御退治、

御静謐誠以目出奉存候、殊更貴殿上州御在国之儀珍重候、依之、先日惣領(丹波)二候盛隆以使者、御祝儀申届候、連々

奉対 上意、盛隆無二忠節存詰越候間、自遠国每度申上候、然上、於 上意も御感之由、度々被仰下候、然者今

度東国御一統之儀、於吾等式も満足此時候、然二越国新発田(重家)及御忠節候之処、其敵方へ少々加勢等致之由、被聞

食及之段、誠以驚人候、縦对新因間之宿意等雖有之、只今之時節争彼敵方へ可致与力候哉、其上連々於自分も近

境与云、彼方別懇切申通儀二候、委細様体之儀、於自分申通儀を御不審も可有之候、夏目方新発田へ被打越候而、

彼表之模様一々被御聞届候間、委曲可被申達候間、不細書候、尤不肖之為体二候へ共、自今以後此口相応之儀、

別而於被仰付者可為本望候、如何様自是態可申達候之間、令略筆候趣、可被得御意候、恐々謹言、

(天正十年)
五月廿九日

(金上)
盛満(花押)

滝川殿

参貴報

史料1は、織田権力の宿老・東国御奉行滝川一益へ金上盛満が織田権力による甲斐平定後の情勢を「東国御一統」として祝すとともに、芦名氏が反織田の立場をとる越後上杉氏と結びつきがあるとの情報を得て、詰問してきた滝川一益に対し弁解した書状である。ここで注目できるのは、前半部にみられる織田権力による甲斐平定後の情勢を、「東国御一統」と記していることである。つまり織田権力による「東国平均」の認識は、芦名氏においても、織田権

力により「東国御一統」がなされたと認識されていたことが確認できる。また原田正記氏の研究によって明らかにされた、同時期におこなわれた東国諸大名・国衆による織田権力への「御札」の動きが、「東国御一統」がなされたという認識の現象として注目される。これは実際に、出羽横手の小野寺氏が織田権力からの「御札」勧告に応じ準備を調べている事実や、同年六月一日に出羽伊達家重臣の遠藤基信が佐竹義重へ宛てた書状（佐竹文書）^⑧に「当方へも節々自安土御理候条、羽奥両州諸家、過半被申合御挨拶候」と記載されていること、史料1においても「御祝儀申届候」と記されていることより、多くの東国大名・国衆が織田権力の勧告に応じ「御札」の申し届けをおこなっていることが確認できる。このように、織田権力により「東国御一統」がなされたという認識は、織田権力との対応のなかで顕著にみられる。

そこで、次にこの政治情勢へと至る織田権力の東国外交と大名・国衆との関わりをみていきたい。天正年間の関東情勢は、永祿・元龜年間（一五五八～七三）までの相模北条氏と越後上杉謙信が率いる北関東大名・国衆の対立構図から自立した常陸佐竹氏を盟主とする北関東大名・国衆が連携して北条氏と対立するという構図へと展開する。^⑨このなかで佐竹氏を盟主とする北関東大名・国衆の連帯は、天正六年五月～六月の常陸小河合戦を経て、北条氏の北関東への勢力拡大という事態に対する、互いの存立保持を目的とした反北条氏連合の結成へと至る。^⑩

このような東国情勢の一方で、天正三年五月の長篠合戦での勝利以後、京都を中核とした畿内に展開する武家首長の管轄領域たる天下の掌握を進展させた織田権力は、元龜争乱時より敵対する対甲斐武田氏を基とした本格的な東国外交の展開に取りかかる。史料2は、このことを示す織田信長朱印状である。

【史料2】織田信長朱印状（「飯野文書」 信長文書六〇七）

雖未申通以事之次令申候、抑甲州武田事、对此方近年不議之^儀躰、不及是非次第候、然而去五月於三・信堺目遂一

戦、甲・信・駿・上之軍兵多分討果、散鬱憤候、定不可有其隠候、武田四郎一人討漏候、然間向彼国令出馬、可加退治候、此砌一味、為天下為自他可然候歟、委曲小笠原右近大夫可有伝達候、恐々謹言、

(天正三年)
十一月廿八日

佐竹(義重)右京大夫殿

信長(織田)
 (印文「天下布武」)

史料2は佐竹義重へ宛てたものだが、同内容の文書は下野小山秀綱、陸奥三春の田村清頭にも送られた(「小林文書」・『歴代古案』、信長文書六〇八・六〇九)。史料2の冒頭で、信長は「雖未申通」と記しているように、この織田権力による東国外交は、織田権力から佐竹義重たちへ働きかけられ、内容より武田氏「退治」(討伐)にあたり「一味」のうえでの尽力を求めるものであったことがわかる。そして、この織田権力と佐竹義重たちとの間を取り持ち活動したのが、信濃守護家の出身であった小笠原貞慶であり、この後しばらく貞慶を通じて両者間の外交は展開していく。^①

この織田権力の対武田氏を基とした東国外交の働きかけに対し、北関東大名・国衆はこの時武田氏と同盟関係にある北条氏への対抗から織田権力へ接近し、小笠原貞慶を通じて「関東御発向」を求めた。

【史料3】梶原政景書状写(『書簡並証文集』埼6九三八)

去月廿日之御芳翰、今廿二到来、使(快)然候、仍(織田)從信長御書拜見、過当之至候、自何来春、至于東八州可為御発向由、御肝要至極候、去春以往、常・野両国之諸士、民政(北条)へ被敵候、至于御発向者、速(太田道灌)関左可属御手義無疑候、畢竟其辺御稼二極候、然者御(頼カ)□状之意趣、被頭御紙面候、忝次第候、於向後老父同前二可申通候、御同意所仰候、恐々

謹言、

極月廿三日

政景(梶原)
(花押)

小笠原右近太夫殿
御報

【史料4】水谷勝俊書状〔小笠原文書〕『結城市史』第一卷古代・中世史料編四三三八頁）

寄思召、芳札御珍敷再三披見、一端本望至極存候、抑去春兵部太輔所へ御書中被差越候、其時分我等事茂可申宣
由存候処、有兎角無其曲罷過候、仍 御書頂戴、則捧御請候、可然様二憑入候、至于御発向者、当口之儀涯分可
奉馳走候、委細彼御方頼入候条、令省略候、恐々謹言、

水谷伊勢守

勝俊（花押）

（天正五年）
十二月廿六日

（貞慶）
小笠原殿

御報

史料3・4は、いずれも天正五年十二月に常陸柿野の梶原政景、下総国下館の水谷勝俊が、それぞれ織田信長の直書を受け、小笠原貞慶へ遣わした返書である。ほかに同月二十八日付けの梶原政景の父で、同じく佐竹氏の庇護にあつた常陸片野の太田道誉書状写がある（『書簡並証文集』埼6九三九）。これらの書状よりわかることは、彼ら北関東大名・国衆の織田権力への接近、そして要請を受け、信長が来春の「関東御発向」を約束していることである。この織田権力による「関東御出勢」は結局延期されることとなるが（『太田文書』信長文書七七四）、このように、それぞれが目的とする対武田・北条氏のもので、織田権力と北関東大名・国衆との外交関係は展開していく。

一方、同時期に、北条氏は武田氏との同盟（甲相同盟）関係を基に、当時織田信長に京都を追われ、天正四年二月より安芸毛利氏の庇護のもとで備後国鞆（広島県福山市）にあつた室町幕府將軍足利義昭を中核とする反織田勢力との外

交を展開する。

【史料5】北条氏政書状〔長府毛利家文書〕戦北一八五一）

三月十六日之芳墨、今月九日到着、再三披見、誠以本懐不過之候、抑就 御入洛之儀、至于幡州表海陸御出勢之由、肝要至極候、当口御手合之事、武田勝頼令相談、毛頭不可有心疎候、猶以遠境候処、度々蒙仰忝候、恐惶謹言、

（天正四年）

五月十日

（北条氏政）
（花押）

毛利右馬頭殿

御報

【史料6】足利義昭御内書〔北条文書〕戦北四四七二）

至当国移座処、毛利令馳走、既海陸及行候、委細輝元可申越条、可相談事肝要候、就其差下大藏院候、然者縦雖為遺恨重畳、此節是非共氏政遂三和、抽戦功候様、意見可為神妙候、猶昭光可申候也、

（天正四年）

六月十二日

（足利義昭）
（花押）

（氏規）
北条助五郎とのへ

史料5は、北条氏政が毛利輝元から將軍義昭の入洛のため播磨方面への出陣予定を受け、武田勝頼と協働して軍事行動（手合）に応じることを伝えたものである。また史料6は、將軍義昭が北条氏へ武田・上杉両氏との「三和」のもとで戦功に励むよう指示した御内書である。そして、この後も北条氏には武田・上杉両氏との「三和」のもとで將軍義昭の入洛に貢献するよう指示がなされ、北条氏はそれに従順な対応を示す（『小田原城天守閣所蔵文書』・『南行雑録』、戦北一八六四〜六六ほか）。このように織田権力と北関東大名・国衆との外交関係に対し、室町幕府將軍足利義昭

を中核とする反織田勢力―武田勝頼―北条氏政という外交関係が展開していくのである。

これにより、中央(天下)と関東の各情勢が連動して、織田権力―北関東大名・国衆と、室町幕府將軍足利義昭を中核とする反織田勢力―武田勝頼―北条氏政という、対立構図へと至る。そしてこの後も北関東大名・国衆は、織田権力へ存立を求め馬などを進上し、関係を強化していった。例えば、天正七年四月十七日には常陸下妻の多賀谷重経が星河原毛の馬(『信長公記』)、また同九年十月二十九日には下野皆川の皆川広照が馬三疋を織田権力へ進上していることが確認できる(『皆川文書』 信長文書九五九・『信長公記』)。

対武田氏の関係により織田権力へ従属していた徳川家康も、この織田権力による東国外交の展開のなかで、東国大名・国衆との関わりを築いていく。次の天正五年頃と年次比定される、三月七日付け下総結城晴朝へ宛てられた家康書状も、その関係構築の現れである。

【史料7】徳川家康書状(大阪城天守閣所蔵文書) 新修家康六三頁

其以来者逢久絶音問、誠遠境之至、殊以依不輒通用、乍存知疎意之様二候条、令及書音候、将亦奥へ鷹所望差遣度候、依御礼可申付候、其趣往還之儀、無相違様悉皆可憑入候、随無上一箱進覧候、此方相応之儀、不可有疎略候、猶々期後音候、恐々謹言、

(天正五年乙未)
三月七日

(晴朝)
結城殿

(徳川)
家康(花押)

史料7は、家康が結城晴朝へ、陸奥国への鷹所望につき使者の派遣に際して、路次往還の保障を頼み、併せて「此方相応之儀」とある中央(織田権力)への働きかけを含む対応を疎かにはしないことを記したものである。このように、織田権力による東国外交の展開を背景に、家康は鷹の獲得を通じて東国大名・国衆との関係を築いていったのである。

ところが天正六年三月の上杉謙信の死去に伴い、越後上杉家の内戦である御館の乱が勃発すると、これまでの対立構図には変化が生じる。御館の乱により、武田・北条両氏が対立すると、武田勝頼は北条氏への対抗から北関東大名・国衆との同盟関係を形成し、この結果武田勝頼―北関東大名・国衆と北条氏政との対立構図へと展開する。一方、北条氏は武田氏への対処として、徳川氏そして織田権力へと近づく。そして同八年三月には、北条氏が使者を上洛させ、『信長公記』によれば「御縁辺相調へ、関東八州御分国に参る」とあるように、織田信長との婚姻関係のうえで領国保証を願い出て織田権力へ従属する¹²。これにより、織田権力―北条氏政と、武田勝頼とが、対立する構図のなかで、北関東大名・国衆は対北条氏から織田権力・武田氏双方に繋がる関係へとなる。このようななか武田氏との同盟関係(甲佐同盟)にある佐竹氏を仲介として、織田・武田両氏間の和睦(甲江和与)交渉が進められたが、織田権力側が応じることはなく不成立に終わってしまった¹³。

そして天正十年三月には、信濃木曾氏の武田氏よりの離叛を契機とした織田権力の攻勢により、甲斐武田氏が滅亡した。この結果、織田権力に敵対する東国勢力は越後上杉氏を除き消滅し¹⁴、「東国平均」「東国御一統」と称される政情へと至るのである。織田権力による「東国御一統」政情、そこには同時に互いに対立状況を抱えたまま織田権力に従属する北条氏と北関東大名・国衆が存在するように、それぞれが「国家」存立の保持に努めつつ如何に対応していくか、これが後述の彼らの「御窮屈」(『秋田藩家蔵文書』茨Ⅴ一五六頁)という認識に繋がっていくこととなるのである。

二 織田権力の関東仕置と滝川一益

天正十年（一五八二）三月の織田権力による「東国御一統」に伴い、展開した関東仕置とは如何なる統治態様であり、影響をもたらしたのか。本節では、これに従事した織田家宿老・東国奉行滝川一益の政治活動に重点を置き検討していく¹⁵。なお織田権力の関東仕置における滝川一益の地位に関しては、一般的には「関東管領」として扱われている。しかし「関東管領」の記述は主に軍記物などにみられ、同時代の文書などには確認できない。その一方、同年六月一日に一益の家臣矢田長行が出羽伊達家重臣の遠藤基信に宛てた書状（「遠藤家文書」¹⁶）には、「東国御奉行」という記述が確認されるので、「織田家宿老・東国奉行」とする。

天正十年三月二十三日、織田信長は宿老滝川一益に上野国と信濃国佐久・小県二郡を与え、「東国警固」の任務を任せた。この人事は、これまでに一益が相模北条氏に対する外交取次として活躍し、なおかつこの度の武田領国への侵攻での戦功による（以上、『信長公記』）。これは、一益本人には「地獄へおち」、「茶の湯冥加ハつき候」との心地であったようであるが（後掲の表No.5）、ここに一益による上野国と信濃国佐久・小県二郡の領域支配が開始されることとなる。

滝川一益は、はじめ西上野地域の拠点であった箕輪城（群馬県高崎市）へ入った後、四月には上野国の中心拠点である厩橋城（同前橋市）へと移る（後掲の表No.11）。ここには、武田領国であった西上野地域に限らず、織田信長に与えられた通り上野一国の管轄支配を目指そうとする一益の姿勢が窺える。

上野在国時に滝川一益が発給した文書を一覽にしたものが、「表」上野在国時の滝川一益発給文書一覽である（以

下、同表からの引用はNo.のみで記す。

【表】上野在国時の滝川一益発給文書一覧

No.	年月日	文書名	宛所	内容	署判	史料名(出典)
1	(天正10)3・24	知行宛行状	中野藤太良殿	芦田分二〇〇貫文宛行	a1	中野文書(信補上五四八頁)
2	(天正10)3・24	知行宛行状写	菅沼又五郎殿	芦田分二〇〇貫文宛行	a1	古文書(信補上五四九頁)
3	(天正10)3・24	知行宛行状写	樋口源四郎殿	芦田分二〇〇貫文宛行	a1	阿波国古文書(信補上五四九頁)
4	(天正10)3・28	判物	極楽院	上野国惣山伏中年行事職の安堵	c	浦野安孫家文書(註1)
5	(天正10)4・4	書状	三国一太郎五郎殿御返事	「茶の湯冥加ハつき候」	b	畑柳平氏所蔵文書(群7三一―一八)
6	(天正10)4・5	書状	玄三廻章	「山城殿へ御見廻之事」	b	皆川文書(群7三一―一九)
7	(天正10)4・5	書状	長沼山城守(皆川広照)殿御返報	「爰元可有御見廻之由候」	b	皆川文書(群7三二―二〇)
8	(天正10)4・16	書状写	佐貫御城(足利頼淳)貴館	「自今以後御入魂之儀」	c	滝川文書(群7三二―二一)
9	(天正10)4	知行宛行状	北条長門守殿	原中尾郷鉄砲放給分宛行	a1	北条文書(群7三二―二三)
10	(天正10)4	知行宛行状	北条長門守殿	原中尾郷本知・加増宛行	a1	北条文書(群7三二―二四)
11	(天正10)4	禁制写	高竹院	禁制	a2	上野国郡村史(前橋六一―八五四頁)
12	(天正10)5・17	知行宛行状	小林松隣齋	知行宛行証文	a1	小林文書(註2)
13	(天正10)5・24	書状	梶原(政景)殿	「近日可有御越之由」	b	太田文書(埼6―一一五)
14	(天正10)5・25	書状	遠藤山城守(基信)殿御返報	「芳札承悦之至候」	b	建勲神社文書(註3)

15	(天正10) 5・	寺領宛行状	龍雲寺	岩室田三五貫文ほか宛行	c	龍雲寺文書(信15三三一頁)
16	(天正10) 5・	定書写	安中町郷	伝馬掟	a 1	須藤文書(高崎4四八四)
17	(天正10) 6・12	書状	富岡六郎四郎殿御返報	「京都之儀、何共不承候」	b	群馬県立歴史博物館所蔵富岡文書(館林2四七三)
18	(天正10) 6・	知行宛行状写	高山右馬助(重正)殿	東平井七五貫文ほか宛行	a 1	高山系図所収文書(群7三二四六)

〔署判〕欄の a 1 は「左近(花押)」、左近判、a 2 は「滝川左近署判」、b は「一益(花押)」、c は「滝川一益(花押)」、滝川左近一益(花押)。

(註1) 秋山正典「中世・近世初期の浦野安孫家文書について」『群馬県立文書館』『双文』二八、二〇一二年。

(註2) 群馬県史中世史部会編「資料紹介」資料編中世補遺(一) 小林家文書(『群馬県史研究』二九、一九八九年)。

(註3) 明石治郎「財団法人斎藤報恩会所蔵「遠藤山城文書」について」(『仙台市史博物館研究報告』一三、一九九二年)。

滝川一益の上野在国時における発給文書に関しては、既に福原圭一氏¹⁷⁾が、柴辻俊六氏の同時期の河尻秀隆による甲斐支配の成果をふまえて、「発給文書が書状・安堵状もしくは寺領寄進状に限られ、柴辻氏のいう貢租収納体系・流通機構の一元化を示す文書はみられない。この点で、滝川の上野支配は、道半ばにして終わった」と、その支配の特徴を指摘している。以下、この福原氏の見解をふまえてつづいていきたい。

まず知行宛行(No.1〜3・9・10・12・18)が、発給文書中で多くみられる。宛行われた対象を検討すると、No.1・2・3は、おそらく家臣であろう。No.9・10の北条長門守は厩橋北条氏の一門であり、No.18の高山重正もまた同様な存在と考えられる。No.12の小林松隣齋は、武田旧臣であり、文書に記された註記によると一益のもとへ出仕していない人物である。一益は、このような上野国衆の一門や武田旧臣を家臣として取り込むために知行宛行をおこなったのであろう。これらの文書は、伊藤一美氏が指摘する通り、いずれも書止文言が「如件」であることから、一益にはこのような者たちに対する知行宛行権が認められていたことがわかる。またNo.15では、信濃国岩室田(長野県佐久市)に

ある龍雲寺の小諸(同小諸市)への移転に対し、寺領を宛行っている。この事実から、寺領に対する知行宛行権も所持していたことが確認できる。その他に、No.4の極楽院(群馬県高崎市)に対する上野国惣山伏中年行事職の安堵、No.16では安中町郷(群馬県安中市)に宿駅安堵・伝馬規定をおこなっている。このうちNo.16は従属国衆安中氏の領域内に対する文書であるが、戦国大名領国(惣「国家」)においても、伝馬規定は直接支配領域にて完結するものでなく支城領国・従属国衆領国を問わずに発給されていることをふまえれば²⁰、その態様に基づく発給であることが確認できよう。

これらの発給文書の分布範囲は、いずれも織田信長より任された上野国と信濃国佐久・小県二郡という範囲、さらに具体化すると概して上野国厩橋領・同箕輪領・信濃国佐久郡にあたる。なお福原氏は、この権原を「関東管領職」に求めているが、「関東管領職」の呼称は後世の史料にみられるものである。そしてこれらは、いずれも一益自身の直状で処置されている。つまり、そこには織田信長による指令・関与は窺えず、一益独自の判断のもとで政務がなされていること(自律的な領域支配の展開)を確認しておきたい。また発給文書の分布より、概して上野国厩橋領・同箕輪領・信濃国佐久郡と甥の滝川儀太夫を配したとされる上野国沼田領『加沢記』、『沼田市史』資料編I付録)が前代以来の領域の態様を基に、一益による排他的自律性を持つ直接支配領域としてあったと想定できる。

その他の領域に関しては、織田信長より「御朱印」(所領安堵)を与えられた従属国衆が存在し(「来田文書」信長文書九八二)、滝川一益は彼ら管轄領域内の従属国衆の統制に携わる立場(指南)にあった(『長国寺殿御事績稿』信長文書一〇〇七)。次の「滝川一益事書」の記述からは、この時に一益のもとで統制下にあった従属国衆(与力領主)たちが具体的に確認できる。

【史料8】滝川一益事書(抄録)(『紀氏滝川系図』群7三一六七)

一、上州厩橋ノ城ニ移テハ同国ノ城主皆一益カ支配ニテ人質ヲ入置、出仕ヲ勤ル輩、内藤大和守・小幡上総守・和

田石見守・由良信濃守・長尾但馬守・安中左近・上田安德斎・木部宮内少輔・高山遠江守・深谷左兵衛尉・成田(國繁)氏(氏長)下総守・倉賀野淡路守、信州二真田安房守是也、(家行)昌幸(昌幸)

これによると、上野国衆では内藤昌月・小幡氏・和田氏・由良氏・館林長尾氏・高山氏・倉賀野氏、信濃国衆では真田昌幸、北武蔵国衆では成田氏長・深谷上杉氏などが一益に人質を差し出して、上野厩橋城に出仕したとされる。そして成田氏長たちの存在より、その統制範囲は北武蔵地域まで及んでいたことが確認できよう。なお浅倉直美氏は、このような従属国衆に史料8にみられる人質の処置をとらせた後、知行宛行をおこなったとする。⁽²¹⁾これに関しては、前述のように信長のもとへ出頭し、知行を朱印状により安堵された状況が窺えること、また一益による発給文書が確認できないことより考えて、一益の軍事指揮下に置かれた「与力領主」としてとらえたほうがよいであろう。

このような滝川一益の立場は、柴田勝家・明智光秀・羽柴秀吉たち織田家宿老と同様に、織田信長より管轄領域における独自の裁量に基づき行政・軍事指揮のほぼ全権を委ねられた存在、すなわち支城領主として位置づけることができる。⁽²²⁾また、その管轄領域は、これまでの検討より支城領主の一益主導のもとで、直接支配領域と統制下に置かれた従属国衆領国との構成を前提に展開する織田領国化にあったといえる。⁽²³⁾

一方、東国大名・国衆との外交関係は、滝川一益が任された「東国警固」の任務に基づき展開した(No.8)。一益が任された「東国警固」の任務とは、その活動が知れる史料より、(a)「目付」として東国大名・国衆との外交関係構築・展開、(b)東国地域の保全があげられる。

(a)「目付」として東国大名や国衆との外交関係構築・展開により、東国大名・国衆には滝川一益のもとで織田権力(「天下」)への従属と忠節が求められる。この事例として、史料9をあげる。

【史料9】 織田信長朱印状写(「太田文書」信長文書一〇〇六)

向後直參事、尤以神妙、依之、為目付滝川左近在国之間、彼等令相談、別而粉骨、併対天下可為大忠、万一於違背之族者、即可被補朝敵、尚天徳寺・大円坊可申候也、

(天正十年)
四月八日

(太田道誓)
三楽斎

(織田)
信長朱印

(政景)
梶原源太とのへ

史料9は、太田道誓・梶原政景父子が、織田信長へ「直參」を願ひ出て、承認された朱印状写である。ここで、滝川一益が「目付」として関東に在国しているので、信長は相談して行動することを要求し、それを織田権力(天下)に対する「大忠」としている。このような一益による「目付」として東国大名・国衆との関係構築・展開のなかで、陸奥菅名氏は反織田方の立場をとる越後上杉氏との結びつきの疑いを詰問されたことに対し、弁解をおこない(坂田文書、郡7三一二七)、また下野宇都宮国綱には「昨夕滝川左近(一益)爰元へ両使差越候、国綱出陣之儀載紙上候」という軍事協力が要請されていることが確認できる(「小田部庄右衛門氏所蔵文書」栃木県立文書館開館二十五周年記念企画展『宇都宮国綱とその時代―戦国大名から豊臣大名へ―』一七号資料)。そして、一益は併せてまだ織田権力との関係を有していない房総の諸勢力(No.8・『紀伊国古文書』、千4四〇七頁)などに対しても、関係構築・展開のための「計策」に努めている(築田家文書、千4九〇九頁)。この一益の働きかけに、東国大名・国衆はその判断・対応が求められる状況へと次第になり、彼らはこの政情に対し、前述の「御窮屈」と反応を示すこととなるのである。

また、(b)東国地域の保全としては、次の史料10があげられる。

【史料10】 小山孝山(秀綱)書状写(立石知満氏所蔵文書、戦北三三四三。傍線は筆者による)

如承意遙々不申通意外迄候、仍鈴羊寄思召越給候、好物之上賞翫此事候、仍祇園去十八滝川所江自南方被相渡候、

(一益)

(北条氏)

爰許江滝左可被相渡分二候、聞召可為御満足候、扱亦愚痛氣于今極与無之候、雖然種々令養性候条、少減氣之樣二候、御使以下被指越儀、堅々不可叶候、御吉事重而恐々謹言、

(天正十年)
五月廿六日

(那須資晴)
烏山南江

(小山)
孝山判

史料10は、小山孝山(秀綱)が下野烏山的那須資晴からの贈物への返礼に、併せて自分の様子を記した書状である。注目したいのは、傍線部の滝川一益が仲介して五月十八日に北条氏から下野祇園城(栃木県小山市)を請け取り、小山孝山への返還に努めていることである。下野小山氏は、天正四年十二月に北条氏の北関東侵攻に伴い、本城祇園城を中心とした領国を失い、北関東大名・国衆の支援による北条氏への対抗のもとで奪還を窺っていた。織田権力による「東国御一統」という政情に至ったなかで、このような地域間戦争の火種解決が求められ、東国地域の保全が「東国警固」を任務とする滝川一益の対処業務となる。小山孝山への祇園城返還は、このような滝川一益の立場に基づき要請され、対処に至った事象であろう。この後、小山孝山へ祇園城の返還は実施されたが、本能寺の変後、北条氏の攻略により開城に追い込まれた『明光院記』『牛久市史料』『中世Ⅱ七一号史料』。そして小山氏は、祇園在城を引き続き認められたが、北条氏従属下の国衆へとその立場は置かれていくこととなる。²⁴

なお、織田権力による関東仕置が展開するなかで、徳川家康は織田家宿老・東国奉行の滝川一益とともに、「関東八州・陸奥ニ至ルマテノ諸公事等可令沙汰大義」に關しては取り計らうこととなつたとされる(『紀氏滝川系図』群7 三二六七)。これが事実かどうかは、家康はこの後甲斐侵攻時に織田権力に従属した穴山信君(梅雪齋不白)を引き連れ、²⁵ 近江安土城(滋賀県近江八幡市)へ、駿河・遠江両国拝領の「御札」に訪れ(『信長公記』)、その後本能寺の変を迎えてしまうため不明である。ただこれまでも、対武田氏との關係により織田権力へ従属する家康が、織田権力による東

国外交が展開するなか東国大名・国衆との関係を構築し、その外交を補完するような活動を担っていたことをふまえるならば、その態様が引き続き求められていたのであろう。

このような織田権力（滝川一益担当の「東国御一統」に伴う影響力が拡大するにつれ、東国大名・国衆はその判断・対応のうえで、天下を管轄する織田権力への従属と忠節が求められる方向、これはその傘下となる地域にとつては「御窮屈」と認識される状況へと至る。これが、のちに「信長如御在世之時候各惣無事」といわれる織田権力のもとの私戦禁止を通じた政治的・軍事的な統制・従属関係の構築に基づく政情の実態であったのである。

三 「関東物無事」をめぐる政情の展開と徳川家康

前節までの織田権力による「東国御一統」・関東仕置を経て、その後如何なる政情へと展開し、また織田権力と関わりを有し東国大名・国衆との関係を構築してきた徳川家康はこの事態に如何に関わり行動したのか。本節では、このことを検討していく。

天正十年（一五八二）六月二日、本能寺の変が勃発して、織田信長・信忠父子が討たれ、織田権力の中枢が動揺する。この政情を知るやいち早く対応（「心替」）したのが、相模北条氏である（「松平義行氏所藏文書」群 7 三二三九）。

北条氏は、織田信長在世中は従属関係を維持していた。しかしその一方、織田権力の関東仕置により、北条氏は上野国の領有を喪失し、北武蔵従属国衆も織田方として編制され、これまでに構築してきた関東における政治基盤・影響力を削減される状況にあった。従って北条氏は、本能寺の変による政情を知るや、織田権力から離叛して、上野国へ侵攻する。そして、この結果滝川一益と対立し、上武国境地域にあたる武蔵国金窪（埼玉原上里町）・本庄原（同本庄

市)での神流川合戦へと至るのである(「松平義行氏所蔵文書」群7三二三九)。この合戦で十八日の初戦は滝川勢が勝利するも、翌十九日の合戦では北条氏が勝利し、結果として一益は関東より敗走した。²⁶この神流川敗戦による一益の敗走により、北条氏は上野国領有を進め、さらに甲斐・信濃両国への侵攻を開始する。

一方、織田権力との従前の関係に基づきつつ徳川家康は甲斐・信濃両国へ侵攻を開始する。次の羽柴秀吉書状はこの関係を示す史料である。

【史料11】羽柴秀吉書状『思文閣古書資料目録』第二二八号所載文書²⁷

今度信長不慮之事御座候付而、信州・甲州・上州ニ被置候者共罷返候、然者両三国之儀、敵方江非可被成御渡儀候条、御人数被遣、被属御手候之処ニ被仰付尤存候、猶追而可得御意候、恐惶謹言、

(天正十年)

七月七日

(徳川)
家康様参

羽柴筑前守

秀吉(花押)

史料11は、秀吉が家康に対し、これまで織田領国下にあった信濃・甲斐・上野の三国へ軍勢を派遣し確保することを承認したものである。このように家康は「織田権力」(以下、織田信長死後の「織田体制」²⁸)下の織田権力を便宜上「織田権力」とする)の承認のもと甲斐・信濃両国へ侵攻を実施した。

これにより徳川家康は北条氏と対立し、七月から十月にわたる信長死後の旧武田・織田領国の領有とこの後の東国の主導権をめぐる政治戦争としての天正壬午の乱が勃発する。²⁹この戦争には、甲斐・信濃両国に止まらず、北条氏と対立する常陸佐竹氏・下野宇都宮氏・下総結城氏たちの北関東大名・国衆も、皆川広照や水谷正村を通じて、徳川氏との外交を展開し活動した。³⁰史料12からは、天正壬午の乱時の北関東大名・国衆による、この外交関係に基づく連携

した軍事活動を知ることができる。

【史料12】宇都宮国綱書状〔伊達家文書〕群7三二一九〇

杵久音絶本意之外候処、芳簡喜悦之至候、仍氏直至于甲州詰陣、家康被及对阵之由候間、為後詰(佐竹)義重令相談、上

野表江出勢、由良(國繁)・長尾(頭長)向在城調儀、数日立馬、無一字打散成墟明隙候条、古河・栗橋江直馬候、聞召可為御大

慶候、将又五三日已前、従家康以脚力被申越分者、今度北条家可被打果之由候、委細彼口裏可有之候、恐々謹言、

拾月廿一日

国綱(宇都宮)
(花押)

芦名殿
(盛隆)

史料12は、宇都宮国綱が陸奥芦名盛隆へ遣わした返書である。ここで国綱は、北条氏直が徳川家康と甲斐国で对阵中につき、「後詰」として佐竹義重と相談のうえ上野国へ出陣して、由良・館林長尾両氏を攻めた後、下総国古河(茨城県古河市)・栗橋(同五霞町)へ軍を進めたことを記している。また、家康よりの北条氏を討ち果たすとの意向が、国綱へ伝わっていることがわかる。このように北関東大名・国衆は、天正壬午の乱に際し、徳川氏と連携した外交関係を展開して、北条方の上野・下総勢力へ攻撃を行っているのである。さらには、徳川氏の援兵として、「織田権力」よりも軍勢が派遣されようとしていた(『宇都宮氏家蔵文書』神3八七八七)。これにより、「織田権力」―徳川家康―北関東大名・国衆と、北条氏直との、対立構図となる。

この戦争は、軍勢数など不利な状況のなかで、八月以降に甲斐国新府(山梨県韮崎市)・若神子(同北杜市)間で対峙し続け、信濃国衆真田昌幸たちを従属させて優勢な状況となった徳川氏が十月二十九日に北条氏と和睦して終結する(『家忠日記』³⁾)。その際に締結された徳川・北条両氏間の国分協定により、徳川氏が甲斐国都留郡と信濃国佐久郡、北条氏が上野国沼田・吾妻地域を領有することを互いに承認したうえで、同盟締結へと至る。その一方、徳川家康はこ

の戦争の終結に際し、対北条氏であたる北関東大名・国衆へ次のような指示を与える。

【史料13】徳川家康書状写(『譜牒余録』埼6一七五)

急度令啓候、抑今度各申合候処、上方申事在之付而、(織田信雄)三介殿自御兄弟、当表对阵之儀、令無事諸事御異見等之儀、我々江頼入候旨、度々御理之条、任其儀、氏直(北条)与和与之事候、其方如存知之、我々年来信長預御恩儀不浅候間、

無異儀者落着候、其付而信長如御在世之時候各惣無事尤候由、氏直へ申理候間、(結城)晴朝へ御諫言第一候、委細(水谷)幡籠(正村)齋可為口上候、恐々謹言、

(天正十年)
十月廿八日

水谷伊勢守殿

(徳川家康)
御名乗御書御判在

史料13は、徳川家康が下総下館の水谷勝俊へ織田信雄・信孝兄弟の要請により北条氏直との和睦へと至ったことを伝え、それに併せて下総結城晴朝に「信長如御在世之時候各惣無事」を「御諫言」するよう指示した書状である。ここで家康が掲げた「信長如御在世之時候各惣無事」とは、織田権力による「東国御一統」・関東仕置時の政情を表したものである。このように、「織田権力」より対処を委ねられた家康は天正壬午の乱終結にあたり、北条氏と北関東大名・国衆の双方にそれ以前の「信長如御在世之時候各惣無事」にあるよう求め、信長死後の関東政情の解決を図っているのである。これにより、「織田権力」―徳川家康のもとで北条氏と北関東大名・国衆を再び「信長如御在世之時」のようにその影響下に置くこととなるが、北条氏と北関東大名・国衆の双方は依然として地域間戦争の火種を抱えたままであり、その解決のため以後も徳川氏は「関東諸家中江惣無事之儀」に関わろうと姿勢を示す(『皆川文書』柄1一九二頁)。だが、北条氏と北関東大名・国衆の対立は止むことなく継続し、このため徳川氏に対しては、一刻も早い「関東惣無事」の実現が希求された(『三浦文書』郡7三二八九)。このようななかで、徳川氏は次第に北条氏との

国分協定に基づく信濃領有・対越後上杉氏という情勢に伴い、惣「国家」存立（領国「平和」）の保持に努めていくために、北条氏との同盟関係を強めていった。この結果、徳川氏による「関東惣無事」は後退することとなる。

一方、「織田権力」内では、江北賤ヶ岳合戦での勝利を経て宿老の羽柴秀吉が信長を継ぐ最有力者としての立場を示し始め、自身に外交関係を求めてきた北関東大名・国衆へ「信長御時」の関係を求める一方「太田文書」埒6―二三〇ほか）、停滞している「関東惣無事」の早急な実現を徳川家康に促す。このことに関わるのが、次の羽柴秀吉書状である。

【史料14】羽柴秀吉書状写『武徳編年集成』『大日本史料』第十一編四―二〇二頁）

従甲州御帰城之由候間、以一翰申入候、仍信州御手置等丈夫被仰付候由肝要存候、兼而又関東者無事之儀被仰調候由被仰越候、乍去于今御遅延二候、如何様之儀ニ而御座候哉、最前上様御在世之御時、何茂無御疎略方々二候間、早速御無事モ被仰調尤候、自然何角延引有之仁御座候者、其趣被仰越候者、御談合申、急度其御行可有之候、随而日向巢鷹弟鷹爰元二者珍敷候間進上候、従九州近日鷹可上候由候間、重而可進之候、委細之段西尾小左衛門（吉吉次）申含候、恐々謹言、

（天正十一年）

十月廿五日

（徳川家康）
参河守殿

人々御中

羽柴筑前守

秀吉

史料14は、羽柴秀吉が甲斐国へ帰還した徳川家康へ信濃領有に関わる「手置」と「関東者無事之儀」に関して記した書状である。この史料14に記された内容から、羽柴秀吉が徳川家康による「関東者無事之儀」実現の遅延を責め、

関東の大名・国衆と「上様御在世之御時」よりの関係から早く実現するよう携わろうとしていることが読みとれよう。そして、このうえで徳川家康より北条氏へ遣わされたのが、戸谷穂高氏をはじめに年次が天正十一年であることを指摘し、竹井英文・佐々木倫朗両氏の研究によつてより明らかとなった³³⁾、次の徳川家康書状写である。

【史料15】徳川家康書状写（持田文書 戦北四五三二）

関東惣無事之儀ニ付而、從羽柴方如此申來候、其趣先書申入候之間、只今朝比奈弥太郎（泰勝）為持、為御披見進之候、好々被遂御勘弁、御報可示預候、此通氏直（北条）江も申通候処、御在陣之儀ニ候条、不能其儀候之条、様子御陣江被下届、可然之様專要候、委細弥太郎口上ニ申含候、恐々謹言、

十一月十五日

家康（徳川）（花押）

北条左京大夫殿（氏政）

史料15によると、徳川家康は北条氏へ羽柴秀吉から督促された「関東惣無事之儀」に関し伝達し、熟慮のうえ対応を示すよう指示している。このように「織田権力」―徳川家康のもとで、北条氏と北関東大名・国衆を再び「信長如御在世之時」のようにその影響下に置くことに併せて進められた、徳川氏による「関東惣無事」の停滞に対し、秀吉は再動を促し実現を試みているのである。

だが、この後「織田権力」内部では、当主織田信雄と宿老羽柴秀吉の間で主導権をめぐる争いが勃発し、そして「織田体制」下において活動する徳川家康もまた当主信雄との関わりより、羽柴秀吉との対立へと至る。この中央（天下）政情の果て、「織田権力」内部の主導権をめぐる争いと存立をめぐる信濃・関東地域の大名・国衆間の対立が、織田信雄・徳川家康と羽柴秀吉による小牧・長久手合戦と連動して各地で戦争が展開する状況に至る³⁴⁾。この結果、織田信雄―徳川家康―北条氏直と、羽柴秀吉―上杉景勝―北関東大名・国衆との、対立構図へと至り、この構図に規定さ

れて以後の政情は展開していく。

このような政情の政治的対処こそが、この後の豊臣権力(羽柴秀吉)による「関東惣無事」として展開され、その規定のもとでズレの解消を伴いながら、やがて東国は天下一統に基づく惣無事の影響下に置かれていくこととなる。⁽³⁵⁾

おわりに

以上の考察を通じて、織田権力による関東仕置とその後の政情の展開、そして当該期の徳川家康の立場・活動に関して検討をおこなった。

この結果として、織田権力の東国外交は、元亀争乱により生じた室町幕府將軍足利義昭のもと甲斐武田氏を主とする反織田方への対策を目的に展開した。この織田権力の東国外交は、天正十年(一五八二)三月に武田氏の滅亡とそれまでの東国大名との外交関係により、織田権力による「東国御一統」と認識される状況へと至る。

織田家宿老・東国奉行滝川一益は、上野国と信濃国佐久・小県二郡よりなる領国支配に携わる一方、「東国御一統」の保持という「東国警固」の役割に努めていく。織田権力の関東仕置とは、天下人織田信長との政治関係を背景とした東国奉行滝川一益のもとに、関東をはじめとする地域が政治的・軍事的な統制・従属関係に規定されていくことである。このことを示すのが、具体的に「はじめに」であげた史料にみえる様相であろう。このような滝川一益の存在に対し、東国大名・国衆たちは指示に従うという状況であったが、そこには中央権力による天下一統への過程(「御窮屈」の方向⇨惣無事へ)とこれに対する地域の判断・対応が存在し、本能寺の変を契機に結果として神流川合戦により終結を迎える。

織田権力の関東仕置終結後の動向は、織田権力との関係のもとで活動する徳川氏と、関東仕置により削減された政治基盤・影響力の回復を試みる北条氏との、織田領国をめぐる、さらには東国におけるこの後の主導権をめぐる戦争である天正壬午の乱を生じさせた。織田権力は、この戦争に内部闘争のため関わる事ができず、結果として徳川家康へ関東情勢への対応と統制を任せる。

そして関東情勢への対応と統制を委任された家康は北条氏と和議を結び争乱を終結させるとともに、関東に「信長如御在世之時候各惣無事」を掲げ、信長死後の関東政情の解決を図っていく。ここで家康により掲げられた「信長如御在世之時候各惣無事」は、まさに織田権力が関東仕置を通じてあった状態で、いわゆる「東国御一統」によって生じた秩序を認識したものであろう。だが、その後はこの「信長如御在世之時」の状況を求める動きのなかで、「織田権力」内部の主導権をめぐる争いと存立をめぐる信濃・関東地域の大名・国衆間の対立とが連動して展開する事態へとなる。この事態への政治的対処として、豊臣権力（羽柴秀吉）による「関東惣無事」が実施され、徳川家康の惣「国家」存立（領国「平和」）の保持による政治行動も、それとの関わりに規定されていくこととなったのである。

註

(1) 関東仕置の呼称は、(天正十年)五月二十五日付け遠藤基信宛由良国繁書状(「斎藤報恩博物館所蔵文書」『群馬県史』資料編7中世3三二二六)などにおいて、「関左仕置」との記載がみられることによる。「仕置」には、『邦訳日葡辞書』によると、「征服した国や土地に砦や守備兵をおく」とあり、本章でもこの意味をふまえたくうえで、それに伴われる統治的措置とその影響に注目したい。

(2) ここでは、市村高男『戦争の日本史10 東国の戦国合戦』(吉川弘文館、二〇〇九年)、黒田基樹①『戦国関東の覇権

戦争』(洋泉社〈歴史選書〉、二〇一一年)、同②『敗者の日本史10 小田原合戦と北条氏』(吉川弘文館、二〇一二年)をあげるに止めたい。

(3) 戦国史研究会編『織田権力の領域支配』(岩田書院、二〇一一年)。

(4) ここでは、その先駆的研究として藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)、そして代表的な近年の成果として竹井英文『織豊政権と東国社会―「惣無事令」論を越えて―』(吉川弘文館、二〇一二年)をあげるに止める。

(5) なお、本章で序章掲載のほかに引用する史料出典(【表】の略称も含む)に関しては、以下のように略称を用いる。

『群馬県史』資料編7中世3：群7＋資料番号。

『新編埼玉県史』資料編6中世2：埼6＋資料番号。

『神奈川県史』資料編3古代・中世(3下)：神3＋資料番号。

『栃木県史』史料編中世1：栃1＋頁数。

『茨城県史料』中世編Ⅳ、中世編Ⅴ：茨Ⅳ＋頁数、茨Ⅴ＋頁数。

『前橋市史』六卷：前橋六一頁数。

『新編高崎市史』資料編4：高崎＋資料番号。

『館林市史』資料編2中世(「佐貫荘と戦国の館林」)：館林＋資料番号。

(6) (天正十年)四月二十五日付け本願寺宛織田信長朱印状(「本願寺文書」信長文書一〇一六)ほか。

(7) 原田正記「織田権力の到達―天正十年『上様御礼之儀』をめぐる―」『史苑』五一―一、一九九一年。

(8) 佐々木倫朗「史料紹介」『佐竹文書 一』(『鴨台史学』一〇、二〇一〇年)、四八号文書。

- (9) この具体的な過程に関しては、市村註(2)著書、黒田註(2)①著書を参照されたい。
- (10) 荒川善男「古文書で見える常陸小河合戦」(江田郁夫・築瀬大輔編『北関東の戦国時代』、高志書院、二〇一三年)。
- (11) 小笠原貞慶に関しては、粟野俊之「小笠原貞慶考」(同『織豊政権と東国大名』、吉川弘文館、二〇〇一年所収。初出一九九〇年)を参照されたい。
- (12) 黒田基樹『敗者の日本史10 小田原合戦と北条氏』(吉川弘文館、二〇一二年)。
- (13) 甲佐同盟・甲江和与に関しては、丸島和洋「武田氏の対佐竹外交と取次」(同『戦国大名武田氏の権力構造』、思文閣出版、二〇一一年所収。初出二〇〇〇年改稿)を参照されたい。
- (14) 粟野俊之「織田政権の東国政策」(同『織豊政権と東国大名』、吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (15) なお滝川一益の事績の詳細に関しては、筆者執筆「滝川一益」(戦国人名辞典編集委員会編『戦国人名辞典』、吉川弘文館、二〇〇六年)を参照されたい。
- (16) 白石市教育委員会編『白河市文化財調査報告集第四〇集 伊達家重臣遠藤家文書・中島家文書』(戦国編)『(白石市歴史文化を活用した地域活性化実行委員会、二〇一一年)、三八号資料。
- (17) 福原圭一「戦国時代の上野国―極楽院の支配をめぐって―」(『信濃』四四―一一、一九九三年)。
- (18) 柴辻俊六「織田政権東国進出の意義」(同『戦国大名領の研究―甲斐武田氏領の展開―』、名著出版、一九八一年所収。初出一九七〇年)。
- (19) 伊藤一美「上野国における滝川一益の位置について」(『戦国史研究』二〇、一九九〇年)。
- (20) この点に関しては、黒田基樹『戦国大名北条氏の領国支配』(岩田書院、一九九五年)、同『戦国大名と外様国衆』(文献出版、一九九七年)を参照されたい。

- (21) 浅倉直美執筆「武田氏滅亡と滝川一益の進出」(『群馬県史』通史編三中世、群馬県、一九九一年)。
- (22) 戦国史研究会註(3)著書、第三部所収論考。
- (23) このような領国態様は、ほかに織田領国では丹羽長秀が管轄する若狭国で確認できる。詳細は、功刀俊宏「織田権力の若狭支配」(註(3)著書所収)を参照されたい。
- (24) 黒田基樹「下野国衆と小田原北条氏」(栃木県立文書館編『戦国期下野の地域権力』、岩田書院、二〇一〇年)。
- (25) 織田権力に従属下の穴山信君に関しては、拙稿「徳川領国下の穴山武田氏」(柴辻俊六編『戦国大名武田氏の役と家臣』、岩田書院、二〇一一年。第二部第五章に収録)を参照されたい。
- (26) 神流川合戦に関する史料や詳細な経過に関しては、浅倉直美執筆「神流川の戦いと戦後の神流川流域」(『上里町史』通史編上巻、上里町、一九九六年)が詳しく検討している。
- (27) なお『新修徳川家康文書の研究』七二頁には、徳川林政史研究所所蔵『松濤棹筆』所載の本文書写が掲載されている。
- (28) 堀新『日本中世の歴史7 天下統一から鎮国へ』(吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (29) 天正壬午の乱の詳細な過程に関しては、平山優『天正壬午の乱―本能寺の変と東国戦国史―』(学研パブリッシング、二〇一一年)に依拠する。
- (30) この点に関しては、宮川展夫「天正壬午の乱と北関東」(『駒沢大学大学院史学論集』四〇、二〇一〇年)、同「天正期北関東政治史の一齣―徳川・羽柴両氏との関係を中心に―」(『駒沢史学』七八、二〇一二年)が詳細に検討している。
- (31) 『家忠日記』は、『増補続史料大成19 家忠日記』(臨川書店、一九八一年)による。
- (32) 戸谷穂高「戦国期東国の「惣無事」」(戦国史研究会第二九五回例会報告レジュメ、二〇〇四年)。
- (33) 佐々木倫朗「東国「惣無事」令の初令について―徳川家康の「惣無事」と羽柴秀吉―」(荒川善夫・佐藤博信・松本一

夫編『中世下野の権力と社会 中世東国論③』、岩田書院、二〇〇九年）、竹井英文「戦国・織豊期東国の政治情勢と「惣無事」」（竹井註④）著書所収。初出二〇〇九年）。

(34) その具体的な各地での政治過程の有様に関しては、斎藤慎一『戦国時代の終焉―「北条の夢」と秀吉の天下統一―』（中央公論新社〔中公新書〕、二〇〇五年）、平山優『武田遺領をめぐる動乱と秀吉の野望―天正壬午の乱から小田原合戦まで―』（戎光祥出版、二〇一一年）、黒田註②②著書を参照されたい。

(35) この展開に関して見通しを述べると、関東では天正十六年閏八月における北条氏の豊臣権力への従属を受け、翌九月二日に北関東大名・国衆に対しても、私戦禁止を前提に各「分領堺目」裁定（国分）の執行が通達されるに至る（『秋田藩家蔵文書』、茨Ⅳ一四二頁ほか）。だが私戦禁止を通じて政治的・軍事的な統制・従属関係（天下一統・惣無事）の構築を目指す中央（天下）の動きと、北条氏と北関東大名・国衆が互いに抱える「国家」存立の保持を優先とする地域事情との間に生じたズレは、その展開を予定調和的に天下一統・惣無事へと至らず、このため両者に横たわるズレへの最終的な政治的対処・解決には、天下人の羽柴秀吉自身が関東へ出馬せざるをえなくなり、そして豊臣政権による関東仕置のもとで「戦国の終焉」へと政情は展開していくこととなると考えている。

第四章 徳川氏の領国支配と徳政令

はじめに

戦国大名・国衆たち地域権力は、地域社会の自立(村・町制の展開)、室町幕府―守護体制の解体のなかで、新たに「家」・地域社会の存続(「国家」存立)の保持を果たす領域権力として形成された。^①この戦国大名による領国政策の一つに中世後期の徳政状況を受け、売買・貸借の破棄を主目的とした徳政令がある。

戦国大名の徳政令に関する研究は、大きく述べれば、従来は大名権力の確立、支配強化の視点からの政策分析としてなされてきたが、一九八〇年代以降の戦国社会論を受け、近年は自然災害・飢饉、戦争という社会状況に対する観点から検討がおこなわれている。特に阿部浩一氏は戦国期の徳政事例を集積のうえで検討し、その契機として①戦乱、②自然災害、③代替りがあったこと、^③また黒田基樹氏は戦国期東国の徳政事例を個々に具体的に検討し、在地の徳政状況を受け村々の成り立ちのための具体的な政策として実施されたことを指摘した。^④一方、久保健一郎氏は戦争との関わりを重視し、戦国時代の徳政を「弓矢徳政」として検討を進めている。^⑤このように近年の研究は、戦国期の社会状況に対する大名権力の政治的対応から徳政を検討していく方向にある。

本章は、このような近年の研究動向を受け、『家忠日記』^⑥にみられる天正十二年(一五八四)三月の三河・遠江両国

を対象とする徳川氏の徳政令に関して検討をおこなうものである。徳川氏の徳政令に関する研究は、三河一揆の際の個別徳政令に集中している。^⑦本章で検討の中心対象とする、天正十二年三月に発令された徳川氏の徳政令に関しては、久保田昌希氏の研究以来、羽柴秀吉との小牧・長久手合戦に際しての領国惣動員体制の構築にその政策意図がとらえられ、阿部浩一氏も「戦争の遂行にあたっての軍事動員の代償として与えられる徳政」と、その評価をする。このとらえ方に対し、新行紀一氏は、この徳政令を「出陣を控えて家臣の士気の鼓舞と負担の減少をはかったもので、当然適用対象は徳川家臣のみであった」として、「分国中の経済混乱を承知の上で徳政令を出さねばならなかったところに、当時の家康の力の弱さをみなければならぬ」、また「三河一向一揆後に発令された徳政令と同様に家康給人のみに適用される限定的なもの」で、「一種の新恩給付」と、久保田氏とは逆の位置づけをする。^{⑧⑨}

このため、まずこの徳政令の性格をその発令背景を十分に押さえたうえで、再検討する必要がある。また、前者のこの徳政令による領国総動員体制の構築は、その後のいわゆる「五カ国総検地」を経て、豊臣権力(羽柴秀吉)に対峙する権力・支配強化の視点と関連がある。従ってただ徳政令自体を考察するだけでなく、効用との関わりで、その後の展開も視野に入れて検討していく必要がある。

そこで本章では、以上の論点をふまえ、まずこの徳政令に関して再検討をおこない、そのうえで、この展開上になされた以後の徳川氏の領国支配の態様に関しても、戦国大名たち地域権力が努めるべき「国家」存立の視点より併せて考えることを試みたい。

一 天正十二年三月の徳政令

まず、はじめに天正十二年（一五八四）三月に徳川氏によつて発令された徳政令自体を確認しよう。史料1として、『家忠日記』の天正十二年三月の徳川氏による徳政令発令に関する条を掲げる。

【史料1】『家忠日記』天正十二年三月四日条

四日^辛巳、城へ出候、昨日三日、三川・遠州徳政入候、永代・質物計のそき其外悉入候、

この時、著者の深溝松平家忠は、徳川家康へ借米返還免除の御礼のため、遠江浜松城（静岡県浜松市）に出仕していたが、史料1によると、三月三日に徳川領国下の三河・遠江両国へ、永代・質物を除く債務全般を破棄する徳政令が発令されたことが確認できる。

この徳政令の関連文書には、遠江国引佐郡蜂前神社（静岡県浜松市北区）に伝わる史料2がある。

【史料2】徳川家奉行所奉書（^徳蜂前神社文書）愛12二八六、文書に付された返り点と読みは省略

三・遠両国御得政之事

右、永代売渡田地并質物を入置借錢、此二ヶ条相除之、其外年季定売買田畠・屋敷、借錢・借米悉被為入、如此之上、或ハ親子・兄弟、或ハ知音聞立之を申背御禁法、為内儀致取引者、曲事甚以不輕、縦雖為後日、達上聞者、速可被仰付之由也、仍御下知如件、

天正十二年

三月三日

奉行所

史料2より、具体的に永代売田地、質物入の借金を除く年期売買の田畠・屋敷、借金・借米を債務破棄の対象に徳政令が発令され、これは親類・知人間の売買・貸借関係にまで徹底されたことがわかる。従ってこの徳政令は、年期売買、利子が生じる借金・借米に対する取り戻し(債務破棄)を内容としたものであったといえる。

次に、この徳政令の適用対象者に関して考えたい。これに関して、久保田昌希氏はこの徳政令を惣徳政としてとらえ、「広範囲な農民層を対象」としたのに対し、新行紀一氏は「徳川家臣のみ」とする。史料1からは、前述の通り、家忠が浜松城への出仕により、前日に遠江・三河両国への永代・質物を除く債務全般を破棄する徳政令が発令されたことを知ったことが確認できるのみである。そこで、史料2を検討の対象にして、考えてみることにしたい。

史料2は、徳川氏の発給文書(「福徳」朱印状)としてではなく、徳川氏からの徳政令を受けた「奉行所」独自の文書として発給された^⑪。「奉行所」に関しては、その機構自体に検討の必要があるが、これに関してはほかに類例がないため後考を期すしかない。ここで問題としたいのは、なぜ「奉行所」が史料2を作成し発給する必要があるのかである。これには徳政令の発令を、史料2が伝来する蜂前神社の属する井伊谷・祝田をはじめ各地域に周知させる必要があったことを示そう。そして、その前提には地域側の徳政の要求、すなわち徳政状況が想定される。特に、史料2のように写を作成し返り点と読みを付して、今日まで伝来してきた井伊谷・祝田地域は、久保田氏が指摘する通り、永禄末年の遠江井伊谷徳政にみられるように「徳政令に対し、きわめて強い意識を有している」場所として知られている。このことを考え併せるならば、史料2は地域側の徳政要求を請け、徳川氏の徳政令が発令されたことを周知させることを目的とした文書であると位置づけることができよう。

従ってこの徳政は、遠江・三河両国の地域(村・町)を対象とした惣徳政としてとらえるべきである。

また、この徳政令と併せて注目したいのは、『家忠日記』同年三月二日条で「家康へあて御かし候八木、御さし置^⑫

候間」とある、徳川家康が徳政令の発令に先立ち、深溝松平家忠に自身への借米返還を免除している事実である。この家忠への借米は、三河国衆深溝松平家中・領の存立(すなわち「国家」存立)のために貸し与えられたものと想定される。そして、この返還(債務返済)には深溝松平「国家」存立への支障が考えられ、そのため家康より免除されたと考えられる。すなわち個別徳政である。但し、この個別徳政が家忠以外の三河国衆にもなされたかどうかは、史料からは窺えない。

以上の検討より、ここでは天正十二年三月に、徳川氏が個別も併せて遠江・三河両国へ、自身への債務破棄を含む大がかりな徳政を実施した事実を確認しておきたい。

二 徳政令発令の背景

では、なぜこの時に徳川氏は遠江・三河両国へ徳政令を発令するなど徳政を実施したのであるうか。これまでは、この直後の三月六日に徳川家康が支持する織田家当主の信雄が重臣を殺害し『家忠日記』同月七日条¹³⁾、その結果羽柴秀吉との戦争(小牧・長久手合戦)が開戦に至っていることから、小牧・長久手合戦が徳政実施の直接的要因とされてきた。そして、このことが徳政令発令が領国総動員体制の構築であることの前提条件に据えられてきたのである。

確かに、開戦に至るのは徳政令発令から三日後であるが、織田信雄と羽柴秀吉との対立状況は既に前年末よりみられ、『家忠日記』天正十一年(一五八三)十一月二十一日条には「織田小田三介殿上にて御腹めされ候、風説候」と、信雄が上方において切腹したとの風聞が流れる事態にまで至っていたことが確認できる。従って徳政令発令の背景に、羽柴秀吉との戦争状況に備えてという政治的要因は考えられる。しかし、徳政令発令の要因をこれだけに求めていいの

だろうか。すなわち、なぜこの徳政令が三月という時期に発令されたのか、これまでの研究では、この点を充分には考慮してこなかったのである。

三月は、その年の田畠の作付時期にあたる。そして、領主は耕作実現のための勸農に努めることが求められていたことが知られる。この領主の勸農は村請の展開により、村落が日常的な勸農に努めることとなったが、災害・飢饉などの非常時においては、領主が勸農に努めることが要請された¹⁴。この時期に発令された戦国大名による徳政令発令も然りである。例えば、則竹雄一氏は永禄三年(一五六〇)二月・三月に飢饉状況を受け発令された相模北条氏の徳政令〔「三須文書」・「網代文書」、戦北六二三・六二四を「勸農の徳政」と位置づける¹⁵〕。また、越後上杉氏が永禄四年三月十一日に前年の水損を受けて、越後国上田庄・妻有庄・藪神(新潟県南魚沼市・十日町市・魚沼市)に発令した徳政令(「上杉家文書」上越一二六四)も、この災害・飢饉などの非常時における領主の勸農責務を受けてのものである¹⁶。

このことを考え併せるならば、この徳政令発令の背景にもなんらかの自然災害の影響が想定できよう。そこで、徳政令発令直前の『家忠日記』(天正十一年一月〜同十二年二月)における主要災害記事を表にまとめた。

【表】『家忠日記』(天正十一年一月〜同十二年二月)における主要災害記事

年	月	日	記	事
天正11年	正月	26日		夜大雪ふる、二、三尺、
	閏正月	25日		夜地震候、
	閏正月	26日		夜地震候、
	3月	3日		地震三度する、
	3月	4日		夜地震二度、

天正12年	2月23日	大雨降、水出候、
	霜月18日	雨降、大南風吹候、家そんし候、大風也、
	7月23日	雨降、中西間ニ地震候、夜大雨降、大水出候、廿日之水よりひろ高く候、
	7月20日	大雨降、五十年已来大水ニ候、御祝言も延候、
	6月26日	巳刻ニ地震候、中島へこし候
	5月14日	雨降、所々大水出候、田地そんし候、浜松へ人をつかハし候、
	5月13日	酉刻より雨ふり出候て、大雨寅刻ふり候、

地震以外は、その規模および被害状況により摘出した。

この結果、大雪・地震・大雨・大風の記載が確認できる。このなかでも特に注目したいのが、天正十一年五月十三日・十四日と同七月二十日・二十三日の大雨・大洪水である。この時の水害は、三河国岡崎龍溪院(愛知県岡崎市)に伝わる年代記『王稔合集記』(愛12-145)にも「大洪水、コノ年二・三度降、人皆ナ死ス」と記録されるほど、大規模なものである。また、この大雨・大洪水は、『家忠日記』にみられる水害と治水に関して検討した畑大介氏によって既に注目されているが、¹⁷⁾ここでは、改めて『家忠日記』の記述を具体的にみていきたい。

まず、前者の天正十一年五月十三日・十四日の大雨・大洪水だが、十三日の酉刻(午後六時)より降り始めた雨が翌十四日寅刻(午前四時)に大雨となり降り続けた結果、「大水出候、田地そんし候」という大洪水とそれによる田地の流損を招き、深溝松平家忠は徳川氏の本拠浜松へ使者を遣わして、被害状況を報告させている。

そして、これを上回る被害をもたらしたのが、七月二十日・二十三日の大雨と大洪水である。七月二十日の大雨は、家忠が「五十年已来」と記す程の大洪水をもたらし、二十二日条によると深溝領内の中島(愛知県岡崎市)・永良(同西

尾市)をはじめ、三河国中の堤を決壊させた。中島・永良は広田川沿いの氾濫原に位置する、家忠の祖父松平好景以来の深溝領内の要地である。⁽¹⁸⁾ また、この大雨・大洪水により、北条氏直と家康娘督姫の婚禮、また同月六日に予定されていた家康の信濃国川中島(長野県長野市)への出陣が十二日に延期されている。さらに、それに追い打ちをかけるように、二十三日夜の大雨により二十日の時以上の大洪水がもたらされ、翌二十四日条によると再び中島・永良の堤三、四カ所が決壊して、「田地一円不残(損)し候、家(拉)ひしけ候」という田地・家屋の流損を招き、結果「無所務」(同月二十七日条)という、収穫不能の状況にまで至っている。このため、家忠は二十七日には「小兵(小兵衛)」を、二十九日にも人を浜松へこの大雨・洪水の被害に対する訴願(御訴訟)のために遣わしている。これにより、使者が浜松より帰還した八月三日条によると、家康より「縦御普請候共御赦免」、つまり「御普請役」の免除を得て、大雨・洪水の被害からの復興に努めるよう処置をされたことがわかる。

これらの記載より、この時の相次ぐ水害、特に家忠が「五十年已来」と記す七月の相次ぐ水害による被害の甚大さが窺えよう。この大雨は三河国だけでなく、甲斐国、その後は関東地域でも被害をもたらした⁽²⁰⁾、特に同年八月八日付けで相模北条氏に宛てられた古河足利家奉行人連署状写(「喜連川文書案二」『戦国遺文 古河公方編』一四七五・一四七六)によると、下総国古河(茨城県古河市)周辺地域においても「廿ヶ年已来」とされる古河近辺をはじめ関宿(千葉県野田市)・高柳(埼玉県久喜市)・柏戸(同加須市)などの堤決壊に伴う大洪水による甚大な被害をもたらしたことが確認できる。徳川領国では史料上からは三河・甲斐両国しか窺えないが、第一節でみた遠江国井伊谷での徳政状況の発生を考えると、少なくとも遠江国にも深刻な被害をもたらしたことが想定できる。そして、この大雨・洪水による収穫不能という再生産活動の危機的状況が、翌年春に対処を求める徳政状況の発生へと繋がったのであろう。

以上の検討をふまえるならば、徳政令発令の背景に、この前年の三河・遠江両国における大雨・大洪水による甚大

なる被害、とりわけ収獲不能という再生産活動の危機的事態がより直接的な要因として考えられよう。つまり、この前年の三河・遠江両国における大雨・洪水による地域の再生産活動の危機的事態の展開が、同地域での羽柴秀吉との戦争を間近に控える状況も併せて「国家」存立への支障となり、徳政状況を発生させ、この事態への領主の勸農責務として同地域に徳政令が発令したと位置づけることができよう。

三 徳政令の特質と効用

これまでの第一節・第二節での検討から、天正十二年（一五八四）三月の三河・遠江両国に対する徳政令は前年の同地域における大雨・大洪水による再生産活動の危機、羽柴秀吉との戦争を間近に控えるという状況下における同地域の徳政要求を受け、「国家」存立への支障対処として実施され、これにより徳川氏は大名権力としての「国家」存立の保持という責務を果たそうとしたことが指摘できよう。従ってこの徳政令発令を、単純に小牧・長久手合戦に伴う領国支配の強化、つまり領国総動員体制の構築像に結びつけることには再考を要しよう。²¹では、この徳政令の特質と効用は如何なるものであったのであろうか。

まず、徳政令の特質と効用を考えるに際しては、新行紀一氏が指摘した、これに伴う「経済混乱」にも注目する必要がある。確かに自然災害による村落の再生産の危機に際し、例えば年未詳七月三十日付け大和惣国百姓等申状（『法隆寺文書』『中世政治社会思想』下、三二七頁）²²にみられるように、領主への徳政要求がなされた。しかし、特に自然災害・飢饉や戦争で社会における再生産が破壊される状況にあった中世社会において、債権・債務関係は相互扶助により再生産を復興させていくために必要不可欠な社会システムであったことをふまえるならば、²³徳政は同時に「経済混

「乱」による再生産への支障という逆効果も伴うこととなることにも注意を要しよう。²⁴ 実際、よく知られる弘治四年（一五五八）二月二日付け大和国宇治郡百姓等連判状（『三箇家文書』²⁵）からは、徳政要求（徳政状況の展開）により金融業者が「一向二無之」という状況が生じ、逆に村落の再生産（成り立ち）に支障を来す事態が想定される。従って鈴木将典氏が指摘するように、「徳政令が発令されることで地域の経済が混乱に陥り、金融が止まり、債務者側も米銭を借りられなくなつて、結果的に「村の成り立ち」に悪影響を及ぼす」という徳政のもつ特質をふまえて、効用を考えていかなければならない。

永祿七年（一五六四）の三河一揆終結時における徳川氏（永祿九年十二月以前は松平氏だが、史料を除き本章では徳川氏で統一する）による徳政撤回という事態も、この徳政のもつ特質がもたらした効用より考慮すべき事例であろう。これに関わる史料3・4を次に掲げる。

【史料3】松平家康判物写（『譜牒余録』愛11三四〇）

就今度別而御馳走候、其方一身并闇中徳政之儀、任望同心候、永代・祠堂物相除、当借・久借・年記・本物・本直等之下地・米銭可被下候ハ、自然土呂・針崎其外敵方之者無事之上申事候共、可為右同前候、縦前々自今以後徳政除之判形雖出方有之、今度之御忠節異他候間、可為無除者也、

永祿七年^甲

正月廿八日^子

松平^{伊忠}主殿助殿

参

藏人^{松平}
家康御判

【史料4】水野信元書状（本光寺常盤歴史資料館所蔵文書）愛11四〇二）

猶以深溝家中上下之借儀、右之分二候、深溝へも達而異見を申候、此外不申候、

深溝米錢旧借付而、去年中一揆之刻、不可有返弁之一札を深溝江被出候、然処当春属無事之時、如前々と土呂其外へ一札被出候、只今御相論如何候間、来年中二本米・本錢を以、従深溝返弁被成候へ、当年之儀ハ一円納所成間敷候、此旨岡諸宿老与談合仕申定候、双方之御為、第一国之御為、旁以家康も祝着可申候、國中何方之家中も同前候、但永地計相除候、其外借義一切二本を以、来年中二可有其沙汰候、岡崎同心之衆点を被合候、各不及御異乱、御合点可被成候、恐々謹言、

(永禄七年)
十二月朔日

(水野)
信元(花押)

〔切封墨引〕

水野下野守

信元

書立之
衆中 御宿所

永禄六年より始まった一揆との戦いの最中、翌七年正月二十五日に家忠の父である深溝松平伊忠は、本拠深溝(愛知県幸田町)に接する一揆方夏目広次の六栗城(同)を攻略した²⁷⁾。史料3は、徳川家康がこの戦功の恩賞として、伊忠と「開中」の徳政要求に基づき、敵方である土呂・針崎(いずれも愛知県岡崎市)などの寺内の永代・祠堂物を除く貸借・年期売・本物返の土地・米錢の破棄を承認したものである。ちなみに「開中」は、史料4より「深溝家中上下」であることがわかるが、既に阿部浩一氏が注目しているように²⁸⁾、「開」には「さわぐ・さわがしい」という意味がある。この意味と彼らによる徳政要求の事実を考え併せると、この徳政令は神田千里氏が指摘するように²⁹⁾、徳政状況を利用した戦略としての側面も併わせ持っていたことが確認できよう。

ところが同年二月に和議が成立し、史料4によると、その際に寺内に対し前々からの特権が保証されることにより、

寺内との売買・貸借関係の破棄(徳政)を承認された深溝松平氏たち諸将との間で相論が生じた。その結果、来年(永禄八年)より永代を除く債務を元本のみ返却する妥協的措置が採用されたことがわかる。

では、なぜ徳政令が出されたにも拘わらず、このような措置がなされたのか。従来は、この点を家康権力の未熟さ・脆弱さ⁽³⁰⁾、または三河統一と領国内の安定を優先という政策的対応⁽³¹⁾に要因が求められたが、この問題は寺内町の地域社会における役割と、徳政のもつ特質より解明していかねばならない。すなわち、三河国においても寺内町が商工業者が集住する地域的流通の中心であったことをふまえるならば⁽³²⁾、売買・貸借関係を通じ周辺地域の存立を担う要地であったことが想定される。このような寺内町の機能を解体することなく、地域の存立のため保護することは、神田千里氏が検討した近江国金森寺内町(滋賀県守山市)に対する織田信長の樂市樂座令にもみられる⁽³³⁾。また、このように地域経済の要地を戦争終結後に保護することで地域の存立を維持していく処置(政策)がなされたことは、なにも寺内町に限ったことではない⁽³⁴⁾。これらのことより、むしろこのような要地を保護し地域の存立を維持していくことが、「国家」存立の保持を果たすべき大名権力たる徳川氏の責務であったことが確認できる。従って徳政令による、その機能停止は最終的に地域の存立への支障ともなるため、この場合は撤回する必要があったと考えられるのである。このように徳政は、日常的な地域の存立への支障を招くという特質を併せ持つため、その執行が自然災害や戦争による極めて深刻なる危機的な状況に限定されたのである。つまり、その効用は、このような危機的な状況に対する応急措置としての役割に見出すことができる。とするならば、改めて三河・遠江両国に徳政令発令をもたらした深刻なる危機的状况が再確認されるとともに、徳政令発令によるこの状況への応急措置としての効用が求められていたことが想定できよう。

ところが、徳政令発令の三日後に小牧・長久手合戦が勃発し、十一月まで戦争状況が続くこととなる⁽³⁵⁾。この戦争状

況は、領国下の地域社会に如何なる事態をもたらしたのであろうか。このことに関して、次の史料5に注目したい。

【史料5】『龍門寺拋実記』（『田原町史』上巻六八七頁、返り点と読みは省略）

四世栢鳳天公在席未幾、（中略）シカアリシヨリノチ、繼蹤變世、雖為法燈照然、稍想本殿之朽蠹トシヒサシ、シカアレトモ柄僧分上無余長、ミツカラ志願ヲヲコシテ、頼近里檀越、欲造宮焉、遂天正十二年運木鳩工、斧斤之功ステニナラントシテ、居民・工匠コトククミナ、趨軍務到于濃州小牧山、コノトシ村里耕農荒壊、カルカイエニ飢饉頻到、老少尽投死溝壑、コレヲモツテ、修造卒莫樹功、寺之衰廢不可勝言、

この史料は、既に所理喜夫氏・久保田昌希氏たち多くの研究に引用されている。³⁶ここでは、この史料に関して本格的に検討した小和田哲男氏の成果によりつつ、以下みていきたい。³⁷

『龍門寺拋実記』は、三河国田原（愛知県田原市）にある曹洞宗寺院龍門寺の代々の住持によって書き継がれ、その記載は同寺創章に続き天文十九年（一五五〇）から正徳二年（一七二二）にわたる。³⁸史料5は、このうちの四世住持栢鳳天公の時のものである。この記述によると、天正十二年に栢鳳天公が朽ち果てていた龍門寺の本殿を修造しようとしたところ、「居民・工匠」が小牧・長久手合戦の勃発による小牧山（愛知県小牧市）への「軍務」に徴発され、その結果、この地域の「村里耕農」の荒廢を招いて飢饉に至り、老少が自ら生命を絶つ事態が発生したとある。ここにみられる飢饉の直接的な要因は、小牧・長久手合戦（戦争）にある。しかし、前年のこの地域の自然災害による被害を考え併せると、戦争はそれに追い打ちを掛け深刻な被害を与えたととらえた方がよいであろう。

この事態をふまえるならば、徳川氏の徳政令による危機的状況への打開という応急措置は、結果的にみて効用を果たせず、戦争の勃発に伴いより深刻な被害を追加・拡大させたことが指摘できよう。従ってこの状況への対処には、まずは戦争の停止（「平和」）、そのうえで「国家」存立のための安定的な地域の再生産保証とこれに伴う収取（支配）シ

システムの構築という改革の執行が必要とされた。これは豊臣権力との政治関係も含め、以後の徳川氏の政治的課題となっていたのである。

おわりに―「国家」改革への展開―

以上、これまで三節にわたり、天正十二年（一五八四）三月に徳川氏が三河・遠江両国に発令した徳政令に関して、推測を重ねながら、内容と発令の背景、そして効用に関して検討をおこなってきた。

その結果、前年における大雨・大洪水による再生産活動の危機、羽柴秀吉との戦争を間近に控えるという状況下における同地域の徳政要求を受け、徳政令は「国家」存立への支障対処として発令されたが、小牧・長久手合戦により応急措置としての効用を果たせず、戦争の勃発に伴いより深刻な被害を追加・拡大させたこと、そしてこの「国家」存立への危機的状況への対処としての改革が、戦争の停止とも併せ、以後の徳川氏の政治的課題となっていたことを指摘した。従ってこの徳政令発令を領国総動員体制の構築像に結びつけることはできず、その後の徳川氏による領国支配の展開は「国家」存立の危機的状況の打開として進められた。

では、如何にその政治的課題へ対処（改革を実施）していったのか、最後にその展開を概観したい。

改革自体は、徳政令発令と同じ天正十二年より開始されていた。これは、同年初めになされた天正十一年分の年貢勘定において、今川時代からの年貢収取方法であった米方・代方制の廃止と田方・畠方の採用として着手された。³⁹鈴木将典氏は、この要因を在地からの年貢徴収に見合わない面倒な換算方法であったために見直しされたことにもとめるが、なぜこの時から実施されねばならなかったのかにも考慮する必要がある。そして、おそらくその要因は、同

年からの自然災害による被害と戦争のなかでの、早急なる年貢徴収状況の把握にもとめることができるのではなからうか。

しかし小牧・長久手合戦以降の豊臣権力との政治的緊張関係の継続により進展せず、本格的な改革の取り組み(執行)は天正十四年十月の豊臣権力への従属以後となる。⁴⁰これは、豊臣権力からの惣「国家」存立(領国「平和」)の保護に伴う代償(際限なき軍役)負担、また戦争状況よりの地域の存立復興を目的に、本拠を駿府(静岡県静岡市)へ移転のうえで実施された。

これまでこの改革は、「五カ国総検地」として集約され、当時の徳川氏の勢力範囲である駿河・遠江・三河・甲斐・信濃の領国全域(惣「国家」)に実施されたとされる。しかし、検地はこの改革事業の主要な一環に過ぎず、またこの改革範囲は天正十七年から翌十八年における検地の実施と七カ条定書の交付の範囲に表れるように、信濃全域や甲斐・奥三河における従属国衆領国や支城領国を除く徳川本領国(徳川氏の直接支配領域、すなわち「国家」に限られる⁴¹)つまり相対的自立性を有する従属国衆領国や支城領国には自分位置(自律的な領域支配)が任され、徳川氏による改革は及んでいない。これは、戦国大名たち地域権力の領国構造に基づいて実施されたものである⁴²。従ってこの改革を「五カ国」を対象としたものと捉えるわけにはいかず、「国家」改革として位置づけていく必要がある。

改革は、これまでの村落との関係(村請)を前提とした検地の実施と七カ条定書の交付によって、村高の確定とそれによる収取関係の確認、そして統一的賦課基準値の設定を軸として展開した。これが直轄領・給人領を問わず、「国家」レベルで遂行されたところに、この改革の意義がある。

この改革事業で注目すべきは、深溝松平家忠たち既に徳川氏のもとで譜代家臣化しつつあった三河国衆の支配領域(「国家」)にも検地や七カ条定書の交付がなされているように⁴³、改革が及んだことである。本来、彼らの支配領域は自

律的なものであり、大名権力が介入すべきものではない。このため大名権力の介入は、彼らが自力で「国家」存立の保持を果たせない際にのみに要請された政治的処置である⁴⁴。従ってこの動きは、自力ではもはや「国家」存立を保持できない三河国衆の徳川「国家」への包摂による存立保護としてなされたものであつたととらえることができる。

そして七カ条定書の交付により、給人・寺社の地頭と村落の年貢・公事の収取関係は、村請制を前提に統一的賦課基準のもとで規定された。これと併わせて「若地頭及難者、以目安可令言上者也」(「東観音寺文書」愛12一五四一ほか)とみられる「目安」制の導入により、収取関係に支障をもたらす地頭の恣意的支配は排除され、村落の再生産は保証された。このうえで、徳川氏が「国家」存立の保持権力たる「公方」であることを、改めて明確に示した。

このように「国家」における地頭と村落の年貢・公事の収取関係を規定することで、改革は地頭・村落の互いの存立を保証することにより進められ、「国家」存立の保持が図られた。この「国家」改革を遂行することで、徳川氏は豊臣権力への従属による惣「国家」存立(領国「平和」)の保証獲得時に抱えていた「国家」存立の危機という政治的課題に対処し、これに伴われた俵高を基準とした統一的賦課体系の構築を通じて、豊臣政権下の大名(豊臣大名)としての地盤を確立していったのである。

註

(1) 拙稿「武田氏の領国構造と先方衆」(平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』、岩田書院、二〇〇八年)。

本章では、この拙稿を受け、徳川氏の直接支配領域(本領国)、従属国衆の各支配領域(従属国衆領国)をそれぞれ「国家」とし、従属国衆領国を含む広義の徳川領国を「惣「国家」」として扱い、表記する。

(2) ここでは、その先駆的な研究である中村吉治『土一揆研究』(校倉書房、一九七四年)、同『徳政と土一揆』(至文堂、

- 一九五九年)、鈴木良一「戦国時代の徳政」(同『日本中世の農民問題』、校倉書房、一九七一年改訂)をあげるに止める。
- (3) 阿部浩一「戦国期徳政の事例検討」(同『戦国期の徳政と地域社会』、吉川弘文館、二〇〇一年)。なお以下、本章で引用する阿部氏の見解は同論文による。
- (4) 黒田基樹「戦国期東国の徳政」(同『戦国期の債務と徳政』、校倉書房、二〇〇九年所収。初出二〇〇七年)。
- (5) 久保健一郎「戦国時代の徳政と大名」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五三、二〇〇八年)。
- (6) 以下、『家忠日記』は『増補続史料大成19 家忠日記』(臨川書店、一九八一年)を使用する。
- (7) 久保田昌希「戦国期松平権力と徳政令」(同『戦国大名今川氏と領国支配』、吉川弘文館、二〇〇五年所収。初出一九八〇年)。なお以下、本章で引用する久保田氏の見解は同論文による。白井進「戦国期松平氏と徳政令——「借錢借米」の安堵との関わりから——」(『史叢』五六、一九九六年)。新行紀一「一向一揆と徳政令」(北西弘先生還暦記念会編『中世社会と一向一揆』、吉川弘文館、一九八五年)ほか。
- (8) 新行紀一執筆「第四章 徳川家康の時代」(『新編岡崎市史』中世、新編岡崎市史編纂委員会、一九八九年)、九六四・九九七頁。
- (9) このほかに、盛本昌広氏が「武田攻めや甲斐・信濃への出兵などにより、軍役の負担がかさみ、家臣や民衆が借金潰けになり、しかも秀吉との対決が迫っているため、人心を一新する目的で」徳政令が発令されたとする(同『松平家忠日記』、角川書店〈角川選書〉、一九九九年、五二頁)。
- (10) 所理喜夫「関東転封前後における徳川氏の権力構造」(同『徳川將軍権力の構造』、吉川弘文館、一九八四年所収。初出一九六〇年)。
- (11) なお『愛知県史』資料編12織豊12では、本文書を「徳川家康定書写」とする。しかし「達 上聞」、「被 仰付」の記

載から家康の文書とすることはできず、徳政の意をふまえた「奉行所」独自の文書(奉書)としてとらえたほうがよいと考え、本章ではこのように位置づける。

(12) 永祿末年の井伊谷徳政に関しては、久保田昌希「今川氏の徳政について」(久保田註(7)著書所収。初出一九七六年改題)、阿部浩一「戦国大名の徳政と地域社会―遠州井伊谷徳政をめぐる―」(阿部註(3)著書所収。初出一九五五年改題)を参照されたい。

(13) この時の織田信雄と徳川家康の関係に関しては、平野明夫「豊臣政権下の徳川氏」(同『徳川権力の形成と発展』、岩田書院、二〇〇六年所収。初出二〇〇三年改稿)、加藤彰彦「五カ国大名徳川家康と織田権力」(久保田昌希編『松平家忠日記と戦国社会』、岩田書院、二〇一一年)を参照されたい。

(14) 長谷川裕子「戦国期在地領主論の成果と課題」(『歴史評論』六七四、二〇〇六年)は、戦国期における勸農の実態を追求され、それが飢饉・災害などの非常時に領主に要請されるものであり、領主、村・土豪層に重層的に担われていたことを指摘している。

(15) 則竹雄一「大名領国下の年貢取取と村落」(同『戦国大名領国の権力構造』、吉川弘文館、二〇〇五年所収。初出一九九三年)。

(16) この徳政令に関しては、藤木久志「村から見た戦国大名」(同『戦国史をみる目』、校倉書房、一九九五年所収。初出一九九四年)、黒田註(4)論文を参照されたい。

(17) 畑大介『家忠日記』にみる戦国期の水害と治水(『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』一〇、二〇〇二年)。

(18) 深溝松平氏の所領に関しては、鈴木将典「三河国衆としての深溝松平氏」(久保田昌希編『松平家忠日記と戦国社会』、岩田書院、二〇一一年)を参照されたい。

- (19) 小兵は、『家忠日記』天正十二年正月十七日条より、「小兵衛」と確認できる。
- (20) 藤木久志編『日本中世気象災害史年表稿』(高志書院、二〇〇七年)。なお同『飢餓と戦争の戦国を行く』(朝日新聞社〈朝日選書〉、二〇〇一年)所載「日本中世の旱魃・長雨・飢饉・疫病年表」も、この年は諸国で「大風雨洪水・田地流損」にあったことを掲げる。
- (21) なお戦国大名の徳政令発令と領国総動員体制の構築の関わりに関して、長谷川博史「戦国大名毛利氏の徳政―天正七年出雲―国徳政令を中心として―」(『史学研究』一八三、一九八九年)も、天正七年末に安芸毛利氏によって発令された出雲―国徳政令を考察し、軍事情勢との関わりを指摘しつつも「少なくとも領国総動員体制構築の前提として発令されたものとは考えがたい」とする。
- (22) 笠松宏至・佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世政治社会思想』下(岩波書店、一九八一年)。
- (23) 井原今朝男『中世の借金事情』(吉川弘文館〈歴史文化ライブラリー〉、二〇〇八年)。
- (24) 徳政のもつこのような両義性に関しては、黒田基樹「二五―一七世紀における「村の成り立ち」と地域社会」(同『戦国期の債務と徳政』、校倉書房、二〇〇九年所収。初出二〇〇三年)も指摘している。
- (25) 田中慶治「戦国期大和国宇治郡に関する二つの史料」(『日本史研究』四五四、二〇〇〇年)。
- (26) 鈴木将典「戦国大名武田氏の徳政令」(『駒沢史学』七四、二〇一〇年)。
- (27) 三河一揆の経過に関しては、新行紀一執筆「第四章第一節二三河一向一揆」(『新編岡崎市史』中世)による。なお、この時に深溝松平伊忠が攻略した敵方六栗城主夏目次郎左衛門尉の実名は『寛政重修諸家譜』などに基つき、「吉信」とされるが、永禄十二年極月二十三日付け奉書(熊野夫須美神社文書)静8四一三八)により「広次」と確認でき、本章では「夏目広次」とする。

- (28) 阿部註(3)論文。
- (29) 神田千里 『土一揆の時代』(吉川弘文館(歴史文化ライブラリー)、二〇〇四年)、八九〜九二頁。
- (30) 阿部註(3)論文。
- (31) 本多隆成 「三・遠領有期の農村支配」(同『初期徳川氏の農村支配』、吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (32) 三河国における寺内町に関しては、新行註(7)論文、同執筆分「第三章第三節五 本願寺派の発展と寺内町」(『新編岡崎市史』中世、前掲)を参照されたい。
- (33) 神田千里 「石山合戦における近江一向一揆の性格」(藤木久志編『戦国大名論集17 織田政権の研究』、吉川弘文館、一九八五年所収。初出一九七七年)。
- (34) 例えば徳川氏が遠江国小山新市(静岡県吉田町)へ発給した永祿十三年(元亀元年)十二月 日付け楽市令(『松平乗承家蔵古文書』『新編岡崎市史』6 史料古代・中世二〇八四頁)は、永祿十一年末からの武田・徳川両氏による今川領国への侵攻による地域の復興としての視点から考えていくべき事例であろう。
- (35) 小牧・長久手合戦の詳細な経過に関しては、谷口央 「小牧・長久手の戦いから見た大規模戦争の創出」(藤田達生編『小牧・長久手の戦いの構造』、岩田書院、二〇〇六年)を参照されたい。
- (36) 所註(10)論文、久保田註(7)論文。
- (37) 小和田哲男 「小牧・長久手の戦いと民衆」(『戦国史研究』一六、一九八八年)。また、同著『戦争の日本史15 秀吉の天下統一戦争』(吉川弘文館、二〇〇六年)、一四九〜一五〇頁もこの史料を用い、小牧・長久手合戦が三河国にもたらした「爪痕」を指摘する。
- (38) 『田原町史』上巻(田原町、一九七一年)、七二〜七三頁。

(39) 鈴木将典「戦国織豊期村落の年貢收取体制―遠州宇布見郷年貢勘定定書の分析を通して―」(『地方史研究』三一七、二〇〇五年)。

(40) なお本多隆成氏は、天正十四年十月の豊臣権力への従属以後も、徳川氏は五カ国惣検地の独自性と石高知行体系にはないことにより相対的自立性を有しており、俵高の採用をその表徴とする(同『初期徳川氏の農村支配』、吉川弘文館、二〇〇六年)。しかし、平山優「戦国期東海地方における貫高制の形成過程」(上)(下)(『武田氏研究』三七・三八、二〇〇七・二〇〇八年)が明らかにしたように、俵高は直接支配領域たる本領国における統一的賦課基準値を把握するために採用されたのであり、これをもって相対的自立性の表徴とすることはできない。

(41) 鈴木将典「五カ国総検地施行段階における徳川領国の基礎構造―七か条定書と年貢・夫役システム―」(『駒沢史学』六二、二〇〇四年)、拙稿①「戦国大名徳川氏の伊那郡統治と菅沼定利」(『駒沢史学』六五、二〇〇五年。改題のうえ第二部第六章に収録)、同②「戦国大名武田氏の奥三河経略と奥平氏」(『武田氏研究』三五、二〇〇六年。改題・改稿のうえ第二部第二章に収録)。なお拙稿①で記したが、この時期信濃国では、従属国衆菅沼定利・依田康国たちは独自に検地を実施している。このこと自体が徳川氏自身による改革は「国家」に限ることを示すが、同時に惣「国家」の観点からその関連性を考えていかなければならない。この問題に関しては、後考を期したい。

(42) 拙稿註(1)。なお尾崎晋司「今川領国下の分限帳と検地」(『戦国史研究』五五、二〇〇八年)も駿河今川氏の検地を通じて、戦国大名からの給人領の自律性を指摘する。但し、このことを「戦国大名権力の限界」とされる。筆者は給人領の自律性には賛同するが、それを「戦国大名権力の限界」とは考えず、むしろそれが地域権力の本来的なあり方であり、逆に戦国大名による給人領への介入がなぜ必要とされたのかに関して、考えていく必要があると感じる。拙稿註(1)はその試みでもある。

(43) 深溝領での徳川氏による検地に関しては、鈴木 註(18)論文を参照。また三河国衆領への七カ条定書の交付に関して、天正十七年十一月二十四日付け三河国衆西郷氏領の八名郡賀茂郷(愛知県豊橋市)宛(「竹尾家所蔵文書」愛12一五五九)によって確認される。なお三河国衆西郷氏に関しては、平野明夫「戦国期の徳川氏と三河国八名西郷氏」(『日本歴史』六九六、二〇〇六年)を参照されたい。深溝領においては現存はしないが、天正十八年二月五日付け伊奈忠次知行書立(「本光寺常盤歴史資料館所蔵文書」愛12一六一五)において七カ条定書の通り「老段二巻斗宛之夫銭」が定められていることから、交付されたことが想定できよう。

(44) 註(一)拙稿。ここでは、従属国衆への政治的介入、特に「転封」(本拠地移転に伴う替地宛行)を素材に大名権力による介入を受容する従属国衆側の背景もふまえて、自力で「国家」存立を保持できない従属国衆に対する政治的機能として分析した。

(45) 目安制の意義に関しては、藤木久志「村の越訴」(同『村と領主の戦国世界』、東京大学出版会、一九九七年)、稲葉継陽「中世史における戦争と平和」(同『日本近世社会形成史論―戦国時代論の射程―』、校倉書房、二〇〇九年所収。初出一九九九年)、同「中近世移行期の村落フェーデと平和」(前掲書所収。初出二〇〇〇年)を参照されたい。

第五章 豊臣政権の関東仕置と徳川関東領国

——本多忠勝の上総万喜入城を通じて——

はじめに

天正十八年（一五九〇）七月、相模北条氏が、羽柴秀吉との合戦に敗れ滅びると、豊臣政権による関東平定に伴う統治的措置（仕置）により、旧北条領国のうち伊豆・相模・武蔵・上野各国、下総・下野両国の一部と上総一國を領国として、徳川家康の移封が実行された。^①そして、家康は武蔵国江戸（東京都）へ入部し、領国の各地域には、徳川氏の家臣団が配置された。

この時期の徳川関東領国の形成と展開に関しては、北島正元氏・藤野保氏をはじめ多くの研究があり、^②枚挙に遑がない。だが、これらの研究は、いずれものちの徳川氏の覇権確立を必然的帰結とした江戸幕府権力検討の前提としてなされている。これに対し、川田貞夫氏は秀吉が家康上級家臣の就封・配置に介入していることに注目し、「秀吉による東国支配という大きな構想」から徳川氏の関東移封・領国形成に関して再検討した。^③その後、市村高男氏が豊臣政権論・豊臣大名論の視角と中世以来の関東の地域構造・歴史的規定性をふまえ、当該期の徳川氏の政治的立場と領国支配を検討していく必要性を説いた。^④そのうえで市村氏は、徳川氏の関東移封が豊臣権力（秀吉）へ臣従し、関東・奥羽に対する惣無事令の執達役を務めた帰結であり、そして関東領国が豊臣政権の政治的意図によって創出された支

配領域であることを明確に指摘した。当該期の徳川氏の政治的立場に関しては、この市村氏の視点を継承した平野明夫氏の研究により進展している。^⑤だが、その関東領国に関する研究は、小林清治氏による奥羽仕置研究の成果を受け、その政治展開との関わりから考えようとする試みが、ようやく佐藤貴浩氏によってなされたことに示されるように、^⑦まだ端緒の状況にあるといつてよい。

川田・市村両氏が指摘するように、徳川氏の関東移封には豊臣政権の東国政策・統治構想との関連が窺え、そして、その後も『家忠日記』天正十九年二月六日条に「又国替之沙汰候」と奥州政情との関わりで国替えが噂されるように、^⑧政権の置かれた政情に影響されて展開したことが想定される。従って徳川関東領国の態様を考えるには、豊臣政権の東国政策・統治構想との関わりと展開、そして同時に市村氏が指摘するように、中世以来の関東の地域構造・歴史的规定性を視野において検討していく必要がある。

本章は、以上の視点をふまえて、豊臣政権の東国政策とその帰結たる仕置を経て形成された徳川関東領国の態様分析として、重臣本多忠勝の上総万喜入城を取り上げ、その政治背景と意義から豊臣政権下における徳川関東領国の性格に関して検討を試み、またその展開に関して考えてみたい。^⑨

一 本多忠勝の上総万喜入城

天正十八年（一五九〇）七月に徳川氏が関東移封されると、上総万喜城（千葉県いすみ市）には、重臣本多忠勝が入城した。忠勝は、これまで徳川家中において徳川家康の直属部将として活動し、小田原合戦時には浅野長吉（のちの長政）の指揮下に配されて、下総・上総両国における北条方諸城の攻略にも携わっているので、この関係上から上総支配に

携わるべくなされた人事配置といえる。そして、七月二十三日に忠勝は同国の高谷延命寺(千葉県袖ヶ浦市)に對し、禁制を發給していることより『上総国古文書』千3八〇一頁)、この直後には万喜入城を果たしたと推察される。

この万喜入城直後に、忠勝から羽柴秀吉の家臣滝川忠征へ宛てられた書状(史料1)がある。この書状には、忠勝の万喜入城に関する政治背景が記されている。そこで本節では、この書状の内容を確認することとしよう。

【史料1】本多忠勝書状(名古屋大学文学部所蔵「滝川文書」千中5一七六頁)

急度申入候、仍先日者、能折節貴所其地ニ御座被成、遙々御肝煎忝候、御肝煎故、拙者存分ニ相澄、上総之國万喜之城被仰付、殊御知行過分ニ被下、其上最前小田原ニ而、御兵糧三千拝領致之、又今度之万喜之城ニて、兵糧千俵拝領仕候、外聞実儀施面目候、可御心安候、加様之儀も、偏御肝煎故与存候、日々可申入候へ共、先以飛脚申上候、何事も追而可申候間、令省略候、恐々謹言、

(天正十八年)
八月七日

本田中務太輔

(多)
忠勝(花押)

滝川彦次郎殿

御宿所

史料1によると、忠勝は滝川忠征の秀吉への取り成しにより、上総万喜城と知行地を与えられたうえ、小田原(神奈川県小田原市)で秀吉から下賜された兵糧三〇〇〇俵に加え、新たに同城に蓄えられていた兵糧一〇〇〇俵、合わせて四〇〇〇俵を賜り、高い名譽を得られたとして、忠征に感謝の旨を記している。

ここから、忠勝の万喜入城は、秀吉の承諾を得てなされたものであったことが確認できるわけであるが、それでは、なぜ忠勝は主君の家康ではなく、秀吉の承諾を得る必要があったのであろうか。

この点に関して、これまでの先行研究では、忠勝たち徳川家臣に対し、秀吉の意向（介入）による知行割がなされた、またはこれを否定して「徳川氏独自の戦略構想」^⑫という視点から、関東移封時の徳川氏の政治立場・領国形成に関して論及されているに過ぎないのが大方である。ただ根岸茂夫氏が、徳川氏が「成立直後の豊臣統一政権を支える最大のお大名」であり、上級家臣団の支城配置に関して「豊臣氏の東国支配を貫徹する前線基地」と「新領国内の内に対する治安維持」という内外の対応から言及していることは^⑬、この点を検討するうえでの手がかりとなる。これをふまえると、忠勝の上総万喜入城に関しては、豊臣政権の東国政策における徳川氏の政治的立場・役割、そして東国統治構想と態様を視野におき、そのうえで、中世東国社会における上総国の地理的位置をふまえて考えていかなければならないであろう。

そこで、以下では、この忠勝の上総万喜入城の政治背景を豊臣政権の東国政策・統治と中世東国社会における上総国の地理的位置から検討し、その意義に関して考えてみよう。

二 豊臣政権の東国政策における徳川氏

まず本節では、豊臣政権の東国政策における徳川氏の政治的立場・役割に関して、把握しておこう。

近年、豊臣政権の東国政策は、藤木久志氏の惣無事令論の再検討を目的として、政治過程の見直しから、竹井英文氏により、多くの研究が積み重ねられている^⑭。竹井氏によると、豊臣政権の東国政策は、織田権力の関東仕置に伴う惣無事（信長如御在世之時候各惣無事）秩序の維持・回復を前提に、当時の東国の政治・社会情勢に対応して実施された惣無事として質的・段階的に変化して展開したとされる。

では、この豊臣政権による東国政策のなかで徳川氏は如何なる政治的立場にあり、役割を務めたのであろうか。これまでの先行研究によれば、織田権力の関東仕置後の政情下、徳川家康は「関東惣無事」を独自に進めており、豊臣政権は徳川氏従属後、改めて委任することで、「関東・奥西国惣無事」として展開したとする。確かに織田権力の関東仕置後の政情下、家康が「関東惣無事」をおこなっていたことは、筆者も以前に確認したことがあり、⁽¹⁶⁾間違いない。だが、直線的に家康による「関東惣無事」の実績をふまえ、豊臣権力より委任されて展開したわけではない。例えば、天正十四年（一五八六）一月に家康が羽柴秀吉と講和、その後五月に秀吉の妹旭姫との婚姻を受けて、北関東・南奥羽大名・国衆たちに発給された次の同月二十五日付け秀吉朱印状（史料2）に注目しよう。

【史料2】羽柴秀吉朱印状（「白河結城文書」愛12一二四二）

佐野事無異儀之段尤候、自然之儀入魂専一候、家康事種々縁辺等之儀迄令懇望候条、誓紙・人質以下堅相ト令赦免候、然而関東之儀、近日差越使者、相立境目可属静謐候、若相滞族有之者、急度可申付候条、其間之儀、聊爾之動不可有之段、委細相含山上道牛候、^(長盛)猶増田右衛門尉・石田治部少輔可申候也、^(三政)

（天正十四年）
五月廿五日

（秀吉朱印）

白川七郎とのへ^(義親)

史料2は、家康「赦免」を受け、秀吉が関東に近日使者を派遣して、境目裁定をおこなう意向を示し、その間の停戦を命じたものである。このため栗野俊之氏は、本文書を「関東停戦令」と位置づける。⁽¹⁷⁾ここで注目したいのは、家康「赦免」を受けて、秀吉が主体的に関東への境目裁定をおこなう意向を示し、停戦を命じていることである。これは、それまで「関東惣無事」に参与してきた家康の政治的立場・役割を解消し、秀吉が家康に代わり主体的に「関東惣無事」を実施する政治的立場を示したと考えることができる。とすると、家康は織田権力の関東仕置後の政情下に

おける政治的立場を維持しているわけではなく、豊臣権力への従属に伴いその政治的立場・役割は変化したことが想定される。

そこで豊臣政権下での家康の東国政策（関東・奥両国惣無事）への関与事例に関してみていくと、まず外交交渉相手が相模北条氏、出羽伊達氏、出羽最上氏に限られることが特徴としてあげられる。家康は、彼らとはいずれも同盟関係、またはそれ以前から外交関係を保持しているのので、豊臣政権はこの関係を活用したと評価できる。

そこで、次に活動内容をみていくと、北条氏には秀吉への出仕を促し（『鰐淵寺文書』『小田原市史』資料編原始・古代・中世七・一三号、以下『小田原市史』資料編原始・古代・中世からの史料引用は小田原と略す）、その政治的帰結が天正十六年閏五月に「相州と上方御無事と」のひ候由候（『家忠日記』同月十日条）へと至り、また秀吉はこの事態を「御赦免」（『潮田文書』小田原七二〇）と記していることから、その任務事項は同氏の従属である。これは、北条氏が徳川氏と同盟を締結している関係のうえ、ともに豊臣権力と敵対していたので、徳川氏が自身の従属に伴い政情解決を責任として追わされた務め（役割）といえる。¹⁹

また伊達・最上両氏たち南奥羽大名・国衆に対しては、羽柴家奉行人富田一白が取次として主要な外交交渉に携わっている。²⁰これをふまえたうえで、徳川氏の関与を、次の（天正十六年）十月六日付け徳川家康書状（史料3）から考えよう。

【史料3】徳川家康書状（伊達家文書）『大日本古文書 伊達家文書』三九二号文書、傍線は筆者による

其表惣無事之儀、家康可申嘸旨、從（最上）殿下被仰下候間、御請申、則以使者、和与之儀可申嘸由存候処、早速御無事之由、尤可然儀候、殊義光之儀、御骨肉之事候間、弥向後互御入魂専要候、将亦羽折一、無上茶三斤進之候、委細玄越口上相合候、恐々謹言、

(天正十六年)
十月廿六日

伊達(政宗)左京大夫殿

(徳川)
家康(花押)

史料3は、伊達・最上両氏を主軸とした南奥地域の戦争に対する和平を扱った家康書状であるが、注目したいのは傍線部である。傍線部によると、家康は「其表惣無事之儀」を秀吉より仰せ付けられたので、伊達・最上両氏の和睦に携わろうとしたと記している。つまり、ここでの家康の活動は秀吉よりの指令を受けておこなわれているのである。このことは豊臣政権の東国政策への徳川氏の関与は、万事が家康に委託されているという形で展開したのでなく、秀吉が東国政策を進めるなかで徳川氏の助力が必要と判断した事案のみになされたといえる。これは、竹井英文氏が再検討された出羽大宝寺領をめぐる「庄内問題」⁽²¹⁾ に関してもあてはまる。家康が当事者の最上義光に遣わした(天正十六年)三月九日付け書状『書上古文書』新訂家康上七(一六頁)によれば、富田一白よりの同伴に対する秀吉の意向の通知を受けて、この問題に携わっているのである。無論、この背景には徳川氏がこれまで構築してきた最上氏との外交関係が前提にあるわけであり、富田一白が家康に通知してきたことはこの政治問題の解決に徳川氏の助力を必要としたことが考えられる。

以上からみえてくる豊臣政権の東国政策への徳川氏の関与は、権力中枢政務に携わる行為としてなされたのではなく、その政策遂行のための状況整備・助勢として、これまでに構築してきた外交関係と軍事力を期待され、必要とされた時に求められたものであるといえる。これは平野明夫氏が「未征服地域の攻撃の軍事的先鋒」と評した態様⁽²²⁾、丸島和洋氏が「服属大名の自主的外交権を一時的に安堵すること、政権側が非服属地域の経略に活用したもの」とする見解⁽²³⁾と同意である。従って豊臣政権の東国政策に支障が生じてしまった場合、軍事的解決への協力に応じ、また制圧地域の統治に尽力する役割・責任を求められた。関東移封、その後続く奥羽仕置での徳川氏の活動は、この役

割・責任に基づきおこなわれたものと評価できる。

以上の検討結果をふまえると、秀吉が徳川氏を関東へ移封させたのは、小田原合戦が終結したばかりの関東地方と、いまだに臨戦状況にある奥羽地方に対する、この役割・責任に応じた徳川氏の立場と徳川関東領国を豊臣政権の東国統治の要とする統治構想に基づく政治処置であったといえる。これにより、本多忠勝の上総万喜入城も、まずはこの豊臣政権の東国統治構想と徳川氏の役割・責任に基づきなされた政治処置と、とらえることができるのである。

三 豊臣政権の鎌倉管轄・支配と徳川関東領国

次に本節では、豊臣政権の東国統治における相模国鎌倉(神奈川県鎌倉市)の位置に関して考えたい。周知のように、鎌倉は中世東国社会において武家権力と関わりの深い枢要な政治都市であり、豊臣政権も鎌倉の管轄・支配に携わったことが知られる⁽²⁴⁾。しかし、十分な検討はなされていない。また鎌倉管轄・支配の問題は、それまでの武家権力同様に上総支配の重要性(後述)に関して考えるうえで、検討からはずすことができない。そこで以下、検討する。

天正十八年(一五九〇)二月、羽柴秀吉は関東へ徳川家康たち諸大名を侵攻させ、三月には自身も出陣し、相模北条氏の本城小田原城とともに領国下諸城の攻略を進める⁽²⁵⁾。そのなか秀吉は、浅野長吉の指揮下に配されていた本多忠勝たちの軍勢が、四月二十日に北条氏の支城である相模玉縄城(神奈川県鎌倉市)を攻略すると、薩摩島津氏へ鉄砲薬一〇〇斤献上の御礼とともに戦況報告につき、次の朱印状(史料4)を遣わした。

【史料4】羽柴秀吉朱印状(「島津家文書」小田原八一八、宛所は欠)

就関東御動座、為見舞、鉄砲薬百斤到来、遠路之懇志悦思食候、抑小田原面事、二町三町間二取巻、堀を掘、土

塁を築、塹柵重々被仰付候、海上者兵船数千艘浮置之、一人も不拔出様候、八州之物主共悉籠居候間、干殺二可被仰付候、来月朔日鎌倉為見物可被成御出候、彼近所二有之玉縄城、此方へ相渡、物主北条左衛門大夫走入、命之儀御侘言申候間、相助、家康(徳川)へ被遣候、即右地へ相移、関東之城々悉請、此方之人数可被入置候、尚増田右衛門尉可申候也、

○(天正十八年)
卯月廿三日

○(秀吉朱印)

ここで注目したいのは、秀吉が「来月朔日鎌倉為見物可被成御出候、(中略)即右地へ相移、関東之城々悉請」とあるように、翌五月一日に鎌倉見物の計画、そして玉縄城を拠点に関東の諸城を請取る意志を示していることである。玉縄城は、扇谷上杉氏の時代にその存在は確認でき、『石川忠総留書』『北区史』資料編中世2六三号史料)、永正九年(一五二二)に伊勢宗瑞が鎌倉・三浦郡に対する押さえとして修築し、以後、北条氏の相模国東郡の支配拠点であった。秀吉は、この玉縄城攻略を鎌倉が自身の勢力下に属した事象として扱い、さらには同城を関東平定の拠点として位置づけているのである。すなわち豊臣政権にとって、玉縄城を占拠することは、中世東国社会における重要な政治都市鎌倉を押さえることに繋がり、そしてこれは豊臣政権による東国統治の樹立を示したといえよう。

さらに、同月二十七日までに浅野長吉の率いる軍勢が武蔵江戸城を接收すると(浅野家文書)小田原八二六)、秀吉は史料5の朱印状を改めて浅野長吉・木村一へ遣わしている。

【史料5】羽柴秀吉朱印状(富岡文書)小田原八三七)

江戸城俵物改之注文披見候、城中掃除以下申付、御座所拵、玉縄二ハ瀬多掃部助(田正忠)・生駒主殿正を置候て、其城二ハ松下石見守(之綱)・古田織部召寄可入置候、河越城羽柴筑前守請取候、一左右次第相越、彼城兵糧・武具等、入念可改置候、則鉢形城へ可相動候、不可有由断候、次制札事、如申越百枚遣之候、猶山中橋内可申候也、

(天正十八年)
五月三日

(秀吉朱印)

浅野弾正少弼とのへ

木村常陸介とのへ

史料5によると、秀吉は江戸城の俵物(兵糧)改めの報告を受け、同城中の掃除を申し付け、御座所の建造を指示し、玉縄城には瀬田正忠・生駒忠清、江戸城には松下之綱・古田重然を配置することを記している。ここから、秀吉はこの段階において江戸城に自身の御座所を築き、玉縄城同様に扱おうとしていたことが確認できる。⁽²⁶⁾このことは同時に、玉縄城も秀吉の御座所としてあったといえる。これにより、豊臣政権にとって玉縄城占拠によってもたらされた鎌倉の管轄が、東国統治において重要であったことが改めて指摘できる。

この豊臣政権の東国統治構想上における鎌倉の政治的重要性に注目すると、安房里見氏が上総国の小田喜領や佐貫領・久留里領などの支配領域を没収されたこととの関わりがみえてくる。⁽²⁷⁾里見氏は、天正初年より北条氏とは「房相一和」にあつたが、⁽²⁸⁾小田原合戦が開始されると、豊臣方として北条領国へ侵攻する。

里見義康は相模国三浦郡を攻撃した際、長沢村・野日村・津久井村(いずれも神奈川県横須賀市)へ軍勢の乱妨狼藉を禁じた制札を発給している(『相州文書』所収三浦郡下山口村民忠蔵所蔵文書)。「最宝寺文書」「高木角次所蔵文書」、千四九〇頁、八五二頁、八五七頁)。注目したいのは、これらの制札に「鎌倉御再興御為二候間」と記されていることである。義康が同月一日に「年来奉補佐上者、世上之依模様 上意様御座所并御知行方涯分可走回候」(『喜連川文書』千四三四六頁)、また同十八日に「先日被仰出候小弓御本意之儀、涯分可奉馳走候」(『喜連川文書』千中4三三三頁)と小弓公方家臣佐野為綱に足利頼淳・国朝父子への披露状を記していることを考え併せると、既に指摘されていることであるが、里見氏は小田原合戦を機に庇護する足利頼淳・国朝父子のもと「鎌倉御再興」を図っていたことが、改めて確

認でできる。

里見氏は、このように小弓公方を鎌倉に据え、そのもとで安房・上総両国にわたる領国の領有を保証されることを望み、四月下旬には秀吉のもとへ参陣したようであるが、秀吉は里見氏に本国である安房国のみを安堵するだけで、上総国における小田喜領や佐貫領・久留里領などの支配領域を没収した〔西門院文書〕千五三六七頁〕。この政治背景に関して、小田原合戦における里見氏の「鎌倉御再興」という固有の名聞を掲げての軍事行動が私戦禁止令である物無事令に抵触したことが、主要な要因としてあげられている。⁽²⁹⁾しかし、里見氏が秀吉のもとへ参陣した四月下旬という時期に注目すると、史料4との関わりが指摘できよう。すなわち、これまでに見てきたように、豊臣政権はこの時に鎌倉支配の拠点として相模玉縄城を占拠しており、さらには同城を秀吉の御座所として東国統治を構想しているのである。これにより、その政治要因として、「鎌倉御再興」という固有の名聞を掲げての軍事行動が、豊臣政権による鎌倉の掌握、そしてこれに伴う東国統治構想に抵触したことがあげられる。⁽³⁰⁾同時に豊臣政権は、この頃、上総国小田喜(千葉県大多喜町)にいたと推察される小弓公方足利頼淳・国朝父子が、この里見氏の軍事行動を経て鎌倉へ帰座する事態に対して備えることも、東国統治を進めるうえで必要となった。このため、この後に小弓公方家臣が滞在する上総小田喜衆の相模国三浦郡への渡海が禁じられ、そして最終的には上総国の支配領域を没収するという事態へと至ったのである(〔西門院文書〕千五三六七頁)。

このように、里見氏の上総国における支配領域の没収という仕置は、この時の豊臣政権の東国統治構想上における鎌倉の掌握に起因した政治処置であったと考えられる。

この後、七月十五日、小田原開城を受けて、旧北条領国のうち伊豆・相模・武蔵・上野各国、下総・下野両国の一部と上総一国は徳川関東領国に編成されることが正式に決められ、⁽³²⁾そして家康は江戸へ入部する。では、豊臣政権に

よる関東仕置を経て徳川関東領国が形成・展開するなか、鎌倉は如何なる状況へとおかれたのであろうか。

小田原開城後、秀吉は下野国宇都宮へ向かうが、小田原から鎌倉への移動中の七月十七日に奉行人早川長政・片桐直倫（のちの且元）を通じて、三浦（神奈川県横須賀市）・小机（同横浜市）・鎌倉地下人中に対し鶴岡八幡宮（同鎌倉市）造営の意向を伝え、帰陣して作事を実施するまでの間、仮葺きに従事するよう命じている（『相州文書』所収鶴岡八幡宮文書）『改訂新編相州文書』一三〇号文書、以下『改訂新編相州文書』からの史料引用は相州と略す。そして、同月二十三日には徳川家臣高力清長・成瀬国次へ早川長政・片桐直倫両人は次の指示をおこなう（史料6）。

【史料6】羽柴家奉行人連署書状写（『相州文書』所収帰源院文書）相州一一〇二）

猶以四ヶ所当知之外ハ、能々相改、兩人判仕進之候、

先度鎌倉ニ而被^{（平出）}仰出候八幡領・建長寺・円覚寺・松岡四ヶ所之儀、如前々当知之分、惣国御檢地被 仰付候間、本之田地無相違、可被下旨、御錠候、此等趣、自兩人可申上旨候、尤參可得御意儀候へ共、俄奥へ御使二罷越候条、如此候、可然様御取成頼存候、恐々謹言、

（天正十八年）
七月廿三日

片桐市正^{（直倫）}
（長政）
早川主馬正

高力河内守殿^{（清長）}
成瀬伊賀守殿^{（国次）}

御中

史料6によると、秀吉は徳川氏に対し、鶴岡八幡宮・建長寺・円覚寺・東慶寺（いずれも神奈川県鎌倉市）の四寺社の当知行分を、「惣国御檢地」のうえ、安堵するよう指示したことが確認できる。そして、この史料6を受け、発給

されたのが次の高力清長書状(史料7)である。

【史料7】高力清長書状写(『相州文書』所収帰源院文書)相州一一〇三)

鎌倉八幡領并建長寺・円覚寺・松岡之儀ニ付而、御状・同指出給候、則拙者江戸へ罷越、具家康(徳川)へ令申候処ニ、
御詮(合議)之旨、相違不可有之由、伊奈熊三(忠次)ニ則被申付候、彼御房我々懇比ニ引合申候間、可御心安候、恐々謹言、

(天正十八年)
七月廿六日

高力河内守

清長判

片桐市正殿
(直倫)

早川主馬正殿
(長政)

御報

これにより、高力清長は史料6の秀吉の鶴岡八幡宮・建長寺・円覚寺・東慶寺の四寺社への当知行安堵の指示とそれに関わる指出を受けて、江戸にいた家康へこの旨を伝え、その結果、家康より秀吉の指示の通りに実施するよう、代官伊奈忠次へ命じられたことがわかる。

そして八月二十二日、帰洛上にあつた秀吉より鶴岡八幡宮社家・神人中には帰洛したら造営を命じる旨の朱印状(『相州文書』所収鶴岡八幡宮文書)相州一三二)が発給されるとともに、建長寺・円覚寺・東慶寺へは寺領の当知行安堵、「国並検地」に伴う出分保証などがなされている(『円覚寺文書』『鎌倉市史』資料編第二一三九一号文書、「建長寺文書」『東慶寺文書』『鎌倉市史』資料編第三・第四一二八、三三四号文書)。また、祐筆山中長俊より伊奈忠次へは鶴岡八幡宮・建長寺・円覚寺・東慶寺四寺社領への上述の秀吉の安堵がなされたことを受け、最前の指示の通り当知行分・検地出米ともに打渡すよう意向が伝えられている(『相州文書』所収帰源院文書)相州一一〇四)。

このように、鎌倉は徳川氏が関東移封され、その結果、相模国が同氏の領国（惣国）となっても、豊臣政権が鎌倉寺社領の宛行や鶴岡八幡宮の造営に携わる管轄地としてあったことが確認できる。これは、鶴岡八幡宮が源頼朝以来関東を支配する武家権力が鎮守してきた守護神であり、その造営がなされていた事実と、また鶴岡八幡宮を含め当知行を安堵された寺社がいずれも鎌倉における代々の武家権力が帰依・保護し、政治的にも関わりを有した有力寺社であることをふまえると、小田原合戦の展開により変更はあったとはいえ、豊臣政権による中世東国社会における枢要な政治都市鎌倉を押さえ、東国統治に携わるという構想は依然として継続していたといえよう。

この豊臣政権による鎌倉管轄・支配をふまえると、上総一国を政治的・軍事的に押さえること、特に江戸湾の制海権掌握は徳川関東領国の安定という問題だけでなく、豊臣政権としても鎌倉を管轄・支配して、東国統治を続けていくうえで重要であった。ここにまた、本多忠勝の上総万喜入城の政治背景と意義には、この豊臣政権による鎌倉管轄・支配との関わりが考えられるのである。

四 本多忠勝の上総万喜入城の政治背景と意義

本節では、第二・三節で検討した豊臣政権下の徳川氏の政治的立場・役割、豊臣政権による鎌倉管轄・支配をふまえて、本多忠勝の上総万喜入城の政治背景と意義を、中世東国社会における上総国の地理的位置より検討する。

まず、上総万喜城を押さえることの意義から考えよう。小田原合戦時まで、万喜城を本拠に伊南庄を領域として支配していたのは、万喜土岐氏であった〔毛利家文書〕千五四四一～四四四頁³³。万喜土岐氏は、美濃土岐氏の一流で、はじめ安房里見氏に属していたが、のち相模北条氏に従属する国衆としてあり、その支配領域は里見領国と接する北

条領国における上総地域の最前線に位置していた。万喜土岐氏自身は小田原合戦により没落するが、当時の北条氏の勢力圏(惣「国家」)をふまえると、万喜城を押さえることは何よりも、北条領国としての上総国の支配領域を継承すること、そして同時に上総国の支配領域を没収された里見氏への備えを意図するものであったといえる。

では、なぜ羽柴秀吉は徳川氏に上総国を与え、万喜城には忠勝を入れるのを承諾したのであるうか。まずこの政治背景に関して、中世の上総国の地理的位置を江戸湾の水上交通・流通との関わりから考えてみたい。

中世において、江戸湾を介し房総地域が相模・武蔵両国の「向地」として水上交通・流通が盛んであったことは、多くの研究が指摘するところであり、その水上交通・流通の拠点として、武蔵国六浦(神奈川県横浜市)、同神奈川(同前)、十四世紀後半から江戸湾の水上交通・流通の拠点として繁栄をみせた武蔵国品川湊(東京都品川区)、房総地域を代表する湊である上総国富津湊(千葉県富津市)、湊町の木更津(同木更津市)や天神山(同富津市)などが知られている。このうち六浦―富津間では交流・交易が盛んにおこなわれ、この制海権を握るため東国の武家権力である鎌倉幕府・鎌倉府関係者は上総国の支配を重要視していた。³⁵⁾

また、享徳の乱時には、武蔵・相模両国に対する房総側の玄関口に位置する上総国は、古河公方足利成氏方にとって常陸川水系に連なる古河(茨城県古河市)―千葉氏の本拠佐倉(千葉県酒々井町)を維持するために重要視され、成氏の重臣武田信長が入部したとされる。³⁶⁾特に西上総地域には、永禄年間(一五五八―七〇)においても古河公方領が確認され(「喜連川文書」千四三四五頁)³⁷⁾、そして一時期、古河公方足利義氏は上総国佐貫(千葉県富津市)に移座したことが知られる。³⁸⁾さらに、この江戸湾の制海権の獲得をめぐり、相模北条氏と安房里見氏との間ではたびたび戦争がおこなわれ、北条氏は里見氏により領国下の江戸湾湊地域(「妙国寺文書」千四五六二頁)や鎌倉周辺(「相州文書」所収明月院文書」千四八八〇頁)を攻撃されることのあることが確認される。³⁹⁾

このように鎌倉幕府・鎌倉府・北条氏という相模・武蔵両国を政治的本拠とする武家権力や戦国大名、また古河公方にとつて、上総国を支配することは、江戸湾の制海権を確保するに止まらず、その権力基盤を安定させることをも意味していた。

秀吉は、天正十八年（二五九〇）五月に浅野長吉・木村一が率いる諸勢に下総・上総両国にわたる北条方の諸城を攻略させるや、上総国を下総・常陸・下野三国とともに浅野・木村両名による「代官所」として管理させ（見徳寺文書「千九六一頁」）、小田原合戦後は関東仕置により、上総国を徳川関東領国に編成した。しかし江戸湾の制海権を確保することと、上総国の支配領域を没収された里見氏（特に没収にあった「上総衆」における万一の事態に備え、上総国の最前線に位置する領域を担当する人事配置には、豊臣政権の東国統治との関わりから、秀吉の承認が必要とされたのであろう。本多忠勝の万喜入城は、このような政治過程を経てなされたのである。

とすると、これを川田貞夫氏たちがいわれる秀吉の意向（介入）による「有力家臣団解体」と評価することができるのであろうか。そもそも忠勝のような両属的立場を持つ重臣の存在は、戦国大名や織田・豊臣両権力においてみられる事象であり、戦国大名や織田・豊臣両権力は彼らとの繋がりを持たせ・機能させることにより、従属大名・国衆「国家」との有益な関係を維持し、統治を展開していた。⁴⁰従って本多忠勝の上総万喜入城は、秀吉の意向（介入）による「有力家臣団解体」という観点のみを強調して検討することには再考が必要であり、むしろその活用から重視すべきであろう。

以上の江戸湾の水上交通・流通をふまえた上総国の地理的位置を視野におき、これまでの考察を併せると、秀吉が里見氏の上総国領有を認めず、徳川氏へ与え、忠勝を万喜城に配置することを承認した政治背景には、江戸を拠点に形成された徳川関東領国の政治的安定と併せて、豊臣政権が管轄していた政治都市鎌倉の確保との関連があげられる。

鎌倉を管轄地としていた豊臣政権にとっても江戸湾の制海権確保、上総国を掌握することは、徳川関東領国の存立保証にとどまらない東国統治を展開していくうえで必須なことであった。従って忠勝の万喜入城の意義は、このような上総国の地理的位置をふまえた豊臣政権の東国統治展開のための政治対応にあったといえることができる。

おわりに―徳川関東領国の性格と展開―

以上、本章では、本多忠勝の上総万喜入城の政治背景と意義に関して、豊臣政権下の徳川氏の東国政策・統治における政治的立場・役割、政権による鎌倉支配、そして上総国の地理的位置から、推測を重ねながら検討を試みた。

この結果、本多忠勝の上総万喜入城は、中世東国社会における上総国の地理的位置をふまえて、豊臣政権下の徳川氏の政治的立場・役割、そして政権による鎌倉管轄・支配に基づいた東国統治構想という政治背景と併せて、実現したものであったことを指摘した。この検討結果から徳川関東領国は、豊臣政権の東国統治構想に規定されて形成された領国であったことが理解できよう。無論、この検討結果は本多忠勝の上総万喜入城の政治背景と意義を分析した一結果であり、ほかに同じように羽柴秀吉の意向(介入)により上野箕輪城に配置された井伊直政、上野館林城に配置された榊原康政に関しても検討が必要であるが、彼らの配置に関しても、政権による奥羽統治・東山道掌握との関わりから理解できるので、大方の差異はないと想定する。

では、その後に徳川関東領国は如何に展開していったのであろうか。この性格をふまえてつづつ展望してみよう。

関東移封以降、徳川氏は、豊臣政権の奥羽仕置に対して勃発した陸奥葛西・大崎一揆の鎮圧に伴う出陣とその際に「別心」の嫌疑をかけられた伊達政宗への政治対応などに追われた。従って依然として徳川氏は戦時態勢の継続下に

あり、「はじめに」でみた奥州政情との関わりから「又国替之沙汰候」との噂が立つ事態はこのことを示している。この噂の背景には、「奥州無事」(『家忠日記』天正十九年正月十一日条)に伴う同十九年閏一月から二月初旬にわたる政宗の上洛と所領処理が起因していると想定され、このように領国支配は政情の展開との関わりがみられるのである。

そして、この奥州政情の一幕(『奥州無事』)とともに、豊臣政権は鎌倉管轄から手を引き、同地の支配は徳川氏に委ねられていく。このことは、特に増田長盛たち奉行人による主導のもと造営のための指図(『鶴岡八幡宮文書』『鎌倉市史』史料編第一―三九号文書)が作成されていたにも拘わらず、鶴岡八幡宮の造営事業が、五月になると徳川家康の「外聞」を重んじ秀吉より徳川氏に委ねられていることに、端的にみて取れよう(『相州文書』所収鶴岡八幡宮文書「相州一三三・一三三」)。また、同月には武蔵・相模両国などの直接支配領域では直臣たちへの家康の知行宛行状が発給され、同十一月には鎌倉神社を含め各地の神社へ家康の寄進状が発給されるように、領国支配の展開が確認される。このように徳川氏は、豊臣政権による天下一統を維持するための奉公(具体的には奥州政情の解決など)に従事することにより、地位と「国家」支配の自律性を確保し、そのもとで領国支配を実施したのである。また、これにより徳川氏への鎌倉支配の譲与に関していえば、奥州政情の解決に尽力したことによる恩賞であったともいえる。

このような徳川関東領国に関わる政情のなかで、本多忠勝も上総万喜城から小田喜城(のち大多喜城)へ拠点を移転する。その時期に関する直接的な手がかりはないが、天正十九年正月より西上総地域への検地が開始され、また忠勝の与力の立場から勝浦城(千葉県勝浦市)に配置された植村泰忠による初政として、同年二月三十日に管轄領域内の市を勝浦城下へ集中させる判物(『覚翁寺文書』『勝浦市史』資料編中世二八八号文書)の発給がみられるので、遅くともこの頃までにはなされていたのではなからうか。なお、忠勝は文禄四年(一五九五)九月二十五日に東漸寺了学へ良玄寺(千葉県大多喜町)建立までに際し、一〇〇石の蔵米を宛行っているが(『良玄寺文書』『千葉県史料』中世篇諸家文書一八

九号文書)、その際に使用された花押はこれまで使用していたものとは異なり、以後はこの花押を用いていく。この政治背景を考えるに、忠勝の大多喜への移拠が関係している。この後、忠勝の大多喜城を本拠とする支配領域(大多喜領)は、文禄年間(一五九二―九六)の上総国における領国検地からも別域とされたことに示されるように、独自の裁量に基づく自律的な領域支配を前提に展開していく。

このように徳川氏は、豊臣大名として関東領国の態様を政権の統治構想に規定されつつも、本城・各支城それぞれで構成される領域支配を基に総体的な「国家」統治を展開して、天下一統維持のための奉公に努め、有力大名としての勢威を確保していったのである。

註

- (1) 本章では、この小田原合戦を経た豊臣政権による関東地域の統治的措置を「関東仕置」とする。
- (2) ここでは先駆的な研究として、北島正元『江戸幕府の権力構造』(岩波書店、一九六五年)、藤野保『新訂幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)をあげるに止める。
- (3) 川田貞夫「徳川家康の関東転封に関する諸問題」(小和田哲男編『戦国大名論集12 徳川氏の研究』、吉川弘文館、一九八三年所収。初出一九六二年)。以下、本章での川田氏の見解は同論文による。
- (4) 市村高男「関東における徳川領国の形成と上野支配の特質」(『群馬県史研究』三〇、一九八九年)。
- (5) 平野明夫①「豊臣政権下の徳川氏」(同『徳川権力の形成と発展』、岩田書院、二〇〇六年所収。初出二〇〇三年改稿)、②「関東領有期徳川氏家臣と豊臣政権」(佐藤博信編『中世東国の政治構造 中世東国論上』、岩田書院、二〇〇七年)。
- (6) 小林清治『奥羽仕置と豊臣政権』(吉川弘文館、二〇〇三年)。なお、以下の本章における、豊臣政権の下野国宇都宮

(栃木県宇都宮市)、陸奥国会津(福島県会津若松市)への進軍、天正十八年～十九年にわたる奥羽仕置の政治過程に関しては、同書の成果による。

- (7) 佐藤貴浩「徳川氏の関東入国と奥州の動搖」(久保田昌希編『松平家忠日記と戦国社会』、岩田書院、二〇一一年)。
- (8) 『家忠日記』は、竹内理三編『増補史料大成 家忠日記』(臨川書店、一九八一年)による。
- (9) 本章の主要論旨は、既に拙稿「本多忠勝の上総万喜入城」(『房総及房総人』八四九、二〇〇六年)で述べたが、同稿では掲載誌の性格により、論拠まで示せなかった。そこで、本章で改めて検討を試みる。
- (10) 『寛永諸家系図伝』(続群書類従完成会、一九八五年)が記す「秀吉、大権現(徳川家康)に請ふて忠勝に宍南の城をまもらしめ、上総・下総兩國を鎮」とは、このことを示すのであろう。
- (11) ほかに上野箕輪城(群馬県高崎市)に配置された井伊直政、上野館林城(同館林市)に配置された榊原康政があげられる。なお川田氏は、註(3)論文で大久保忠世・鳥居元忠に関しても同様の存在とするが、既に市村註(4)論文、平野註(5)②論文が指摘するように、筆者も当時の徳川家中における三人の立場・活動から秀吉の指示・承認により知行割・配置がなされたのは、本多忠勝・井伊直政・榊原康政の三人と考える。
- (12) 和泉清司「関東入国時における徳川氏の領国形成」(同『徳川幕府成立過程の基礎的研究』、文献出版、一九九五年所収。初出一九八三年)。
- (13) 根岸茂夫「初期徳川氏の知行宛行と大番衆」(同『近世武家社会の形成と構造』、吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (14) 藤本久志「大名の平和と惣無事令」(同『豊臣平和令と戦国社会』、東京大学出版会、一九八五年)。
- (15) 竹井英文『織豊政権と東国社会——惣無事令論を越えて——』(吉川弘文館、二〇一二年)。
- (16) 拙稿「織田政権の関東仕置——滝川一益の政治的役割を通じて——」(『白山史学』三七、二〇〇一年、改稿のうえで第一

- 部第三章に所収)。また、近年の成果に佐々木倫朗「東国「惣無事」令の初令について―徳川家康の「惣無事」と羽柴秀吉―」(『荒川善夫・佐藤博信・松本一夫編『中世下野の権力と社会 中世東国論③』、岩田書院、二〇〇九年)がある。
- (17) 粟野俊之「東国「惣無事」令の基礎過程」(同『織豊政権と東国大名』、吉川弘文館、二〇〇一年所収。初出一九九三年)。
- (18) この政治過程に関しては、斎藤慎一『戦国時代の終焉―「北条の夢」と秀吉の天下統一―』(中央公論新社(中公新書)、二〇〇五年)、黒田基樹『中世武士選書8 戦国北条氏五代』(戎光祥出版、二〇一二年。原盤は二〇〇五年)などを参照されたい。
- (19) なお片山正彦「天正後期秀吉・家康の政治的関係と「取次」」(『日本歴史』七二二、二〇〇八年)は、同時期の家康の政治的立場を豊臣権力・北条氏の力量を見計らったうえで「中立」を保っていたとし、見解を異にする。
- (20) 富田一白の活動に関しては、粟野 前掲註17)論文、戸谷穂高「天正・文禄期の豊臣政権における浅野長吉」(『遙かなる中世』二一、二〇〇六年)による。
- (21) 竹井英文「出羽国「庄内問題」再考」(竹井註15)著書所収。初出二〇一〇年。
- (22) 平野 註(5)①論文。
- (23) 丸島和洋「戦国大名武田氏権力の特質と構造」(同『戦国大名武田氏の権力構造』、思文閣出版、二〇一一年)。
- (24) 曾根勇二「秀吉政権の東国侵攻」(同『近世国家の形成と戦争体制』、校倉書房、二〇〇四年所収。初出一九九六年)。
- (25) 以下の浅野長吉が率いる軍勢の侵攻過程、北条方諸城の攻略時期に関しては、黒田基樹執筆「第三編第六章第一節 小田原合戦と家康入国」(『千葉県の歴史』通史編 中世、千葉県、二〇〇七年。のち「小田原合戦と房総」と改題して、同『戦国の房総と北条氏』、岩田書院、二〇〇八年所収)、戸谷穂高「小田原合戦と葛西」(葛飾区郷土と天文の博物館編

『関東戦乱―戦国を駆け抜けた葛西城―』、二〇〇七年)による。

- (26) このことをふまえたときに興味深いのは、同年七月頃に発給されたと考えられる某書状(「浅野家文書」『大日本古文書 浅野家文書』五四号文書)にみられる「一、家康を江戸まで被召連、江戸之御普請可被仰付之由、御誕被成候事」との記述である。周知の通り、家康はこの後江戸に入部するが、この記述からこれも豊臣政権の東国統治構想に基づくものであったことが改めて確認できる。

- (27) 豊臣政権による里見領国上総没収の詳細な過程に関しては、市村高男「豊臣政権と房総―里見分国上総没収をめぐる―」(『千葉県史研究』二一、一九九四年)に依拠した。

- (28) 竹井英文「「房相一和」と戦国期東国社会」(竹井註(15)著書所収。初出二〇〇七年)。

- (29) 市村註(27)論文ほか。

- (30) この点、齊藤司「中近世移行期の関東について―関東地域論の一素材として―」(『地方史研究』二〇三、一九八六年)での「里見氏の動きに対する豊臣政権の対応が、上総国の没収という形で具現化された」という指摘は、本章との関連で興味深い。

- (31) 滝川恒昭「小弓公方家臣・上総逸見氏について―国立国会図書館所蔵「逸見文書」の紹介―」(『中世房総』六、一九九二年)。

- (32) 宇高良哲「徳川家康の関東移封時期に関する一考察」(『法然学会論叢』二一、一九七八年)。

- (33) 万喜土岐氏に関しては、滝川恒昭執筆「第四章第三節 戦国時代」(『夷隅町史』通史編、夷隅町、二〇〇四年)、黒田基樹執筆「第三編第二章第三節 上総の国衆の動向」(『千葉県の歴史』通史編 中世、千葉県、二〇〇七年)による。

- (34) ここでは、滝川恒昭執筆「第三編第三章第三節 江戸湾をめぐる世界」(『千葉県の歴史』通史編 中世、千葉県、二

〇〇七年)をあげるに止める。

- (35) 市村高男「中世東国における房総の位置―地域の構造論視点からの概観―」(『千葉史学』二二、一九九二年)。
- (36) 久保賢司「享徳の乱における古河公方方の戦略配置と御旗」(『泉石』四、一九九八年)。
- (37) 長塚孝「葛西公方府の政治構想」(葛飾区郷土と天文の博物館編『葛西城と古河公方足利義氏』、雄山閣、二〇一〇年)。
- (38) 佐藤博信「足利義氏の御座所について―上総佐貫のこと―」(同『中世東国の支配構造』、思文閣出版、一九八九年所収。初出一九八八年)。
- (39) 佐藤博信「武州品川をめぐる房総諸勢力の動向―品川「妙国寺文書」の禁制をめぐる―」(同『江戸湾をめぐる中世』、思文閣出版、二〇〇〇年所収。初出一九九一年)、滝川恒昭「里見義頼と青岳尼」(『鎌倉』九七、二〇〇三年)。
- (40) 拙稿「徳川領国下の穴山武田氏」(柴辻俊六編『戦国大名武田氏の役と家臣』、岩田書院、二〇一一年)。
- (41) 川名登「上総国における初期徳川検地」(同『戦国近世変革期の研究―房総の武家文書と検地帳から―』、岩田書院、二〇一〇年所収。初出一九八九年)。以下、上総国における検地状況に関しては、同論文による。

第二部 徳川氏の領域支配と家臣・国衆

第一章 徳川氏の駿河河東二郡支配と松井忠次

はじめに

戦国・織豊期大名徳川氏の領国支配を考察するには、領国が前代以来の各領域の態様に規定されて、支配が展開していることより、各領域支配に携わる家臣たちに注目して、検討していく作業が必要である。

これまで徳川氏の家臣研究には、中村孝也『家康の族葉』（講談社、一九六五年）・『家康の臣僚』（人物往来社、一九六八年）や中島次太郎『徳川家臣団の研究』（吉川弘文館、一九七六年）があるが、いずれも家臣の伝記といった性格を越えるものではない。また北島正元『江戸幕府の権力構造』（岩波書店、一九九四年）や和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』（文献出版、一九九六年）は、江戸幕府の権力構造の前提として戦国・織豊期大名としての徳川氏の領国支配全般を考察している。しかし、そこでの考察はのちの江戸幕府を意識した職制に基づく分析であり、戦国・織豊期大名徳川領国下の各領域の支配態様に関して、同時代史料に基づく実態検討としては不十分である。

このような研究状況下において、平野明夫・酒入陽子・本多隆成の三氏は、酒井忠次・石川家成・同康輝（数正）・大須賀康高・本多重次の政治的地位と役割の分析より、関東移封以前の徳川家臣の存在形態および領域支配や奉行人としての活動を検討し、当該期の徳川氏の領国支配の態様に関して、一端を明らかにした^①。しかし徳川氏の領国支配

の態様全般を明らかにするためには、引き続き家臣たちの基礎的検討をふまえて、各領域支配などの活動を検討し続ける作業が依然として求められる。

そこで本章では、先行研究の成果をふまえて、松井忠次(のちに松平姓をもらい、また「康親」を名乗るとされているが、史料名を除き「松井忠次」で統一)の政治的位置と彼が任された駿河河東二郡支配に関して検討したい。なお、本章の対象とする時期の徳川家康は松平元康期も含むが、煩雑をさけるため文書名以外は、「徳川家康」で統一する。

一 松井忠次の基礎的検討

『寛政重修諸家譜』(以下、『寛政譜』と略す)所収の松井忠次の記事によると、松井氏の系譜は不明で、父忠直は松平清康・広忠に仕え、天文十一年(一五四二)四月二十五日に死去したと記されている。父忠直の死去に関しては、「尾州家書付」(騎西松平二〇)では「御当家之御為ニ討死」とみえる。

松井忠次自身に関しても、『寛永諸家系図伝』や『寛政譜』の記述をまとめると、大永元年(一五二二)に三河国幡豆郡相場村(愛知県西尾市)に生まれ、永禄七年(一五六四)に三河東条城(愛知県西尾市)の城代に就任し、この時に忠次は松平姓を与えられたとされる。天正三年(一五七五)、遠江牧野城(静岡県島田市)の城番を務め、家康より受領名周防守と「康」の偏諱を賜わり「周防守康親」となった。そして同十一年六月十七日、駿河三枚橋城(静岡県沼津市)において六三歳で死去した。以上は、『松井家譜』などでもほぼ同内容の記述としてみられる。

これら系譜類の記述に対し、松井忠次は同時代史料上では如何にみられるのであろうか。そこで「松井忠次関連文書一覽」として、表1を作成した。以下、これに基づき検討をおこなう。^②

【表1】松井忠次関連文書一覧

No.	年月日	文書名	宛所	表記	史料名(出典)
1	天文20・12・2	山田景隆等連判状	松平甚太郎(忠茂)殿	松井	勸泉寺所蔵文書(愛10一八一〇)
2	天文20・12・11	今川義元判物	松平甚太郎(忠茂)殿	松井左近尉	勸泉寺所蔵文書(愛10一八一二)
3	天文20・12・11	今川義元判物	松井左近尉とのへ	松井左近尉	勸泉寺所蔵文書(愛10一八一二)
4	弘治2・9・2	今川義元判物	松平亀千代殿	松井左近尉	勸泉寺所蔵文書(愛10二〇二八)
5	弘治2・9・4	今川義元感状	松井左近尉とのへ	松井左近尉	勸泉寺所蔵文書(愛10二〇二二)
6	(永禄3カ)6・6	松平元康起請文	松井左近殿	松井左近	松井家文書(愛11一九)
7	永禄4・6・27	松平元康判物	松井左近殿	松井左近	松井家文書(愛11一三二)
8	永禄4・8・9	松井忠次知行宛行状写	石川大炊之助殿	松井左近將監忠次	松井家文書(愛11一六八)
9	永禄4・11・8	松井忠次等連署状写	用茂参	松井左近忠次	松井家文書(愛11一六九)
10	(永禄4)11・9	松平元康判物	松井左近とのへ	松井左近	松井家文書(愛11一七四)
11	(永禄4カ)12・4	松平元康書状	松井左近とのへ	松井左近	松井家文書(愛11二〇四)
12	永禄5・4・13	松平元康書状	松井左近とのへ	松井左近	譜牒余録(愛11二〇五)
13	永禄5・4・13	松平元康起請文写	松井左近とのへ	松井左近	白心雑話(愛11二四〇)
14	永禄5・8・□	松井忠次知行宛行状写	石川平右衛門(昌時)殿	松井左近將監忠次	松井家文書(愛11二五八)
15	(永禄5カ)11・吉	松平元康書状写	松井左近とのへ	松井左近	松井家文書(愛11三〇〇)
16	永禄6・10・24	松平家康起請文	松平亀千代殿・松井左近とのへ	松井左近	

17	(永禄6)10・24	松平家康書状写	松井左近との	松井左近	松平家文書(愛11三〇一)
18	永禄6・閏12・1	松平家康判物写	松井左近将監とのへ	松井左近将監	松平家文書(愛11三二三)
19	永禄7・□・25	松井忠次寄進状写	慈光寺へ	松井左近忠次	慈光寺文書(愛11四〇七)
20	天正4・3・17	徳川家康判物	松平甚太郎(家忠)殿・同 周防守殿	松平周防守	松平家文書(愛11一九二)
21	天正6・9・28	松平家忠・同忠次連署 寄進状	明眼寺	松平周防守忠次	妙源寺文書(愛11二九九)
22	天正9・3・23	松平家忠・同忠次連署 判物写	都筑助太夫殿	松平周防守忠次	白心雑話(騎西松平五三)
23	天正9・12・20	徳川家康判物	松平周防守殿	松平周防守	松平家文書(愛11一四八七)
24	午(天正10)3・25	松平忠次判物写	山中新三郎殿	忠次	駿河志料沼津駅家所藏文書(静8 一五一六)
25	午(天正10)4・3	松平忠次黒印状	大鏡坊	忠次	村山浅間神社文書(静8一五一九)
26	午(天正10)4・25	松平忠次黒印状写	洲(須)走郷中	忠次	米山文書(静8一五二七)
27	午(天正10)8・19	松平忠次判物写	有井源六殿ほか	忠次	柏木正男氏所藏文書(裾九〇〇)
28	天正11・2・18	徳川家康判物	松平周防守殿	松平周防守	松平家文書(静8一六二三)

表の「年月日」における□は虫損を示す。

表1によると、史料上の初見は、後述の天文二十年の松平甚二郎忠吉(実名「忠吉」は、天文十九年六月十日付け寄進状〔妙源寺文書〕愛10一七三七)より確認できる)の逆心の際であり、それ以前の事績は不明とせざるをえない。また松井忠次の名乗りの変遷に関しては、表1「表記」の項に注目すると、永禄七年から天正四年三月十七日の間に、松井

左近尉・松井左近将監忠次から松平周防守忠次であることがわかる。『寛政譜』では、前掲のように、永禄七年に松井忠次は東条城代に就任し、松平姓を与えられたとの記述がある。しかし、松井松平家臣家の書付である「岡田治部右衛門書付」(騎西松平五六)や『石川正西聞見集』^③では、遠江牧野城番に就任に伴い、徳川家康より松平姓と受領名周防守を与えられたとの記述がみられる。松井忠次の遠江牧野城番就任は、表1 No.20(後掲の史料6)によると、徳川氏の駿河攻略のために今川氏真を遠江牧野城に入城させた時と考えられる。その際、松井忠次は氏真に対し「諸篇異見」すべき立場を任されている。前掲の書付が記すのは、この時である。これに関しては、これ以上は不明とせざるをえない。なお松平姓を賜った松井忠次の地位は、表1 No.20の宛所をみると、それ以前とは異なり東条松平家忠と同格の位置にある。このことは、第二節でみる彼の政治的立場と関連していよう。

一方、「忠次」の実名は、表1 No.21の天正六年九月二十八日付け松平家忠・同忠次連署寄進状、No.22の同九年三月二十三日付け松平家忠・同忠次連署判物写においても確認できる。さらに則竹雄一氏が指摘するように、^④表1 No.27の有井源六たちへ名職を安堵した判物の発給者「忠次」も、それまでの松井忠次の花押と一致することより、松井忠次であることは間違いない。これをふまえると、前稿では保留とした午(天正十年)三月二十五日付け山中新三郎宛表1 No.24や午(天正十年)四月二十五日付け須走郷中宛(表1 No.26)の『静岡県史』資料編8中世四などが発給者を「酒井忠次」としたいずれの文書に關しても、駿東郡という発給地域と併せて、発給者は「松平(松井)忠次」と考えて間違いないであろう。従つて天正三年に家康より「康」の偏諱を賜い、実名を「康親」に改めたとの記述は誤りであるといえる。

これをふまえたうえで、次の黒印状に關して注目したい。

【史料1】松平忠次黒印状(表1 No.25)

大鏡坊・清水坊・蓮如坊・吉原坊・弁鏡坊分、従前々於為名職ハ、当毛可有耕作、右之書立申掠者、糾明之上可相定者也、仍如件、

(天正十年)
午

卯月三日

忠次 (印文未詳)

使小隼人

大鏡坊

史料1は、「忠次」なる実名の人物が大鏡坊(静岡県富士宮市)に対し、大鏡坊分などが前々よりの名職であるとして当毛の耕作権を安堵したものである。ここで注目したいのは、本文書に押捺された黒印である。『静岡県史』資料編8中世四では、本文書の発給者も「酒井忠次」とする。しかし使用された黒印は同本に載せられた「印章一覽」をみると、松井忠次の後継松平康次(のち康重に改名、以下、康次で統一)が使用した縦横それぞれ一センチの方形「印文未詳」印と同じものであることが確認できる⁽⁵⁾。従って本黒印状の発給者は、松井忠次であると確定できる。また、この忠次の使用した方形「印文未詳」印が、後継の康次に継承されたことより、松井松平家の家印としてあったことが指摘できよう。

以上の関連文書の検討より、松井忠次は天正十年に至っても、実名は「忠次」であることが判明した。従って徳川家康より偏諱を賜い、実名を「康親」に改めたという伝承は事実ではないと推察される。おそらくその誤伝は、後継康次が天正十一年三月十六日の元服に際し、家康より「康」の偏諱を賜った証の一字書出(「松井家文書」『騎西市史』資料編中世三二六)⁽⁶⁾との関連に起因するのであろう。また方形「印文未詳」印に関しては、子息康次にも使用されていることより、松井松平家の家印として使用されたと考えられることを指摘しておきたい。

二 松井忠次の政治的立場

駿河今川氏の西三河領有期の東条松平氏と松井忠次に関しては、先行研究に平野明夫「今川義元の三河支配―観泉寺所蔵東条松平文書を通して―」（『駿河の今川氏』九、一九八六年）がある。ここでは、東条松平氏と松井忠次の関係を通じて、今川義元は松平庶家を直臣化し、松平（徳川）氏の潜在的領主権を利用して中小規模の領主層を松平庶家の与力・同心としており、松平家臣の解体・再編をおこなったことを指摘する。しかし、松井忠次の政治的立場およびその政治的立場が徳川家康のもとで、如何に継承されていくかまではふれられていない。そこで、ここでは東条松平氏との関係を通じて松井忠次の政治的立場を検討したい。

東条松平氏は松平長忠の第四子義春を始祖とする庶家で、当時は三河国碧海郡青野（愛知県岡崎市）を拠点としていた。今川義元の西三河統治下の天文二十年（一五五二）、二代目忠茂の時に、尾張織田氏に同意して今川氏への逆心を企てた忠茂の兄松平甚二郎忠吉の「逆心」がおこった。この東条松平氏の内紛下において、十二月二日に岡崎城代とされる山田景隆たちは連署血判起請文（表1 No.1）を発給した。ここでは、忠茂が兄忠吉の逆心を訴え出たことを「御屋形様并竹千代丸」への忠節として忠吉の跡職と売地を新地として宛行うことを約束し、松井忠次・山内助左衛門尉にその処置を任せている。同年十二月十一日付け東条松平忠茂宛今川義元判物（表1 No.2）は、この山岡たちの連署血判起請文をふまえて、忠茂に兄忠吉の「逆心」を訴え出たことを賞し甚二郎跡職を宛行い、忠茂とともに忠節を果たした松井忠次と山内助左衛門尉を「同心」として抱えるよう指示した。また、同日付け松井忠次宛今川義元判物（表1 No.3）は、松井忠次に対し松平忠吉の逆心を訴え出たことを賞し、東条松平忠茂の「同心」として奉公するよう指

示した。以上から、松井忠次が、松平忠吉の「逆心」に際し、山内助左衛門尉とともに当主忠茂を支持し、今川義元のもとへ忠吉の「逆心」を訴え出た忠節により、忠茂の「同心」としての立場を獲得したことが確認できよう。

東条松平忠茂の「同心」としての立場を獲得した松井忠次は、忠茂に嫁いだ妹が嫡男亀千代（のちの家忠）を生んだことにより、より東条松平家との関係が深いものとなる。それが現れるのが、弘治二年（一五五六）二月の東条松平亀千代の継承の際である。弘治二年二月二十日、忠茂が反今川方としてあつた奥平貞友との日近合戦で戦死した。今川義元は、これに伴い同月二十七日に、忠茂の嫡男亀千代へ知行・被官の安堵をおこなつた（『観泉寺所蔵文書』愛10二〇〇四）。ところが忠茂の戦死につき、松平忠吉が忠茂の跡職をねらう動きをみせた。この結果、東条松平家は存立をめぐり動揺する。この東条松平家の状況に対し、今川義元は史料2を発給し、東条松平家の存立を図る。

【史料2】今川義元判物（表1 No.4）

松平甚二郎（忠吉）先年尾州江罷退、其已後自尾州廻関東遂堪忍、此間者、又尾州境目江罷越之旨、其聞有之、若亀千代（松平家忠）

被官并百姓等於令内通者、糾明之上可加成敗、縦甚二郎可致忠節之旨、雖企訴訟、甚太郎討死忠節之上者、不可（忠次）

有許容、為亀千代名代、松井左近尉可致諸事異見、知行方之儀、如先判、是又永不可有相違之状如件、

弘治貳年

九月二日

松平亀千代殿

（今川義元）
治部大輔（花押）

史料2で、今川義元は松平亀千代に対し、まず尾張境目地へ帰還した松平甚二郎忠吉への領内内通者の対処を命じ、また忠吉が義元へ忠節を誓っても、同年正月二十日の父忠茂の日近合戦における戦死という忠節がある以上は認めないとした。そのうえで母方の伯父松井忠次を亀千代の「名代」として「諸事異見」させ、知行に関しては先に発給し

た同年二月二十七日付け亀千代宛義元判物（観泉寺所蔵文書）愛10二〇〇四の通りとした。これにより、母方の叔父であることより、亀千代を支持し今川義元より保証を得た松井忠次は、「亀千代名代」として「諸事異見」する政治的立場を獲得し、東条松平家中へ影響力を有していったのである。

この今川義元へ従属時の松井忠次の政治的立場が、その後徳川家康のもとで、如何に引き継がれていったかに関しては、表1 No. 6・13の二通の家康から松井忠次に宛てられた起請文より検討を試みよう。

【史料3】松平元康起請文（表1 No. 6）

起請文之事

- 一、其家中之儀、（被官）ひくわん以下申様候共、取上ましき事、
 - 一、（松平家忠）亀千代領中ひくわん以下、諸事年来のことく、其方可為異見之事、
 - 一、亀千代成人之時、しせん何かと被申事候共、其方之儀、見はなし申ましく候事、
 - 一、此方之宿老中、其家中之儀何かと申事候共、取上まししく候事、
 - 一、諸公事之儀、一切筋目次第可有異見、又用事直談ニも可有事、
- 若此儀少もいつはり候者、

梵天・帝釈・四大天王、惣日本国中六十余州大小神祇、別伊豆・箱根両所権現、三島大明神・八幡大菩薩・天満大自在天神之（松平）はんを可蒙者也、仍如件、

（永禄三年九）

六月六日

（松平）

元康（花押）

松井左近殿

【史料4】松平元康起請文写(表1 No.13)

起請文之事

(松平家忠)

- 一、亀千世殿無沙汰有間敷事、
- 一、ぬき(抜)公事有間敷事、
- 一、左近進退無沙汰有間鋪事、
- 一、亀千世殿家中之儀、左近可為異見候、縦傍輩之者雖申様、許容有間敷事、
- 一、亀千世殿若氣二而、於如在有之者、左近儀我等扶持可申候事、
- 右、於条々相違者、上者梵天・帝釈・四大天王、惣而日本国大小神祇、別而天満自在天神之可蒙御罰者也、仍起請文如件、

永祿五

四月十三日

(患次)

松井左近とのへ

(松平)
元康御在判

まず史料3の起請文の年次に関してだが、近世に松井松平家には弘治二年として伝来したようであるが、『御家譜付録』『騎』松平周防守家文庫七九)、この時期家康はまだ実名「元信」を名乗っているので、この年次は該当しない。一方、徳川義宣^⑧・播磨良紀^⑨・平野明夫^⑩の各氏は花押形の編年より永祿三年(一五六〇)とし、『騎西町史』中世資料編・『愛知県史』資料編11織豊1は同じく花押形の編年より永祿四年に年次比定する。筆者も当初は年次を永祿三年としたが、その後今川・松平(徳川)両氏の戦争開始の検討に際し、この時期の家康と松平庶家との関係から、『愛知県史』資料編11織豊1が推定する通り、永祿四年に年次比定したほうが適切であると考えて訂正した^⑫。しかし第一部第一章

の検討より改めて考えると、家康の松平庶家との関わりの開始を駿河今川氏からの自立Ⅱ敵対像に関わらせる必要はない。むしろ桶狭間合戦直後に家康が岡崎領に帰還したことに伴う動向のなかで考えるべきであり、また本文書に記された当時の家康の花押形と宛所の位置(表1 No.7では、「月」の位置にあたる)¹³より再考すると、永祿三年としたほうがよい。従って年次を永祿四年と訂正したことに關してお詫びし、当初の通り永祿三年に再び訂正したい。

史料3は、永祿三年五月の桶狭間合戦に伴う駿河今川氏の西三河統治よりの後退直後に、岡崎領に戻り本格的な支配を開始した家康より発給されたものと考ええる。内容は、まず松井忠次に対し、東条松平家中の被官以下の者が申す事があっても取りあげないことが記され(第一条)、家康より引き続き、東条松平領中の被官たちに対し「異見」をすることを保証されている(第二条)。そして、亀千代が成人した際に何か申して来ても、松井忠次を家康が見離さないこと(第三条)、徳川家の宿老たち(「此方之宿老中」)が松井忠次が取り仕切る「家中之儀」に対し、何事を申して来ても取りあげないことが記され(第四条)、最後に東条松平家の家政を筋目の通りに「異見」すること、「用事」がある際は家康が直談で応じることが記されている(第五条)。

一方、史料4の起請文は、永祿五年四月十三日に徳川家康より松井忠次が三河東条城代を任じられた時に(表1 No.12)、併わせて発給されたものである。内容は、まず家康が亀千代を蔑ろにしない(第一条)、東条松平家に対し抜公事をしないこと(第二条)が記されている。そのうえで松井忠次の「進退」を保証し(第三条)、東条松平「家中之儀」を「異見」することを認め、これに対し「傍輩之者」が申して来ても許容しないこと(第四条)、亀千代が松井忠次に対し疎略にすることがあったとしても家康が取り立てること(第五条)が約束されている。

これら二通の起請文は、いずれも家康が東条松平家における松井忠次の立場、すなわち「亀千代名代」としての立場を保証し、引き続き東条松平「家中之儀」に対し「異見」をおこなうことを認めていることが読みとれた。ここか

ら松井忠次を支持することで、東条松平家中に対し影響力を持つとうとする家康の思惑がはいまられる。また、同時に松井忠次が家康より東条松平家と自身の進退の保証を得ることにより、引き続き東条松平家中内の政治的立場を保持しようとする働きをみる事ができる。これにより、松井忠次は今川氏から徳川氏へと権力が代わるなかで、家康からの保証を有しながら、引き続き東条松平亀千代の「名代」として東条松平「家中之儀」を取り仕切る立場にあったといえる。また、この松井忠次の政治的立場は、亀千代が成人した後にも、亀千代改め家忠とともに連署した文書を発給し(表1 No.21・22)、あるいは家忠・忠次に宛てられた文書(表1 No.20、後掲の史料6)がみられることより、引き続き「家中之儀」に対し影響力を有していたと考えられる。

この検討結果をふまえたうえで、次の徳川家康判物に關し検討をおこないたい。

【史料5】徳川家康判物(表1 No.23)

- 一、於次事、松平甚太郎(家忠)為居跡相定之上、従は一切不可有綺、然者本知・新知、如先判形、永不可有相違事、
- 一、寄騎・被官、如前々可為其方計事、
- 一、駿州入国之上者、諸事国中之異見、其方可申付之事、

付、周防守自分ニ宛行所領本知・新知、如先判之、至子孫可知行事、

右条々、永可有別者也、仍如件、

天正九年(巳辛)

十二月廿日

(徳川家康)
三河守(花押)

松平周防守殿(忠次)

まず史料5の発給背景に關して記すと、天正九年十一月、東条松平家忠が死去し、家康第四子於次(のちの松平忠¹⁴

吉)が東条松平家を継承した。この時、『石川正西聞見集』では、家康が於次が幼少につき忠次を「名代」としたとみえる。史料5は、その際に発給されたものである。内容は、於次に東条松平家を継承させるうへは、東条松平家を蔑ろにしないことを約束したうへで、本知・新知の安堵を行い(第一条)、東条松平家の寄騎・被官のことは引き続き松井忠次が取り計らうこと(第二条)、駿河入国の際には、松井忠次に「諸事異見」を任せ、同時に松井忠次に宛行つた本知・新知の安堵(第三条)を記している。ここから、家忠の死去、於次の東条松平家督継承に際しても、家康から引き続き東条松平「家中之儀」に対し影響力を有する政治的立場を承認されている事実が確認できよう。

以上の検討結果より、今川氏従属下に獲得した東条松平亀千代の「名代」としての松井忠次の政治的立場は、松井忠次を支持することで、当主幼少などにつき不安定であった東条松平家中に影響力を持つとする徳川家康の意思と保証を背景に成立した。そして、その政治的立場は亀千代改め家忠が成人した後や家忠の死去、於次の東条松平家名跡継承に際しても、引き続き「家中之儀」に対し影響力を持つていたのである。第一節でみた松井忠次への家康の松平賜姓は、このような家康の保証を得た松井忠次の政治的立場を格として表すものであったと考えられる¹⁵⁾。以上より、松井忠次の政治的立場は、東条松平家内だけで完結するのではなく、家康との結びつきにより保証され、その政治活動がおこなわれたことが指摘できよう。

三 徳川氏の河東二郡支配以前の松井忠次

前節での松井忠次の政治的立場をふまえたうへで、本節では彼が徳川氏の河東二郡支配を担う以前の政治的役割に
関してみていく。

松井忠次は、永禄四年（一五六二）に徳川家康より東条吉良氏の攻略を任される。永禄四年六月二十七日付け松平元康判物（表1No.7）によると、東条津平（愛知県西尾市）の地を押さえ砦を築くという働きを、家康より賞され津平郷一円を宛行うことを約束されている。これは東条吉良義昭が降伏した際、家康より津平郷一円が約東通り宛行が実行されている（表1No.10）。そして翌五年四月十三日付け松平元康書状（表1No.12）では、松井忠次は東条城代を任された。しかし永禄六年の三河一揆の際、東条吉良義昭は家康に再び敵対する（『松平記』¹⁶）。その際の閏十二月に松井忠次は、家康より改めて東条城と五〇〇貫文の周辺知行を宛行い、「相残之地・山野」に関しては代官としての役割を申し付けるとの判物（表1No.18）を得た。そして翌七年二月の東条吉良氏の降伏後、松井忠次は再び東条城代として活動していく。

次に松井忠次の政治的役割としてみられるのが、第一節で触れた遠江牧野城番である。遠江牧野（諏訪原）城は、駿河・遠江両国の境目にあたる遠江国榛原郡に天正元年（一五七三）九月に甲斐武田氏により築城され（『松平記』）、同三年八月に松井忠次たち徳川勢が攻略して、諏訪原城から牧野城へと改称された城である（『石川正西聞見集』ほか）。この城での松井忠次の政治的役割を記したのが、次の徳川家康判物である。

【史料6】徳川家康判物（表1No.20）

- 一、今度氏真（今川）就駿河入国、為牧野城番、其方相添依申付、駿州山東知行半分宛行事、
 付、国役等之儀者、其方申付可相勤事、
 一、山東無一篇間者、山西知行半分出置事、
 一、対氏真、諸篇異見可申、聊不可令疎略事、
 一、在事先之条、企逆心之由雖申妨、遂糾明、憲法可加下知事、

一、從敵地為忠節、於有罷退輩者、其方江相尋、其上同心尔可申付事、

右条々令領掌畢、自今以後、成競望人雖在之、一切不可許容、永相違有間敷者也、仍如件、

天正四_子丙_年

三月十七日

(徳川)
家康(花押)

松平甚太郎殿

同 周防守殿
(忠次)

史料6は、東条松平家忠・松井忠次に対し、牧野城番を命じ(第一条)、駿河攻略のため同時に牧野城へ入城させられた今川氏真¹⁷⁾への「諸篇異見」という役割を担わせ(第三条)、国役の賦課(第一条)や配下の者や敵地からの寝返り者への指揮権を与え(第四・五条)、駿河攻略がなった際には山東知行半分の所領を約束した(第一条)。この牧野城番は、東条松平家忠・松井忠次の在城番と牧野康成や深溝松平家忠たちの約半年ごとの番衆で構成され、その役目は『家忠日記』でも確認できるように、天正十年三月の武田氏滅亡まで続けられた¹⁸⁾。史料6で定められた松井忠次の牧野城番という徳川領国の「東境目」で任された役目と権限は、のちの河東二郡「郡代」の前提へと繋がっていくこととなる。

四 徳川氏の河東二郡支配と松井忠次

本節では、これまでの松井忠次の検討をふまえて、徳川氏による松井松平氏を通じた河東二郡支配の実態に関して検討していきたい。

天正十年(一五八二)三月の武田氏滅亡に伴う徳川氏の駿河領有により、松井忠次は沼津三枚橋城に入った。その後、

天正壬午の乱のなかでは駿河国徳倉(静岡県三島市)や伊豆国三島(同)などで相模北条氏の軍勢と対峙し、以後三枚橋城を居城として「小田原との大事の境目」たる河東二郡の領域支配に携わったとされる(『石川正西聞見集』ほか)。

河東二郡とは、富士川以東の富士郡と駿河郡(戦国期には駿東郡とも)を合わせた呼称であり、そして松井忠次が活動の拠点とした沼津(静岡県沼津市)の地は、史料上において「駿豆之境」(『渡辺文書』静8二二〇)としてみられるように、駿河・伊豆両国の境目地域に位置する。このため、池享氏が指摘するように、関東への政治的・軍事的戦略拠点にあり、交通・流通の要所でもあった。そして戦国時代には、河東一乱や永祿・元龜・天正年間における武田・北条両氏間の戦争に代表されるように今川・武田・北条三氏による互いの「国家」存立の保持をめぐる係争地となった地域でもある。⁽²²⁾ 松井忠次は、このような歴史的・地理的態様を有する徳川領国の「東境目」としての駿河・伊豆両国の境目領域にある三枚橋城を拠点として、河東二郡領域の支配に携わることとなったのである。

【史料7】徳川家康判物(表1 No.28)

駿州於河東貳万五千貫文余、同河東二郡之郡代之事、

右、年来在東境目、苦勞仕致忠節候間、彼知行分之内山川海上野地共、一切公方綺無之、所宛行不可有相違、縦以来増分雖申出、自其方相改可致所務、然者郡職之事申付候上者、於沼津諸公事等可有異見者也、仍如件、

天正十一年

二月十八日

松平周防守殿

(徳川)
家康(花押)

史料7では、徳川家康が松井忠次に対し、年来の東境目での役割を賞し、二万五〇〇〇貫文の知行分、山川海上野地、さらには増分をも宛行っている。そのうえで河東二郡「郡代」を任せ、沼津(三枚橋城)において「諸公事等」を

「異見」するよう命じている。すなわち松井忠次は、河東二郡「郡代」として、徳川領国の「東境目」の管理と「諸公事等」を「異見」すること(以下、これを「諸公事等異見」とする)を任されたのである。ここで、「諸公事等異見」を解明することこそが、徳川氏の河東二郡支配を担った松井忠次の河東二郡「郡代」としての役割を明らかにすることに繋がる。

表2は、松井松平氏による河東二郡支配関連の文書を一覧にしたものである。松井忠次は河東二郡「郡代」を任された直後に死去してしまつたため、ここではこの役割を引き継いだ後継の康次の活動をも含めて検討したい。

【表2】松井松平氏による河東二郡支配関連文書一覧

No.	年月日	文書名	署判・奉者	宛所	史料名(出典)
1	(天正11)4・14	岡田元次手形	岡田竹右衛門(花押)	神主大森猿千代殿	日枝神社文書(静8一六三七)
2	(天正11)4・26	岡田元次手形	岡田竹右衛門元次(花押)	西光寺	西光寺文書(静8一六三八)
3	天正11・8・28	松平康次寄進状	松平左近丞康次(花押)	八幡神主殿	水八幡神社文書(静8一六六一)
4	天正11・9・21	松平康次判物	松平周防守康次(花押)	神主岡田伊与守殿・植松九郎左衛門殿	岡宮浅間神社文書(静8一六六四)
5	天正11・10・24	松平康次黒印状	(円形黒印)	矢部清三郎殿	矢部文書(静8一六八六)
6	天正12・2・12	松平康次黒印状	(円形黒印)松平周防守	蓮光寺参	蓮光寺文書(静8一七二六)
7	天正12・6・22	松平康次禁制	沼津(方形黒印)	泉之郷東方老中	泉郷文書(静8一七三七)
8	天正12・12・28	松平康次黒印状	松平左近丞康次(方形黒印)・石川新兵衛奉之	矢部清三郎殿	矢部文書(静8一七七二)
9	天正17・4・9	松平康次禁制	(方形黒印)・石川新兵衛奉之	靈山寺	靈山寺文書(静8二〇二〇)

まず表2より文書の発給範囲が、北は駿東郡大岡庄(静岡県沼津市・裾野市)、東は駿東郡泉郷(同清水町)から西は富士郡吉原(同富士市)に及んでいることが確認できる。これに表1を加えると、北限はNo.26の須走郷(静岡県小山町)となる。『石川正西聞見集』では、その管轄する領域範囲を「富士のねかたより三牧橋^(杖)まで宗輝様御拝領、城主にもな

らされ候、富士川の河島の里をはかじまと申候よし原迄御拝領、富士山も御領知之うち是も御先約之由、ひかしハ三島のこなた大どいのかかりたる所に少の町屋あり、駿河新宿と申、是迄宗輝様之御領分にて候つる、きせ川のむかひちいさき山城とくらと申候、是も御領知也」と記している。この『石川正西聞見集』の記述は、前述の松井松平氏による発給文書の分布範囲と合致する。ところで黒田基樹・則竹雄一両氏によると、元龜二年(一五七二)十二月の北条・武田両氏による同盟締結時の国分では黄瀬川・狩野川をその境界とするものであったことが指摘されている⁽²³⁾。しかし、松井松平氏の発給文書は黄瀬川東岸の泉郷や靈山寺(静岡県沼津市)にも確認でき、また『石川正西聞見集』にも徳倉城が「御領知」、すなわち管轄領域内であったとする。これらをふまえると、境川に基づく旧来の境界が徳川・北条両領国の国境であったといえる。従って松井忠次が任された河東二郡の領域とは、北限は富士山麓地とし、境川に基づく旧来の駿豆国境地域から富士郡吉原に及ぶ範囲であったことが指摘できよう。

次に松井忠次の子松平康次が使用した印判に関して検討したい。康次には、円形「印文未詳」⁽²⁴⁾印と第一節で触れた方形「印文未詳」印の二つの印判がある。

円形「印文未詳」印は、方形「印文未詳」印と異なり、月日の位置に押捺されている。この円形「印文未詳」印の使用に関して示すのが、天正十一年十月二十四日付け松平康次黒印状(表2 No.5)である。この康次黒印状は、円形「印文未詳」印により矢部清三郎に対し、吉原湊における渡舟修理のため沼津の知行分より先規の通り一升の勸進を認めたものである。この康次黒印状と同内容で矢部清三郎に対しては、同年十月二十三日付けで駿河長久保城将の牧

野康成より黒印状(「矢部文書」静8一六八五)、同興国寺城将の竹谷松平清宗より判物(「矢部文書」静8一六九六)が発給されている。東島誠氏は、このことより徳川氏がそれまでの河東二郡「郡代」の設置から長久保城(静岡県長泉町)・三枚橋城・興国寺城(静岡県沼津市)の三城を拠点に、河東地域をブロック化し、それぞれの城主に行政を委ねるに至ったとする²⁵⁾。しかし牧野康成と竹谷松平清宗には、このほか管轄地域の守衛・治安を除き河東二郡の領域支配には携わったことが確認できない(『角屋記録』静8一六九七ほか)。そこで注目したいのは、松平康次黒印状には「沼津之知行分」、牧野康成黒印状には「拙者知行中」、竹谷松平清宗判物には「知行分」との記述があることである。つまり、彼らはいずれも自身の「知行分」での勧進を認めているのであり、これらの黒印状や判物の発給が私的知行地の支配に関わるものであったことが推察できよう。これにより康次の円形「印文未詳」印は、沼津の私的な知行地支配にあたって使用されたのではなからうかと考えられる。

一方、方形「印文未詳」印は、第一節でふれたように、父忠次の使用した印判を引き継いだものである。また、その使用に関しては、表2から窺える「沼津」という署名(表2 No.7)、あるいは奉書式文書の形態(表2 No.8・9)が用いられていることより考えると、徳川氏の河東二郡支配にあたって使用されたのではないかと推察される。

以上の特に方形「印文未詳」印の検討をふまえたうえで、松井松平氏による河東二郡「郡代」としての「諸公事等異見」の検討をおこなうこととしたい。

松井松平氏による河東二郡「郡代」としての「諸公事等異見」の具体的内容として、まず知行安堵の執行と棟別役など国役の徴収があげられる。これを示すのが、史料8～10である。

【史料8】岡田元次手形(表2 No.1)

駿河国大岡庄惣社山王神領

御代々御判行之面八町八反、此内四町四段者落地也、

残而四町四反者、

右、從（徳川家康）浜松様被為御差置候、并棟役拾六間、但半分令免役候、重而御判形御取候内、我等手形進之者也、仍而

如件、

未卯月十四日（天正十一年）

岡田竹右衛門（元次）（花押）

神主

大森猿千代殿

【史料9】岡田元次手形（表2 No.2）

駿河国沼津西光寺領分

合拾貳貫余者、御代々任先判、

右、從御大（途）都無相違御着候、并門前屋敷八間諸役免許之事、重而御判行御拜領之内、我等手形出之者也、仍如件、

未卯月廿六日（天正十一年）

岡田竹右衛門（元次）（花押）

西光寺

【史料10】松平康次判物（表2 No.4）

駿河国大岡庄岡宮浅間領職役田之事

合百六拾貫文并供僧神主屋敷共二、

右之分、先如御判形、從御公方御社領御付被遣之候、永不可有御相違候、為後日如件、

天正拾壹年癸未

九月廿一日

松平周防守

康次(花押)

神主岡田伊予守

植松九郎左衛門殿

史料8は、松井松平家の重臣岡田元次が沼津日枝神社神主の大森猿千代に対し、「浜松様」が大岡庄における八町の所領のうち四町四段を「落地」としたうえで残りを安堵するとともに、棟別役が一六間のうち半分を免じられたことを告げ、改めて判形が拝領されるまでの間の「手形」として発給したものである。また、史料9の岡田元次手形も、西光寺(静岡県沼津市)へ寺領分一二貫文余に關して、先判の通り「御大都」より安堵されたうえで、門前屋敷八間諸役も免除されたことを告げ、史料8と同様に改めて判形が拝領されるまでの間、「手形」として発給したものである。史料10の松平康次判物は、岡宮浅間社(静岡県沼津市)に対し、浅間領職役田一六〇貫文ならば供僧神主屋敷が先判により「御公方」より御社領として安堵されたので、これを保証したものである。

以上の三点より、松井松平氏は「浜松様」・「御大都」・「御公方」としてある徳川家康による所領安堵を現地の政務担当者として執行し、また棟別などの国役免許を保証する立場、このことは裏返せば棟別役などの国役を徴収する立場にあったことがわかる。しかし賦課および免除の上級決定権は家康に属し、松井松平氏はあくまでも知行の安堵の執行や棟別役など国役の徴収などの現地業務に携わるのが、河東二郡「郡代」としての「諸公事等異見」であったといえよう。

次は、交通・流通の管理である。これは、次の史料11より窺える。

【史料11】松平康次黒印状(表2 No.8)

御伝馬相勤之者共、如前々伝馬屋敷を申付候条、追而可励奉公、并船越屋敷如先規不可有相違者也、仍如件、

石川新兵衛奉之

天正拾貳年

申十二月廿八日

矢部清三郎殿

松平左近丞

康次□(印文未詳)

矢部清三郎は、富士郡吉原において問屋を営む一方、渡船や漁獵、物資の調達をおこなう商人であることが綿貫友子氏によって指摘されている。²⁶史料11は、伝馬を勤める者に対し、前々の通り伝馬屋敷を安堵し、また船越屋敷に關しても安堵したものである。綿貫氏は、文書上にみられる「船越」に注目して、矢部氏が船橋の保守・管理、渡船に携わっていたことを指摘し、船越屋敷に關しては船橋の設営や渡船業務をおこなう施設とした。この見解を考え併せると、松井松平氏が伝馬役と渡船の管理、すなわち交通・流通の管理に携わっていたことが指摘できよう。

最後に、竹木伐採の管理があげられる。表2 No.7は泉郷東方老中に対し竹を切り取することを禁じており、同No.9では沼津靈山寺に対し、竹木などの樹木伐採と石・草花を取ることを禁止している。²⁷竹木などは当時、軍事・生活物質であり、その確保のために植生がおこなわれていた。松井松平氏が竹木伐採の禁止に携わっているのは、その管理を「諸公事等異見」としておこなっていたといえよう。

以上、河東二郡「郡代」松井松平氏(忠次・康次)による「諸公事等異見」として、知行安堵の執行と棟別役など国役の徴収、交通・流通の管理、竹木伐採の管理という権限が指摘できた。これらは、徳川氏の直接支配領域の管理に關わる。実際、天正十七年十一月から十二月にかけて当領域に対しては、徳川家奉行人天野景能(のちの康景)や渡辺

光たちを奉者に、徳川氏の直接支配領域(本領国)たる駿河・遠江・三河三カ国と甲斐国中領を対象とした「国家」改革による規定、七カ条定書の発給が確認できる(「井口文書」静8二二七九ほか²⁸)。また河東二郡領域に属する深良郷(静岡県裾野市)では、徳川家奉行人で同地の検地を担当したと推察される渡辺光による年貢目録が発給されている(「大庭文書」静8二二四七)。つまり河東二郡領域は、徳川氏の本領国(国家)内の領域であるが、今川領国下では従属国衆葛山氏の領域としてあり、その後²⁹に武田領国下においても葛山領国を収公のうえに河東郡司曾禰河内守のもとでの管轄支配にあったという³⁰、政治領域としての歴史的態様を有する。「郡代」松井松平氏による河東二郡支配とは、この一つの政治領域としてあった歴史的態様に規定のうえで徳川家康より委ねられて展開したものであったのである。この一つの政治領域としてあった歴史的態様のうえで、河東二郡「郡代」松井松平氏は、以上の検討により、「諸公事等異見」として河東二郡における徳川氏の直接支配領域の管理と棟別役など国役の徴収に務めたことが指摘できよう。

おわりに

以上、本章では、松井忠次の政治的位置と徳川氏の駿河河東二郡支配に関して検討をおこなった。

この結果、まず松井忠次に関して基礎的検討をおこなったうえで、松井忠次の政治的位置として、(a)徳川家康との関係を媒介にした東条松平家「名代」としての立場にあったこと、(b)彼の「東境目」の押さえという政治活動が河東二郡領域への「郡代」という領国支配機構を運営させたことを得た。

また徳川氏の河東二郡支配に関しては、発給文書などより河東二郡とされる領域が境川に基づく旧来の駿豆国境地

域から富士郡吉原に及ぶ範囲であったことを確認した。そして、このうえで河東二郡「郡代」松井松平氏が徳川領国の「東境目」たる同領域の保全と管理、棟別役などの国役の徴収にあたったことを指摘した。

河東二郡に対し、このような領域支配が執られたのは、この領域が前述の通り徳川領国の「東境目」にあるという地理的位置と、今川領国下では従属国衆葛山氏の領域であったこと、その後、武田領国下においても葛山領国を収公のうえに河東郡司曾禰河内守のもとで領域支配がおこなわれていたという歴史的態様に起因しよう。これに遠江牧野城番時より徳川領国の「東境目」の押さえとしてあった松井忠次の政治活動が加わり、河東二郡「郡代」松井松平氏（忠次・康次）による領域支配が展開することとなったのである。

このように徳川氏の領域支配は、個々の領域が有する地理的・歴史的態様のうえ、それに対応する器量を有する人物を配置することにより成り立ち、松井松平氏による河東二郡支配もその態勢のもとで展開したのである。

註

- (1) 平野明夫「三河統一期の支配体制」(同『徳川権力の形成と発展』、岩田書院、二〇〇六年所収。初出一九九二年改稿)、酒入陽子「家康家臣団における大須賀康高の役割」(『日本歴史』六二二、一九九五年)、本多隆成「初期徳川氏の奉行人——本多重次を中心に——」(静岡県地域史研究会編『戦国期静岡の研究』、清文堂出版、二〇〇一年)、同「三・遠領有期の農村支配」(同『初期徳川氏の農村支配』、吉川弘文館、二〇〇六年)。

- (2) 以下、本章では、序章での史料出典の略称に加えて、以下の史料は表1・2も含め次のように略記する。

「騎西松平」……『騎西町史』補遺編「第一章松平周防守家文庫」の史料番号

「裾」……『裾野市史』第二巻 資料編 古代・中世

- (3) 埼玉県立図書館編『埼玉県史料集第一集 石川正西間見集』(埼玉県立図書館、一九六八年)。以下、本章の『石川正西間見集』よりの引用は、同書による。
- (4) 則竹雄一執筆「第三章第四節五 徳川氏の河東支配」(沼津市史編さん委員会ほか編『沼津市史』通史編 原始・古代・中世(沼津市、二〇〇五年)、五二二～五二三頁。なお本章の原論文「徳川氏の河東二郡支配と松井忠次」(『戦国史研究』四五、二〇〇三年。以下「前稿」とする)では、本文書を確認していなかった。自身の無知をお詫びするとともに、則竹氏の御教示には記して謝す。
- (5) 表1 No.24に押捺された印判は、『静岡県史』資料編8中世四の「印章一覧」(一一三七～一一四二頁)に掲載されている16印である(以下、引用に際しては「印章」→印と表記する)。また松井忠次の後継松平康次の印判は、「印章」45印と52印である。なお52印は、「印章一覧」では「某」とされているが、後述の註(27)より松平康次の印判と判断できる。
- (6) 同状の検討に関しては、井口信久「徳川家康一字書出について」(『川越市立博物館 博物館だより』四、一九九二年)がある。
- (7) 拙稿「東条松平氏の下和田領有」(『戦国史研究』四四、二〇〇二年)。
- (8) 徳川義宣編著『徳川家康真蹟集』解説編(角川書店、一九八三年)、二六頁。
- (9) 播磨良紀「松平元康の花押について」(『愛知県史研究』八、二〇〇四年)。
- (10) 平野明夫「徳川氏と織田氏」(同『徳川権力の形成と展開』岩田書院、二〇〇六年所収。初出一九九五年改稿)、一九四～一九五頁。
- (11) 拙稿「松井忠次の政治的立場」(『戦国史研究』四二、二〇〇一年)。
- (12) 拙稿「永禄期における今川・松平両氏の戦争と室町将軍―將軍足利義輝の駿・三停戦令の考察を通じて―」(『地方史

- 研究』三二五、二〇〇五年、改題・加筆のうえで第一部第一章に収録。
- (13) 徳川美術館・五島美術館編『家康の書と遺品』(徳川美術館・五島美術館、一九八三年)所収52号文書写真による。
- (14) 『家忠日記』天正九年十一月一日条。なお『家忠日記』は、『増補史料大成19 家忠日記』(臨川書店、一九八一年)を使用した。
- (15) 天正十八年七月の徳川氏の関東移封までに、ほかに松平姓を賜姓されたのを確認できるのは、大須賀康高と信濃国佐久郡の従属国衆依田氏のみである。いずれも徳川家康との繋がりが強いことが特徴といえる。
- (16) 久曾昇昇編『三河文献集成(中世篇)』(国書刊行会、一九八〇年)所収。『松平記』の以下の引用は、同書による。
- (17) この時期の今川氏真に関しては、酒入陽子「懸川開城後の今川氏真について」(『戦国史研究』三九、二〇〇〇年)、長谷川幸一「今川氏真の「宗閥」署名初見史料」(『戦国史研究』六〇、二〇一〇年)に拠った。
- (18) 『清水町史』資料編Ⅲ古代・中世(一九九九年)四八七頁によると、「山東」とは駿河高草山を境とした庵原・安倍両郡の駿河国西域を指したことが指摘されている。
- (19) 『石川正西聞見集』でも、「添番には牧野右馬尉(康成)殿其外の衆もかへりく被候(仰カ)付候、七八ヶ年皆々なれさせられ候」とみえる。
- (20) 当地域の郡呼称の変遷に関しては、有光友学「駿河国駿東郡と葛山氏」(『武田氏研究』二二二、二〇〇〇年)が詳しく述べている。
- (21) 池享「戦国・織豊期の沼津」(同『戦国期の地域社会と権力』、吉川弘文館、二〇一〇年)所収。初出一九九三年)。
- (22) 河東一乱に関しては、大久保俊昭「河東一乱」をめぐって(同『戦国期今川氏の領域と支配』、岩田書院、二〇〇八年)所収。初出一九八一年)。永禄(元亀・天正年間)における武田・北条両氏間の戦争に関しては黒田基樹「北条氏の駿

河防衛と諸城」(同『戦国期東国の大名と国衆』、岩田書院、二〇〇一年所収。初出一九九六年)、則竹雄一「戦国期駿豆境界地域の大名城力と民衆―天正年間を中心に―」(同『戦国大名領国の権力構造』、吉川弘文館、二〇〇五年所収。初出一九九九年)を参照されたい。

- (23) 黒田註(22)論文、則竹註(22)論文。
- (24) 「印章」44印。
- (25) 東島誠「国境地帯の中世史」、『裾野市史』一三、二〇〇一年。
- (26) 綿貫友子「戦国期商人の一形態」(羽下徳彦先生退官記念論集『中世の杜』東北大学文学部国史研究室中世史部会、一九九七年)。
- (27) なお、表2 No.7・9の文書を『静岡県史』資料編8中世四は、発給者を「某」とするが、表2 No.8の松平康次黒印状と文書の形式・印判が同じであることより、発給者は『清水町史』資料編Ⅲ古代・中世が指摘する通り、「松平康次」である。
- (28) 七カ条定書全般の発給状況に関しては、本多隆成「五カ国総検地と七カ条定書」(同『初期徳川氏の農村支配』、吉川弘文館、二〇〇六年)がまとめているので、参照されたい。
- (29) 今川氏従属下の国衆葛山氏の態様と領域支配に関しては、有光友学「葛山氏の態様と位置」・「葛山氏の軍事的位置」(同『戦国大名今川氏と葛山氏』、吉川弘文館、二〇一三年所収。初出はともに一九八六年)、矢島有希彦「十六世紀中期駿河国駿東郡における葛山氏の動向」(『武田氏研究』一二、一九九四年)、黒田基樹「駿河葛山氏と北条氏」(同『戦国大名領国の支配構造』、岩田書院、一九九七年)などがある。
- (30) 戦国大名武田氏の駿東郡支配に関しては、武田信玄六男で葛山氏を継承した葛山信貞を対象に検討した柴辻俊六「駿

東郡葛山領の支配」(同『戦国期武田氏領の形成』、校倉書房、二〇〇七年所収。初出二〇〇四年)があるが、それ以後の河東郡司曾禰河内守による領域支配の具体的な有様に関しては十分な検討がなされてはいない。なお武田領国の郡司による領域支配の態様に関しては、丸島和洋「武田氏の領域支配と郡司」(同『戦国大名武田氏の権力構造』、思文閣出版、二〇一一年所収。初出二〇〇七年)と平山優「戦国大名武田氏の駿河支配に関する一考察」(磯貝正義先生追悼論文集刊行会編『戦国大名武田氏と甲斐の中世』、岩田書院、二〇一一年)を参照されたい。

第二章 三河国衆奥平氏の動向と態様

はじめに

戦国期の地域権力は、室町幕府―守護体制の解体と村・町制に伴う地域社会の自立が展開するなかで、有力領主の「家」のもとに存立を求める領主たちの結集(家中)と一円的支配領域(領)の成立により形成された。この地域権力が各地に割拠するなかで、周辺の地域権力を従え数か国に及ぶ領国を支配した有力な地域権力が、戦国大名である。そして大名に従属しつつも、一郡・一庄・数郷規模にわたる地域を排他的支配していたのが、地域領主(国衆)である。^①

戦国大名領国下の地域領主(国衆)の研究は、一九七〇年代後半以降の「戦国大名」相対化を目的とする研究傾向のなかで本格化されてきた。その結果、大別して①矢田俊文氏による戦国時代の基本的領主を「戦国領主」と位置づけ、独自の領域支配を評価し、それに対する領国支配を守護公権の視点からとらえる「戦国期守護」論と、^②この議論に対し、②地域領主の被官化(家中への包摂)過程を追い、戦国大名による領国の一円支配を前提にその領主支配を支城領形成・委任統治の視点から位置づける議論とが展開した。^③しかし、そこでなされた議論は大名権力の優越性をめぐる対抗関係に基づく像であり、戦国社会状況のなかで両者が相俟って大名領国が構成・展開する視点からの考察としては充分ではない。

このような研究状況に対し、九〇年代以降の地域権力論は、まず室町期の国人とは異なる戦国期の領域権力として地域的領主・国衆の存在を究明し、そのうえで移行期村落・地域社会論や飢饉・戦争論の成果を受け、村・町制を基盤に形成された一円領域(国)の存立を平和・裁判を通じ担う地域公権力として戦国大名や国衆を位置づけた。^④ また、その存立維持のためのシステムの観点から、戦国大名と国衆の関係も、相対的自立性を前提とした政治的・軍事的な統制・従属関係として展開したとする。^⑥ 今後は、この先行研究をふまえて、国衆それぞれの権力構造や領域支配を、戦国大名による「解体」(領国の一元化)という視点から考えるのではなく、それぞれの特質を解明し、その基礎作業を前提とすうえで、その総体として当該期の大名領国の態様を引き続きとらえていく必要がある。

本章では、このような戦国大名領国下の国衆・領域支配の先行研究をふまえて、奥三河地域(主として三河国設楽郡と加茂郡東部)の国衆奥平氏の動向と態様に関して、駿河今川・甲斐武田・徳川三氏のもとで従属し活動した奥平定能の時代を中心に検討していく。同時期に検討をおくのは、大石泰史・黒田基樹両氏によって発見・紹介された後裔忍松平家に伝来した貞享書上の控である『松平奥平家古文書写』の伝来により、関連史料の豊富なことによる。^⑦

奥三河地域は、「三信境目」(三河・信濃両国の境目)にあたり、奥平氏は作手(愛知県新城市)を拠点として、はじめ今川氏、のちに武田氏そして徳川氏へ従属し、武田領国下では「百五十騎」の軍役負担する「三河先方衆」として位置づけられていた有力国衆である(甲州武田法性院信玄公御代惣人教事『甲陽軍鑑』巻八)^⑧。だが戦国時代の奥平氏に関しては、これまで今川氏従属時が中心に検討され、それ以後に関しては不十分である。^⑨

全般的に三河国衆の研究は、三河国が天下人徳川氏の揺籃地であることから、今川氏から徳川氏のなかでその歴史的發展をとらえられることが多い。^⑩ しかし、奥平氏のような武田氏へ従属した経歴をもつ国衆やその支配領域(領国)が、その後、徳川領国で如何なる立場をもち影響をあたえていったのか、このこと自体も、三河国の戦国史を考える

うえで重要である。そのためにも、奥平氏たち従属国衆の解明は必要であろう。そこで前述のように、三河国衆奥平氏に関して、特に定能の時代を中心に、その動向と態様の考察をおこなっていく。なお、検討に際して、表「奥平定能関連文書一覧」を作成した。¹¹⁾以下、本文中で同表からの史料引用に際しては、表No.と表記する。¹²⁾

【表】奥平定能関連文書一覧

No.	年月日	文書名	宛所	関連事項	史料名(出典)
1	天文16・8・25	今川義元判物写	作手仙千代殿・藤河久兵衛尉(奥平・定友)殿	作手仙千代	松平奥平家文書写(戦今八三六)
2	天文17・1・26	今川義元判物写	奥平監物丞(定勝)殿	千々代	松平奥平家文書写(戦今八六〇)
3	弘治2・10・21	今川義元判物写	奥平監物丞(定勝)殿	九八郎	松平奥平家文書写(戦今一三一〇)
4	(永禄元)閏6・8	今川家奉行人連署書状写	奥監(奥平・定勝)御宿所	九八郎	松平奥平家文書写(戦今一四〇二)
5	永禄4・6・11	今川氏真判物写	奥平監物丞殿	定能	松平奥平家文書写(戦今一七〇三)
6	永禄4・6・11	今川家朱印状写	奥平監物殿	九八郎	松平奥平家文書写(戦今一七〇四)
7	(永禄4)6・17	今川氏真書状写	奥平監物丞殿	奥平監物丞	松平奥平家文書写(戦今一七〇八)
8	(永禄4)6・18	今川氏真書状写	奥平監物丞殿	奥平監物丞	松平奥平家文書写(戦今一七一〇)
9	永禄4・12・5	今川氏真判物写	奥平監物丞殿	奥平監物丞	松平奥平家文書写(戦今一七七八)
10	永禄5・3・7	今川氏真判物写	奥平監物丞殿	奥平監物丞	松平奥平家文書写(戦今一八〇四)
11	(永禄5)7・12	今川氏真書状写	奥平監物殿	奥平監物	松平奥平家文書写(戦今一八四一)
12	永禄5・11・13	今川氏真感状写	奥平監物丞殿	奥平監物丞	松平奥平家文書写(戦今一八七八)
13	永禄5・11・13	今川氏真感状写	奥平監物丞殿	奥平監物丞	松平奥平家文書写(戦今一八七九)

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
天正2・4・10	元龜4・11・21	元龜4・8・20	(天正元)7・30	(元龜4)7・7	(元龜4)6・30	(年未詳)5・25	元龜3・10・27	元龜3・7・30	(元龜3)5・25	(永祿12)11・19	永祿12・5・6	永祿10・5・1	永祿7・2・27	(年未詳)12・20	永祿6・5・14	永祿5・11・13
奥平定能判物	奥平定能・信昌連署状写 (署判のみ)	徳川家康起請文写	武田勝頼書状写	長坂光堅書状写	武田勝頼判物写	武田信玄書状写	山県昌景書状	武田信玄判物写	武田信玄書状写	武田信玄書状写	奥平定能書状写	徳川家康受領書出写	松平家康判物写	今川氏真書状写	今川氏真判物写	今川氏真感状写
仙洞庵	□ □土佐守殿	奥平美作守殿・同九八郎 (信昌)殿	道紋・奥平美作守殿	奥平美作守殿御報	丞殿・奥平美作守殿	奥平美作守殿	奥美御報	奥平美作守殿	奥平美作守殿	奥平美作守殿	小倉内蔵助殿	奥平監物丞殿	奥平監物殿	奥平監物之丞殿	奥平監物之丞殿	奥平監物丞殿
美作守(花押)	美作守定能(花押影) 九八郎信昌(花影押)	奥平美作守	奥平美作守	奥平美作守	奥平美作守	奥平美作守	奥美	奥平美作守	奥平美作守	奥平美作守	奥平九八郎貞能	奥平美作守	奥平監物丞	奥平監物殿	定能	奥平監物丞
天恩寺文書(愛11九四八)	不明(中津一三三頁)	譜牒余録(愛11九〇一)	松平奥平家文書写(戦武二二三九)	松平奥平家文書写(戦武二二三九)	松平奥平家文書写(戦武二二三一)	松平奥平家文書写(戦武二〇六九)	奥平家文書(戦武一九九五)	松平奥平家文書写(戦武一九二九)	松平奥平家文書写(戦武一九〇二)	松平奥平家文書写(戦武一四七六)	三河歴代記(中津一四五頁)*	松平奥平家文書写(愛11五五〇)	松平奥平家文書写(戦今一九六六)	松平奥平家文書写(戦今二六六一)	松平奥平家文書写(戦今一九一三)	松平奥平家文書写(戦今一八八〇)

一 今川領国下の奥平氏

奥平氏の出自国は、上野国説または武蔵国説とあり、明確ではない。大石泰史氏は、出自は武蔵国で、本知が上野国にあったこと、永享の乱の時に鎌倉公方足利持氏方につき上野国を退去し、三河国設楽郡作手へ移住して戦国時代に台頭したとする。出自に関しては、検討する同時代史料がない。従って後考を期すほかない。

奥平氏の動向が、同時代史料上でみられるのは、戦国時代よりである。最初にみられるのは、永正二年(一五〇五)二月五日に奥平貞昌(通称は、はじめ八郎左衛門尉。のちに八郎左衛門入道として同時代史料上でみられる。同時代史料では実名は確認できず)が、遠江経略中の今川氏親に接し遠江国河西所々を宛行われていることである(『松平奥平家文書写』戦今一六〇)。このように、この時、奥平氏は駿河今川氏との関係を有する国衆としてあったことが確認できる。その後、この関係は史料上からしばらく確認できないが、今川義元による三河経略を経て再び顕著にみられるようにな

34	文禄2・5・20	織田常真等連署起請文	奥平美作(花押)	東京国立博物館所蔵文書『秀吉お伽衆』18号資料)
33	天正19・6・4	羽柴秀吉朱印状写	奥平美作守	御感証文集(家康文書中七五頁)
32	(年未詳)1・7	奥平定能書状	定能(花押)	竹谷松平家文書(愛12一六七九)
31	天正3・5・15	奥平定能書状写	美作守貞能	叢林(愛11一〇九四)*

*は要検討文書である。また、「関連事項」は奥平定能の文書上の表記を記した。

奥平九八郎(信昌)殿
竹谷全保斎(松平清善)御
報

江戸大納言(徳川家康)殿

る。これをふまえて、次の天文二十二年（一五五三）三月二十一日に奥平定勝（定能父）へ宛てられた今川義元判物写に注目しよう。

【史料1】今川義元判物写（『松平奥平家文書写』戦今一一四一）

- 一、知行分本地之事者、不入之儀領掌訖、新地分者可為前々事、
 - 一、親類・被官百姓以下、私之訴詔企訴事、越緊令停止了、但敵方内通法度之外儀、就有之者、可及越訴事、
 - 一、被官百姓依有不儀、加成敗之処、（訟、以下同シ）或其子、或其好之人、以新儀地之被官仁罷出之上、至于当座二相頼主人、其輩拘置彼諸職、可支配之由、雖有申懸族、一向不可許容、并自前々知行之内、乍令居住於無沙汰之儀者、相拘名職・居屋敷共可召放事、
 - 一、雖為他之被官、百姓職就相勤者、百姓役可申付事、
 - 一、惣知行野山浜院、如先規可支配事、（兼）
 - 付、佐脇郷野院本田縫殿助為急帶之条、以去年雪斎異見、為中分之上者、（太原崇字）如彼異見可申付事、
 - 一、神領・寺領之事、定勝於納得之上者、可及判形事、
 - 一、入国以前、定勝并被官百姓等、借錢借米之事、或敵同意、或於構不儀輩者、万一有訴訟之子細雖令還住、不可令返弁事、
- 右条々、領掌永不可有相違者也、仍如件、

天文廿二年

三月廿一日

奥平監物丞殿（定勝）

治部大輔判（今川義元）

史料1は、今川義元が三河経略に際して、奥平定勝に対し所領支配、併せて親類・被官百姓たちの統制や処置を保証したものである。ここからは、具体的に所領経営や親類・被官百姓たちの統制に苛む奥平氏が今川氏の保護により、自身の領域内の保全と存続(「国家」存立)を保持させ国衆として発展していったことが窺うことができよう。このような国衆としての立場にある奥平氏の本知作手を中心に形成された支配領域は、史料上で「作手領」と称されている(「桜井寺文書」戦今一三三三ほか)。

このような今川氏との従属関係に奥平氏があるなかで、奥平定能が史料上で初見できるのは、天文十六年八月二十五日付け今川義元判物写(表No.1)であり、幼名仙千代としてである。この義元判物写で、定能は医王山砦(山中城、愛知県岡崎市)を叔父藤河久兵衛尉(奥平貞友、以下貞友と記す)とともに攻略した恩賞として、山中(愛知県岡崎市)に知行を宛行われている。しかし、その直後に日近(愛知県岡崎市)に拠点を移した貞友は今川義元へ対し謀叛を企てたらしく、翌十七年正月二十六日付け義元判物写(表No.2)によると、定能(仙千代)は父定勝により義元への忠節の証として吉田(愛知県豊橋市)へ人質として差し出されている。

この後、定能は弘治二年(二五五六)十月までに元服し、通称九八郎を名乗っていることが確認できる(表No.3)。しかし、同年春頃より、定能は今川氏と同氏の三河統治を支持する父定勝に対し奥平貞友・同彦九郎・同与七郎たちとともに「逆心」を企てる¹³⁾。この時、定勝は一時作手を追われたようであるが、今川氏への従属を固持し、七月十七日付けで義元より「調義成就」につき本領を還付するとの判物を得る(『松平奥平家古文書写』戦今一五二二)。その後、定能は定勝方の親類衆により高野山(和歌山県高野町)へ追放されることとなったが、表No.4によると、親類中の今川氏へ人質を差し出しの上での強い取り成しにより、大恩寺(愛知県豊川市)に籠居させられていたようである。この定能の動向は単なる奥平家の内部紛争でなく、田峯菅沼定継や牧野民部丞たち三河国衆と連携した「東三怨劇」とい

われる今川氏への敵対行動であった。¹⁴そして田峯菅沼家においても、当主定継派と親今川派とが、内部紛争を起こしている。¹⁵これは、戦国大名に従属する不安定な境目領域の国衆家中で、「国家」存立のためにみられる事象で、¹⁶「東三怨劇」もこのような各国衆家中の動きの拡大に起因するものであった。

その後、定能は赦免されて、永禄四年四月以降、松平(徳川)氏が今川氏との戦争を本格化した際、¹⁷定能は父定勝とともに今川方として行動し(表No.5〜8)、同年十月には島田城(愛知県新城市)の攻略(表No.9)、翌五年十一月九日には大代口(愛知県岡崎市)での徳川氏との合戦で戦功をあげている(表No.12〜14)¹⁸。また、永禄四年四月以降、徳川氏に与した田峯菅沼氏を翌五年正月には再び今川氏へと従属させている(表No.15)¹⁹。しかし、この今川・徳川両氏間の戦争のなかでも、日近奥平氏たち「親類同家中」は徳川方に属したことが確認できる(表No.5)。

なお、表No.5以降の宛所の「奥平監物丞」に関しては、父定勝とする見解もあるが、²⁰表No.5・15で今川氏真より「奥平監物丞」宛で所領を宛行われている人物が「定能」であること、表No.5以降に父定勝は「道紋(入道)」としてみられることから、表No.5以降の「奥平監物丞」は定能のことと考えられる。これをふまえると、定能は永禄四年六月以前に官途名監物丞を称していることが確認できるのである。²¹おそらく前年五月の桶狭間合戦での今川義元の戦死に伴い、義元との関係が深い定勝から定能への代替わりがおこなわれたのであろう。

永禄七年二月以前、奥平氏は徳川氏へ従属した。この際の徳川・奥平両氏間の協約がわかるのが、次の松平家康判物写(表No.17)である。

【史料2】松平家康判物写

知行方之事

一、四百貫文

牛久保城共

一、貳百貫文

行明

一、百貫文

大村不動堂方

一、百貫文

豊河中条方

一、百貫文

小倉方

一、百貫文

麻生田

一、百貫文

賀茂

一、百貫文

下条

一、五百貫文

(細谷)七根
ほそや 下条之内百貫文
但此三ヶ郷之内於不足者、都合可申付事、

一、八百貫文

大沼領一円

一、四百貫文

保久一円

一、五百貫文

大給領

都合三千五百貫文

一、遠蒔 三ヶ一之事

一、日近 如近年其方可為家中事、

一、縁昨(辺カ)之事、

一、徳政之儀、駿遠東三河之分者、先年如被相究相違有間敷候事、

右条々如件、

永禄七年^{甲子}

二月廿七日

奥平監物丞殿

(徳川)
家康御判

史料2によると、家康は定能に対し、牛久保城および周辺地域・大沼領・大給領など三五〇〇貫文と遠江三分一の知行宛行、親類日近奥平氏が奥平家中に属すことの承認、縁辺、今川領国内の徳政適用を約束している。牛久保領・大沼領・大給領は、家康に敵対している牧野氏・大給松平氏の所領であり、家康はこれらの所領を宛行う約束をかわすことで、奥平氏を従属させた。特に牛久保領は奥平氏にとっても、伊那街道・三河湾へ通じることとなり、物資の流通はもとより「国家」存立には重要であった。また、「日近 如近年其方可為家中事」とあることより、奥平氏は徳川氏へ従属することにより、永禄四年四月以降に独自に徳川氏へ属した親類日近奥平氏を、再び家中として統制することができた。そして最後の今川領国内への徳政の適用は、奥平氏たち三河国衆が今川氏による相次ぐ戦争の負担で債務の拡大という状況にあったこと、家康はこのような三河国衆に対し「先年如被相究」とある今川領国への徳政の適用を持ち出すことにより、味方に引き入れたことがわかる。²⁴

この後、奥平定能は、永禄十年五月には家康より受領名美作守を拝領し(表No.18)、今川時代の代々の官途名監物丞を改め、「酒左馬寄国衆」として徳川家宿老・吉田城代酒井忠次の軍事指揮下に置かれた。²⁵²⁶

二 武田氏と奥平定能

この節では、まず武田氏から奥平氏に宛てられた史料をみていき、そのうえで前節も含めた奥平氏の権力構造、武

田氏との関係を検討していきたい。²⁷⁾

武田氏と奥平定能の接触が最初にみられるのは、永禄十二年(一五六九)に年次比定できる十一月十九日付け武田信玄書状写(表No.20)である。信玄は、定能が武田氏の相模三増合戦での勝利に使者を派遣したことを喜び、三河国の様子を窺う一方、徳川氏との関係が良好であることを伝えている。しかし実際は、この時期に武田・徳川両氏間は遠江国の領有問題に起因して緊張関係にある。従ってこの接触は、両者の境目領域にある国衆としての行動として位置づけることができよう。

また、表No.21は、信玄が定能に織田・徳川両氏の動向を窺い、富士巢鶴と兎鷹を遣わしたものである。表No.24でも、年次比定をすることはできないが、信玄は両者間の接触が途絶えていたことを憂い、巢鶴を遣わしている。このように武田氏にとつて、奥平氏は敵対する徳川氏との境目に位置するため、絶えず接触を続けて、織田・徳川両氏の動向を探る必要があつた。

このようにして武田・徳川両氏間の緊張関係が展開するなかで、奥平氏は武田氏との関係を深めていく。そして元龜三年(一五七二)七月三十日に、武田信玄は次の判物を奥平定能に与えている。

【史料4】武田信玄判物写(表No.22)

定

- 一、東三河三方へ相渡上者、可停他之綺之事、
- 一、西三河之内拘来之本地、不可有相違事、
- 一、遠州之内旧領、無異儀可被相拘候事、
- 一、遠州(阿多古)あたこの郷之事、

一、牛窪本領不可有相違候、但近年除菅沼新八郎拘之地之事、

付、新地之儀者三方有談合、可有配当之事、

元龜三年^{申壬}

七月晦日

(武田)
信玄判

(定能)
奥平美作守殿

史料4で、信玄は奥平定能に対し、山家三方衆への東三河宛行(一条目)、西三河・遠江国での知行安堵(二・三条目)、遠江国阿多古郷(静岡県浜松市天竜区)の宛行(四条目)、野田菅沼定盈の知行は除く牛久保本領の宛行(五条目)を約束し、新知行に關しては山家三方衆で話し合い配分するよう指示している。この史料より、武田氏は奥平氏・田峯菅沼氏・長篠菅沼氏を山家三方衆として統制し、所領宛行・配分にも、この国衆間の地縁的結合を活用していることがわかる。²⁸⁾そして、このことは同時に、奥平定能が明確に武田氏へ従属したことを示そう。実際に元龜三年十月以降の武田氏の遠江・三河侵攻が開始されると、彼らとの關係につき、信玄が越前朝倉義景に「殊三州山家・濃州岩村属味方」(徳川黎明会所蔵文書)「戦武一九八九」と伝え、対する徳川家康も「今度三方依逆心」(若尾資料『臆乗鈔』五)「愛11八四六」と記している。また、元龜三年に従属したという認識が『当代記』²⁹⁾や奥平氏自体にも『奥平家系』(『朝野旧聞衰藁』元龜三年十月所載)などの史料で確認できることが、このことを裏づけよう。

武田氏の遠江・三河侵攻において、山家三方衆は従軍し先勢を務めた。表No.23は、武田重臣の山県昌景が定能へ武田氏の遠江二俣城(静岡県浜松市天竜区)攻めや江北での織田勢の状況を伝え、武田氏従属の海賊衆による田原表(愛知県田原市)での放火の様子を尋ね、定能の出陣は秋山虎繁との相談のうえで知らせること、嫡男信昌と源次郎たち「御親類衆」の在陣状況を記したものである。このように定能は、武田氏の徳川領国への侵攻にあたって、その行動

を山県昌景の指示に従い、また信昌と源次郎たち「御親類衆」は山県昌景のもとで従軍させられていたことがわかる。この武田氏の徳川領国への侵攻は、信玄の病・死去により中断された。信玄の後を継いだ武田勝頼は、元亀四年(天正元年)六月三十日に、次の判物を長篠菅沼右近助・田峯菅沼刑部丞・奥平定能へ発給した。

【史料5】武田勝頼判物写(表No.25)

定

一、遠州之内、新所五百貫、高部之内百貫、并西三河之内山中七村山形原分千貫文者、累年被拘来之由候間、可為奥平美作^(元能)守計之事、

一、同州高部之内百貫文菅沼伊豆守、百貫文菅沼刑部丞、如年来可被相拘候事、

附、百貫野田領、百貫西郷領者、追而可為下知事、

一、東三河牛久保領之内、菅沼刑部丞・奥平美作守雖被申旨候、三方衆之事ハ相互ニ閣遺恨、無入魂而不叶儀候間、抛是非三方談合候上、牛久保領無増減可有配分候事、

付、畢竟之附之、倚学・道柎・鈴木口上之事、

以上

(元亀四年)
六月晦日

(武田)
勝頼判

菅沼右近助殿

同名刑部丞殿

奥平美作守殿

史料5で、勝頼は遠江国新所(静岡県湖西市)五〇〇貫文・高部(同袋井市)一〇〇貫文、山中七村山形原分一〇〇〇

貫文を奥平定能に(二条目)、遠江国高部一〇〇貫文をそれぞれ長篠菅沼伊豆守(右近助の父)と田峯菅沼刑部丞へ安堵し、野田・西郷領各一〇〇貫文に関しては改めて下知をおこなうとしている(二条目)。そのうえで、牛久保領に関しては田峯菅沼刑部丞・奥平定能の間で言い分があるが、相互の遺恨を排し三方衆で談合のうえで配分することを指示している(三条目)。このように勝頼は父信玄と同じように、彼らを山家三方衆として対応し、それぞれの所領配分をおこなった。山家三方衆とは、三条目より、紛争事に対する当事者相互の遺恨を退け、奥平・田峯菅沼・長篠菅沼三家の談合で解決を図る(相互二閣遺恨、(中略)、抛是非三方談合)国衆の地縁的結合であった。勝頼は、牛久保領をめぐる田峯菅沼刑部丞と奥平定能の相論を、この三方衆での解決に委ねたのである。

しかし、同年七月七日に発給された長坂光堅書状写(表No.26)によると、山家三方衆で解決することができず、その解決は結局武田氏に委ねられたようである。

【史料6】長坂光堅書状写

倚学被差越候条、山三兵令談合、如承相調差返申候、少々雖不合御存分儀候、無御異儀御落着肝要候、其表静之

由可然候、爰元之儀、御隠居様御煩如此答二候、始衆山泉・典廐事、過半駿州へ出陣、地利普請最中二も、諸事

令期来信之時候、恐々謹言、

追而山三兵就御普請、駿州へ出陣候間、無御拵候、道紋へも此由頼候、以上、

(元亀四)

七月七日

(定能)

奥平美作守殿

御報

鈞閑齋

光堅判

(奥平定勝)

(武田信玄)

(武田信豊)

(長坂)

史料6は、勝頼の側近長坂光堅(虎房)が奥平定能へ山県昌景と相談のうえで奥平氏からの要請に対処したこと、少々「御存分」(奥平氏の意向)に添わないが落着を肝要とし、武田勢の駿河出陣・普請を伝達している。また追書で、改めて奥平氏へのこの処置が、山県昌景が駿河国へ出陣中のため、謀りめぐらしたものでないことを記している。ここにみられる「御存分」とは、史料5と考え併せると、田峯菅沼刑部丞・奥平定能の間で採めている牛久保領の問題かと推察される。このように牛久保領の問題は、山家三方衆では解決ができず(三方衆の機能停止)、武田氏のもとへ上訴され、解決が図られることとなる。また武田氏にしても、徳川氏の長篠城侵攻という状況に対し、山家三方衆としての地縁的結合を保たせるために早急な解決をおこなったものと推察される。

しかし定能は、この解決が一因となったのか、同月の徳川氏による長篠城攻撃という状況下、表No.27で勝頼より着陣まで徳川家康を留置くよう指示されたが、翌月に織田権力・徳川氏へ従属して、作手を退城し宮崎(愛知県岡崎市)を拠点に武田方と交戦していく(『当代記』)。これにより、武田氏へ人質として差し出されていた定能の子の千代丸(仙丸)は殺害された(『朝野旧聞哀藁』所収広祥院過去帳写)愛11九〇八)。その一方、この時、父道紋(定勝)は次男(『寛政重修諸家譜』などで実名を「常勝」とされる)と武田方として作手に在城し続け、徳川方となった定能・信昌父子と対峙する(『当代記』)。そして同三年四月、武田勝頼の東三河侵攻に際し、道紋(定勝)たちは山県昌景のもとで田峯・長篠両菅沼氏とともに山家三方衆として従軍し、野田城(愛知県新城市)・二連木城(同豊橋市)の攻略に参加(『孕石家文書』戦武一七〇四)、その直後の長篠合戦にも参戦し(『信長公記』³⁰)、天正十年(一五八二)三月の武田氏滅亡まで行動をとる³¹。このように奥平家は、定能・信昌父子と道紋(定勝)たちの間で「国家」存立の保持をめぐり分裂する。

以上の二節にわたる検討から、国衆奥平氏の権力構造や武田氏との関係を考えてみたい。

まず奥平氏の所領であるが、本知作手のほか日近・山中七郷・佐脇(表No.30ほか・愛知県豊川市御津町)、遠江国新

所・高部などが史料から確認される。このうち遠江国新所・高部は今川氏より宛行われたものである(『松平奥平家文書写』戦今二六六三)。また、山中七郷はもともとは松平宗家(徳川氏)領であるが、表No.1の通り、医王寺山砦攻略により今川氏から奥平氏に宛行われたものである。しかし、徳川氏が今川氏から自立し、敵対するにおよび不知行地となっている(表No.5)。このほかに奥平氏は牛久保領の領有を目指したが、実現はできなかった。山中は岡崎(愛知県岡崎市)に通じ、牛久保領は伊那街道・三河湾に通じる要衝で、奥平氏の「国家」存立には欠かすことのできない要地であった。奥平氏はこの領有を条件に、やがて徳川氏へ従属したが、その背景には第二節での検討から、戦争に伴う債務の拡大などによる「国家」存立の障害が考えられる。つまり、国衆の戦国大名への従属とは、このような国衆「国家」の抱える事情とそれを打開しようとする主体性から生じたものであったといえよう。

次に奥平氏の権力構造は、「親類・被官人」(『松平奥平家文書写』戦今一七〇七)、「同名・被官人」(表No.9)とあるように、親類・被官によって構成され、これまでみてきた通り、常に「国家」存立をめぐる分裂や日近奥平氏のように自立的活動をおこなう状況があった。つまり、その家中は奥平宗家を推戴した親類・被官による一揆的権力構造にあったといえる。

このような奥平氏の権力構造を維持・補完するために、近隣国衆との間で結成されたのが、山家三方衆である。山家三方衆は、対外問題には衆として戦国大名間の戦争に対し行動し、また対内問題に関しては、史料5の通り、「相互二閣遺恨、(中略)、抛是非三方談合」する奥三河国衆間で「国家」存立のために結成された地縁的結合であった。

武田氏と奥平氏の関係は、このような境目の奥三河国衆の権力構造、そしてその地縁的結合である山家三方衆を前提に政治的・軍事的な統制・従属関係が結ばれたものであった。従ってその家中構造から生じる問題は抱え続けたまま、奥平家は定能・信昌父子と道紋(定勝)たちの間で「国家」存立の保持をめくり分裂し、また山家三方衆の機能を

も停止させることともなった。奥平定能の織田権力・徳川氏への従属は、このような背景から生じた行為であったといえよう。

最後に、奥平定能への武田氏の指南と奏者(小指南)に関して検討しよう。軍事指揮権を有し、指揮下の従属国衆の進退保証に携わる指南に関しては、表No.20・21・24の信玄からの書状の添状発給や表No.23での定能への出陣の指示、嫡男信昌と源次郎たち「親類衆」の従軍の事実から、山県昌景が該当しよう。山県昌景は、このほかに天正二年九月九日に菅沼定勝(田峯菅沼一族)へ遠江国浜松(静岡県浜松市)一〇〇貫文の知行宛行を約束した武田家龍朱印状の奉者としてもみられることから、田峯・長篠両菅沼氏の指南も務めたと想定される。また当主側近であり、従属国衆やその指南に当主の意向を奉じる立場にある奏者(小指南)には、史料6で山県昌景とともに対応し解決を図った長坂光堅が考えられよう。⁽³²⁾

三 徳川領国下の奥平氏

奥平定能・信昌父子が織田権力・徳川氏へ従属した後、奥三河地域は如何なる変遷をたどるのか。また奥平氏は如何なる政治的地位をもち、領域支配を展開していったのであろうか。まずは、このための検討素材として、元亀四年(一五七三)八月二十日に奥平定能・信昌父子へ宛てられた徳川家康起請文写(表No.28)をみていきたい。

【史料7】徳川家康起請文写

敬白起請文之事

一、今度申合候縁辺之儀、来九月中ニ可有祝言候、如此ノ上ハ、御進退善悪共ニ見放申間敷事、

一、本地・同日近并遠州知行、何れも不可有相違事、

一、田峯跡職、同菅沼常陸守・同新次郎・同伊賀(定仙)・林紀伊守、其外諸親類・諸被官知行并遠州知行二渡進之候、然

者彼知行之内、松平備後守・菅沼十郎兵衛(清宗)・同藤三郎を始、其外方々(雖カ)へ随出置候、田峯跡職一円二其方へ進置候

上八、一所も無相違、則当所務より渡可申事、付、野田へ之義、筋目次第可申付事、

一、長篠跡職、同諸親類・諸被官、遠州知行共二渡進之候、

付、根田・かうち・御渡野・大塚、如前々返可申事、

一、新知行三千貫文進置候、此内半分三州にて、半分ハ遠州河西にて、合三千貫文、以本帳面当所務より渡可進事、

一、三浦諸職之義、氏真(今川)へ御断申届、可申合事、

一、信長御起請文取可進之候、信州伊奈郡(那)之義、信長江も可申届候事、付、質物替之事、相心得候事、

已上

右之条々、少茂(坂)ぬき公事有間敷候、此旨於偽申者、

梵天(生主)・帝釈・四大天王、殊八幡大菩薩・熊野三社権現・愛宕山権現、別而氏神・富士・白山・天満大自在天神、

弓矢之冥加永つき、無間地獄ニ可落者也、仍如件、

元亀四西

八月廿日

(徳川)家康御判

奥平(定能)美作守殿

同 九八郎殿(信昌)

史料7で、家康は定能・信昌父子に対し、まず縁辺の儀を九月中に実施することと進退保証(一条目)、本地および日近、遠江国知行地の安堵(二条目)をしている。次に田峯菅沼宗家の本知、菅沼定仙・同新次郎・同定勝・林紀伊守たち「諸親類・諸被官」の知行、遠江国知行など田峯領の一円宛行、但し野田分は「筋目次第」に宛行うこと(三条目)、長篠菅沼家の本知、「同諸親類・諸被官」の知行、遠江国知行の宛行約束(四条目)、新知行として三河国・遠江国河西にて三〇〇貫文を宛行う(五条目)など田峯・長篠両菅沼氏の所領や新知宛行を約束している。六条目には、三浦氏の所務分に関しては今川氏真に許可を得ることを記し、最後に織田信長の起請文を取り渡すことと信濃国伊那郡のことも信長へ了承を得ることを約束し、質物(人質)替えを承認している。以上の内容を、家康は起請文として遣わしている。

史料7の三・四条目に注目すると、奥平氏とともに山家三方衆として行動した田峯菅沼氏・長篠菅沼氏の権力構造も、奥平氏と同様に親類・被官で構成されており、三条目によると、菅沼定氏・同藤三郎の田峯菅沼親類衆が徳川方であったことがわかる。このことは、奥平氏たち山家三方衆は、ともに親類・被官で構成された一揆的権力構造にあり、戦国大名間の戦争のなかで、「国家」存立をめくり分裂という共通の性質を保持していたことがわかる。

また七条目より、この徳川・奥平両氏間の関係は両者間のみで完結するものでなく、織田信長の起請文も必要とされたことから、この両者の関係成立には織田権力も関与したことがわかる。奥平信昌と家康の娘亀姫の婚姻を催促し執り行ったのも、信長とされる『朝野旧聞哀藁』(天正三年五月所載史料)。つまり、家康と奥平氏との関係は織田権力のもとにおいて結ばれ、徳川氏従属下の他の三河国衆とは異なる与力領主に奥平氏はあつたといえる。³³⁾

奥平定能・信昌父子が織田権力・徳川氏へ従属したことにより、武田勝頼は三河国長篠へ出陣するが、天正三年(一五七五)五月の長篠合戦での敗北、また六月には織田・徳川両勢により三信国境に位置する加茂郡武節城(同豊田

市)が落城させられ(「野崎達三氏所蔵文書」愛11-1-14)、武田氏は奥三河地域から勢力を後退することとなる。この時、『豊前中津奥平家譜』によると、奥平定能は家康とは別に織田家宿老佐久間信盛の軍事指揮下に属して、武節城を攻めたとされる。この記述は、本節で指摘した織田権力従属下の徳川氏と奥平氏との関係を端的に示している。なお、この後奥平氏の軍事行動は信昌が担うこととなる。³⁴

また、この時に併せて長篠・田峯両菅沼氏が奥三河地域から没落したことにより、奥平氏は、「作手・田峯・長篠領、吉良・田原の内、遠州刑部・吉美新庄・山梨・高部領知被仰付」(『譜牒余録』愛11-1-78)とあるように、山家三方衆の領域であった奥三河地域を領国とし、三河国吉良(愛知県西尾市)・田原や旧来からの遠江国での知行地を支配した。

この後、奥平氏は徳川氏との従属関係を深めていくが、その支配領域に対しての徳川氏による発給文書は確認できない。また天正十七年におこなわれた、いわゆる「五カ国惣検地」の研究では、三河国設楽・加茂両郡には七カ条定書がみられないこと、その背景には意図が十分に貫徹しなかったため不実施であったことが指摘されている。³⁵ だが、この地域を国衆奥平氏による領域支配という視点から考えたとき、この事實は、鈴木将典氏が指摘する通り、徳川領国の領域支配の問題に繋がるものとして位置づけていく必要がある。すなわち、以後北設楽郡では、徳川本領国(徳川氏の直接支配領域、「国家」とは異なる国衆奥平氏による自律的な領域支配の展開がおこなわれていること、換言すれば奥平領国Ⅱ奥三河地域支配の相対的自立性を評価したのである。³⁶ これは三河国の他の地域と異なり、この地域が武田氏と織田権力・徳川氏間の境目領域としての政治過程を経て、徳川領国(惣「国家」)のなかでも国衆奥平氏の自治領域(「国家」として展開してきたこと)に起因する。ここに、この地域独自の歴史的展開がみられるのである。

おわりに

以上、本章では三河国衆奥平氏の態様と動向に関して、奥平定能期を中心に検討をおこなった。

この結果、奥平氏に関しては、当主を推戴した親類・被官による一揆的権力構造にあることをみた。そして、これは田峯・長篠両菅沼氏も同じ構造であり、「国家」存立をめぐる親類・被官の自立性から内部紛争へと繋がる性質を有していたことを確認した。また、このような国衆の権力構造を補完する地縁的結合として山家三方衆が結成され、「相互二閣遺恨、(中略)地是非三方談合」とあるように、三方衆による紛争処理と対外戦争への対処がおこなわれたが、戦国大名間の戦争の激化に伴い、その「国家」存立の追求から分裂がなされたことをみてきた。

そのうえで奥平氏は、織田権力・徳川氏への従属により、徳川領国下における国衆奥平氏の奥三河地域での地域権力としての立場と領域支配の相対的自立性を維持したことをみた。

以上の検討結果より、戦国大名と国衆の関係を改めて考えてみよう。

奥平氏たち山家三方衆の検討により、まず国衆は、村・町を基盤に戦国時代に展開した地域権力としての権力構造としては戦国大名と同質であるが、親類・被官による一揆的要素が強く、とりまく政情に伴い個々の存立のため常に分裂を孕む危機を有していた。そのため個々の「国家」存立の保持から、国衆は地縁的結合をおこない対処をしたが、その一方で、戦争の激化に際し、より大きな地域権力の戦国大名への従属が選ばれていく方向にもあった。

その過程のなかで国衆は、権力構造や領域支配を維持させ、地位・領内「平和」の保証を得た。一方、戦国大名は従属国衆の支持を獲得することで、領国を拡大し、公儀としての立場を確立していったのである。従って従属国衆の

支持を得なければ、戦国大名領国(惣「国家」)は後退することとなる。このように戦国大名領国とは、重層的に構成された「家」と地域社会(「国」)の存立を共通目的とする複合体としてあった。このため、その存立・「平和」維持(特に危機管理)を委託された戦国大名はその役割に努め、領国を「平和」へと導きつつ、対外勢力からの存立確保のために戦争を展開した。

戦国大名領国(惣「国家」とは、このような大名・従属国衆間の関係に規定されて展開していた。そして徳川氏も、この領国構造に基づき、当該期の大名権力として領国支配をおこなっていったのである。

註

(1) このような戦国大名と国衆の関係を検討した代表的な研究として、黒田基樹『戦国大名と外様国衆』(文献出版、一九九六年)をあげる。

(2) 矢田俊文「戦国期甲斐国の権力構造」(同『日本中世戦国期権力構造の研究』、塙書房、一九九八年所収。初出一九七九年)。

(3) この議論は矢田氏の批判も含め、甲斐武田氏研究において活発になされた。その代表的な研究として、柴辻俊六氏の一連の研究、『戦国大名武田氏領の支配構造』(名著出版、一九九一年)、『戦国期武田氏領の展開』(岩田書院、二〇〇一年)、『戦国期武田氏領の形成』(校倉書房、二〇〇七年)、『戦国期武田氏領の地域支配』(岩田書院、二〇一三年)をあげる。

(4) 黒田 註(1)著書。

(5) 黒田基樹「戦国期東国の大名と国衆」(同『戦国期東国の大名と国衆』、岩田書院、一九九九年)。

- (6) 黒田註(5)論文、遠藤ゆり子「戦国期地域権力の歴史的 성격に関する一考察―奥羽における大崎氏の位置づけをめぐって―」『地方史研究』二九六、二〇〇二年)ほか。
- (7) 大石泰史・黒田基樹「松平奥平家古文書写について」『地方史静岡』二〇、一九九三年。
- (8) 酒井憲二編『甲陽軍鑑大成』第一卷(汲古書院、一九九四年)。
- (9) 大石泰史「今川氏と奥平氏―『松平奥平家古文書』の検討を通して―」『地方史静岡』二二、一九九三年)。以下、大石氏の奥平氏に関する見解は、本論文による。なお、奥平氏に関しては、ほかに黒屋直房『中津藩史』碧雲荘、一九四〇年)、北設楽郡史編纂委員会編『北設楽郡史』原始―中世(一九六八年)、稲武町教育委員会編『稲武町史』通史編(二〇〇〇年)などが系譜や動向に関してふれている。
- (10) 奥平氏以外の三河国衆の研究としては、多くの研究成果をもつ松平(徳川)氏を除くと、八名西郷氏を扱った大久保俊昭「西郷氏の場合」(同『戦国期今川氏の領域と支配』、岩田書院、二〇〇八年所収。初出一九八七年)、平野明夫「戦国期の徳川氏と三河国八名西郷氏」(『日本歴史』六九六、二〇〇六年)、伊奈本田氏を扱った大久保俊昭「伊奈本田氏の場合」(同『戦国期今川氏の領域と支配』、岩田書院、二〇〇八年所収。初出一九八七年)などがあげられる。
- (11) 奥平定能は、後世の家譜・編纂物などでは実名を「貞能」とするが、本表より「定能」であることを確認しておきたい。また黒田基樹「武田氏の駿河支配と朝比奈信置」(同『戦国期東国の大名と国衆』、岩田書院、一九九九年所収。初出一九九五年)が既に指摘していることだが、定能の嫡男信昌は、表No.29の通り、元亀四年十一月の時点で実名は武田信玄よりの偏諱を賜った「信昌」であり、花押は武田様であることも再確認しておきたい。
- なお、本章に関係する奥平氏の略系図を掲げておく。

【奥平氏略系図】



- (12) 序章での史料出典の略称に加え、本章のみで引用する史料は、表も含め出典を以下のように略記する。
 『中津』：黒屋直房『中津藩史(碧雲荘、一九四〇年)』+頁数
 『秀吉お伽衆』：大阪城天守閣特別展図録『秀吉お伽衆—天下人を取りまく達人たち—』(二〇〇七年)。
- (13) 弘治三年六月二十六日付け奥平定勝宛今川義元判物写(『松平奥平家古文書写』戦今一三三八)より、この時に定能とともに行動した親類衆が、奥平貞友・同彦九郎・同与七郎であることがわかる。
- (14) 「東三念劇」に関しては、大久保俊昭「三河国の在地動向」(同『戦国期今川氏の領域と支配』、岩田書院、二〇〇八年所収。初出一九八六年)、大石 註(9)論文を参照されたい。
- (15) 当該期の田峯菅沼氏に関しては、拙稿「戦国大名徳川氏の伊那郡統治と菅沼定利」(『駒沢史学』六五、二〇〇五年。改題のうえで第二部第六章に収録)を参照されたい。
- (16) 藤木久志「両属論の魅力—『関城町史』通史編によせて—」(同『戦国史をみる目』、校倉書房、一九九五年所収。初出一九八八年)、黒田基樹「戦国期国衆論の課題」(同『中近世移行期の大名権力と村落』、校倉書房、二〇〇一年所収。初出二〇〇〇年)。
- (17) 拙稿「永禄四年三河国牛久保合戦の意義」(『戦国史研究』四九、二〇〇五年)および「永禄期における今川・松平両氏の戦争と室町将軍—將軍義輝の駿・三停戦令の考察を通じて—」(『地方史研究』三二五、二〇〇五年。改題・加筆のう

えで第一部第一章に収録)。なお、松平氏は永禄九年十二月に姓を徳川氏と改める。本章では、以下、史料名を除き徳川氏で統一する。

- (18) このほかに、表No.16によると、大和田(愛知県新城市)での戦功が確認できるが、年次を比定することができない。
- (19) 本史料には「永禄六年」の記載があるが、田峯蒼沼氏が今川氏へ再従属したのが永禄五年一月であること(『松平奥平家古文書写』戦今一七八七)や同文書内の「去年三州悉逆心之割(刻)」との表記があることから、年次は永禄五年のものと考えられるが、表では史料の表記通りとした。
- (20) 大石泰史「奥平定能」(『戦国人名辞典』、吉川弘文館、二〇〇五年)は、表No.6より「永禄期(一五五八―一七〇)に監物丞を称したとされるが、それは誤りで、九八郎を称した以降、すぐに美作守になったと思われる」とする。
- (21) なお黒田基樹「奥平定能」(柴辻俊六編『武田信玄大事典』、新人物往来社、二〇〇〇年)は、「永禄四年(一五六一)六月には家督を継承し、官途名監物丞を称している」とする。
- (22) 大給松平氏とは、徳川家康は今川氏からの自立・敵対後より敵対関係にあり、その関係は永禄七年七月まで続いた(『譜牒余録』愛11三八五・一六〇九)。
- (23) 例えば伊奈本田氏は、今川氏への従属に伴う「国家」存立の保持の代償として相次ぐ戦争の負担により本知をも喪失していたらしく、永禄六年十二月二十六日付け今川氏真判物(摩訶耶寺文書「戦今一九四九」)では、「訴訟」(当時の状況から、徳川氏の侵攻への押さえを自ら買うことと推察される)により、伊奈城(愛知県豊川市)を拠点とする本知の還付と新地給与をうけている。奥平氏も牧野氏の家臣で、金融業にも携わっていた岩瀬雅楽助と債務関係にあり、永禄三年九月二十七日付け岩瀬雅楽助宛今川氏真判物(「皆川博氏所蔵文書」戦今一五四八)では、今川氏がかつて奥平氏たち三河国衆へ債務返還免除の判物を発給していても適用せずとしている。『豊前中津奥平家譜』(東京大学史料編纂所蔵謄写

本)はこれに伴う事態を「(永禄三年)九月、氏真奥平氏ノ所部内牛久保を取て、岩瀬雅楽助に与フ」として、今川氏離叛・徳川氏への従属への要因の一つとしている。

(24) 徳政が戦略の一つとして使用されたことに関しては、阿部浩一「戦国期徳政の事例検討」(『戦国期の徳政と地域社会』、吉川弘文館、二〇〇一年)や神田千里『土一揆の時代』(吉川弘文館、二〇〇四年)を参照されたい。

(25) 同時代史料によると、貞昌は八郎左衛門尉・八郎左衛門入道としてしか確認できず、監物丞としてみられるのは定勝・定能父子のみである。定能の嫡男信昌は、父定能の死去(慶長三年十二月十一日)まで通称九八郎であったと推察され、管見の限り定能の死後に受領名美作守を称していることが確認できる(「天恩寺文書」『新編岡崎市史』史料古代・中世、九七〇頁ほか)。

(26) 『家忠日記』(『補続史料大成 家忠日記』天正十四年五月十二日条)。

(27) 本章の原論文(「戦国大名武田氏の奥三河経略と奥平氏」『武田氏研究』三五、二〇〇六年)には、「武田氏の奥三河経略過程」と題する節を設けていたが、その後、元亀年間の武田氏の奥三河経略に関する記述は、まったくの事実誤認であったことより省いた。当該期の武田氏による三河侵攻の過程に関しては、第一部第二章を参照されたい。

(28) 山家三方衆は、おそらくそれ以前の奥平・田峯菅沼・長篠菅沼・牧野四氏間の血縁関係が、国衆間の地縁的結合へと発展していったものと推察されるが、現在のところ史料上では、武田氏の奥三河統治(山家三方衆の従属時)時にしかみられない。

(29) 『当代記』は『史籍雑纂 当代記・駿府記』(統群書類従完成会、一九九五年)による。

(30) 『信長公記』は、奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』(角川書店、一九六九年)による。

(31) 『稲武町史』通史編(稲武町、二〇〇〇年)は、「第二章第二節 戦国時代の稲武地方」一二三頁で、『信長公記』に長

篠合戦時の武田勢のなかに奥平氏の軍勢がみられることを「作者太田牛一による誤記」とする。だが、この軍勢は武田方であった奥平道紋(定勝)たちの軍勢である。なお、このことを含め長篠合戦に関しては、第一部第二章付論を参照されたい。

(32) このように長坂光堅の立場をとらえた時、長篠合戦が、武田勝頼が山県昌景たち重臣の意見を退け、側近長坂光堅たちの意見を採用したことに起因するとの『当代記』など編纂物の記述は、奥三河統治をめぐる指南と奏者(小指南)の争いとしてとらえることもできよう。

(33) このように考えたとき、奥平信昌が織田信長より偏諱を賜り、実名を「信昌」と改めたとされる後世の奥平氏に伝わる由緒は、表No.29が示す通り事実とは異なりながらも、信長と結びつけたわけは、奥平氏のこの地位が重視され後世に創作されたものとも考えられる。

(34) この後、定能は天正十七年二月十一日の徳川氏主催の駿河駿府城(静岡県静岡市)での連歌会(『家忠日記』)などの行事にしか、その活動はみられなくなる。また、同十九年六月四日には羽柴秀吉より家康の嫡男徳川秀忠に従い在京を命じられ、隠居分二〇〇〇石を無役として宛行われ(表No.33)、この頃より秀吉の御伽衆としての活動がみられる(表No.34)。そして慶長三年(一五九八)十二月十一日に山城国伏見(京都府京都市伏見区)において死去している。

(35) なお、その後も信濃国伊那郡に逃れた田峯菅沼氏・長篠菅沼氏・奥平道紋(定勝)は、山家三方衆として、武田氏のもので活動していく。

(36) 本多隆成「初期徳川氏の検地と農民支配―五カ国総検地を中心に―」(『日本史研究』二二八、一九八〇年)。また『初期徳川氏の農村支配』(吉川弘文館、二〇〇六年)の二一六頁においても、七カ条定書は、三河国加茂郡・設楽郡ではみられないことを指摘する。

(37) 鈴木将典「五か国総検地施行段階における徳川領国の基礎構造―七か条定書と年貢・夫役システム―」(『駒沢史学』六二、二〇〇四年)。

(38) このように奥平氏の領域支配に関する自律性に注目した時、奥平領内の片寄天恩寺(愛知県岡崎市)に対し実施された天正十七年十月の検地は、これまで徳川氏による検地とされてきたが、従属国衆奥平氏によって実施された検地である可能性も考えられる。しかし、検地奉行人の素性を含め不明な点が多い。後考を俟ちたい

第三章 徳川氏の甲斐国中領支配とその特質

はじめに

天正十年（一五八二）、旧武田・織田領国をめぐる政治戦争、すなわち天正壬午の乱を経て、徳川家康は甲斐・信濃両国の領有を獲得し、領国へと編成する。本章では、これによる徳川氏の山梨・巨摩・八代三郡の甲府盆地一帯で構成された甲斐国中領の支配態様と展開に関して検討をおこなう。

徳川氏の甲斐支配全般に関しては、村上直・北島正元・和泉清司の各氏による研究がある^①。これによると、徳川氏の甲斐支配は都留郡一帯の郡内（谷村）領を譜代重臣鳥居元忠に任せ、富士川沿いの巨摩郡南部・八代郡の一部に位置する河内領を穴山勝千代に与えたうえで、国中領を直接統治とした。そして国中領の支配機構は、甲斐郡代あるいは国奉行的存在とされる三河以来の譜代重臣平岩親吉による統括のもとで、旧来の武田氏の支配組織を踏襲したものであった。すなわち譜代家臣の成瀬正一・日下部定吉を両職（両奉行）、その下に武田旧臣の市川元松・桜井信忠・石原昌明・工藤喜盛を四奉行（公事奉行）として配置し支配がおこなわれたとする。この点はその後、本多隆成氏により、同時代史料より分析がおこなわれ、「甲府城代」的立場の平岩親吉を頂点に、成瀬・日下部の両職（両奉行）、相対的にその下で在地支配にあたった武田旧臣の甲斐四奉行（公事奉行）がいて、民政一般を担当した^②ことが指摘されてい

る。また天正十七年に実施された検地に関しては、鈴木将典氏が具体的にその実施の有り様と意義を検討している。^③そして検地は國中領に限られ、三河・遠江・駿河各国と同じ下方桝による領国統一基準で実施された一方、知行地・寺社領の安堵には武田時代の遺制が踏襲され、甲州桝を基準として統一基準との換算値を設けていたことを明らかにした。

このように当該期の徳川氏による國中領の支配機構と支配に関しては、明らかになっていることが多い。だがその支配機構像は、江戸幕府の職制を意識した後世の史料に基づき導き出されたものが踏襲され、具体的な実務の有り様に関しては十分な検討がなされているわけではない。また戦国・織豊期大名権力の領国支配を考えるには、その領国が各地域社会の歴史的展開に応じた重層的複合体として構成される地域「国家」(惣「国家」という性格を有する以上、^⑤各領域において展開した支配機構とその支配実務(以下、領域支配)をつかみ、そのうえで総体としての惣「国家」の態様、そしてそれに規定されて活動する大名権力自体を考えていく必要がある。甲斐國中領は、戦国大名武田氏の直接支配領域としてあった歴史的前提があり、徳川氏はこの歴史的前提のもとに如何なる領域支配を展開したのであるうか。この問題は、徳川氏に止まらず当該期の大名権力が経略国において、前代以来の領域態様との関わりで、如何なる領域支配の態様を構築していったかを考えることも繋がる。具体的には、本多氏がしたように同時代史料に基づき引き続き検討をおこない、領域支配の態様を考察していくことが求められる。

そこで本章では、このことを重視して、まず徳川氏による甲斐領有からの政治過程と支配構築をpushさえる。そのうえで甲斐國中領支配の態様と展開に関して、以下検討していく。

一 天正壬午の乱と徳川氏の甲斐領有

はじめに、天正十年（一五八二）三月の武田氏滅亡から天正壬午の乱、そして徳川家康による甲斐領有への過程を概観しておこう。

天正十年三月の武田氏滅亡後、織田権力は東国へ権勢を拡大し、領国となった甲斐国国中・郡内両地域には重臣河尻秀隆を配置し、河内地域は従属した穴山信君に安堵し、統治を展開した。だが、六月二日に起きた本能寺の変で織田信長が横死すると、旧武田・織田領国の甲斐・信濃・上野三国の領有と東国の主導権をめぐる政治戦争（天正壬午の乱）へと至る。

徳川家康は、織田権力との従前の関係を活用して甲斐・信濃両国へ侵攻を開始し、やがて上野国を押さえ、侵攻してきた相模北条氏（以下、北条氏）と対戦する。徳川氏は、軍勢数など不利な状況のなか八月以降新府（山梨県韮崎市、以下山梨県の地名は県名を略す）・若神子（北杜市）間で北条氏と対峙し続けた。やがて信濃国衆真田昌幸たちを従属させ、戦況を好転に持ち込んだ徳川氏が、「上方忿劇」に追われた織田信雄・信孝兄弟の要請を受け、十月二十九日に北条氏と和睦して終結する（『家忠日記』⁶）。この際に締結された徳川・北条両氏間の国分協定により、徳川氏が甲斐国都留郡と信濃国佐久郡、北条氏が上野国沼田・吾妻地域（沼田領・岩櫃領）の領有を互いに承認し、これにより徳川氏は甲斐・信濃両国を獲得することとなった（但し信濃国川中島四郡地域は、上杉景勝が領有する）。

この天正壬午の乱を経てなされた徳川氏の甲斐支配は、北条氏と境界が接する郡内地域（郡内領）は重臣の鳥居元忠に担当させ、巨摩郡南部・八代郡の一部の富士川両岸に位置する河内地域（河内領）は従属国衆穴山勝千代の立場・領

域支配を父信君の時と同様に保証したうえで、国中領を基軸に支配を展開していくのである。⁽⁸⁾

二 徳川氏の甲斐侵攻・領有に伴う知行安堵と宛行

次に前節でふれた政治背景をふまえたうえで、徳川氏の甲斐侵攻・領有に際しおこなわれた知行安堵・宛行を通じて、支配構築の展開をみていこう。

徳川氏による甲斐侵攻・領有に際し所領などの知行安堵・宛行は、当主家康の花押を据えた判物と「福德」朱印状で実施された。「福德」朱印状とは、徳川家康が用いた直径約五・七センチの「福德」印判を朱印で押捺した証状で、初見は永禄十二年（一五六九）閏五月十七日である（『野々山千万往氏所藏文書』愛11六六〇）。この印判が使用された背景には、その一カ月前の五月六日になされた今川氏真の遠江懸川（静岡県掛川市）開城、すなわち戦国大名今川氏の滅亡が考えられる。「福德」とは、為政者が功德をもたらすことを意味し、代替わりを明示した。このことをふまえるならば、この印判は今川氏から徳川家康への支配者の交代を示す印判であったと考えられる。⁽⁹⁾

はじめこの印判を朱印で押捺して用いた証状（「福德」朱印状）は、公事賦課や特権保証、治安維持に関する事項に限られていたが、天正九年（一五八一）三月の武田方の遠江高天神（静岡県掛川市）落城による徳川氏の遠江獲得に伴い、「福德」朱印状で寺領安堵がなされた（『西角井正慶氏所藏文書』愛11一四八一）。そして翌十年二月の武田氏攻めの際より奉者式印判状が採用され（『原田文書』静8一四六八ほか）、天正壬午の乱時にはこの形式の「福德」朱印状が多くみられることとなる。

次に天正壬午の乱による甲斐国において実施された知行安堵・宛行は、筆者が収集したこの時期の同事業に関わる

二四〇点ほどの文書から、大きく次の①～④に四区分でき、この区分はさらに内容・形態より①・②と③・④の二つに分けることができる。これをふまえつつ、以下にみていこう。

①天正十年六月、大須賀康高たち先遣隊による知行安堵・宛行

本能寺の変により帰還した徳川家康は、その直後に甲斐国の政情に備えて大須賀康高・岡部正綱・曾禰昌世を派遣した。既に酒入陽子氏は大須賀康高に関して考察するなかで、彼ら三人を「いち早く甲斐へ侵攻した先発隊」と位置づけ、大須賀康高個人または彼らの連署による知行安堵・宛行状は甲斐国の諸士を味方に付けるために発給された暫定的なものであったことを指摘している。現在、彼らによる知行安堵・宛行状は写文書を含め一〇点は確認でき、原文書より料紙の形態は折紙であることがわかる。次に事例をあげよう。

【史料1】大須賀康高黒印状（山本家文書^①）

本領之事

（逸見）
へミミ

式十九貫文 惣田之内

卅五貫文 一瀬五郎兵衛分

手作分

但、信州小野之替地也、

卅貫文

篠原之

孫右衛門分

合九拾四貫文

右、如前々出置候、被官・夫丸共不可有異義候、但言上於相違者、此一札立間敷候、可被抽奉公忠節者也、仍如

件、

天正十年

六月廿二日

匂坂牛介

(康高) 奉之

大須賀□□(康高) 黒印

(幸俊)

山本十右衛門殿

(五)

史料1は、遠江横須賀城代で徳川氏の甲斐侵攻時には先遣隊を務めた大須賀康高が、武田旧臣の山本幸俊へ本領甲斐国惣田(相田、北杜市)二九貫文、信濃国小野(長野県塩尻市・上伊那郡辰野町)の知行地の替地として一瀬五郎兵衛分・手作分三五貫文、甲斐国篠原(甲斐市)孫右衛門分三〇貫文の合計九四貫文の知行地、被官、夫丸を保証したものである。奉者としてみられる匂坂牛介は、大須賀家臣で横須賀(高天神)衆として活動した人物である。但し「言上」が偽りであると発覚した場合、この保証状は破棄されると記している。ここから、山本幸俊の申告(「言上」)に基づき、大須賀康高が仮保証したものと位置づけることができよう。

また、「被 仰出候」の記述がみられるものがある。このことは、彼らの知行宛行状が家康の意向を得ての形式、すなわちこの直後の奉者式朱印状と同様のかたちでおこなわれたものであったことがいえよう。この形式による知行安堵・宛行の終見は、管見の限り、六月二十四日であり(「早川家文書」山4五二三ほか)、その後は、翌七月に家康が甲斐入国を果たすと、以下の徳川家朱印状(「福德」朱印状)の形式で発給されることとなる。

②天正十年七月〜十月における天正壬午の乱中の「福德」朱印状による知行安堵・宛行

七月の徳川家康本隊の甲斐入国に伴い、諸將は奉者として受給者の知行に関する申告を受け、それにより次の「福德」朱印状が発給されている。

【史料2】徳川家朱印状（早稲田大学図書館所蔵文書）山5上二二一〇）

甲州河内郷之内五十貫文、志田郷之内三十俵、小松屋敷所五貫文、浅利之郷夫丸共、信州河中島二而五十貫文之事

右、為本領之由言上候間、充行之、弥守此旨可抽軍忠之状如件、

天正十年

八月十六日〇（「福德」朱印）

大久保新十郎^{（忠泰）}奉之

長井又五郎殿^{（吉正）}

史料2は、長井吉正に対し、甲斐国河内郷（笛吹市）五〇貫文、志太郷（甲斐市）三〇俵、小松屋敷地五貫文、浅利郷（中央市）における夫丸の動員、信濃国川中島（長野県長野市）における五〇貫文という知行地・権利内容を安堵したものであるが、この安堵は長井吉正の「為本領之由言上」とあるように本領であるという申告を受け、大久保忠泰（のちの忠隣）を奉者として発給されたものである。特にこの時期、徳川氏は信濃国川中島を押さええていないので（同地域を領有しているのは、越後上杉氏）、極めて仮保証的な面が強い文書といえる。また、料紙の形態は折紙であり、これは初鹿野伝右衛門尉（大阪城天守閣所蔵文書）山5下二六三五のような特別に家康直判で知行安堵・宛行を受けた者を除き、管見の限りであるが、同年九月九日付け発給のもの（『記録御用所本古文書』記録一〇五五）まで、この形式がとられていることが確認できる。

③天正十年十一月～十二月の天正壬午の乱終結に伴う「福德」朱印状による知行安堵・宛行

前述の通り、天正壬午の乱は同年十月二十九日に、徳川氏と北条氏との間で和議が結ばれることにより、終結する。この政情を受け、十一月から十二月にかけて、徳川氏による甲斐諸将たちに対する知行安堵・宛行の「福德」朱印状

が発給された。実例をあげる。

【史料3】徳川家朱印状〔早稲田大学図書館所蔵文書〕山5上二二二一

甲州河内之郷之内五拾貫文、志田之内七貫五百文、小松屋敷所五貫文、浅利之内夫耆人之事、
右、為本領之間、不可有相違之状如件、

天正十年

本多弥八郎
(正信)

十二月九日〇〔福徳〕朱印)

高木九助
(広次)
奉之

長井又五郎殿
(吉正)

史料3は、史料2と同じく長井吉正に対し、甲斐国河内郷五〇貫文、志太郷七貫五〇〇文、小松屋敷地五貫文、浅利郷における夫丸の動員という知行地・権利内容を安堵したものであるが、まず史料2と異なり受給者側の申請文言がない。また、知行・権利内容に注目すると、史料2に申請により記されていた信濃国における知行地がみられない。長井吉正の場合、前述の通り、信濃国川中島は越後上杉氏の領有にあり、徳川氏は領有できていない。従って現実の可能な知行状況に併せて、史料3は発給されたものであることがわかる。さらに料紙の形態に注目すると、史料2は折紙であったが、史料3は縦紙と異なる。つまり、前者より後者の方が保証の確実性を機能として有しているのである。縦紙形式を用いた知行安堵・宛行に関わる「福徳」朱印状は、管見の限り、天正十年十一月五日付けのものより確認でき、その政治背景に天正壬午の乱終結、徳川氏の甲斐領有の確定が考えられる。以上から、この時期の知行安堵・宛行は、天正壬午の乱終結に伴う処理としてなされたものといえる。

④天正十一年閏正月・三月に徳川直参衆への知行安堵、四月に国内寺社領の安堵

③の通り、天正十年十一月から十二月にかけて、天正壬午の乱終結に伴う徳川氏による甲斐諸將たちに対する知行安堵・宛行がなされた後、翌十一年閏正月十四日、三月二十八日付けで再び一部の甲斐諸將へ、そして四月十六日～二十七日には国内寺社へ知行・所領の安堵がおこなわれる（その総数は管見の限り、六九点に及ぶ）。ここでは、一部の甲斐諸將へなされた知行安堵に注目し、具体例として、次の徳川家朱印状をあげる。

【史料4】徳川家朱印状（早稲田大学図書館所蔵文書 山5上二二二二）

甲州本領河内之内五拾貫文、志田内參拾俵、小松屋敷五貫文、浅利内夫丸壺人等之事

右、領承不可有相違之状如件、

天正十一年

後正月十四日○（「福德」朱印）

長井又五郎殿

ここでは、長井吉正へ史料2・3同様に甲斐国河内郷五〇貫文、志太郷三〇俵、小松屋敷地五貫文、浅利郷における夫丸の動員という知行地・権利内容が堅紙を用いて安堵されているが、史料2・3と異なり奉者形式でなく直状形式でなされていることに特徴がある。そこで、この時に直状形式がとられた意味を考えるにあたり、表1として、同日付けで徳川家朱印状（「福德」朱印状）による知行安堵が確認できる人物を一覧化した。¹³⁾

表1より、この時の知行安堵の多くが武田直参衆（「信玄近習衆」、「信玄直参衆」）への知行保証であり、また彼らの後裔の所屬が旗本としてみられることから、彼らはこの保証状とともに徳川直参衆（旗本）へ編成されたといえる。¹⁴⁾このことより、この直状形式は、諸將へ徳川家康とは直接的な主従関係にあることを示すためにとられたことが指摘できよう。

以上の①～④の過程をふまえて、以下総体的に検討しよう。

【表1】天正十一年閏正月十四日付け徳川家朱印状(「福德」朱印状)の受給者一覽

受給者	壬午起請文	所領(総高)	所屬	備考
青沼昌世	信玄近習衆	青沼分・棟別・徳役四〇貫文	旗本	
雨宮昌茂	信玄近習衆	上河東ほか二三貫文	旗本	
有賀種政	信玄近習衆	成田一八貫文	旗本	
市河助一郎	信玄近習衆	後屋敷郷ほか四〇〇貫文	旗本	「壬午起請文」は父宮内助の表記。
牛奥昌茂	信玄近習衆	上石森六〇貫文	旗本	
大木親照	親類衆	大木郷ほか六二貫五〇〇文	旗本	
駒井政直	信玄近習衆	中嶋分ほか三六二貫九三〇文	旗本	
桜井信忠	信玄近習衆	桜井郷七〇貫文	旗本	
水上利光	信玄近習衆	中条二〇〇貫文	旗本	
鷹野喜兵衛尉	御蔵前衆	富士公文分一八貫文ほか	旗本	井出正次が奉者。鷹野徳繁子。
高林昌重	信玄近習衆	押越郷ほか七九貫三〇〇文	旗本	
土屋正久	信玄近習衆	国衙ほか二三貫文	旗本	
長井吉正	信玄直參衆	河内ほか五五貫文	旗本	
新津弥三左衛門尉	信玄直參衆	前間田ほか三九貫文	旗本	山4は要検討とする。
西山昌次	信玄直參衆	三井分三五貫文	旗本	
早川弥三左衛門尉	井伊兵部少輔同心前土屋衆	前間田ほか三九貫文	井伊家家臣	井伊直政が奉者。
日向政成	井伊兵部少輔同心前土屋衆	南竹井ほか一一三貫一〇〇文	旗本	

山下内記	御蔵前衆	下河原ほか三三六貫二〇〇文	井伊家家臣
山本幸俊	信玄直參衆	相田郷ほか三六貫六〇〇文	旗本

「壬午起請文」は『天正壬午起請文』(山6下二四八)での所屬表記、「所屬」は家譜類で確認できる後裔の所屬を示す。まず発給地域に関してであるが、これは①～④ともに甲斐国中領に集中しており、徳川氏による甲斐国の支配態様に規定されていることが確認できる。

次に、この時期の「福德」朱印状の奉者の活動状況に関してみてみよう。ここでは、②の天正十年七月から③の同年十二月までの「福德」朱印状の奉者の活動状況を探るために、知行安堵・宛行以外の事項も含めて、表2を作成した。既に本多隆成氏も天正十年から同十一年における同朱印状の奉者に関して一覽を作成しているが、特に天正壬午の乱中と同乱後に伴う傾向の分析までは意識されていないという問題がある。そこで表2では、天正壬午の乱が終結する十月以前と以後に分けてデータを入力してみた。この結果、同乱中には阿部正勝・井伊直政・大久保忠泰・岡部正綱・内藤信成・竹谷松平清宗・山本成氏たち多くの徳川家臣が奉者として活動がみられたが、乱後は国中領の諸将に対する寄親を務める井伊直政、芝田康忠と中枢吏僚の本多正信・高木広次、¹⁶成瀬正一・日下部定吉に奉者が集中していく傾向がみられることを特徴として指摘できよう。そして第三節で検討するように、成瀬正一・日下部定吉の「両奉行」は、この後も甲斐国中領の政務(知行割や諸役賦課、相論裁許など)に関わる「福德」朱印状の奉者を務めていく。

これらの点も併せて、徳川氏の甲斐侵攻・領有に伴う知行安堵・宛行の実施を段階的にまとめると、以下のようなだろう。

①から②への知行安堵・宛行の展開であるが、まず六月に大須賀康高たち先遣隊諸将自身の発給がなされ、そのう

【表2】天正10年7月～12月における徳川家朱印状(「福德」朱印状)の奉者と発給数

奏者	7月	8月	9月	10月	11月	12月	前	後	連署
阿部正勝		2	8(3)			1	10(3)	1	山本成氏
井伊直政		17	1		29	18	18	46	
石川数正						1	0	1	※
市川左内				1			1	0	
大久保忠泰	1	8	7(1)	2(2)	2	1	18(2)	3	成瀬正一、 本多正信
岡部正綱		6			1		6	0	
神谷重勝							0	1	榊原小兵衛、 守随信義宛て
日下部定吉		2(1)	3(3)			11(9)	5(4)	11(9)	成瀬正一
榊原小平							0	1	倉橋昌次、 守随信義宛て
榊原康政		3					3	0	
芝田康忠					4	9	0	13	
高木広次		2			2(1)	48(44)	2	50(45)	本多正信
戸田忠次		1					1	0	
内藤信成		2(1)	1(1)				3(2)	0	松平清宗
成瀬正一		3(1)	4(4)			9(9)	7(5)	9(9)	大久保忠泰、 日下部定吉
本多正信				3(2)	2(1)	45(44)	3(2)	47(45)	大久保忠泰、 高木広次
松平清宗		1(1)	1(1)	2			4(2)	0	内藤信成
山本成氏			3(3)				3(3)	0	阿部正勝
総計	1	44(2)	20(8)	6(2)	39(1)	90(53)	71(12)	129(54)	計200(66)

本表中の()は連署による発給数を示す。なお、「総計」は連署数を1点としてまとめ、計算している。

「前・後」欄は、天正壬午の乱終結(天正10年10月29日、太線)前・後の各奉者による発給総数を示す。

※は「信濃知行分」が対象。

中村孝也『新訂徳川家康文書の研究』上巻(日本学術振興会、1980年)、徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』(徳川黎明会、1983年)、同『新修徳川家康文書の研究』第2輯(徳川黎明会、2006年)、神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本文書』上・下(東京堂出版、2001～02年)、『山梨県史』資料編4中世1・資料編5中世2上・資料編5中世2下、『静岡県史』資料編8中世4、『愛知県史』資料編12織豊2、小和田哲男「徳川頼宣に仕えた今川氏の遺臣」(小和田哲男著作集第2巻『今川氏家臣団の研究』、清文堂、2001年、初出1983年)を基に作成した。

えて七月の家康本隊の入国に伴い諸将は奉者として受給者の申告を取り次ぎ、「福德」朱印状が発給されている。これは家康の甲斐入国に伴い、諸将自体の恣意的な発給を規制するとともに、「福德」朱印を据えることにより、保証性を高めることを目的になされたのであろう。また料紙の形態は①・②ともに折紙でなされ、知行安堵は受給者の申告を前提としたものであったことが確認できる。このことより、①②ともに天正壬午の乱という戦時状況下のなかでの仮保証にしか過ぎないといえる。

これが天正壬午の乱終結、徳川氏の甲斐領有が確定すると、③から④への知行安堵・宛行へと展開する。まず國中領の諸将に対する寄親を務める井伊直政、芝田康忠と中枢吏僚の本多正信・高木広次、成瀬正一・日下部定吉に「福德」朱印状の奉者が集中し、料紙の形態は③・④ともに縦紙でなされる。これは、②の段階で既に知行安堵・宛行に関与していた井伊直政たちによる奉書式朱印状も、この段階では縦紙でなされていることが確認できる。このことは、天正壬午の乱終結に伴う対処として、先の形式より証文としての機能が増したことが指摘できよう。また④は奉者形式をとらず直状形式がとられていることが特徴的で、これは前述の徳川直参衆(旗本)に編成されたことと関わりがある。次に内容を見ると、知行内容の確定が進められ、信濃国知行分の除去がなされていることが注目できる。これは、信濃従属国衆へ郡規模の所領保証をおこなったことによる。以上より、③から④への過程は、天正壬午の乱終結に伴う徳川氏による甲斐國中領の支配構築を表徴した知行安堵・宛行であったと位置づけられよう。

三 徳川氏による國中領支配の実務

天正壬午の乱を経て、これまでみてきた支配構築が進められた後、徳川氏による國中領支配の実務は如何に展開し

たのであろうか。

「はじめに」で述べた通り、これまで國中領の支配の実務は、甲斐郡代あるいは国奉行的存在とされる平岩親吉による統括のもとで、旧来の武田氏の支配組織を踏襲して、成瀬正一・日下部定吉を両職（両奉行）、その下に武田旧臣の市川元松・桜井信忠・石原昌明・工藤喜盛を四奉行（公事奉行）として配置し支配がおこなわれたとする。しかし、これは必ずしも同時代史料に基づき充分に検証されたものではない。例えば、次の天正十一年（一五八三）と年次比定ができる七月四日付け本多正信・大久保忠泰連署書状写に注目しよう。

【史料5】本多正信・大久保忠泰連署書状写（『松濤棹筆』所収文書）『名古屋叢書』

以上、

其御国諸公事、（成瀬正一）（日下部定吉）（日下部定吉）四人之奉行衆并成吉右・日下兵・貴所、有御談合御落着可被成候、此旨自兩人可申越候段、御意

候、恐々謹言、

（天正十一年）
七月四日

（本多）
正信判

（大久保）
忠永判

（泰）

大新十
本弥八

（平岩親吉）
平七之助殿

御宿所

忠永
正信

史料5は、徳川家康の側近本多正信・大久保忠泰が平岩親吉に対し、「四人之奉行」（甲斐四奉行）と成瀬正一・日下部定吉との談合のもとで「其御国諸公事」、すなわち甲斐國中領支配をおこなうよう、家康の意向を伝えたものであ

る。このことより、平山優氏も注目するように、天正十一年七月に國中領支配の運営が定まり、本格的に展開したことがわかる。ここでは、「四人之奉行」(甲斐四奉行)と成瀬正一・日下部定吉、平岩親吉の共同により國中領支配が実施されることとなったことは確認できる。だが、これまで指摘されてきた甲斐郡代あるいは国奉行的存在とされる平岩親吉による統括のもとで、成瀬正一・日下部定吉を両職(両奉行)、その下に市川元松・桜井信忠・石原昌明・工藤喜盛を四奉行(公事奉行)として配置し支配をおこなったという支配機構像に関しては、窺うことはできない。

さらに(年未詳)八月十六日付けの一蓮寺法阿が正覚院へ遣わした書状写(「一蓮寺文書」山4三三七)¹⁸に、法阿が平塩葉師堂を金子一枚にて買い取る旨を「七助殿江御理を申、其上両奉行并四奉行迄得御異見候而、上意江披露申候之条」とあることから、まず平岩親吉に諒承を得たうえで、それとは別に両奉行(成瀬正一・日下部定吉)と四奉行(市川元松・桜井信忠・石原昌明・工藤喜盛)の異見を受けて、上意(徳川家康)へ認可を得ようとしていることが読みとれる。これをふまえると、平岩親吉と成瀬正一・日下部定吉の「両奉行」や市川元松・桜井信忠・石原昌明・工藤喜盛の「四奉行」(甲斐四奉行)とは、それぞれ別個に國中領支配の実務に携わっていたと想定できる。そこで、以下に同時代史料に基づいて検討していこう。¹⁹

まず、これまでの研究において甲斐郡代あるいは国奉行的存在とされる平岩親吉は、三河以来の譜代家臣の出身で、幼少の時より徳川家康に仕え、家康の嫡子松平信康の傅役を務めた経歴をもつ重臣である。表3は、甲斐郡代あるいは国奉行的存在とされる平岩親吉の甲斐国における政治活動に関する関連文書を一覧としたものである。以下、同表からの史料引用に際しては、表3 No. の表記をする。

表3 No. 1は、上原助之丞へ甲斐国石和郷(笛吹市)三五貫一〇〇文余ならび棟別二間分を「先判」(天正三年四月一日付け武田家朱印状写「山4七〇一」が該当カ)により、安堵したものである。No. 2は、八王子権現社(笛吹市)へ社中狼藉・殺

【表3】徳川氏の国中領支配における平岩親吉関連文書一覧

No.	年月日	文書名	宛所	内容	史料名(出典)
1	天正10・11・10	平岩親吉判物写	上原助之丞殿 (八王子権現社)	石和郷の所領安堵	上原家文書(山4七〇三)
2	天正10・11・10	平岩親吉禁制写	神主殿	禁制	八王子神社文書(山4七一一)
3	天正11・1・21	平岩親吉判物	相原内匠助殿	狼藉・木切捕の禁止	天社社文書(山4八五四)
4	(天正11ヵ)12・1	平岩親吉書状	平岩七之助との	平組への編制	金桜神社文書(山4一〇一)
5	(天正13)8・8	徳川家康書状写	武川衆中御宿所	甲斐衆の指揮	松濤棹筆(新修家康一〇六頁)
6	(天正14)1・15	本多正信・大久保忠隣 連署状写	武川衆中	平岩親吉・成瀬正一による 人質差し出しの指示	記録御用所本古文書(記録一二八〇ほか)
7	(天正14)1・19	平岩親吉書状写	武川衆中	来二十三日の出陣指令	記録御用所本古文書(記録一二八一ほか)
8	(年未詳)1・27	徳川家康書状	平岩七助殿	一条小山の城普請を命ず	名古屋城所蔵文書(新修家康八七頁)

生・竹木伐採・甲乙人の猥りな止宿を禁じた禁制。またNo.3も、長井天神社(笛吹市)の神主へ「狼藉并木切捕」を禁じたものである。No.4は、御岳衆の「組頭」とされる相原内匠助へ、「平組」すなわち平岩親吉の軍事指揮下に編制したことを伝え、同心に対しての「仕置」を認めたものである。なお、相原内匠助たち御岳衆は、はじめ岡部正綱の麾下にあった。十二月一日という発給日を併せてこの処置の背景を考えると、天正十一年十一月八日の岡部正綱死去に伴う平岩親吉による御岳衆の再編制であったことが推察される。No.5は、家康が平岩親吉へ、信濃国衆・上田城主真田氏攻めに伴い、「其国之衆」すなわち甲斐衆を統率して、大久保忠世の指図のもとに行動するよう命じたものである。No.6は、甲斐国巨摩郡を拠点とした武川衆が家康の指図のもとで平岩親吉・成瀬正一より強く人質差し出しを求められたところ、指図以上の人質差し出しをおこなったことで家康と側近の本多正信・大久保忠隣が賞したものの。

No.7は、No.6における武川衆の人質差し出しのうえで、来る正月二十三日に家康より軍事行動の「御触」があったので、それを心得ておくように命じたものである。最後のNo.8は、甲府(甲府市)築城に関わる家康書状である。²⁰ここでは、平岩親吉は「一条山地形之儀」とみられる甲府築城に際し、甲斐国の諸将に対しその旨を伝達して、普請にあたらせるよう指示されている。このほかに『家忠日記』天正十七年八月・九月条から、豊臣権力による京都方広寺(京都府京都市東山区)大仏造営につき供給のための木引、また浄居寺城(山梨市)の普請に甲斐・信濃衆を率いて努めていることが確認できる。

以上より、甲斐国中領における平岩親吉の政治活動をまとめると、①表3 No.1が、徳川家朱印状(「福德」朱印状)の形をとるのではなく、「仍而如件」で文末を締め括る平岩親吉自身の判物の形をとっていることより、八代郡に所領を有していたことが想定される。また、②表3 No.2・3より治安維持に携わり、表3 No.4〜8および『家忠日記』の記載より、国中領の諸将に対し家康の指示のもとで軍事指揮に携わった地位であったことがわかる。その一方、③棟別役などの国役徴収・免除に関わる活動はみられない。平岩親吉は、前述の通り研究史上では甲斐郡代あるいは国奉行的存在とされるが、戦国・織豊期大名徳川氏の郡代に関しては、同時期に駿河河東二郡「郡代」を務めた松井松平²¹氏の活動をみると、同郡内の直接支配領域の管理と棟別役など国役徴収が役割としてみることができると考え併せると、平岩親吉は甲斐郡代として位置づけることは難しい。また、甲斐国内ましてや国中領の軍事・内政すべてを統括したわけではないので、国奉行的存在としてとらえることもできないであろう。なお本多隆成氏は、既に前稿で述べたこの見解に関して、ほぼ首肯しながらも「何らかの位置づけが必要であろう」と指摘し、平岩親吉を「甲府城代」的な立場とする。²²この本多氏の指摘を受け、改めて平岩親吉の立場に関して、その政治活動をふまえたうえで表すならば、「甲府城代」は領国制的公事(国役)の収取に携わっていないので不適である。そこで、当時の史料

にみえる「甲州郡主」表記（柳島利夫氏所蔵文書）上越三〇七（一）を重視するならば甲斐「郡主」、また活動拠点を重視するのならば「甲府城将」（但し現在認識する甲府城は豊臣期以降の城であるので、その点は注意を要する）とするのが妥当と考える。

また、この平岩親吉とともに活動した部将としては、岡部正綱が確認できる。岡部正綱はもと駿河今川家臣で、のち甲斐武田氏へ属して、『甲陽軍鑑』所載の「甲州武田法性院信玄公御代惣人数事」では五〇騎を率いる駿河先方衆（国衆）としてあった。²³ 天正十年二月からの織田権力による武田氏攻めの際には、穴山信君とともに徳川家康へ内通し、本能寺の変後は家康に仕えた。そして本能寺の変よりの帰還中に穴山信君が殺害されたことを受け、穴山武田氏の河内領保全のために、家康より甲斐国下山（身延町）へ派遣され、菅沼城（同）の普請にあたる。また、この直後に開始された徳川氏の甲斐侵攻では、大須賀康高・曾禰昌世とともに先陣を勤め、甲斐諸將の知行安堵に携わっている。そして、その後は正綱は甲府に常駐していた。このような徳川氏の甲斐支配における正綱の政治的立場を示すのが、次の徳川家康書状二点である。²⁴

【史料6】徳川家康書状写（『記録御用所本古文書』野田三二）

尚々委内藤平左衛門口上可申候、

（忠次）

急度申越候、仍其家中人数悉召連甲府へ差越、岡部次郎右衛門尉・平岩七助令談合、得差図次第河口河尻か又新

府迄か相移時分可然之様行士肝要候、少も不可有由断候、恐々謹言、

（天正十二年）
正月十三日

（徳川家康）
御実名御居判

（君吉）
穂坂常陸介殿

（昌輔）
有泉大学助殿

（親吉）

【史料7】徳川家康書状写『記録御用所本古文書』野田三一

尚々内藤平左衛門口上相含候、
(忠次)

急度申越候、仍甲府差置候岡部次郎右衛門手先へ差遣候間、其方兩人甲府へ罷越、御留守之儀堅申付、諸事不可

有由断候、為其申越候、恐々謹言、
(池)

正月十三日
(天正十一年)
(徳川家康)
 御実名御居判

小浜殿
(景隆)

間宮殿
(信高)

史料6・7ともに、天正十一年と年次比定ができる正月十三日付けで発給された徳川家康の書状である。史料6は、穴山武田氏の重臣である穂坂君吉・有泉昌輔が、家康より甲府で岡部正綱・平岩親吉と談合し、彼らより指図を得たから河口河尻か新府(韭崎市)まで出陣できるよう手立てを調えるよう命じられたものである。また史料7は、小浜景隆と間宮信高に対し、家康が甲府に駐留させていた岡部正綱を先遣部隊として遣わすので、小浜・間宮兩人に甲府の守衛を務めるよう命じたものである。天正壬午の乱での北条氏との和睦後、前述の通り、徳川氏はその際に結ばれた国分協定に従い、自力による甲斐・信濃両国の領有を目指す。おそらく史料6・7は、このような背景のもとで発給されたものであろう。ここで注目したいのは、正綱は甲府に駐留して、平岩親吉と同等の立場にあった部将としてみられることである。既に平山優氏が史料6・7に注目し、当時の徳川氏の甲斐支配を平岩親吉・岡部正綱による共同支配であると指摘している。²⁶⁾しかし、ここで検討したい問題は、「共同支配」の中身である。

既にこれまでの検討より、平岩親吉は徳川氏の国中領支配において軍事面のみを担う甲府城将(甲斐「郡主」)であったことをみてきた。このことをふまえると、正綱も平岩親吉と同様に国中諸將および穴山武田氏を軍事指揮下に置く

存在であったと想定できる。なお前述で、平岩親吉の政治的立場を当時の史料からは甲斐「郡主」としたが、甲斐國中「郡主」でないのは、その軍事指揮の担当が穴山武田氏にも及ぶことによるのであろう。

以上をふまえたうえで、甲府城将(甲斐郡主)平岩親吉と同等の立場にあつたと推察される岡部正綱の具体的な活動を、甲斐御岳衆との関係よりみていこう。

【史料8】徳川家朱印状(金桜神社文書) 山4九〇)

御嶽足沢小屋中仕置事、并長子之番所、各有談合嚴重可申付候、於身上者岡部次郎右衛門尉(正綱)ニ申付候条、不可有異儀、若敵方へ有内通之人者、速可令言上者也、仍如件、

天正十

八月十日〇(「福德」朱印)

相原内匠助殿

深沢一左衛門殿

藤巻因幡守殿

御嶽十人衆

【史料9】徳川家朱印状(金桜神社文書) 山4九一)

甲州平瀬之内七十貫文、亀沢之内五拾貫文、并被官夫丸等之事、

右、今度依遂忠節、所充行不可有相違、弥守此旨可抽軍忠之状如件、

天正十年

〇八月十一日

岡部次郎右衛門(正綱)

奉之

(「福德」朱印)

相原内匠助殿

【史料10】岡部正綱判物〔金桜神社文書〕山4九九

以上、

相原助丞知行、息童部之間、其方相抱、嚴重二陣代可被申付者也、

閏正月十六日

正綱(花押)

相原内匠助殿

甲斐御岳衆とは、甲斐・信濃国境の金峰山から甲府の中間にあたる御岳(甲府市)の警固を主任務とした相原・内藤・下条・塩入・石原各氏の金桜神社社人衆を構成員とした武士団である。²⁶天正壬午の乱の最中に相原内匠助たち御岳衆は、岡部正綱を通じ徳川氏へ属したようで、その際に史料8にみられる通り、相原内匠助以下の御岳衆に対する身上的保証は岡部正綱がおこなうこととなった。そして、この史料8を受けて発給されたのが、翌日に発給された史料9である。史料9は、御岳衆の「組頭」とされる相原内匠助に対し、甲斐国平瀬(甲府市)・亀沢(甲斐市)の内ではわけて一二〇貫文の知行地と被官夫丸を安堵したものである。このほかに同日付けで御岳衆には、相原兵部左衛門ほか八名に対し甲斐国常小地(山梨市)・牛匂(甲斐市)の内ではわけて一七〇貫文の知行地を宛行つたもの、内藤又右衛門ほか一〇名に対し甲斐国百々(南アルプス市)など一三〇貫文の知行地を宛行つたもの、惣加沢(甲府市)の清右衛門・清四郎に対し千塚郷(甲府市)光蔵寺分一八貫文の知行地を宛行つたものが発給されている(「金桜神社文書」山4九二・九四)。ここで注目したいのは、このような御岳衆に対する徳川氏による「福德」朱印の押捺された知行宛行状の奉者を正綱が務めていることである。これは、彼らの身上的保証を正綱が任されたことに基づく行為である。但し知行宛行が徳川家朱印状(「福德」朱印状)として発給され、また正綱は奉者としてしか関与していない。すなわち御岳衆は

家康と主従関係にあり、正綱とは同心関係にしか過ぎないのである。²⁷ このことより正綱は御岳衆をその麾下に置き、その身上の保証を担う存在、すなわち指南としてあったことがわかる。そして、この指南としての活動は、天正壬午の乱の終結を経て、徳川氏による甲斐国中領支配が展開するなかでも、史料10のようにみられる。

史料10は、相原助丞の息が幼少であったので、相原内匠助が代わりにその知行を采配し、助丞息の陣代として軍役負担をするよう命じたものである。当時、家の継承者が幼少である場合、その一族が後見人となり、継承者が成人になるまでその家と軍役に對する運営を幼少の当主に代わりにおこなうことがみられた。²⁸ 岡部正綱は相原助丞息の幼少という事態に對し、相原内匠助を成人までの後見人として陣代を務めることを承認したのである。従ってこの正綱の判物発給も、御岳衆に對する身上の保証を担い、御岳衆を軍事指揮下に置いた指南としての役割に基づく。

このような岡部正綱の活動は穴山武田氏や御岳衆だけでなく、同様に麾下に置かれた諸將に對してもみられたものと推察される。この正綱の活動は、先に検討をおこなった平岩親吉の活動と同じである。岡部正綱は、平岩親吉とともに、甲斐国中領と穴山武田氏に對する軍事指揮を管轄したといえよう。²⁹

従って山梨・八代両郡と巨摩郡北部からなる国中領における知行割や諸役賦課、相論裁許などは、徳川家康と結びついた領域担当奉行人（両奉行）の成瀬正一・日下部定吉と、現地にてその意向に基づき政務に従事する市川元松・桜井信忠・石原昌明・工藤喜盛たち、いわゆる甲斐四奉行によりおこなわれたことが同時代史料より確認できる。例えば（天正十年）十二月九日付け徳川家奉行連署状写（保坂家文書）山4四五六）では、工藤喜盛・石原昌明・市川元松たち奉行人は、成瀬正一・日下部定吉より萩原源五左衛門に對し、萩原（甲州市）で二〇貫文の知行地と親子五〇俵、合わせて三二貫五〇〇文の所務分を新恩として定納で渡すよう命じられ、その意の通りに執行したことを成瀬正一・日下部定吉へ伝達している。このような成瀬正一・日下部定吉の両奉行と市川元松・桜井信忠・石原昌明・工藤喜盛た

ち甲斐四奉行の關係を示す事例として注目したいのが、(天正十一年)十月六日に奈良田(早川町)と湯島(同)の名主へ同日付けで宛てられた、それぞれの発給文書である(「深沢家文書」「旧湯島村四郎右衛門旧藏文書」山4一〇七五・一〇七六・一〇九二・一〇九三)。ここでは、湯島名主宛のものをあげよう。

【史料11】徳川家奉行人連署証状(旧湯島村四郎右衛門旧藏文書) 山4一〇九三

湯島之郷、自其以前御印判之をもてニまかせ候て、諸役いたし候事、無用可有候、何事も諸役なしにうりあるべく候、為其手形如此候、仍如件、

未 (天正十一年)

十月六日

(日下部定吉)
日下兵

○(印文未詳印)

(成瀬正一)
成吉

◇(印文未詳印)

湯島之

名主
え

【史料12】徳川家甲斐四奉行人連署証状(旧湯島村四郎右衛門旧藏文書) 山4一〇九二

湯島之郷、従其以前之任御印判、商倍之物不可有諸役者也、

未 (天正十一年)

十月六日

(信忠)
桜井

○(□宝)黒印

(市川元松)
以清齋

□(龍)黒印

(石原昌明)
石四右

□(結)黒印

(工藤喜盛)
玄随齋

○(印文未詳印)

名主

成瀬正一・日下部定吉の両奉行と市川元松・桜井昌忠・石原昌明・工藤喜盛たち甲斐四奉行の両者の発給文書とも

に、奈良田郷・湯島郷に対し武田時代以来の印判状に任せ、商売人に対する諸役を免許したものである。検討すべきことは、ここで成瀬正一・日下部定吉の両奉行と市川元松・桜井昌忠・石原昌明・工藤喜盛たち甲斐四奉行の証状をそれぞれ獲得する必要があったかということである。これに関して、前稿では成瀬正一・日下部定吉の連署証状に「手形」という文言がみられることに注目した。そして「手形」という証状が、当該時期の徳川領国において当家康の判形発給を前提にして発給されている事例がみられることより、成瀬正一・日下部定吉の連署証状は両奉行として家康の意を奉じたものの、甲斐四奉行の連署証状はこの両奉行の連署証状をふまえた遵行状であると位置づけた。

これに対し、本多隆成氏は「それほど簡単なことではない」とする。そして、同日付けて成瀬正一・日下部定吉の両奉行と市川元松・桜井昌忠・石原昌明・工藤喜盛たち甲斐四奉行の証状が発給されていること、また天正十四年三月二日付けで坂田甚八に宛てた前年に定めた肴役が不調故に改めて割付をおこなった、成瀬正一・日下部定吉の両奉行と市川元松・桜井昌忠・石原昌明・工藤喜盛たち甲斐四奉行の両者の連署証状（「坂田家文書」山4一四七・一四八）が発給されていることから、「両職（筆者註 両奉行）の手形による指示と四奉行の遵行ととらえることもむづかしくなる」とした。そのうえで両奉行は、四奉行に比べ「相対的に上位にあったことは確かであるが、何か問題が起こればともに対処することもあった」と位置づけた。³²確かに本多氏が一覧にまとめたように、甲斐四奉行はいちいち成瀬正一・日下部定吉の両奉行の指示を受けて諸役賦課や免除などの実務に努めているわけではなく、また本多氏の指摘の通り両者の連署証状が存在することから、筆者が「遵行」と表記したのは安易であり、指摘は当を得ている。しかし、成瀬正一・日下部定吉の両奉行がなぜ問題が発生した時のみに「ともに対処する」ことが求められたかに関して、深く言及されてない。

この点に関して、筆者は成瀬正一・日下部定吉の両奉行と市川元松・桜井昌忠・石原昌明・工藤喜盛たち甲斐四奉

行の立場の相違をみるのである。すなわち成瀬正一・日下部定吉の両奉行連署状は、本多氏も指摘するように、初見は天正十一年六月十七日付けの河野但馬へ宛てた龍王川除に関する指示(『龍王村史』所収文書)山4-1218)であるが、第二節で検討した通り、天正壬午の乱終結後、甲斐国中領では成瀬・日下部両人が徳川家朱印状(「福德」朱印状)の奉者として活動している。一方、市川元松・桜井昌忠・石原昌明・工藤喜盛たち甲斐四奉行は、徳川家朱印状(「福德」朱印状)の奉者としては活動していない。まず、ここに両者の立場・活動の相違を確認しておく必要がある。

次に本多氏がとりあげた、天正十四年三月二日付けで坂田甚八へ宛てた成瀬正一・日下部定吉の両奉行と市川元松・桜井昌忠・石原昌明・工藤喜盛たち甲斐四奉行の連署証状(「坂田家文書」山4-147・148)に注目したい。本状は、前年二月一日に甲斐四奉行より坂田甚八が肴役の代官として、黄金四〇両の肴役を納入することを命じた件(「坂田家文書」山4-146)に対し、一〇両を黄金、鏝銭一〇〇貫文を黄金二〇両として計三〇両に改め、天正十三年分は「不調」という事情を受け肴役を黄金一五両・鏝銭八〇貫文の納入を定めたものである。ここでは成瀬正一・日下部定吉の両奉行が、前年に甲斐四奉行が定めた肴役が「不調」により納入されない事態への対処に甲斐四奉行とともにあたっていることを確認したい。本多氏も、この点より「何か問題が起ればともに対処することもあった」とする。しかし、ここから国中領の通常の政務が甲斐四奉行により遂行されるが、根幹にも関わる支障が生じた場合は成瀬正一・日下部定吉の両奉行が「ともに対処する」ことが求められたことに、単に「相対的に上位」という位置づけでよいのであろうか。前述の通り、天正壬午の乱終結後、甲斐国中領では成瀬・日下部両人が徳川家朱印状(「福德」朱印状)の奉者として活動していた事実をふまえるならば、ここでも家康に直属する国中領の担当奉行人という立場より事態への対処にあたったととらえることができよう。従って甲斐四奉行との立場の相違を、ここにもみるることができる。

このように國中領支配は、徳川家康に直属する成瀬正一・日下部定吉の両奉行のもとで、市川元松・桜井信忠・石原昌明・工藤喜盛たち甲斐四奉行により政務が遂行された。この政務態様にに基づき成瀬正一・日下部定吉の連署状が発給されず、家康自らの判物が直接発給された場合でも政策執行は、甲斐四奉行がおこなっていることが確認される。例えば、家康は天正十四年八月九日に塩山向嶽寺(甲州市)へ、竹木伐採、寺内での殺生狼藉や門前への普請諸役の賦課などに対する七カ条に及ぶ禁制(「向嶽寺文書」山4三六三)を発給しているが、甲斐四奉行はこれをふまえて同年八月十九日には諸役免許を申し付けている(「向嶽寺文書」山4三六四)。

家康への披露・裁許も、この政務態様に基づいておこなわれている。次の(天正十三年)十月十七日に小島飛驒守へ宛てられた甲斐四奉行の連署状に注目しよう。

【史料13】徳川家甲斐四奉行連署状(「小島家文書」山4四一三)

惠林寺領五貫文之上成、成吉(成瀬正一)以御奏者被返下候間、如前々可有所務候、以上、

桜井(信忠) ○(□宝)黒印

酉(天正十三年)

十月十七日

以清齋(市川元松) □(籠)黒印
石四郎右(石原昌明) □(結)黒印
玄随齋(工藤喜盛) ○(随)黒印

小島飛驒守殿

史料13によると、小島飛驒守が所持していた惠林寺領における五貫文の上成が成瀬正一を奏者として返還され、甲斐四奉行により前々の通り所務が認められていることがわかる。このように家康への裁許・披露も、成瀬正一・日下部定吉の両奉行を通じておこなわれ、それをふまえて甲斐四奉行により処理が遂行されているのである。

これらの事例より、甲斐国中領の知行割や諸役賦課、相論裁許などは、徳川家康の直接統治下にあり、それは家康の意向を得た成瀬正一・日下部定吉の両奉行と在地で実務にあたる甲斐四奉行の手において政務が遂行されていたことが明らかであろう。但し直轄地よりの年貢徴収や代官・地頭役の徴収に務める蔵米衆は、この政務体系上には確認できない³⁴。これは徳川氏による独創でなく、武田氏において既に永禄末年頃より恣意性を排除するため御料所の管理と公事賦課・徴収とが代官と郡司とで分離していたこと、さらに地域支配の拠点たる主要城郭には城の管轄に務める家臣(本章で指摘した「城将」が該当のもと在城・番手衆を配置し、城の管轄に務める家臣(城将)には彼らを率いる軍事指揮権のみしか認められていなかったことが指摘されている³⁵。この見解をふまえると、これまでみてきた徳川氏の

甲斐国中領支配の態様は、武田氏の統治形態を継承して展開したものと位置づけることができよう。

また、この国中領が家康の直接統治下であったことに関しては、天正十五年から十六年にかけてなされた五十分一役の賦課や同十七年九月から十一月にかけての甲斐国内における七カ条定書(奉者は伊奈家次・寺田泰吉)の発給、そして伊奈家次(のちの忠次)による検地(熊三繩)の実施が国中領に限ってしか確認できないことより裏づけられよう³⁶。このことは同時に、まさに駿河・遠江・三河三カ国と甲斐国中領の「国家」改革の対象領域が徳川本領国としてあり、それ故に遂行されたという政策意義と併せて、その本領国を中軸とした複合的な領国構造の態様を表しているのである。

おわりに―徳川氏による国中領支配の特質と展開―

本章では、織田信長死後の天正壬午の乱を経て、まず徳川氏による甲斐領有からの政治過程と支配構築を押さえた。

そのうえで甲斐国中領支配の態様と展開に関して検討した。

この結果、徳川氏は天正壬午の乱終結とともに、乱中におこなわれた知行安堵・宛行の整理を通じて、国中領支配の構築が開始されたことをみた。そして国中領は、徳川家康による直接支配領域という特質のもとで、甲府城将(甲斐「郡主」平岩親吉を中心とする軍事、家康の意に基づき政務にあたる両奉行と実務遂行に携わる甲斐四奉行による内政で領域支配がおこなわれていたこと、また蔵米衆を併せると御料所管理、公事賦課・徴収などの内政、軍事で政務が分離しており、武田氏の統治形態を継承して展開していたことを指摘した。このような支配機構により国中領支配が遂行されたのは、この領域が戦国大名武田氏の直接支配領域として展開してきた歴史的前提に規定され、その規定に基づき支配を構築していくことが、新たな領域を支配下に組み込み、常時惣「国家」存立(領国「平和」)の保持に努めるべき大名権力の領国運営にあたり尤も最良の態様であったことによる。

天正十七年(一五八九)の徳川本領国検地を含めた「国家」改革事業のなかで、甲斐国中領も徳川本領国全体の統一的基準のなかに組み込まれたが、鈴木将典氏が指摘するように、甲州榊による前代よりの地域的慣習はその後も在地では維持された。³⁷⁾このことは、まさに戦国大名武田氏の直接支配領域として展開してきた歴史的前提に規定されたうえで徳川氏の直接支配領域としてあった、この領域の特質を示している。ここに大名本国といえども、すべて均質化された領域としてあったわけではなく、それぞれの地域の歴史的前提・特質に規定されて支配を展開していたことが指摘できる。

戦国・織豊期大名とは、このような歴史的前提・特質を持つ各地域により構成された複合的領域たる惣「国家」を、自家のもと存立の保持のため器量により統治する政治権力としてあった。そしてここにこそ、前代までの国家公権の分掌に基づく政治権力(守護)との本質的な違いがあるといえよう。

註

- (1) この政治過程の詳細は、平山優『天正壬午の乱―本能寺の変と東国戦国史―』(学研パブリッシング、二〇一一年)が検討している。本章もこの平山氏の研究成果に依拠する。
- (2) 村上直「武田家臣団の解体と蔵前衆(上)(下)」、『日本歴史』一四六・一四七、一九六〇年)、同「武田蔵前衆について」(同「代官頭大久保長安の研究」、揺籃社、二〇一三年所収。初出一九六七年)ほか、北島正元「職制と軍事」(『江戸幕府の権力構造」、岩波書店、一九六四年)、和泉清司「五ヶ国時代の領国形成と支配」(同「徳川幕府成立過程の基礎的研究」、文献出版、一九九五年所収。初出一九九四年)。
- (3) 本多隆成「五ヶ国領有期の農村支配」(同「初期徳川氏の農村支配」、吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (4) 鈴木将典「甲斐における徳川氏の天正検地」、『日本歴史』七八二、二〇一三年)。
- (5) 拙稿①「武田氏の領国構造と先方衆」(平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配」、岩田書院、二〇〇八年)、②「戦国大名徳川氏の徳政令」(久保田昌希編『松平家忠日記と戦国社会」、岩田書院、二〇一一年。改題のうえ第一部第四章に収録)、③「徳川領国下の穴山武田氏」(柴辻俊六編『戦国大名武田氏の役と家臣」、岩田書院、二〇一一年。第二部第五章に収録)。本章では、この拙稿①～③を受け、大名自身の直接支配領域(本領国)、一門や重臣による支城領国や従属国衆の支配領域(従属国衆領国)をそれぞれ「国家」、(従属)国衆領国を含む広義の大名領国を惣「国家」として扱い表記する。
- (6) 『家忠日記』は、『増補続史料大成19 家忠日記』(臨川書店、一九八一年)による。
- (7) 拙稿「徳川家康の甲斐郡内領支配と鳥居元忠」(『白山史学』四九、二〇一三年。改題のうえ第二部第四章に収録)。

- (8) 徳川領国下における穴山武田氏の態様・領域支配に関しては、拙稿註(5)③を参照されたい。
- (9) 徳川家康の遠江侵攻と福徳印判との政治的関係の詳細に関しては、後考に期すこととしたい。
- (10) 酒入陽子「家康家臣団における大須賀康高の役割」(『日本歴史』六二二、一九九九年)。
- (11) 詳細は、酒入註(10)論文表2を参照されたい。なお、本文で記した一〇点という数字は、酒入氏が一覽としてあげられた原・写文書九点(但しここでは甲斐諸將に宛てられた知行宛行に注目するため、鷹尾寺・一蓮寺に宛てられた寺領安堵状二点は除く)に同表にない(天正十年)午六月十五日付け岡部正綱・曾禰昌世連署知行宛行状写(『朝野旧聞哀藁』所収文書『野田市史』資料編 中世2二二号文書、なお以下同書からの引用は、野田くのように略す)一点を加えたものである。このほかに、酒入氏は表2で『甲斐国誌』より発給が想定できる三点を加えている。
- (12) 「山本菅助関係史料集」7号文書(山梨県立博物館監修・海老沼真治編『山本菅助』の実像を探る)、戎光祥出版、二〇一三年)。
- (13) 『天正壬午起請文』に関しては、柴辻俊六「武田家臣の解体と徳川政権」(同『戦国大名領の研究―甲斐武田氏領の展開―』、名著出版、一九八一年所収。初出一九七〇年)を参照されたい。
- (14) 徳川家臣となった旧武田家臣の具体的な態様は、小宮山敏和「戦国大名家臣の徳川家臣化について―戦国大名武田家臣を事例として―」(『論集きんせい』二六、二〇〇四年)が一般的な傾向を分析しているので、参照されたい。
- (15) 本多註(3)著書六八頁第7表。また同著『定本徳川家康』(吉川弘文館、二〇一〇年)一一九頁にも、表6として掲載している。
- (16) 奉者としてみえる「高木九助」は、実名を「広正」としてこれまで知られ、筆者も以前に戦国人名辞典編集委員会編『戦国人名辞典』(吉川弘文館、二〇〇六年)に「高木広正」として執筆した。しかし、天正十二年に年次比定される十二

月七日付け書状(「渡辺文書」愛12七〇五)には、実名が「広次」として確認できることより、「高木広次」と改めるべきであろう。この点に関して、この場を借りて不知をお詫びし、訂正する。

- (17) 平山註(1)著書、三三二頁。なお平山氏は、史料5と同様の記述がみられる白帝文庫所蔵『成瀬氏世譜国字伝』巻第四を用いている。

- (18) 本書状写は年次を比定できないが、平岩親吉が「七助」の通称でみえることより、平岩親吉が官途「主計頭」を名乗ることが確認できる文禄元年四月以前のもので、本章が検討対象とする徳川氏の甲斐國中領支配の時期のものであることは間違いなからう。なお平岩親吉の事績に関しては、筆者執筆「平岩親吉」(戦国人名辞典編集委員会編『戦国人名辞典』、吉川弘文館、二〇〇六年)を参照されたい。

- (19) なお筆者は、既に徳川氏による甲斐國中領支配の実務に関して、拙稿「岡部正綱の政治的位置」(『野田市史研究』一四、二〇〇三年)で検討をおこなっている(以下、同稿に関しては「前稿」と表記する)。本章第三節は、その改稿である。

- (20) この甲府築城に関する家康書状に関しての考察は、平山優「甲府城の史的位置―甲斐国織豊期研究序説―」(『山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター研究紀要』九、一九九三年)および数野雅彦「甲府城築城関係史料の再検討」(羽中田壮雄先生喜寿記念論文集刊行会編『甲斐の美術・建造物・城郭』、岩田書院、二〇〇二年)を参照されたい。

- (21) 拙稿「徳川氏の河東二郡支配と松井忠次」(『戦国史研究』四五、二〇〇三年。加筆のうえ第二部第一章に収録)。

- (22) 本多註(3)著書、七一〜七三頁。

- (23) 今川・武田両時代の岡部正綱の政治的立場と活動に関しては、前稿を参照されたい。

- (24) 史料6・7は、神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本文書―近世旗本家伝文書集―』上・下(東京堂出版)にも

収録されているが、誤読があるため、ここでは『野田市史』資料編 中世2より引用する。

(25) 平山註(20)論文。

(26) 『甲斐国志』巻百十「御岳衆」の項。なお『甲斐国志』は、甲斐叢書刊行会編『甲斐叢書十二 甲斐国志』上・中・下(第一書房、一九七四年)による。

(27) このことは、徳川氏の直轄軍団を担う井伊直政に関してもいえる。井伊直政が「福德」朱印状の奉者として諸將に発給した知行宛行状と軍団の関係に関しては、小宮山敏和「井伊直政家臣団の形成と徳川家中での位置」(『学習院史学』四〇、二〇〇二年)を参照されたい。

(28) 拙稿「松井忠次の政治的立場」(『戦国史研究』四二、二〇〇一年)および拙稿註(21)。

(29) 『甲斐国志』巻百「平岩親吉」の項で、家康が「親吉二甲府城代ヲ命ゼラル、岡部次郎右衛門昌綱・柴田七九郎康忠加衛タリ」との記述がある。「甲府城代」の定義や信濃侵攻軍の大將大久保忠世の麾下にあった芝田康忠の問題もあるが、岡部正綱を「加衛」としてとらえていることが、本節での検討結果との関連で注目できる。

(30) 市川元松・桜井信忠・石原昌明・工藤喜盛を「甲斐四奉行」としたが、彼らのうちの一人がはずれて駒井元久や跡部昌忠との四人の連署もみられる。従って彼ら四人のみに対し、「甲斐四奉行」として括るのは正確ではないが、便宜上使用する。

(31) 未(天正十一年)卯月十四日付け神主大森猿千代宛岡田元次手形(「日枝神社文書」静8一六三七)、同卯月二十六日付け西光寺宛岡田元次手形(「西光寺文書」静8一六三八)。

(32) 本多註(3)著書、七八〜七九頁。

(33) 本多註(3)著書、第8表。

- (34) 蔵米衆に関しては、村上註(2)論文を参照されたい。
- (35) 丸島和洋「武田氏の領域支配と郡司」(同『戦国大名武田氏の権力構造』、思文閣出版、二〇一一年所収。初出二〇〇七年)、平山優「戦国大名武田氏の駿河支配に関する一考察」(磯貝正義先生追悼論文集刊行会編『戦国大名武田氏と甲斐の中世』、岩田書院、二〇一一年)など。
- (36) この点に関しては、鈴木将典「五か国総検地施行段階における徳川領国の基礎構造―七か条定書と年貢・夫役システム―」(『駒沢史学』六二、二〇〇四年)および鈴木註(4)論文による。また、「国家」改革としての位置づけに関しては、拙稿註(5)②を参照されたい。
- (37) 鈴木註(4)論文。

第四章 徳川氏の甲斐郡内領支配と鳥居元忠

はじめに

天正壬午の乱を経て、徳川氏は対戦した相模北条氏との国分協定の結果、甲斐・信濃(但し越後上杉領の川中島四郡地域を除く)両国の領有を獲得した。これにより、甲斐・信濃両国は「自力次第」という条件のもとで、徳川領国へと編成されていくこととなる。

このうち筆者は徳川氏の甲斐國中領支配を検討し、國中領が徳川氏の直接支配領域であり、その態様に基づき領域支配が展開していたことを指摘した^①。しかし、徳川氏による甲斐国支配の態様を総体的に考えるに際しては、都留郡に展開した郡内(谷村)領、富士川沿いの巨摩郡南部を中心に展開した穴山武田氏の河内領の検討が不可欠である。穴山武田氏の河内領に関しては、徳川領国下の従属国衆としての穴山武田氏の態様も含め、別に詳細に検討した^②。そこで、ここでは、天正壬午の乱を経た後の徳川氏による郡内領支配の態様とその領域支配に携わった鳥居元忠の地位に関して検討をおこないたい。

郡内領は、戦国大名武田領国下においては、「譜代家老衆」としてあった国衆小山田氏の支配領域であり、自律的な領域支配がなされていたことは知られている^③。しかし、その後の徳川氏による郡内領支配と鳥居元忠に関しては、

元忠が郡内領支配に携わった事績が言及されるのみで、その実態に関しては史料が少ないことも関わり、これまで山中湖村史編集委員会編『山中湖村史』第一巻(一九七九年)ほか自治体史でしか十分に検討されることがない^⑤。従って本章では、まず検討するに際して、鳥居元忠に関連する文書を収集し、その検討に基づき考察をおこなう。そして、この検討を通じ、最後に五カ国領有期徳川領国の構造と展開に関しても言及を試みたい。

なお次には、管見の限り関連文書を集めたうえで、作成した表「鳥居元忠関連文書一覧」をあげた^⑥。以下、同表からの引用は、表No.のような表記を用いる。

【表】鳥居元忠関連文書一覧

No.	年月日	文書名	宛所	内容	史料名(出典)
1	(天正3)5・19	徳川家康書状	石川伯耆(数正)との 鳥井彦右衛門との	武田氏との合戦に備え柵 の設置	龍城神社文書(家康上二三八頁)
2	天正10・11・23	鳥居元忠朱印状写	(富士浅間明神)	大宮社中門前での狼藉を 禁止	小佐野稀磨家文書(山4一五〇六)
3	天正10・11・23	鳥居元忠制札	(光孝寺)	光孝寺中門前等での狼藉 を禁止	広教寺文書(山4一五五六)
4	(天正11)2・8	徳川家康書状	鳥居彦右衛門尉殿 平岩七之助(親吉)殿	信濃国深志攻め・普請指 示	稲垣進一氏所蔵文書(新家康八八頁)
5	天正11・6・18	徳川家朱印状写*	富士浅間宮	鳥居元忠の立ち会い、祈 禱指示	北口本宮浅間神社文書(社記)
6	天正11・9・21	天野家定証状写	正観寺床下	鳥居元忠の承認を得て増 分保証	正観寺文書(山4一五五九)

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
(天正18) 5・22	天正18 5・17	(天正18) 5・16	(天正18) 4・27	天正18 2・吉	(年未詳) 3・26	天正16 8・16	天正15 7・3	天正13 11・6	天正13 9・17	(天正13) ⑧ 2	(天正12) 8・1	(天正12) 4・9
羽柴秀吉朱印状	長束正家証状	羽柴秀吉朱印状	鳥居元忠書状写	徳川家康判物	鳥居元忠朱印状写	鳥居元忠黒印状写	鳥居元忠判物写	鳥居元忠朱印状写*	鳥居元忠等禁制	徳川家康書状	鳥居元忠朱印状写	徳川家康書状
忠) 殿ほか(含) 鳥居元	鳥井彦右衛門尉殿参 本多中務太輔(忠勝)	鳥居彦右衛門尉との へ	左京亮殿参	鳥居彦右(右)衛門尉殿	小林七郎右衛門殿	富士山御室神主殿	富士山北室神主殿	百姓五人中	高野町	小笠原掃部大夫(信嶺)殿ほか	玉屋	平岩七之助殿 鳥居彦右衛門尉殿
賞す	大豆一〇〇俵の請取り 武蔵岩付城攻めの戦功を	大豆一〇〇俵の到来を賞す	相模国懐島郷百姓の家康への御礼取り成しを指示	軍法	雁丸旦那・屋敷の安堵	分国中からの勧進を保証	関東諸旦那からの勧進を保証	名田安堵	禁制	真田攻めに際し、鳥居元忠等と相談し行動を指示	関東諸旦那からの勧進を保証	長久手合戦の戦勝報告
精忠神社所蔵文書(鳥居一四)	精忠神社所蔵文書(鳥居一三)	精忠神社所蔵文書(鳥居一二)	相州文書(相上一二六八頁)	鳥居家文書(家康上七六一頁)	雁丸豊前旧蔵文書(山4一五〇七)	富士御室浅間神社文書(山4一六三四)	富士御室浅間神社文書(山4一六三三)	富士御室浅間神社文書(社記)	高見沢文書(信16三六七頁)	厚見義路氏所蔵文書(家康上六六一頁)	佐藤左京旧蔵文書(山4一五一七)	尾張徳川家文書(家康上五八八頁)

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
(年未詳) 11・21	(年未詳) 1・14	(天正18) 7・23	(天正18) 6・25	天正18 6・25	天正18 6・24	(天正18) 6・8	(天正18) 6・7	(天正18) 5・23	(天正18) 5・22	(天正18) 5・22
徳川家康書状写	鳥居元忠書状	徳川家康書状	徳川家康書状	鳥居元忠等禁制写	前田利家書状	本多正信書状	徳川家康書状	羽柴秀吉朱印状	結城秀康書状写	織田信雄書状
鳥居彦右衛門とのへ	鹿島神主殿御報	鳥居彦右衛門尉殿	殿ほか(含 鳥居元忠)	相模国見増郷	本多中務太輔(忠勝)殿ほか(含 鳥居元忠)	鳥居彦右衛門尉殿	鳥居彦右衛門尉殿	鳥井彦右衛門尉とのへ	鳥居彦右衛門殿	鳥居彦右衛門尉殿
御跡相続に際しての書状	巻数請取	常陸下妻城への移動を指示	示	禁制	武蔵八王子城攻略の報告	武蔵岩付城攻めの戦功を賞す	武蔵岩付城攻めの戦功を浅野長吉が秀吉へ言上、謝礼を指示	賞す	其表における苦身を察す	武蔵岩付城攻めの戦功を賞す
記録御用所本古文書(記録四一四)	鹿島神宮文書(茨11六七)	個人蔵(鳥居二一)	個人蔵(鳥居二〇)	相州文書(家康上九一八頁)	精忠神社所蔵文書(鳥居一九)	精忠神社所蔵文書(鳥居一八)	個人蔵(鳥居一七)	精忠神社所蔵文書(鳥居一六)	記録御用所本古文書(記録四一五)	精忠神社所蔵文書(鳥居一五)

32	慶長5・8・5	羽柴家大老・奉行連署	鈴木孫三郎(重朝)殿	鳥居元忠宿願に二〇〇俵進納 鳥居元忠を討取った戦功を賞す	鹿島神宮文書(茨11六二)
31	(年未詳)12・29	高須信忠書状	鹿島神主殿御宿所	鳥居元忠宿願に二〇〇俵進納	鹿島神宮文書(茨11六二)

「年月」欄の丸数字は閏月を示す。また*は要検討文書である。

一 一通の『社記』所載文書の検討

徳川氏による郡内領支配の態様を考えるうえで、興味深い天正十一年(一五八三)六月十八日付けの文書写がある。次にその本文を掲げよう。

【史料1】徳川家朱印状写(表No.5)

定

一、富士山浅間宮、於神前武運長久之御祈禱、無怠慢可令執行候、任旧例郡主鳥井彦右衛門立会、毎年六月十二房

御師取計之、可抽丹誠者也、

天正十一年癸未六月十八日

本田弥八郎(多)(正信)

高木九(広次)輔(助)

富士山浅間宮

史料1は、『社記』では、「本多弥八郎・高木九助連署書状」とするが、ここに記されている文書形式から考えて、

徳川家康の「福德」朱印を押捺し、本多正信・高木広次を奉者として発給された「徳川家朱印状写」であろう。この文書が所載されている『社記』は、慶応四年（一八六八）六月から八月にかけて、甲州神社総轄職が甲斐国内に所在する神社・寺院の由緒、所蔵の什物・古文書などを書き上げ・提出させたもので、書写された文書には現存しないものも少なくない指摘されている⁷。史料1も、その一つである。

内容は、北口本宮富士浅間社（山梨県富士吉田市。以下、山梨県の地名は県名を略す）に対し、武運長久の祈禱を旧例に従い、「郡主」鳥居元忠が立ち会いのもとで毎年六月に十二房の御師に囚らせおこなうよう指示したものである。

郡内領は富士山信仰が盛況な地域で、北口本宮富士浅間社は一つの拠点であり、小山田氏は富士山信仰に関わる御師・道者を保護することにより、郡内領を支配する地域領主（国衆）としての姿勢を明示していた⁸。史料1は、この小山田氏以来の慣習（旧例）を担う存在、「郡主」として鳥居元忠が位置づけられていることに注目できる。

但し史料1には、この時期の徳川氏によって発給された文書としては、検討を必要とする点がある。まず史料1の文書形式に改めて注目すると、この徳川家朱印状写は本多正信・高木広次を奉者として発給されている。だが、本多正信・高木広次連名の奉者とした徳川家朱印状（「福德」朱印状）は、天正十年十一月から十二月にかけて集中して発給され、概して天正壬午の乱終結、徳川氏の甲斐領有の確定に伴う処理（知行安堵・宛行ほか）を内容としたものである⁹。

また天正十一年以降は、基本的に本多正信・高木広次連名の奉者とした徳川家朱印状はみられなくなり、傾向として本多正信・大久保忠泰（のちの忠隣）を連名の奉者としたものが主である（但し甲斐国中領は、成瀬正一・日下部定吉連名の奉者としたものが多くみられる）。従ってこの天正十一年六月の時点で、本多正信・高木広次連名の奉者とした徳川家朱印状がなぜ発給されたのか、今後事例を確認のうえで検討していかなければならない¹⁰。また書式として「定」と記したあとに、一箇条書きとしていることにも、検討を必要とする。このような書式の文書は、管見の限り、同時代

にはみられない。これらの点より、史料1は要検討の文書とせざるを得ない。

このように検討を必要とする史料1ではあるが、前述の通り、鳥居元忠を「郡主」としていることには注目できる。これは、小山田氏が「都留郡主」(『為和集』山6八六三頁)として認識されていたことをふまえると、鳥居元忠が小山田氏と同様の「都留郡主」、すなわち郡内領の支配者として認識されていたことを示す。そして鳥居元忠同様に、徳川領国下の甲斐・信濃両国において「郡主」として認識されていた人物を同時代史料で確認できるものが、次の真田昌幸書状である。

【史料2】真田昌幸書状(柳島利夫氏所蔵文書) 上越三〇七一)

急度奉啓上候、当境無異儀候、仍申来候者、甲州・佐久郡・諏方郡主ニ指置候平岩七之助・芝田七九・大久保

七郎右衛門尉、何をも遠州へ召寄之由候、如何様之致相談候哉、不被存候、甲州辺へ目付差越、様子承届者、急

度注進可申候、此等之趣可預御披露候、恐惶謹言、

(天正十三年)

十一月十七日

真田安房守

昌幸(花押)

直江山城守殿

(兼統)

史料2は、徳川氏と敵対していた信濃国衆・上田城主の真田昌幸が越後上杉氏の宿老直江兼統へ徳川領国の情報を伝えた書状である。内容は、徳川領国下の甲斐・信濃両国に配置されていた平岩親吉・芝田康忠・大久保忠世の三部将が遠江本国(徳川家康のもと)へ呼び戻されたことを受け、真田昌幸が事態の解明に努めることを記している。ここで、平岩親吉・芝田康忠・大久保忠世の三部将を「甲州・佐久郡・諏方郡主」としている。これにより、甲斐国中領の軍事を担当する平岩親吉は甲斐「郡主」、信濃国佐久郡を拠点に軍事を担当する大久保忠世は佐久郡「郡主」、信濃

国諏訪郡を拠点に軍事を担当する芝田康忠は諏訪「郡主」として、認識されていたことがわかる。彼ら三人は、いずれも管轄領域内の軍事指揮・治安維持を任されていることに特徴がある。このことより、平山優氏はこのような管轄領域内における軍事を専ら掌る存在を「郡主」とする¹³⁾。

では、鳥居元忠はどうであろうか。そこで、次の徳川家康書状に注目したい。

【史料3】徳川家康書状(表No.4)

今度深志へ相動、在々放火、殊城近所迄散候由專要候、其上諏方迄令帰陣、金子普請申付、高遠之普請可仕候由尤候、弥不可有由断候、委細者兩人かたより可申候、恐々謹言、

(油)
(天正十一年)
二月八日

(徳川)
家康(花押)

鳥居彦右衛門尉殿
(元忠)
(親吉)
平岩七之助殿

史料3は、徳川家康が鳥居元忠・平岩親吉の兩人に対し、この頃まだ徳川氏に帰属の態度を示さない信濃国衆小笠原貞慶の本拠深志城(長野県松本市)近辺の村々を放火したうえで、諏訪(同諏訪市)に帰陣して金子城(同)の普請、また伊那高遠城(同伊那市)の普請を命じたものである。ここで、鳥居元忠は甲斐「郡主」平岩親吉と同等に位置し、軍勢を率い任務遂行にあたっている。この時に、彼らが率いた軍勢は、管轄領域から考えると、平岩親吉は甲斐国中領、鳥居元忠は同郡内領のものであることが想定できる。すなわち鳥居元忠は、郡内領における軍事指揮・治安維持を担う存在としてあったことがいえよう。そして元忠は以後も郡内領における軍勢を率いる部将として、天正十三年閏八月には大久保忠世・平岩親吉たちと信濃国衆の真田氏攻め(表No.9・10)、同十八年の小田原合戦では羽柴家重臣の浅野長吉(のちの長政)のもとで本多忠勝・平岩親吉たちと武蔵岩付城(埼玉県さいたま市)や相模津久井城(神奈川県相模原

市)の攻略(表No.19・24・26・27)に活動する。

以上、まず一通の『社記』所載文書より、鳥居元忠が「郡主」として認識されていたことを確認した。そのうえで、鳥居元忠は甲斐郡内領において、平岩親吉たち徳川領国下の甲斐・信濃両国において「郡主」と認識された諸将同様に、軍事指揮権を有する立場にあったことを指摘した。

二 徳川家臣鳥居元忠

本章では、鳥居元忠が徳川家臣として如何なる存在であったのか。このことを通じて、彼が郡内領を担当した意義をみていきたい。

鳥居氏は、『寛政重修諸家譜』(以下、『寛政譜』)によると紀伊国熊野出身で、のちに三河国渡(愛知県岡崎市)に住したとされるが詳細は不明なことが多い。鳥居氏の本拠地は、熊野社領碧海庄に属し、矢作川の渡し場としてあった¹⁶⁾。このことより、鳥居氏の紀伊国熊野出身説は同地における台頭のなかで説かれ、常時は矢作川舟運・流通に関わり従事していたと推察され、永禄三河一揆に関わる史料の『永禄一揆由来』(勝鬘寺文書)愛11三三八)によれば、「渡り村住人鳥居等」と同地に勢力を張る存在にあった。

松平(徳川)家臣として、鳥居氏が同時代史料にみられるのは、元忠の父鳥居忠吉の時からである。忠吉は、『寛永諸家系図伝』(以下、『寛永伝』)・『寛政譜』によると、松平清康・広忠父子の家臣としてあったとされる。新行紀一氏は、これ以前の代に松平(徳川)氏との関わりを示す記述がみられないことより、鳥居氏は松平清康が岡崎(愛知県岡崎市)入城後の「岡崎譜代」であったとする¹⁷⁾。筆者も、新行氏の見解に賛同する。また忠吉は、『寛永伝』・『寛政譜』に

よると、幼少の徳川家康（この時期はまだ松平姓、実名は元信・元康であるが、徳川家康で統一する）にいろいろと勤勞を尽くしたとある。このことより、家康の信頼が厚い老臣としてあり、これを示すかのように、永祿十二年（一五六九）十一月に家康が後奈良天皇十三回忌法要の費用を献上したことを賞された際に、朝廷よりその旨を伝えるよう仰せ付かった山科言繼は「鳥居伊賀入道（忠吉）」へも書状を遣わしている（『言繼卿記』愛11六八三）。

鳥居元忠は、この忠吉の息として、天文八年（一五三九）に生まれた。兄弟には、『寛政譜』によると、忠宗・本翁・忠広の三男子と二女子がいる。このうち忠宗は、天文十六年九月二十八日に尾張織田氏と通じ松平家当主の広忠に叛いた三木松平信孝（松平清康弟）の軍勢との戦闘のなかで、討死している。また本翁は、出家していた。このため、忠宗死後は元忠が嫡子としてあつた。そして元忠は、『寛政譜』によると、十三歳の時より駿河国駿府（静岡県静岡市）にいた十歳の徳川家康に仕えたとされる。このことに關しては、ほかに史料がないので具体的に知り得ない。だが、このことに關連して注目したいことは、「元忠」の実名である。鳥居氏の通字は、『寛永伝』・『寛政譜』ほか系譜類によると、忠吉の祖父忠勝以来、「忠」である。そして元忠兄弟も、前述の通り、忠宗・忠広である。従つて「元忠」の実名が如何なる人物の偏諱を得たものか、元忠の立場を考えていくうえで検討が必要となろう。そこで注目したいのが、家康が弘治元年（一五五五）三月に、十四歳で元服した際、当時従属先の今川義元より偏諱を与えられ、「元信」の実名を称したことである（『松平記』¹⁸）。これにより考えられることは、この時に家康の側において、三歳年長であつた元忠も家康とともに元服し、今川義元より偏諱を与えられて、「元忠」と称したのではなからうか。もとより、この考えは『寛政譜』による十三歳の時より駿府にいた家康に仕えたとする記述を前提にしたものでしかない。従つて後考を要することは言うまでもない。けれども家康の初名「元信」との關連を考えると、前述のような想定ができる。これにより、元忠が幼少より家康の近臣としてあつたことが窺えよう。

この後、鳥居元忠は徳川家臣として駿河今川氏・甲斐武田氏との戦闘では軍功をあげたとされる。唯一、この時期の元忠の活動を知ることができるのが、次の徳川家康書状である。

【史料4】徳川家康書状(表No.1、柴田顕正編『岡崎市史』第二卷、岡崎市役所、一九二六年、所収写真で一部修正)

先刻申合候場所之事、様子被見積、柵等能々可被入念候事肝要候、馬一筋入可来候、恐々謹言、

(天正三年)
五月十九日

(徳川)
家康(花押)

石川伯耆との
(康輝)

鳥井彦右衛門との
(居元忠)

史料4は、甲斐武田氏との長篠・設楽原合戦に備えて、徳川家康が石川康輝(初名は数正)と鳥居元忠に馬防柵の設置を命じたものである。鳥居元忠と一緒に宛所にみえる石川康輝は、宿老として政務に携わる存在であり、ここで元忠と一緒に活動を命じられている。これにより、元忠はこの頃には重臣に列していたことが窺い知れる。¹⁹⁾

鳥居元忠が甲斐郡内領と関わる契機となるのが、天正十年(一五八二)六月の織田信長死後の旧武田・織田領国の甲斐・信濃・上野三国の領有、そして東国の主導権をめぐる天正壬午の乱である。²⁰⁾ この政争のなかで徳川氏は、甲斐・信濃両国の領有をめぐり、上野国・甲斐郡内領をおさえ侵攻してきた相模北条氏(以下、北条氏)と対戦し、軍勢数など不利な状況のなか新府(韭崎市)・若神子(北杜市)間で対峙する。元忠は留守居衆として甲府(甲府市)の防衛を努めていたが、北条氏忠の率いる軍勢が甲府盆地・黒駒(笛吹市)へ進軍した際、八月十二日に同地で迎撃し敵勢三〇〇余を討ち取っている(『家忠日記』²¹⁾)。この黒駒合戦での戦勝は、苦戦な態勢にあつた戦況を膠着させ、その後、信濃国衆真田昌幸たちを従属させ優勢な状況となった徳川氏が十月二十九日に北条氏と和睦し終結する(『家忠日記』)。この際に締結された徳川・北条両氏間の国分協定により、徳川氏が甲斐国都留郡と信濃国佐久郡、北条氏が上野国沼田・吾

妻地域の領有することを互いに承認し、徳川氏は甲斐・信濃両国を獲得することとなる(但し信濃国川中島四郡地域は、上杉景勝が領有する)。このなかで、鳥居元忠は黒駒合戦での軍功を賞され、徳川家康より郡内領の支配を任されるのである(『鳥居家中興譜』『大日本史料』十一編二―三四七頁)。

郡内領は、武田領国時代は「譜代家老衆」・国衆小山田氏の支配領域として自律性を保っていたことで知られる。そして武田氏滅亡と共に小山田氏が滅亡したことにより、織田権力により一時郡内領は国中領とともに一体化され、織田家重臣の河尻秀隆に与えられる(『信長公記』²²)。ここで、織田権力により郡内領が国中領とともに一体化して扱われたのは、上野国までを勢力範囲としていたことに一因があるろう。しかし、天正壬午の乱のなかで、同領は上野国を押さえ侵攻してきた北条氏により勢力下におかれ、乱後は前述のように、国分協定に基づき徳川領国に編成された。このような郡内領の歴史的過程と関東、特に北条領国との境目領域という地域性から、この領域は徳川領国の存立に関わる要地として重視される。

鳥居元忠は、天正壬午の乱での軍功を背景に、このような徳川領国の存立に関わる境目領域としての要地、郡内領の保持と支配を任されたのである。この結果、元忠は郡内領において、第一節でみたように、平岩親吉たち徳川領国下の甲斐・信濃両国において「郡主」と認識された諸将同様に、軍事指揮権を有する立場としてあった。しかし、郡内領支配の態様に関しては、軍事面のみを指摘したに過ぎない。そこで次節では、この元忠の立場をふまえて、具体的にその領域支配の態様に関してみていきたい。

三 鳥居元忠の郡内領支配

1 鳥居元忠の郡内領入部と領域範囲

まず鳥居元忠の郡内領への入部時期に関して、検討しよう。元忠が徳川家康より郡内領を拝領した時期に関して、『鳥居家中興譜』(『大日本史料』十一編二―三四七頁)は、黒駒合戦直後の天正十年(一五八二)八月二十日のこととする。

しかし、この時期は、まだ北条氏と対戦中なので難しく、天正壬午の乱が終結した十月二十九日以後に想定することが妥当であろう。実際に元忠の郡内領内における文書がみられるのは、表No. 2・3の通り、同年十一月二十三日以降である。表No. 2・3は、北口本宮富士浅間社と広教寺(都留市)への門前等での狼藉行為を禁止したものである。これは、いずれも元忠の郡内領への入部に伴い、受給者側の要請により発給された文書と考えられる。ちなみに『甲斐国志』人物部第九も、表No. 3より「其頃入部セシヤラン」とする。²³⁾

また鳥居元忠が郡内領への入部に際しての政務拠点(居城)であるが、『甲斐国志』古蹟部第十六上が「谷村二居城ス」、豊臣期に甲斐国を治めた加藤氏の家記『北藤録』巻七 光泰伝中が「谷村に在城」とする²⁴⁾ように、かつて同領域を支配していた小山田氏の拠点であった谷村館(都留市)であろう。しかし、既に平山優氏も指摘するが、『朝野旧聞裒藁』天正十年十二月十一日条所載の『御年譜』・『松平物語』は、徳川家康より郡内領を拝領し、岩殿城(大月市)へ入城したとする。北条氏と正式な同盟締結に至る天正十一年八月までには、郡内領にはまだ北条氏との繋がりがみられるので、このような政情に伴う一時的な対処であったと考えられる。²⁵⁾

次に鳥居元忠が管轄する郡内領の範囲に関して、検討しよう。武田領国下において、都留郡には小山田氏のほかに

北部の上野原(上野原市)に加藤氏、西原(同)に西原武田氏など武田氏に直属する国衆が存在したことが知られる。このようなことから、小山田氏が直接管轄した郡内領とは、都留郡一円ではないが、北限は岩殿周辺から南限は山中(山中湖町)の同郡における広範囲地域であったとされる。²⁷⁾ また、丸島和洋氏によると、上野原加藤氏、西原武田氏は武田氏に直属しながらも、小山田氏の影響下にある国衆であったことが指摘されている。²⁸⁾ このように都留郡は、小山田氏の郡内領を核にしなが、展開していたのである。

だが、武田氏滅亡に際し、小山田氏のほかに上野原加藤氏・西原武田氏も滅亡した。その後、天正壬午の乱を経て、都留郡は徳川領国に編成されることとなったが、鳥居元忠の管轄する郡内領は、都留郡一円であったのであろうか。このことに関して、次の徳川家康書状写に注目したい。

【史料5】徳川家康朱印状写(「熊谷家文書」山5二六六五)

今度依被抽忠信、鶴河加藤跡職、被官共、永出置之候、弥以於被励忠勤者、重而新知可充行者也、仍如件、

天正十年午年
七月廿日

(徳川)
家康○(「福德」朱印影)

小菅次郎三郎殿

史料5は、徳川家康が小菅次郎三郎へ、忠節により上野原加藤氏の跡職・被官を与えたものである。小菅氏は、小菅(小菅村)を拠点とする、上野原加藤氏・西原武田氏同様に武田氏に直属する国衆であった。同氏に関しては、その系譜と動向に関しては不明なことが多いが、文明十年(一四七八)十二月十三日に、箭弓神社(小菅村)を造営した小菅遠江守信景・嫡子次郎三郎信久の存在が知られる(「箭弓神社宝殿棟札銘」戦武二二六七一)。また史料5の小菅次郎三郎は、天正十年三月一日に武田家朱印状(「黒沢家文書」戦武三三六六五)に、領中の地下人を棟別役免除と引き替えに参陣

させるよう命じられた人物としてみえる。⁽²⁹⁾この小菅次郎三郎が、徳川氏の甲斐侵攻・天正壬午の乱に際し、徳川方に属したことを家康より賞され、史料5の朱印状を与えられたものと推察される。ここで注目したいのは、小菅氏が家康より直接に上野原加藤氏の跡職・被官を与えられていることである。これにより、小菅氏は徳川氏に直属する国衆として位置づけられていることがわかる。従って上野原加藤領を併合した小菅領に関しては、鳥居元忠の管轄する郡内領には含まれないことが想定できる。なお元忠と小菅氏との関係に関しては、史料がなく不明とせざるを得ない。

実際に元忠の郡内領における発給文書は、北都留郡域にはみられない。また西海周辺地域に関しても、武田氏以来の態様を継承して、渡辺守が率いる西之海衆(九一色衆が徳川氏の直接指揮下にあり『古文書集』・『記録御用所本古文書』静8一五四六・一七八四)、九一色村(富士河口湖町)への諸商売役を免除した天正十年七月十二日付け徳川家朱印状(奉者は大久保忠泰、「西湖区有文書」山4一六三九)が存在することから、徳川氏の直接支配下にあったと考えられる。これは、また現都留市周辺にしか集中して史料がみられないという残存状況をも併せると、小山田氏以来の支配領域に規定されて元忠の管轄領域としての郡内領があったことによる。

以上より、鳥居元忠は天正壬午の乱終結後に郡内領へ入部し、はじめ岩殿城へ入城した後、谷村館へ入ったこと、また元忠が管轄する郡内領は都留郡一円ではなく、小山田氏の支配領域を基に展開したものであったことを指摘した。

2 郡内領支配の態様

ここでは、本節1で検討した鳥居元忠の管轄する郡内領の領域範囲をふまえたうえで、発給・関連文書の検討を通じて支配の態様に関してみていきたい。

郡内領に発給された鳥居元忠の文書は、表No.2・3・8・11・12・13・14の七点である。このうち唯一の原文書は、

表No.3であるが、『山梨県史』は「字体に検討の余地を残す」とする(山4)。また表No.11は、下吉田村(富士吉田市)の百姓五人中に名田を安堵し、年貢の納入・軍役の勤めを疎かにしないよう指示したものであるが、書式・内容に検討を必要とする。従って以下に元忠の発給文書を検討するにあたり、これらの点と併せてそのほとんどが写文書であることを念頭に置いて検討していかねばいけない。

この元忠の発給文書の現存状況をふまえたうえで、その特徴を探ると、印判状の使用があげられる。元忠が用いた印章は一重丸印・印文未詳の一種類で、印影および文書に記された記載から、表No.2・8・11・14は朱印、表No.3・13は黒印として押捺されている。但し、この朱印・黒印の用途に関しては、区分けができず不明である。ここで注目したいことは、元忠が朱印を使用していることである。この時期の徳川領国下において領域支配担当者(奉行人を除く)として印判を使用しているのを確認できるのは、信濃国衆を除き、ほかに駿河河東二郡の支配を担当した松井松平氏(忠次・康重父子)と遠江横須賀領の支配を担当した大須賀康高であるが、いずれも黒印としての使用のみである。元忠と同じく徳川領国下の甲斐・信濃両国において「郡主」と認識された平岩親吉・大久保忠世・芝田康忠は、印判状の発給すら許されていない。ここに、徳川領国内において郡内領の管轄を任された元忠の地位の高さが窺える。

では、次に発給文書の内容に関して確認しよう。既に鳥居元忠の入部時期を検討する際に言及した表No.2・3、また検討を要する文書とした表No.11を除くと、その内容は富士山信仰に伴う勸進行為(表No.8・12・13)・御師権益(表No.14)の保証があげられる。第一章で述べた通り、郡内領は富士山信仰が盛況な地域であるため、富士山信仰に関わる御師・道者を保護する責務が同領を支配する立場・姿勢を明示していた。鳥居元忠にも、郡内領の領域支配担当者として、この責務に対処が求められていたことが、このことからわかる。従ってこれらの発給文書の内容を書式や効力などを視野に置いて検討することは、元忠の郡内領支配の態様に関しても窺い知ることができよう。

そこで、まず勸進行為の保証に関して、具体的に史料をあげよう。

【史料6】鳥居元忠朱印状写(表No.8)

富士山真仰関東諸旦那江被下、如前々可有勸進者也、仍如件、

申(天正十二年)

八月朔日○(印文未詳朱印影)

玉屋

史料6は、鳥居元忠が上吉田諏訪明神(富士吉田市)の神主佐藤氏に関東諸旦那からの勸進行為を保証したものである。元忠による朱印が押捺されたうえで、「仍如件」として文末を締め括られているように直状として発給されていることから、元忠は郡内領の領域支配担当者として独自の判断でこの件に対処していたことが確認されよう。

そして、次の史料7に注目したい。

【史料7】鳥居元忠黒印状写(表No.13)

黒印

富士山御室造営付而、当方分國中勸進之儀、不可有相違者也、仍而如件、

天正十六歳八月十六日

富士御室神主殿

史料7は、鳥居元忠が富士御室浅間社(富士河口湖町)の神主に対し、造営のため、「当方分國中」における勸進行為を保証したものである。同社は、前年七月三日にも元忠より造営につき、関東への勸進行為を保証されている(表No.12)。ここで注目したいことは、「当方分國中」という表記である。この表記は、元忠の管轄する郡内領が一つの独

自の政治領域(領国、すなわち「国家」としてあったことを示す。このことは同時に、元忠が独自の裁量に基づいて自律的支配をおこなっていた事実を補足しよう。

御師権益の保証に関しては、次の鳥居元忠朱印状写をみよう。

【史料8】鳥居元忠朱印状写(表No.14)

雁丸旦那・屋敷等、如前々無相違出置候者也、仍如件、

三月廿六日

(鳥居)
元忠朱印

小林七郎右衛門殿

史料8は、鳥居元忠が小林七郎右衛門に雁丸旦那・屋敷を保証したものである。小林七郎右衛門は吉田(富士吉田市)を拠点に御師として活動し、屋号としては雁丸を名乗ったこと⁽³¹⁾で知られる。これも、元忠による朱印が押捺されたいうで、「仍如件」として文末を締め括られているように直状として発給されている。このように御師権益の保証に関しても、元忠は郡内領の領域支配担当者として、独自の判断により対処しているのである。

以上、史料6〜8の検討を通じて、鳥居元忠の郡内領支配は、独自の裁量に基づく自律的な領域支配を前提に展開していたことを想定した。実際に、この想定を裏づけるように、郡内領において徳川氏による給人・寺社に対する知行安堵・宛行状は、現在のところ確認されていない。また天正十七年七月〜翌十八年正月の本領国を対象とした「国家」改革時に、発給された七カ条定書も郡内領においてはみられない。⁽³²⁾このようなことをふまえると、鳥居元忠の郡内領は、徳川本領国(「国家」)には含まれず、自律的な支城領国(「国家」としてあったことがいえる。

この鳥居元忠による郡内領支配の態様をふまえたうで、次の天野家定証状写に注目したい。

【史料9】天野家定証状写(表No.6)

以上

正観寺之分出目三百目所、鳥居^(元忠)彦衛様へ御理申上、末代被遣候、諸役不入之間相違有間敷者也、仍如件、

天正十一未ノ

九月廿一日

天野清兵衛

家定(花押影)

正観寺

床下

史料9は、天野家定が川棚正観寺(都留市)へ増分(「出目」三〇〇文を与え、諸役免除を確認したものである。発給者の天野家定に関して、『甲斐国志』人物部第九は「元忠ノ家人ナリ」とする。また『山中湖村史』第一巻も、「鳥居の家臣」と推測する³³⁾。しかし、天野姓と通称「清兵衛」に注目すると、『寛永伝』・『寛政譜』にみられる天野清兵衛尉家次が同一人物として該当し、同人の実名が「家次」でなく「家定」であったことが、史料9より確定できよう。

天野家定は、『寛永伝』・『寛政譜』によると「御普請奉行」としてその実績が知られるが、これは同時代史料の深溝松平家忠による『家忠日記』で、「家康普請奉行」(天正六年五月二十八日条)・「浜松普請奉行」(天正十三年二月二十日条)としての活動や家忠との交流(天正七年二月二十六日条ほか)が確認でき³⁴⁾、徳川家臣であることは間違いない。そうすると、この史料9は徳川家奉行人の天野家定が鳥居元忠の管轄する郡内領支配に関わった事例ということになる。では、天野家定による正観寺へのこの処置に、郡内領の領域支配担当者の鳥居元忠との関わりは如何にであったのであろうか。史料9は、内容から考えると、鳥居元忠による指出・検地に伴い³⁵⁾、寺領に増分が明らかとなった正観寺が

徳川家奉行人の天野家定を通じて徳川氏へ諸役免除ともども対処を求めた結果、発給されたものであろう。ここで注目したいのは、「鳥居彦衛様へ御理申上」とあることである。これにより、天野家定による正観寺へのこの処置は、郡内領の領域支配担当者の元忠の了承を得ておこなわれたものであったことがわかる。このことは、換言すれば、元忠の了承を得ずしては、徳川家康の直属奉行人といえども領内案件へ基本的に関与することは示そう。従ってこのことよりも鳥居元忠による郡内領支配は、徳川本領国には含まれず、排他的自律性に基づく支城領国（「国家」としてあったことがいえる）。

そして以上の鳥居元忠の郡内領支配の態様から、元忠の領域支配担当者としての地位は、管轄領域内における行政・軍事支配のほぼ全権を委ねられ、自律的な支配をおこなう支城領主（谷村城主）に位置づけることができよう。³⁶なお元忠は、徳川氏の関東移封後は関東領国の東北方面の押さえ、下総矢作領（千葉県香取市）の支配に携わり、慶長五年（一六〇〇）七月、家康の会津征討にあたり山城伏見城（京都府京都市伏見区）の守衛をするなかで、石田三成たち西軍に攻められ、八月一日に自害した（表No.32）。

おわりに―五カ国領有期の徳川領国の構造と展開―

本章では、天正壬午の乱を経て徳川領国に編成された甲斐郡内領の支配態様に関して、同領域の管轄を担当した鳥居元忠に注目して検討してきた。その結論としては、甲斐郡内領は、北条領国との境目領域という徳川領国の存立に関わる地理的な要地から、徳川家康の信頼が篤く黒駒合戦で北条勢を破った功績に基づき、譜代重臣の鳥居元忠に委ねられたことをみた。そして元忠による郡内領支配は、徳川本領国には含まれず、排他的自律性に基づく支城領国

〔国家〕として展開していたことを指摘した。このような排他的自律性に基づく支城領国（国家）の展開は、大名権力が戦争要因や状況を常に抱えつつ、領国惣〔国家〕存立（領国「平和」）のため政務を潤滑に運営していくのに、有能な重臣へ要地の領域支配を委ね、それを統括していくのが最良の態様であったことによる。

そして、この結論により、五カ国領有期の徳川領国の構造は、領国全体がすべて徳川氏の直接支配領域（国家）にあるのではなく、支城領国・従属国衆領国に政治的規定された重層的複合国家（惣〔国家〕）としてあったことが改めて確認できよう。従って大名権力としての徳川氏の領国支配を考えるには、この領国構造を前提に展開を考えていかなければならない。特に天正十七年（一五八九）七月から翌十八年正月にわたる検地を主軸とした領国（国家）改革は、「五カ国総検地」として大名権力徳川氏の主導のもとで一律に当時の勢力範囲である駿河・遠江・三河・甲斐・信濃の領国全域に実施されたとの見解が依然として根強い³⁸。しかし、これまでみてきたように鳥居元忠の管轄する郡内領には、実施された兆候は窺えない。そして穴山武田氏の河内領や信濃国衆領国においても、この時に徳川氏によって直に検地などは実施されていないことが明らかとなっている³⁹。従ってこの領国改革に関しては、重層的複合国家（惣〔国家〕）という領国構造との関わりがなかで、その意義を論じていく必要が今後は求められよう。

このように当該期の徳川氏は、他の同時代の領域権力と異なることなく、戦国・織豊期の政治・社会状況に規定された大名権力（戦国・織豊期大名）として態様・政治構造があり、そのもとで領国支配を展開していたのである。

註

（1）拙稿「岡部正綱の政治的位置」『野田市史研究』一四、二〇〇三年）および第二部第三章。

（2）拙稿「徳川領国下の穴山武田氏」柴辻俊六編『戦国大名武田氏の役と家臣』、岩田書院、二〇一一年。第二部第五章

に収録)。

(3) ここでは、甲斐郡内小山田氏に関するこれまでの研究状況をふまえた最新成果として、丸島和洋「甲斐小山田氏の系譜と政治的動向」(同編『戦国大名と国衆5 甲斐小山田氏』、岩田書院、二〇一一年)、同『中世武士選書19 郡内小山田氏―武田二十四将の系譜―』(戎光祥出版、二〇一三年)をあげるに止める。

(4) 鳥居元忠を含む鳥居氏に関する専論的研究は、新行紀一「鳥居氏小史―忠吉・元忠を中心に―」(同『三河中世史断章』、私家版、二〇〇四年所収。初出一九九九年)のみである。なお鳥居元忠の事績に関しては、筆者執筆「鳥居元忠」(戦国人名辞典編集委員会編『戦国人名辞典』、吉川弘文館、二〇〇六年)も参照されたい。

(5) 例えば、村上直・高木知己執筆『富士吉田市史』通史編第二巻 近世(富士吉田市、二〇〇一年)の第一章第二節「藩領時代の郡内支配」では、鳥居元忠による郡内領支配に関して「かなりの権限が分与されていた可能性も考えられる」との指摘に止まっているように、史料の残存の少なさから言及はされていない。

(6) なお、本章で序章掲載のほかに引用する史料出典(〔表〕)の略称も含む)に関しては、以下のように略称を用いる。
 ・壬生町歴史民俗資料館編『鳥居元忠―家康に天下を取らせた男―』(二〇一一年)：鳥居+史料番号
 ・茨城県立歴史館史料叢書11 鹿島神宮文書1：茨11+史料番号

・『社記』：『山梨県史料9 甲斐国社記・寺記』(山梨県立図書館、一九六七年)
 ・『社記』：『山梨県史料9 甲斐国社記・寺記』(山梨県立図書館、一九六七年)
 (7) 網野善彦執筆「解説編(総説) 甲斐の古文書―伝来とその特色―」(山4)。

(8) 佐藤八郎「郡内領主小山田氏と御師」(柴辻俊六編『戦国大名論集10 武田氏の研究』、吉川弘文館、一九八四年所収。初出一九六九年)ほか。

(9) 拙稿「徳川家康に仕えた山本氏」(海老沼真治編『山本菅助』の実像を探る』、戎光祥出版、二〇一三年)および第二

部第三章。

- (10) なお小佐野浅子「甲斐国都留郡小林氏の系譜と本拠」(『日本歴史』七四八、二〇一〇年)では、井出家所蔵文書として、天正十二年三月十日付けの小林尾張守へ知行を安堵した徳川家朱印状写(奉者は本多正信・高木広次)が紹介されている。しかし、小佐野氏も指摘するように、筆者も本文書は「奉者と発給年の面で検討の余地がある」と考える。
- (11) 丸島註(3)論文および著書。
- (12) 大久保忠世は、信濃小諸城(長野県小諸市)を拠点に佐久郡の制圧とともに、信濃国衆依田信蕃の戦死後は後継の依田康国の後見を務めている(『依田記』『新編信濃史料叢書』第八卷所収)。
- (13) 芝田康忠の事績に関しては、筆者執筆『芝田康忠』(戦国人名辞典編集委員会編『戦国人名辞典』、吉川弘文館、二〇〇六年)を参照されたい。
- (14) 平山優『武田遺領をめぐる動乱と秀吉の野望―天正壬午の乱から小田原合戦まで―』(戎光祥出版、二〇一一年)、二〇三―二〇三三頁。
- (15) この時期の小笠原貞慶の動向に関しては、平山註(14)著書を参照されたい。
- (16) 『角川日本地名大辞典23 愛知県』(角川書店、一九八九年)。
- (17) 新行註(4)論文。
- (18) 『松平記』は、久曾神昇編『三河文献集成(中世編)』(国書刊行会、一九八〇年)所収のものを用いた。
- (19) 石川康輝の事績に関しては、筆者執筆『石川数正』(戦国人名辞典編集委員会編『戦国人名辞典』、吉川弘文館、二〇〇六年)を参照されたい。
- (20) この政治過程に関して、詳細は平山優『天正壬午の乱―本能寺の変と東国戦国史―』(学研パブリッシング、二〇一一年)

年)が検討しており、本章もこの平山氏の研究成果に大きく依拠する。

- (21) 『家忠日記』は、『増補続史料大成19 家忠日記』(臨川書店、一九八一年)による。
- (22) 『信長公記』は、奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』(角川書店、一九六九年)による。
- (23) 『甲斐国志』は、甲斐叢書刊行会編『甲斐叢書十二 甲斐国志』上・中・下(第一書房、一九七四年)による。
- (24) 『北藤録』は、伊予史談会編『伊予史談会双書6 北藤録』(一九八二年)による。
- (25) 平山優「後北条氏と郡内」(都留市教育委員会・勝山城跡学術調査会編『勝山城跡調査報告書 山梨県史跡勝山城跡』、二〇一〇年)。
- (26) 例えば河口浅間社(富士河口湖町)の社家衆に宛てた天正十一年五月二十五日付け北条氏邦定書写(旧川口村高橋日向旧蔵文書)山4一五七八)がみられるように、天正壬午の乱後も郡内領には、まだ北条氏との繋がりが確認できる。
- (27) 黒田基樹「穴山氏・小山田氏の支配」(同『戦国期領域権力と地域社会』、岩田書院、二〇〇九年所収。初出二〇〇七年)、平山優「都留郡小山田氏の領域支配と城館」(都留市教育委員会・勝山城跡学術調査会編『勝山城跡調査報告書 山梨県史跡勝山城跡』、二〇一〇年)ほか。
- (28) 丸島註(3)論文および著書。
- (29) ほかに、小菅遠江守の戦死を賞した同日付け次郎三郎宛武田家感状写(黒沢家文書)戦武三六六)がある。なお『戦国遺文 武田氏編』は、この天正十年三月一日付け武田家朱印状写・同感状写を「検討の余地あり」とする。
- (30) 松井松平氏の駿河河東二郡支配に関しては拙稿「徳川氏の河東二郡支配と松井忠次」(『戦国史研究』四五、二〇〇三年。加筆のうえで第二部第一章に収録)、大須賀康高の遠江横須賀領支配に関しては酒入陽子「家康家臣団における大須賀康高の役割」(『日本歴史』六二二、一九九九年)を参照されたい。

- (31) 小佐野 註(10) 論文。
- (32) 鈴木将典「五か国総検地施行段階における徳川領国の基礎構造——七か条定書と年貢・夫役システム——」(『駒沢史学』六二、二〇〇四年)。また、「国家」改革としての性格に関しては、拙稿「戦国大名徳川氏の徳政令」(久保田昌希編『松平家忠日記と戦国社会』、岩田書院、二〇一二年。改題のうえで第一部第四章に収録)を参照されたい。
- (33) 山中湖村史編集委員会編『山中湖村史』第一巻(一九七九年)、三三二頁。
- (34) 『家忠日記』における天野家定がみられる年月日に関しては、久保田昌希編『松平家忠日記と戦国社会』、岩田書院、二〇一一年)所収『家忠日記』人名・地名索引』を参照されたい。なお、筆者も校訂に参加した同索引では、「天野家定」で人名項目を立てているが、これはこの史料9の存在に基づいていることもここに記しておく。
- (35) 鳥居元忠が郡内領を管轄するにあたり、「屋敷共二あらため」、すなわち検地が実施されたことは、慶長六年に年次比定される正月吉日付け御奉行衆宛吉田御師中訴状写(「富士浅間社御師注連屋家文書」『新編甲州古文書』二二〇八)より確認できる。
- (36) 支城領主に関しては、黒田基樹『戦国大名北条氏の領国支配』(岩田書院、一九九五年)の「あとがき」を参照されたい。
- (37) 鳥居元忠の下総矢作領支配に関しては、今泉徹執筆「中世篇第三章第三節 豊臣政権期の東町域」(茨城県東町史編集委員会編『東町史』通史編、二〇〇七年)を参照されたい。今泉氏は下総矢作領が鳥居元忠の一円所領でなく徳川氏の直轄地や家臣知行地が存在することから、元忠が一円支配をはじめたのは、慶長四年の検地以降とする。但し、必ずしも元忠が管轄する矢作領の態様に関して一円支配に拘ることなく、指出など本格支配が天正十九年に開始されていることに注目するのならば、既にこの時から領域支配が展開していたとも考えることができよう。なお、鳥居家が徳川領国

の東北方面の境目を守衛する役割は、関ヶ原合戦後の常陸佐竹氏の秋田移封に伴う徳川領国の拡大に際し、陸奥国岩城平（福島県いわき市）へ配置されたように、後継忠政にも引き継がれている（拙稿「徳川家康の関東入国と佐倉地域―武田信吉の佐倉領支配を中心に―」『風媒花』二六、二〇一三年）。

(38) 本多隆成『定本徳川家康』（吉川弘文館、二〇一〇年）、一四〇～一四一頁。

(39) なお、本多隆成氏は註(38)著書の一四二頁で、天正十七年九月の信濃国伊那郡虎岩村（長野県飯田市）での検地を大名権力である徳川氏による「五カ国総検地」が信濃国でも実施されたことの表徴とする。しかし、同地は従属国衆菅沼定利の自律的な支配領域（飯田領）にあり、菅沼定利の手によりなされた検地であることは明確である。従ってこの見解は妥当ではない。なお、菅沼定利による信濃飯田領支配に関する詳細は、拙稿「戦国大名徳川氏の伊那郡統治と菅沼定利」（『駒沢史学』六五、二〇〇五年。改題のうえで第二部第六章に収録）を参照されたい。

第五章 徳川領国下の穴山武田氏

はじめに

戦国期の地域権力は、地域社会の自立(村・町制の展開)、室町幕府―守護体制の解体に伴い、領主の「家」・地域社会の存続(「国家」存立の保持に努めるべき領域権力として形成された。^①)この地域権力が各地に割拠するなかで、これら地域権力を統制のうえに数か国に及ぶ領国を支配し、「国主」として君臨したのが、戦国大名である。この戦国大名領国は、地域権力「国家」の複合体(惣「国家」として構成されていた。これは、三河本国より勢力を拡大した大名徳川氏においても例外ではない。しかし徳川氏研究において、徳川惣「国家」の構造・機能と領国下の地域権力「国家」の検討に関しては、相模北条氏や甲斐武田氏などの研究に比べて充分にはなされていない。

そこで本章は、徳川惣「国家」(徳川領国)の構造・機能とその下で展開する地域権力「国家」の態様に関して、具体的に検討することを試みるものである。検討対象は、甲斐河内領(史料では「河内谷」と管見)を展開した地域領主(国衆)の穴山武田氏におきたい。

穴山武田氏は、甲斐武田一族で、巨摩郡南部・八代郡の一部の富士川兩岸に位置する河内地域を拠点に地域権力化を進め、最終的には戦国大名武田氏の従属下のもとで自律的な河内領支配を確立して、信友・信君父子は武田一門

(親族)衆として活動、武田氏の駿河侵攻に伴い、信君は駿河国庵原郡へ勢力を拡大し長篠合戦後に駿河江尻城代を務めたこと、そして織田権力による武田氏攻めの際に、信君は離叛したことで知られる^②。

このことから、穴山武田氏は戦国大名武田氏との関わりより、①戦国時代の基本的領主を「戦国領主」と位置づけ、独自の領域支配を評価し、戦国大名武田氏の領国支配を守護公権の視点からとらえる「戦国期守護」論^③と、この議論に対し、②地域領主の被官化(家中包摂)過程を追い、戦国大名武田氏による領国の一円支配を前提にその領主支配を位置づける議論^④と、その領主的態様および領域支配の展開が考察された。しかし、これらの議論は、大名権力の優越性を前提に従属国衆「国家」の態様を対立的に描いた像であり、一九九〇年代以降の地域権力論が明らかにした両者が相俟って構成されるべき大名領国(惣「国家」)の展開のなから領主的態様およびその領域支配をとらえることに關しては充分ではない。また、この穴山武田氏のような従属国衆「国家」の存在が、武田氏滅亡後の織田権力、徳川氏の領国において、如何に展開していったかも検討する必要がある^⑥。

そこで、本章では、これらの課題をふまえて、武田氏滅亡後の穴山武田氏の態様と領域支配、徳川氏との関係の検討をおこなう。

一 織田権力従属下の穴山信君

はじめに武田氏滅亡後の穴山信君(梅雪斎不白)^⑦の政治的位置に關して、検討をおこないたい。

天正十年(一五八二)二月、織田信長は武田氏攻めを開始した。織田権力従属下にあった徳川家康も、これに応じ出陣し、同月二十一日には駿府(静岡県静岡市)に陣する。この状況を受け、穴山信君は徳川氏へ同月二十九日に「味方」

の意向を示し、織田信長よりの「合力」(扶持)支給などの尽力を求め(「芹沢家文書」戦武三三三六三)、三月二日に家康よりこの件につき取り成しの約諾を得た後(『記録御用所本古文書』戦武四〇九九)、四日に家康のもとを訪れ、織田権力への従属を示した(『家忠日記』⁹)。この時、信君が武田氏を離叛した理由は、平山優氏が指摘するように、武田氏権力内での対立に起因したのであろう。

従属した信君は、徳川軍と同道して甲斐国へ進攻する。そして武田氏滅亡後の三月二十日には、信君は信濃国諏訪(長野県諏訪市)に陣する信長のもとへ「御札」をおこなっている(『信長公記』¹⁰)。

この後、信長は武田氏攻めに活躍した重臣河尻秀隆たち諸将へ知行割を実施し(『信長公記』)、信君には、史料1のように「甲斐国本地分」(河内領)を安堵し、河尻秀隆の管轄領域との入り組み地に関しては、在地の「年寄」に確認のうえで、交換をおこなうなどして境目を定めるよう指示する。

【史料1】織田信長朱印状(「吉多助五郎所蔵文書」山5二六二二)

甲斐国本地分事、聊以不可相違、然而河尻与兵衛被遣之分与入組之儀、以年寄令相博、立境目、全可有領知之状如件、

天正十

四月十日

穴山陸奥入道殿

信長(織田)
朱印(天下布武)

一方、駿河国は徳川家康の領国に編成された。そこで、次の史料2に注目したい。

【史料2】穴山不白判物写(『諸家文書纂』戦武三九七四)

父遠江守抱来旧領并駿州之新恩等、聊不可相違者、守此旨可励忠孝者也、仍如件、

天正十年壬午

卯月十九日

万沢助六郎殿
(倉七)

(穴山信君)
不白(花押影)

史料2によると、信君は万沢君元へ亡父君泰の旧領とともに「駿州之新恩」を安堵している。このことから、駿河国の支配領域に關しても安堵されたことが確認できる。この事實は、『当代記』天正十年三月二十一日条でも、信長が信君へ「甲斐・駿河の本領致安堵」とみえることと合致している。さらに、このことと『当代記』が信君死去後、後継の勝千代が「駿州江尻に在城す」とするのを併せると、拠点はこれまで通り駿河江尻城(静岡県静岡市清水区)にあつたと考えられよう(以下、この穴山武田氏の江尻城を拠点とした駿河国の支配領域を「駿河江尻領」とする)。

そして、これらの支配領域には、信君により史料2の知行安堵がなされていることが示すように、武田時代と同様に自律的な領域支配が承認されていた。このように、信君は織田権力より甲斐河内・駿河江尻両領で構成される領国(「国家」)を安堵され、江尻城を拠点に自律的な領域支配を承認された従属国衆として位置づけられたのである。⁽¹²⁾

この後、五月に信君は家康とともに近江安土城(滋賀県近江八幡市)へ、駿河・遠江両国拝領の「御札」に訪れている(『信長公記』)。ここから確認できることとして、一つは改めて信君も駿河国に所領を所持し、信長より安堵されていた事実ともう一つは家康との関係である。すなわち信君が家康とともに信長のもとへ「御札」に赴いたことは、家康のもとで軍事行動などに従事する与力領主に位置づけられていることを示している。但し両者の関係は、あくまでも織田権力と穴山武田氏の政治的・軍事的な統制・従属関係を基底にして、家康がその関係を補完する指南的立場で展開するものであつた。このことは本能寺の変勃発に伴う畿内からの帰還の際に、信君が甲斐河内領へ向かうために、家康とは別行動をおこなつたことに示されている。

だが、この別行動のため、信君は帰還途中で「一揆」に殺害されてしまうこととなる(『信長公記』ほか)。

二 穴山勝千代の領域支配

前節では、穴山信君は織田権力より甲斐河内・駿河江尻両領からなる「国家」の自律的支配を承認された従属国衆で、また徳川家康の与力領主であったことを確認した。

ところが本能寺の変に伴う帰還途中での信君殺害は、後継勝千代の幼少(十一歳)という事態とともに、穴山家中へ動揺を与えたと想定される。この事態を受けて、徳川家康は武田旧臣の岡部正綱を甲斐河内領の拠点下山(山梨県身延町)へ派遣して、菅沼城(同)の普請を命じ(『寛永諸家系図伝』『野田市史』資料編中世二一九号史料、以下『野田市史』資料編中世二からの引用は野田と略す¹³⁾、穴山武田氏を徳川氏の保護(従属)下に置く。

本節では、徳川氏の従属下に置かれた穴山勝千代の領域支配に関して検討をおこないたい。検討するにあたり、この時期の穴山武田氏の領域支配発給文書一覧を作成した。以下、同表よりの史料引用は、No.1のような記述をとる。

【表】穴山武田氏の領域支配発給文書一覧

No.	年月日	文書名	宛所	奉者	内容	史料名(出典)
1	天正10・9・10	穴山勝千代朱印状	本宿		伝馬定書	朝夷家文書(戦武三九七六)
2	天正10・10・3	穴山勝千代朱印状	南部之宿		伝馬定書	朝夷家文書(戦武三九七七)
3	(天正10)10・27	穴山勝千代書状	神長(守矢信実)殿御報		祈禱御礼	守矢家文書(戦武三九八〇)
4	天正11・1・28	穴山勝千代朱印状	河内之禰宣衆廿五人	有	諸役免許	稲葉家文書(戦武三九八一)

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
天正14・11・15	天正12・12・3	天正12・3・10	(天正12)3・5	(天正12)3・5	天正12・2・20	天正12・1・28	天正11・12・23	天正11・12・17	天正11・12・16	天正11・9・28	天正11・9・17	天正11・9・17	天正11・8・27	天正11・8・5	未(天正11)4・21	天正11・3・21	天正11・3・14
穴山勝千代朱印状	穴山勝千代朱印状写	連署証状 芦沢君次・穂坂君吉	穴山家連署奉書写	穴山家連署奉書写	穴山勝千代朱印状写	穴山勝千代禁制	穴山勝千代朱印状	穴山勝千代朱印状	穴山勝千代朱印状	穴山勝千代朱印状	穴山勝千代朱印状写	穴山勝千代朱印状	穴山勝千代朱印状	穴山勝千代朱印状	穴山勝千代朱印状	穴山勝千代朱印状	穴山勝千代朱印状写
	徳間山作等	清見寺御納所	八日市場之百姓中	十こくの又右衛門殿 他	山宮大夫殿	大聖寺	久遠寺	周桂齋	大聖寺	新見甚内殿	佐野七郎兵衛尉とのへ	「水野平太夫尉とのへ」	龍雲寺納所	跡部大千代殿	佐野兵左衛門尉〔君弘〕殿	(南部)	河口六左衛門尉
七人衆											有・芦・穂	有・芦・穂					
勸進免許	諸役免許	寺地安堵	年貢納入	年貢納入	宿坊安堵	禁制	寺中定書	知行宛行	普請諸役免許	普請諸役免許	早川入管轄	早川入管轄	普請諸役免許	知行安堵	筏乗扶持宛行	伝馬法度	棟別諸役免許
諏訪神社文書(戦武四〇〇一)	円蔵院文書(戦武四〇〇〇)	清見寺文書(戦武三九九八)	古案(戦武三九九七)	古案(戦武三九九六)	判物証文写(戦武三九九五)	大聖寺文書(戦武三九九三)	久遠寺文書(戦武三九九二)	鷲宮神社文書(戦武三九九一)	大聖寺文書(戦武三九九〇)	最恩寺文書(戦武三九八九)	諸州古文書(戦武三九八八)	水野家文書(戦武三九八七)	龍雲寺文書(戦武三九八六)	佐野家文書(戦武三九八五)	楓軒文書纂(戦武一六九九)	朝夷家文書(戦武三九七七)	判物証文写(戦武三九八二)

26	25	24	23
3・9	1・22	天正15・2	天正15・1
穴山勝千代朱印状	穴山勝千代朱印状	穴山勝千代朱印状	穴山勝千代朱印状
殿	水野平太夫殿・横山喜四郎	大聖寺御坊中	佐野兵左衛門尉(君弘)殿
	佐		
川除申付	材木徴用	寺地帰属保証	葉袋関管理
水野家文書(戦武四〇〇六)	水野家文書(戦武四〇〇四)	大聖寺文書(戦武四〇〇三)	佐野家文書(戦武四〇〇二)

「奉者」欄の「有」は有泉昌輔、「芦」は芦沢君次、「穂」は穂坂君吉、「佐」は佐野君弘を示す。穴山勝千代書状でNo.3を除き領域支配に関係しないものと、家臣独自の発給文書は、表より除いた。またNo.25は、武田期の発給の可能性もあるが、判別が難しいため、表に含めた。

まず文書様式に関して注目すると、既に須藤茂樹・黒田基樹・平山優各氏が指摘するように、当主勝千代は幼少のため、文書は花押を据えた判物は存在せず、信君より引き継いだ印文未詳朱印と「栄」朱印(No.4・7)を用いた直状式または奉書式印判状か、穂坂君吉・芦沢君次・佐野君弘たちの家老衆による連署状(No.18・20)で発給されたこと、奉者には有泉昌輔・芦沢君次・穂坂君吉・佐野君弘たち家老衆が務めていることが改めて確認できる¹⁵⁾。なお、印文未詳朱印と「栄」朱印との使い分けに関しては、不明である。この点は、後考に期したい。このほかに、『山梨県史』掲載の写真(山4)より、印文未詳朱印を用いた奉書式朱印状が折紙、「栄」朱印を用いた奉書式朱印状が堅紙(No.4)で発給されていることがわかる。

次に、発給地域を確認したい。表に掲げた各文書より地名を抽出すると、次のようになる。

【甲斐国】南部(山梨県南部町、No.1・2・6・22)、早川入(同早川流域、No.10・11)、福士(同南部町、No.12)、西島(同身延町、No.18)、柳川(同富士川町、No.18)、十石(同、No.18)、大塩(同身延町、No.18)、八日市場(同、No.19)、徳間郷(同南部町、No.21)、葉袋(同早川町、No.23)、

【駿河国】興津(静岡県静岡市清水区、No.14)、西河内(同、No.20)、内房郷(同富士宮市、No.26)

また、これ以外の文書のなかで宛所・伝来の現在所在地に注目すると、No.4・9・13(16・24は同所)・15はいずれも身延町である。この結果、発給地域が、いずれも鰍沢(山梨県富士川町)以南の富士川兩岸地域で構成される本領甲斐河内領と駿河江尻領の穴山武田領国内であることがわかる。すなわち、勝千代は父信君の領国を徳川氏従属後においても、そのまま継承していることが確認できるのである。

このほかに、穴山武田氏の所領が知ることができるのは、史料3である。

【史料3】徳川家康判物写(『譜牒余録』戦武四一一〇)

駿州之内山西并河東次津分之事、如年来従当所務可有収納候、然者諸同心知行方之義、如前々可被仰付之状如件、

天正十年

八月十八日

(徳川家康)
御諱御判

武田勝千世殿

史料3は、天正壬午の乱最中に徳川家康から、穴山勝千代が与えられた所領安堵状である。この時、家老の有泉昌輔・穂坂君吉たち穴山衆は家康の拠点甲斐国新府(山梨県韭崎市)に陣しており、その恩賞として発給されたものである。¹⁶文中にみえる駿河国山西の所領は、平山優氏が指摘するように、今川義元より穴山信友が与えられた旧正親町三条氏領であった稲葉庄内の岡田郷(静岡県藤枝市、『楓軒文書纂』戦武四一一)である。また、富士郡須津(同富士市)にも所領を領有していたことがわかる。これらの所領は武田氏滅亡に伴い、不知行地と化していたのであろうか、家康は改めてこれまで通りの所務を認め、また同心衆へ知行を割り当てるよう指示している。これにより、これらの所領は穴山武田氏にとって、同心衆との関係を確保するために、¹⁷必要な地であったことがわかる。

以上より、穴山武田氏は甲斐河内・駿河江尻両領で構成される領国のほかに、駿河国志太郡岡田と同富士郡須津に所領を領有していたことを確認した。

これをふまえたうえで、発給文書の内容より、領域支配の実態をみていこう。まずは表の「内容」項目より、諏訪社神長官守矢信実への神前祈禱の謝礼(No.3)を除き、(a)知行安堵・宛行、扶持支給、(b)諸役賦課・免除、(c)伝馬維持、(d)早川入管轄、(e)寺社政策、(f)川除普請、(g)その他に区分して、それぞれ個々に概観する。

(a) 知行安堵・宛行、扶持支給

唯一の家臣宛の知行安堵に、No.8がある。これは、勝千代が父信君の先判(「靈泉寺殿御判形」)に従い、跡部大千代へ三〇貫文の知行を安堵したものである。このほかに家臣宛の知行関係文書は、確認できない。家臣以外の知行関係文書には、No.14・20がある。No.14は、勝千代が神官の吉田周桂斎へ駿河国興津郷内で一〇貫九〇文の知行を宛行つたものである。またNo.20では、駿河清見寺(静岡県静岡市清水区)の「御望」を請け、家老の芦沢君次・穂坂君吉が西河内の地を与えている。

扶持支給としては、No.7がみられる。No.7は、『戦国遺文 武田氏編』では年次を元龜二年(一五七二)とするが、宛所の佐野君弘の活動時期から考えると、既に黒田基樹氏が指摘するように、天正十一年(一五八三)に年次を比定することが妥当であろう。内容は、筏乗に対し、以前の通り台所領(直轄領)より扶持支給を命じたものである。後述の通り、佐野氏はもともと藁袋の土豪で、早川入を管轄し、同地からの材木上納に従事していたこと知られるので、¹⁸⁾本文書もこのような佐野氏による材木上納に関わるものであろう。

(b) 諸役賦課・免除

No. 4・5・9・12・13・21に免許のかたちで確認できる。発給対象は、寺院や金山衆・禰宜・山造職人であり、「目前々任判形」(No. 5)、「如前々」(No. 9・13)、「梅雪齋以御判状」(No. 12)、「(穴山信友)田藏院殿・(穴山信君)靈泉寺殿両代之御判形帶來明鏡之上」(No. 21)とみられるように、多くは穴山信友・信君による免許に基づき執行されている。免許内容は「棟別諸役免許」(No. 5)、「普請諸役免許」(No. 9、No. 12・13も同様)、「諸役免許」(No. 21)と記されているように、棟別役・普請役やその他諸役を抽出できる。このことは、逆に穴山武田氏がこれらの諸役を賦課していたことを示そう。

(c) 伝馬維持

No. 1・2・6といずれも南部宿に宛てられたものである。南部は、穴山武田氏が拠点を下山に移すまで本拠とした地であり、また河内路の要所に位置した。¹⁹⁾ No. 1の宛所に「本宿」とあることは、平山優氏が同文書にある「外新宿有之書付同文書」朱書の註記より指摘するように、この頃の南部宿には本宿・新宿と発展していたことがわかる。No. 1・2は、いずれも「去年梅雪齋被仰出由」・「先年梅雪齋如仰定候」とみえるように、穴山信君が定めた通り、伝馬屋敷に居住する者は奉公人であろうとも、所定の伝馬役を負担するよう定めたものである。この背景には、信君による同宿への伝馬役に関する定書の発給以後も、奉公人であることを根拠に伝馬役負担を忌避する状況が想定され、この状況への対処として伝馬を維持するために、改めて発給されたことがわかる。このうえで伝馬法度として、No. 6を制定している。同法度も天正五年十二月二十一日に発給された穴山信君の伝馬法度(「朝夷家文書」戦武二九〇四)の再令であり、これにより南部宿に信君在世時の通りの伝馬を維持させようとしたのであろう。

(d) 早川入管轄

材木資源に恵まれた早川流域(早川入)は、材木生産・移出により生業が営まれ、そして同地からの上納は穴山武田氏の経済基盤ともなった。²⁰⁾ この早川入の管理を任されたのが、葉袋出身の佐野氏である。同家は、早川入の土豪とし

て代官を務めるなど活動する一方、穴山武田家中に属し、佐野泰光(鷗庵)・君弘父子が家老に列した。No.10・11は、同内容で、「梅雪斎判形之旨」により、早川入管理を任せたものであるが、No.10は水野平太夫尉、No.11は佐野七郎兵衛尉に宛てられている。水野氏は佐野氏同様に薬袋の土豪で、一方、佐野七郎兵衛尉は泰光(鷗庵)の子(君弘弟)にあたり、天正十年二月十三日には穴山信君の判物により、既に早川入の管理を任されている(『佐野家文書』戦武三六五七)。「梅雪斎判形之旨」は、この信君の判物にあたる。また、『山梨県史』によると、No.10の宛所は異筆と付記され、「本来の宛所の一部とみられる墨跡がわずかに残る」と註記されている(山4一〇七八)。さらにNo.11を得た後、君弘が七郎兵衛尉へ「早川入之走廻」に関し、泰光(鷗庵)時のように努めるよう証文を遣わしている(『佐野家文書』戦武三九九)²¹⁾。これらの状況を併せると、No.10・11は同一のもので、佐野七郎兵衛に宛てられたものと推察されるが、ここでは、佐野七郎兵衛が信君時に引き続き、早川入の管理を任されたことに注目したい。また、薬袋は早川と春木川との合流地点に立地することから、河川流通を管理する関が設置されていたのであろうか。No.23より、七郎兵衛尉には「前々判形」と兄君弘を通じた申請により、薬袋の関管理が任されている。このように穴山武田氏は佐野氏の活動を保障することにより、早川入を管轄し、No.25のように材木徴用をおこなってきたが、勝千代の時もこれまでの態様を継承・展開していることが確認できる。

(e) 寺社政策

No.15は、身延山久遠寺(山梨県見延町)へ、寺中・門前で殺生禁断、諸役免除、世俗の權威による行為の禁止、延寿院(穴山信君女)牌所・寄進地の保証、宿中商役の免除を信君の判物(『靈泉寺殿判形』)の通り、保証したものである。同寺は日蓮宗総本山であることから、各地より多くの参詣者が訪れ、同門前町中・宿中は発展をみせていたことが知られる²²⁾。既に同寺に対しては、永禄元年(一五五八)十二月十五日に武田信玄より殺生禁断、諸役免許、寺家中・町中

への処務、寺中・町中の永代不入などが「先判」に基づき保証され（身延文庫所蔵『禁制等写』戦武六一二）、また穴山信君よりも、同九年十二月十一日に殺生禁断、諸役免許、寺家中への処務などが認められていた（内閣文庫所蔵『久遠寺文書』戦武一〇四四）。No.15は、このような武田氏・穴山武田氏の同寺への庇護を受け、勝千代が穴山武田当主としての立場から発給したものと評価できる。

No.16・24はいずれも大聖寺（山梨県身延町）へ発給されたもので、No.16は諸役賦課、喧嘩口論と押買狼藉を禁止し、No.24は大聖寺・円満寺が本院の長光院領に属すことを父信君の判物の通り（老父以判形之筋目）、保証している。この信君の判物とは、天正九年八月十二日に円満寺が旧規の通り長光院領に属すことを承認したもの（『大聖寺文書』戦武三五九五）を指すのだろう。No.17では、富士村山浅間社（静岡県富士宮市）の御師山宮大夫へ、「靈泉寺殿判形」、すなわち天正五年二月十六日付け穴山信君判物（浅間社山宮大夫文書）戦武二七七二）に従い、河内領内の宿坊を保証する。また、No.22では南部諏訪社へ、拝殿建立のための河内領における勧進を許可したことが確認できる。

(f) 川除普請

南北に富士川が流れる穴山領国（特に甲斐河内領）には、同川の氾濫に対する川除普請を必要とした。²³ 川除普請の事例として、No.26がある。史料4として、掲げよう。

【史料4】穴山勝千代朱印状（No.26）

内房郷中人足堅相触、川除可申付候、免許之者・寺社領共ニ、可相出候、努々不可有用捨者也、仍如件、

（佐野君弘）
兵左衛門尉

（年未詳）
三月九日
（印文未詳朱印）

水野平太夫殿

奉之

横山喜四郎殿

宛所の水野平太夫は、前述の通り葉袋に居住する土豪で、横山喜四郎も同様の存在と想定される。両者は内房郷の代官を務めていたのであろうか。また奉者を葉袋土豪出身の家老佐野君弘が務めていることから、富士川・早川で材木移出などの河川流通に携わる、土豪のネットワークが背景に窺える。史料4は、水野平太夫・横山喜四郎の兩人を通じて、内房郷から免許者・寺社領の住人に関わらず、川除普請のための人足供出を命じたものである。これにより、早急に川除普請を必要とした場合には、本来は免除されるべき人物や寺社領にも、動員されていることが確認できる。^(g)その他

No.18・19は、いずれも家老衆による連署奉書の形式で、西島・柳川・十石・大塩から四貫九八文、八日市場の増分二貫一〇〇文を、穴山信君から高野山成慶院(和歌山県高野町)へ寄進された旨に従い、年貢として滞りなく納入するように指示したものである。遅延した場合は譴責をおこなうと、収務の徹底が求められている。

以上、個々の内容を概観してきて確認できることは、穴山勝千代による領域支配の特徴として、既に須藤茂樹・平山優両氏も指摘するように、父信君により認められた権益保証を、勝千代が当主として家老たちの補佐を得ながら引き続き保証するということで、これらの施策がなされたことがあげられる。これは勝千代が幼少であったことに起因するが、信君時の施策が引き継がれて領域支配が展開していたという事実は、同時に徳川領国下においても穴山武田氏が、武田時代と同様に、支配領域への自律的な支配権を喪失していなかったことを意味しよう。これらの勝千代による知行安堵・宛行、諸役賦課・免除などの領域支配の施策に対し、徳川氏の関与は確認できないので、このことも裏づけとなる。

穴山武田氏の支配領域における、徳川氏の活動としてみられるのは、奈良田・湯島両郷（いずれも山梨県早川町）の商人への諸役免許（「深沢家文書」・「旧湯島村四郎左衛門旧蔵文書」、山4-1075・1076・1092・1093）と下山宮賀茂社へ社領三貫五〇〇文を永代寄進したこと（史料5）である。

【史料5】徳川家朱印状写（「稲葉家文書」山4-108）

甲斐国巨麻郡下山之内一之宮社領三貫五百文地、永代寄附之、全可収納、弥国家之御祈念神事無懈怠可相勤者也、
仍如件、

天正十一年卯月廿日

（「福徳」朱印カ）
御朱印

一ノ宮神主

このうち奈良田・湯島両郷の商人への諸役免許は、穴山武田氏の支配領域だけに完結しない商売活動に関わることであり、既に武田時代においても「従其以前之任御印判」という文言に示されるように、天文十九年（一五五〇）六月二日と天正九年六月十九日に武田氏より朱印状発給を受け、同様の対応がなされていたことが確認できる（「深沢家文書」・「真如苑所蔵文書」、戦武三二〇・三五六六・三五六七）。また、徳川氏は同年閏正月に武田旧臣の徳川直参衆へ知行安堵、四月に国内寺社領の安堵・寄進を実施しているが、史料5は甲斐河内領の一宮という社格により、他の国内寺社とともに発給を受けたと考えられる。これ以外に穴山勝千代の在世時（天正十五年六月まで）において、穴山武田氏の支配領域における、徳川氏の発給文書は管見の限りない。このことは、穴山武田氏が武田時代と同様に相対的自立性を有しており、支配領域において自律的な領域支配を展開していたことの証左となる。

以上のように、穴山武田氏の支配領域は、同氏による領国（国家）として、徳川領国（惣「国家」）下において武田時代と同様に排他的自律支配がなされていたことを、本節では確認した。これにより、徳川領国下の穴山武田氏は、相

対的自立性を有した同「国家」存立の保持に携わる地域権力たる国衆であったことが、改めて指摘できる。

三 徳川氏と穴山武田氏

前節では、徳川領国下の穴山武田氏が同「国家」存立の保持に携わる国衆であり、そしてその領国支配は排他的自律支配が展開していたことを確認した。これをふまえて、本節では、徳川氏と穴山武田氏の関係をみていきたい。

徳川氏との関係は、前述の通り、織田権力従属下において家康が穴山信君の指南的存在にであったことに始まり、天正十年（一五八二）六月の本能寺の変からの帰還最中に信君が横死したことを受け、無事帰還した家康が下山へ武田旧臣岡部正綱を派遣して、穴山武田「国家」存立の保護に努める。これにより、徳川氏より「国家」存立の保護を得た穴山武田氏は、その後の徳川氏による甲斐侵攻に際し、家老の有泉昌輔・穂坂君吉が率いる穴山衆を派遣して、甲府と武蔵国秩父郡を結ぶ雁坂口で相模北条氏の勧誘に応じた大村三右衛門尉たちの一揆の討伐にあたり（『記録御用所本古文書』戦武四一一八）、また同七月三日には徳川家康より新府にて「信州表之計策」に努めるよう指示を受けている（『記録御用所本古文書』戦武四一一九）。

この後、相模北条氏が甲斐国中地域へ進出すると、前述の通り、家康のもとで新府に在陣し続け、北条氏と対陣している。そして天正壬午の乱が終了すると、穴山武田氏は甲府に配置された徳川部将平岩親吉と岡部正綱の軍事指揮のもとで行動が命じられている（『記録御用所本古文書』戦武四一二二）。天正十二年三月に小牧・長久手合戦が勃発すると、穴山衆は岡部氏とともに参陣し『朝野旧聞哀藁』天正十二年四月条、「尾州長久手之図」野田八二、尾張蟹江城（愛知県蟹江町）攻撃中の七月三日には家老の穂坂君吉が戦死している（『芦沢文書』愛12七六四）。このように穴山武田

氏は、徳川氏より「国家」存立の保護を得た代償として、徳川氏の惣「国家」存立（領国「平和」）のための戦争に軍事協力を求められ、参陣しているのである。

以上の検証より、徳川氏と穴山武田氏は「国家」存立の保護とそれに対する奉公を双務契約として規定した、政治的・軍事的な統制・従属関係にあり、穴山武田氏は徳川氏の「国家」存立の保護を背景に、「国家」存立の保持に努めたことが指摘できる。従って徳川氏による穴山武田領国への内政関与は、前節での検討を併せると、排他的自律性を前提に、「国家」存立が保持され、徳川氏の「国家」存立の保護に対する奉公が支障なくなされている以上、おこなわれないといえる。

ところが、徳川氏によって穴山武田家臣へ知行宛行・安堵がおこなわれている事例がみられる。このことより、平山優氏は、穴山勝千代の家臣団が父信君以来の主従関係を保つ一方で、勝千代が幼少であったため知行宛行・安堵などは家康が主導権を掌握して、独自におこなっていたとする。そこで、徳川氏による穴山武田家臣への知行宛行・安堵の事例である、史料6の検討をおこないたい。

【史料6】徳川家朱印状写（佐野家文書）戦武四一二三

駿州由井寺尾之内拾七貫五百文・同此増分七貫五百文、塩畠・百姓屋敷・野地・山年貢共、今度雖改出遺之、岩淵之内見出共五拾貫文・甲州あさ原之郷三拾五貫文之事、

右、亡父如鷗庵時之、領掌畢、然者此外増分有之者共、所宛行不可有相違、弥守此旨可存忠信者也、仍如件、

天正十三年十二月廿四日○
御朱印

本多弥八郎

大久保新十郎
奉之

(君弘)
佐野兵左衛門尉殿

史料6は、徳川氏が穴山武田氏家老の佐野君弘へ駿河国寺尾(静岡県静岡市清水区)²⁶・岩淵(同富士川町)、甲斐国麻原郷(山梨県南アルプス市)での知行地計一一〇貫文を安堵したものである。これらの知行地は「亡父如鷗庵時之」とみえるので、君弘の父佐野泰光(法名は鷗庵)の時より知行していたことがわかる。しかしながら駿河国庵原郡内の由比・蒲原地域は、武田時代には相給地で構成され、武田当主による管轄支配が展開していたことが指摘されている²⁷。これにより、武田時代の支配形態が引き継がれ、この時は徳川氏による直轄支配下にあった可能性が想定される。また、甲斐国麻原郷も徳川氏による直轄支配下のもとで、相給知行が展開している(「旧白井阿原村源五左衛門旧蔵文書」山4二二一六ほか)。従っていずれも徳川本領国に属する知行地である。だからこそ、のちに豊臣権力へ従属した徳川氏より「際限なき軍役」負担への対応として五十分一役が賦課され『楓軒文書纂』山5上八八九・八九〇²⁸、また天正十七年十二月七日には、「国家」存立を保持するための改革(「国家」改革)の対象地として、知行整理・確認を経て伊奈家次(のち忠次)の知行書立(『楓軒文書纂』山5上八九二)が発給されたのであろう。

これらの徳川氏による諸政策は、徳川本領国(「国家」)に限ることが明らかにされている³⁰。このことよりも、史料6が徳川本領国内の知行地であるから、徳川氏によって知行安堵されたことがいえる。これらの地は早川入での活動を基盤にする佐野氏にとって、駿河国寺尾と岩淵が富士川水運を通じ駿河方面への、また甲斐国麻原が国中地域への活動とそれに伴う政治立場を維持するうえで欠かせないため、確保が必要とされたのであろう。一方、徳川氏にとっては、佐野氏の立場を保障することにより、徳川領国(惣「国家」)を構成する各「国家」の政治的・軍事的な統制・従属関係の円滑な機能を期待したことが想定される。

このような両属家臣ともとらえられる存在は、各地の戦国大名や織田・豊臣両権力においてみられる事象で、彼ら

が自身の属す「国家」存立の手段として考えるべきであり、戦国大名や織田・豊臣両権力はこの繋がりを保持することにより、従属地域「国家」との有益な関係を維持しようとした。^{③1}従って徳川氏による穴山武田家臣への知行宛行・安堵は、領国への内政関与ではなく、惣「国家」を構成する各「国家」との政治的・軍事的な統制・従属関係の展開から位置づけていくべきと考える。つまり、徳川領国下の穴山武田氏は、当主勝千代が幼少であるにも拘わらず、信君在世時と同様の相対的自立性を保持し、自律的な領域支配を展開していたのである。

ところが、天正十五年六月七日、勝千代は十六歳にして死去してしまふ(「松源院殿一周忌香譜」山6上110七)。

これに伴い当主には、穴山信君養女で徳川家康の側室於都摩(下山殿)の子万千代(武田信吉が迎えられる。だが穴山武田領国は、勝千代在世時のままではなかったようである。まず駿河江尻領であるが、天正十七年七月に同領に属していた庵原郡吉原(静岡県静岡市清水区)^{③2}へは徳川氏の「国家」改革が施行され、七カ条定書が発給されていることが確認できる(「吉原区有文書」静8二二五二)。このことから、駿河江尻領は徳川氏に収公されたことが考えられる。『甲斐国志』は穴山勝千代の項で、「梅雪横死ノ後ハ駿州ノ領知ハ減シテ河内ハカリ領セシ趣ナリ」と記すが、これは万千代時のことであつたといえる。駿河江尻領が収公された政治背景には、同十四年十二月に徳川惣「国家」の本拠が駿府へ移転したこと、その状況下での万千代による穴山武田家の相続承認に伴う代償、そして当主万千代の幼少という穴山武田家側の要因が考えられるであろう。一方、甲斐河内領は、この頃に菅沼城に守衛として配置されていた菅沼定政が切石(山梨県身延町)に知行を与えられているが(『寛永諸家系図伝』・『甲斐国志』^{③4}、七カ条定書が残存していないことに示されるように徳川氏の「国家」改革の対象外であり、また同領への徳川氏の発給文書は身延山久遠寺へ穴山武田氏により認められた特権と領国内の末寺の統制を保証した寺中法度(「久遠寺文書」山4一1三四)など、同領で完結しない内容に限られている。確かに万千代は家康の実子で、まだ幼少であつたことから、その影響は前代に比し

であったであろうことは想像に難くない。しかし、徳川氏の影響はありながらも、万千代のもとで穴山武田氏による同領の自律的支配は維持されていたといえる。

このように万千代期の穴山武田氏は、徳川氏への依存を大きくし、代々の本領甲斐河内領に領国の範囲を狭めながらも、相対的自立性を維持したまま、関東移封を迎えていくのである³⁵。

おわりに―徳川惣「国家」の展開―

以上、本章では、徳川領国下の穴山武田氏の態様と領域支配、徳川氏との関係の検討をおこなった。この結果、徳川領国下の穴山武田氏は、当主勝千代が幼少という事態にありつつも、父信君在世時と同様の相対的自立性を保持した従属国衆として、自律的な領域支配を展開していたこと、そしてこの従属国衆としての態様と自律的な領域支配は勝千代死後も、領国の範囲を甲斐河内領に狭めながらも万千代(武田信吉)のもとで維持されていたことを指摘した。

この本章での検討結果を通じて、徳川領国(惣「国家」)が改めて従属国衆領国(「国家」)との政治的・軍事的な統制・従属関係からなる重層的複合構造によって構成され、その構造は各「国家」の自律性を前提に「国家」存立の保持という共通目的のもとで機能し、徳川氏は惣「国家」存立(領国「平和」)を担うことに従事することで専制的な大名権力として展開したと考える。この惣「国家」の態様は、武田氏など各地に展開した戦国大名の領国構造と同質である³⁶。

従って当該期の徳川氏も、戦国期の政治・社会状況に応じて展開した領域権力として、惣「国家」存立(領国「平和」)を担うために戦争の遂行などに従事し、その一方で、大名権力主導の惣「国家」存立(領国「平和」)の動きが従属国衆の「国家」存立の保持に支障を来した場合は、信濃国衆真田氏たちに示されるように離叛、それに伴う惣「国家」存

立(領国「平和」)の動搖に苛まれるという政情を展開してきた。豊臣権力への従属とは、このような領国構造に基づく政情の打開として、徳川氏によって苦慮の果てに選り抜かれた惣「国家」存立(領国「平和」)のための存続手段であったのである。

豊臣権力へ従属した徳川氏は、惣「国家」存立(領国「平和」)の保護を受ける一方で、豊臣権力のもとで天下一統を維持するための奉公に従事するが、それへの対応と戦争状況からの地域の存立復興のために「国家」改革を実施する。しかし、この「国家」改革は惣「国家」として実施されたのではなく、あくまでも各「国家」の自律性を前提にして、徳川本領国のみを対象として実施された。従って豊臣権力への従属、「国家」改革の展開が、一直線に惣「国家」構造の問題解消へと繋がるのではなく、その後の関東移封を経た政情において、徳川氏への依存を深めるなかで対処されていく。これにより権力基盤を確固とした徳川氏は、豊臣政権下の有力大名として権勢を拡大していくこととなるのである。

註

- (1) 拙稿①「武田氏の領国構造と先方衆」(平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』、岩田書院、二〇〇八年)、②「戦国大名徳川氏の徳政令」(久保田昌希編『松平家忠日記と戦国社会』、岩田書院、二〇一一年、改題のうち第一節第四章に収録)。本章では、この拙稿①②を受け、戦国大名の直接支配領域(本領国)、従属国衆の支配領域(従属国衆領国)をそれぞれ「国家」、従属国衆領国を含む広義の戦国大名領国を「惣「国家」」として扱い表記する。

- (2) 穴山武田氏の系譜と動向、同氏の領域支配に関する研究は、枚挙に遑がない。ここでは最新の成果として、黒田基樹「穴山氏・小山田氏の支配」(同『戦国期領域権力と地域社会』、岩田書院、二〇〇九年所収。初出二〇〇七年)、平山優

『中世武士選書5 穴山武田氏』(戎光祥出版、二〇一一年)をあげるに止める。なお、平山著書は同氏が執筆された南部町誌編纂委員会編『改訂南部町誌』上巻(南部町、一九九九年)の第三章第五〜八節の改稿である。以下、本章で引用する穴山武田氏に関する黒田・平山両氏の見解は、同論著による。

(3) 矢田俊文「戦国期甲斐国の権力構造」(同『日本中世戦国期権力構造の研究』、塙書房、一九九八年所収。初出一九七九年)。

(4) 代表的な研究として、柴辻俊六氏の一連の研究、『戦国大名武田氏領の支配構造』(名著出版、一九九一年)、『戦国期武田氏領の展開』(岩田書院、二〇〇一年)、『戦国期武田氏領の形成』(校倉書房、二〇〇七年)、『戦国期武田氏領の地域支配』(岩田書院、二〇一三年)をあげる。

(5) 黒田基樹『戦国大名と外様国衆』(文献出版、一九九六年)ほか。

(6) 当該期の穴山武田氏の動向と当主勝千代文書の専論には、須藤茂樹「甲斐武田氏の滅亡と穴山氏—穴山勝千代考—」(『甲斐路』六七、一九八七年)がある。本章での須藤氏の見解は、別途に註を付さない限り、同論文による。

(7) 穴山武田氏の当主に関しては、本章では「穴山信君」・「穴山勝千代」とする。なお、穴山信君は天正九年二月に出家し、「梅雪齋不白」を号しているが、文書名を除き、「穴山信君」で統一する。また穴山勝千代も後に元服し、実名「信治」を名乗ったとされるが、発給文書などより確認することはできないので、「穴山勝千代」とする。

(8) 織田権力従属下の徳川家康の立場に関しては、平野明夫「徳川氏と織田氏」(同『徳川権力の形成と発展』、岩田書院、二〇〇六年所収。初出一九九五年改稿)を参照されたい。

(9) 『家忠日記』は、『増補続史料大成19 家忠日記』(臨川書店、一九八一年)による。

(10) 『信長公記』は、奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』(角川書店、一九六九年)による。

- (11) 『当代記』は、『史籍雜纂 当代記・駿府記』(続群書類従完成会、一九九五年)による。
- (12) 織田権力が、このような地域権力の自律的支配のうえに展開する領域権力であることに關しては、戦国史研究会編『織田権力の領域支配』(岩田書院、二〇一一年)の各論文を参照されたい。
- (13) 岡部正綱に關しては、拙稿「岡部正綱の政治的位置」『野田市史研究』一四、二〇〇三年)および第二部第三章による。
- (14) 「栄」朱印に關しては、海老沼真治「富永家文書―武田氏・穴山氏關係文書四通―」『山梨県史だより』三一、二〇〇六年)が穴山信君時から使用されていたことを明らかにしている。
- (15) 穴山武田氏の奉書式朱印状と奉者に關しては、須藤茂樹「穴山氏奉書式印判状とその奉者」『甲斐路』六八、一九九〇年)、黒田 前掲註(2)論文がある。なお、No.22の奉者「七人衆」に關しては、黒田基樹氏が指摘するように、武田万千代信吉期に家老としてみられる芦沢信之・大森因幡守・帯金君松・佐野君弘・馬場忠時・穂坂掃部助・万沢君元が該当しようか。
- (16) 天正壬午の乱の過程は、平山優『天正壬午の乱―本能寺の変と東国戦国史―』(学研パブリッシング、二〇一一年)、同『武田遺領をめぐる動乱と秀吉の野望―天正壬午の乱から小田原合戦まで―』(戎光祥出版、二〇一一年)による。
- (17) 国衆と同心衆の關係に關しては、拙稿註(1)①を参照されたい。
- (18) 佐野氏に關しては、竹田進吾「戦国期穴山氏家臣葉袋佐野氏について」『甲斐路』八一、一九九五年)、白水智「山地土豪の中近世移行期―早川入佐野家をめぐる文書から―」(『山梨県史研究』一一、二〇〇三年)、黒田註(2)論文がある。
- (19) 平山優「戦国期甲斐国の市・町・宿―都留郡・河内谷中を中心として―」(『甲斐路』七〇、一九九一年)。
- (20) 笹本正治「早川流域地域と穴山氏」(同『戦国大名武田氏の研究』、思文閣出版、一九九三年所収。初出一九七五年)。

- (21) なお、戦武三九九九は「甲州入之走廻」とするが、東京大学史料編纂所架蔵影写本で確認したうえで、山4一〇五六の翻刻の通り「早川入之走廻」とする。
- (22) 平山註(19)論文。
- (23) 同時期の川除普請に関する研究には、平山優「戦国期における川除普請の技術と人足動員に関する一考察―甲斐国を事例として―」(『武田氏研究』三二、二〇〇五年)がある。
- (24) 天正十年〜十一年の徳川領国における知行安堵・宛行に関しては、拙稿「徳川家康に仕えた山本氏」(山梨県立博物館監修・海老沼真治編『山本菅助』の実像を探る)、戎光祥出版、二〇一三年)および第二部第三章で検討をおこなった。
- (25) 徳川氏の甲斐支配における平岩親吉の役割に関しては、拙稿註(13)および第二部第三章を参照されたい。
- (26) 史料6において「駿州由井寺尾」とあることから、由比・寺尾とする見解もあるが、後述の徳川氏による五十分一役賦課時には、「寺尾」しかみられない。このことをふまえて、本章では由比地域における寺尾の意でとらえた。
- (27) 黒田基樹「武田氏の駿河支配と朝比奈信置」(同『戦国期東国の大名と国衆』、岩田書院、一九九九年所収。初出一九五五年)。
- (28) 鈴木将典「『五十分一役』の再検討―徳川領国下の甲斐を中心に―」(『戦国史研究』五一、二〇〇六年)。
- (29) 「国家」改革の位置づけに関しては、拙稿註(1)②を参照されたい。
- (30) 鈴木将典「五か国総検地施行段階における徳川領国の基礎構造―七か条定書と年貢・夫役システム―」(『駒沢史学』六二、二〇〇四年)、同註(28)論文、拙稿註(1)②ほか。
- (31) 拙稿註(1)①。武田時代においても武田氏による穴山武田家臣への知行安堵・宛行は、佐野泰光と万沢氏にも確認できる(『楓軒文書纂』・『諸家文書纂』、戦武一三四七・一三九五・三三二〇)。なお、丸島和洋「取次給の宛行」(同『戦国

大名武田氏の権力構造』、思文閣出版、二〇一一年）は、このような家臣への知行宛行を、取次という両者間の意思伝達媒介に携わる存在の観点から、検討している。

(32) (年未詳)三月二十一日付け穴山信君知行宛行状(寺尾家文書「戦武三八一四」の存在より確認できる)。

(33) 『甲斐国志』は、甲斐叢書刊行会編『甲斐叢書十二 甲斐国志』上・中・下(第一書房、一九七四年)による。

(34) 菅沼定政が菅沼城の守衛に配置されたのは、『寛永諸家系図伝』・『寛政重修諸家譜』などは天正壬午の乱終結直後のこととするが、『甲斐国志』は同様の説とともに、徳川家康より「采地ハ同十五年穴山家没落ノ後ニ給ハル」との説を紹介する。筆者は、これまでの検討結果と併せて、この『甲斐国志』の記事を重視する。なお菅沼定政の発給文書として、(年未詳)七月二日に依田正次へ穴山惣四郎抱の新畠三〇〇〇坪を宛行つた判物写(『河内領古文書』所収依田文書『清水市史』資料「三四一」)が伝わる。

(35) 徳川氏の関東移封後の穴山武田氏の動向、特に武田万千代信吉による佐倉領支配の態様に関しては、拙稿「徳川家康の関東入国と佐倉地域―武田信吉の佐倉領支配を中心に―」(『風媒花』二六、二〇一三年)を参照されたい。

(36) 拙稿註(1)①。

第六章 徳川氏の信濃国伊那郡統治と菅沼定利

はじめに

戦国大名の領国支配を考えるには、各領域において展開した支配機構とその支配実務をつかむ必要がある。これは、戦国大名領国が戦国大名「家」を中核とした結合よりなる地域「国家」という性格を有する以上、その領国支配はそれぞれの地域的特質に基づき展開する領域支配を前提におこなわれることによる。このような観点に基づき、相模北条氏⁽¹⁾以下、北条氏)を中心に多くの成果がみられる。

戦国・織豊期大名たる徳川氏の領域支配に関しても、かつては江戸幕府を意識した多くの研究業績があつたが、近年は同時代に基づく分析がおこなわれている。この視点からの成果として、平野明夫氏による徳川家康の三河統一期における酒井忠次や石川家成・同康輝(教正)の地位と権限の分析を通じた支配体制の解明や、酒入陽子氏の大須賀康高の検討⁽⁴⁾をあげることができる⁽⁵⁾。また、筆者も松井松平氏による駿河河東二郡支配や岡部正綱の分析を通じた徳川氏の甲斐国中領支配に関して検討し⁽⁶⁾、それぞれの地域の特質に基づき領域支配と領域支配担当者の性格の分析をおこなった。本章では、その成果をもとに引き続き、徳川氏の信濃国伊那郡統治を菅沼定利の政治的位置とそれに伴う権限・役割の分析を通じて検討をおこないたい。

信濃国は、天正十年（一五八二）三月の武田氏滅亡、同六月の本能寺の変後に徳川氏が侵攻し領国化を進めた地域である。この徳川氏による信濃統治の研究としては、藤野保・北島正元両氏の研究がある。⁽⁷⁾ 藤野氏は、信濃国では他の地域と異なり、在来の領主がその麾下に服する程度の支配方式がとられたとした。これに対し、北島氏は伊那郡以外の諸郡には藤野氏の見解は妥当としつつも、伊那郡はその地域の特殊な軍事的的重要性により、譜代の菅沼定利を家康の大代官として飯田城（長野県飯田市）に在城させ、城付（城領）の給人知行地と徳川氏の蔵入地管理を任務とさせたとする。この北島氏の見解は、和泉清司氏にも継承されている。⁽⁸⁾

この藤野・北島両氏の見解により、徳川氏の信濃統治は従属した旧来の地域領主（国衆）の支配領域と伊那郡に関しては菅沼定利による直轄領管理支配よりなることが指摘されたが、それ以上の言及はない。特に、徳川氏の伊那郡統治で重要な役割を担ったとされる菅沼定利の具体的な政治的位置やそれに伴う領域支配権限などの考察には、不十分などころがある。これまでも菅沼定利の事績に関しては、検討はおこなわれてはいる。⁽⁹⁾ しかし、徳川氏による領国支配の展開という視点からの検討としては、不十分である。また、近年の検討では伊那郡虎岩郷（長野県飯田市）の領地の成果があるが、これも菅沼定利の政治的位置とそれに伴う領域支配の性質をふまえたうえで検討する必要がある。⁽¹⁰⁾

このような研究状況に対し、本章では、菅沼定利の政治的位置と領域支配権限を考察することにより、徳川氏の信濃伊那郡の統治の実態とその性格を明らかにしていくことを目的としたい。なお、表1として「菅沼定利関連文書一覧」を作成した。以下、使用する際には表1 No. との記述をとる。

【表1】菅沼定利関連文書一覧

No.	年月日	文書名	宛所	内容	史料名（出典）
1	（天正12）8・5	徳川家康書状	保科越前守（正直）殿	菅沼の指図のもと木曾氏攻めを命ず	保科文書（信16二〇〇頁）

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
(天正14)10・19	天正14・10・11	(天正14)10・15	天正14・9・28	天正14・1・14	(天正13)11・21	(天正13)11・21	(天正13)11・19	天正13閏8・9	天正13・7・12	天正12・12・27	天正12・10・14	(天正12)8・20
酒井忠次書状	菅沼定利寄進状	二位法印如雪書状	菅沼定利寄進状	菅沼定利知行宛行状	徳川家康消息写	徳川家康書状写	徳川家康書状写	菅沼定利判物	諏訪頼忠起請文写	菅沼定利知行宛行状	菅沼定利寺領安堵状	徳川家康書状
菅沼小大膳殿御宿所	下祝部殿 菅沼小大膳(依田康国)	所 菅沼小大膳(定利)殿御宿	上祝部善左衛門殿	淵井市左衛門殿		下条牛千世(康長)殿	下条牛千世(康長)殿	たかその七郎右衛門殿	菅沼小大膳亮(定利)殿	平沢勘右衛門殿	普濟寺	菅沼小大膳亮(定利)殿
成敗を命ず	知久平八幡社神領三貫五〇〇文寄進 京都御下知に違背ある分国中山伏の	伊那郡における山伏統制	知久平諏訪社神領八貫文寄進	知行宛行(三貫文)	下条康長の知久平出頭を賞す	菅沼定利への家中人質の差し出し、 下条康長の知久平出頭を賞す	菅沼定利への家中人質の差し出しを 賞す	屋敷六〇〇文の年貢納入を命ず	家康への忠信と菅沼への入魂を誓う	知行宛行(三貫文)	箕輪小河内普濟寺領の安堵	下伊那出陣なき国衆へ普請徴発
文書(住心院一〇二)	坂井文書(信16四五四頁) 天理図書館保井文庫所蔵	文書(住心院九四)	坂井文書(信16四五二頁) 天理図書館保井文庫所蔵	淵井文書(信16三九七頁)	下条文書(信16三八五頁)	下条文書(信16三八五頁)	下条文書(信16三八五頁)	岩品文書(静8一七九七頁)	諏訪家譜(信16二三二頁)	平沢文書(信16二三〇頁)	普濟寺文書(信16二二五頁)	菅沼文書(信補上五八五頁)

15	(天正17)2・24 徳川家康書状	須田相模守(満親)殿	菅沼定利を通じた上杉氏外交	木村文書(信16五五八頁)
16	(天正17)2・24 徳川家康書状	板屋佐渡守(光胤)殿	菅沼定利を通じた上杉氏外交	歴代古案(信16五五八頁)
17	11・12 菅沼定利書状	神長官(守矢信実)様御報	守矢氏へ信濃への帰国を促し、諏訪社への寄進を約束す	守矢文書(信16一一二頁)
18	文禄元・9・7 菅沼定利寄進状	仁叟寺参	寺領寄進	仁叟寺文書(吉井四〇八頁)

「史料名(出典)」欄の「吉井」は『吉井町誌』+頁数、「住心院」は首藤善樹・坂口太郎・青谷美羽編『住心院文書』(思文閣出版、二〇一四年)+文書番号を示す。

一 徳川氏と菅沼定利

まず、はじめに菅沼定利の政治的立場に関して、その活動が明確にみられる徳川氏の信濃侵攻以前の時期をみていきたい。

菅沼定利は、山家三方衆の一つ田峯菅沼氏の出身である(『寛政重修諸家譜』、以下『寛政譜』と略す)。菅沼氏は、清和源氏土岐氏の末流が三河国設楽郡菅沼(愛知県新城市)の地に入り菅沼を称し、その後田峯(同設楽町)を拠点として、長篠・島田・野田(いずれも同新城市)へと庶家を分立したとされる。しかし、『稲武町史』通史編(稲武町、二〇〇〇年)が指摘するように、田峯菅沼氏の祖とされる菅沼貞吉の本姓は、文明十三年(一四八二)十一月十五日の高勝寺梵鐘陰刻銘に「大旦那藤原貞吉」とみえることより(愛10二〇九)、藤原姓である。従って清和源氏土岐氏の末流とするには、検討を要する。この貞吉を祖とする田峯菅沼氏が、三河国設楽郡田峯を拠点に新城(愛知県新城市)・武節(同豊

田市を領域支配した三河国の地域領主(国衆)となる。

菅沼定利は、『寛政譜』によると、この田峯菅沼家の当主である刑部少輔の子とされる。刑部少輔は、同時代史料では永祿四年(一五六二)から同六年にかけて幼名の小法師としてみられ(久能山東照宮博物館所蔵文書)愛11-10五(か)、また元龜四年(一五七三)六月晦日付け武田勝頼定書写(『松平奥平家古文書写』愛11八八九)の宛所に記された菅沼刑部丞のことである。実名は定忠、または貞吉とされるが、同時代史料からは確認できない(以下、菅沼刑部丞とする)。しかし、『稲武町史』通史編も指摘するように、刑部丞と定利は親子として考えると、活動時期より無理があるように推察される。『北設楽郡史』原始―中世(北設楽郡史編纂委員会、一九六八年)が、最初に指摘したように、刑部丞の伯父にあたる菅沼弥三右衛門、『寛政譜』などの家譜によると実名は定直とされる人物の子と考えた方がよいであろう(以下、菅沼弥三右衛門とする)。

菅沼弥三右衛門は、前述の通り、刑部丞の父大膳亮定継の弟である。弘治元年(一五五五)、定継は今川義元と敵対した。その行動は、作手奥平氏の内紛と結びつき、「東三忍劇」といわれる状況を生じさせた¹⁴。翌二年に駿河今川氏により定継は成敗されるが、その際、弥三右衛門は弟の十郎兵衛尉定氏・同八右衛門尉定仙と林左京進とともに今川方に属し、布里(愛知県新城市)を攻撃したことが確認できる(『三川古文書』・『浅羽本系図』所収文書)愛10二〇三八・二〇三九。

今川義元による定継の成敗後、今川方に属した菅沼弥三右衛門・同定氏・同定仙・林左京進が擁立したのが、定継の嫡男である小法師、のちの刑部丞である。この後、田峯菅沼氏は小法師を盟主に据えて、彼らを中心に政務運営がおこなわれる。これを具体的に示すのが、永祿四年四月十五日に松平元康(徳川家康)¹⁵が、田峯菅沼氏へ発給した次の判物である。

【史料1】松平元康判物〔久能山東照宮博物館所蔵文書〕愛11一〇五

一、(菅沼刑部丞)小法師殿本知、不可有相違之事、

一、今度一味之衆進退、不可有無沙汰事、

一、抜公事不可有之事、

一、親類・被官・百姓已下、雖有申様、可相尋事、

一、遠州償、先次第可申付之事、

一、(貞通)設楽殿進退、不可有疎略之事、

一、小法師殿本知、何方於約束者、替地可進之事、

右条々申合上者、聊不可有相違者也、仍如件、

永祿四年

卯月十五日

(松平藏人
松蔵)

源元康(花押)

菅沼弥三右衛門殿

(完氏)

同 十郎兵衛殿

(定仙)

同 八右衛門殿

林左京進殿

参

史料1は、徳川家康が菅沼弥三右衛門たちに対し、田峯菅沼当主である小法師の本領安堵、一味衆の進退保証、遠江国での所領の約束や設楽貞通の進退保証などを約束したものである。家康は永祿四年四月に今川氏との敵対の姿勢を本格化させ、同十一日には東三河牛久保(愛知県豊川市)を攻撃する¹⁶⁾。その際に、家康は田峯菅沼氏と盟約を結ぶ。

史料1は、このような背景のなかで発給されたものである。注目したいのは、家康が史料1を発給した宛所が、菅沼弥三右衛門たちであることである。このことは、前述の通り、田峯菅沼氏が当主小法師を盟主に据えて、親類・被官の菅沼弥三右衛門・同定氏・同定仙と林左京進により政務運営がなされ、彼らにより今川氏から徳川氏への路線転換がおこなわれたことを示している。定利の父菅沼弥三右衛門は田峯菅沼家中において当主小法師を擁立し、そのもとで政務運営に携わる有力な一族であったのである。

この後、田峯菅沼氏は翌五年正月、奥平定能の仲介により再び今川氏へ帰属し『松平奥平家古文書写』愛11一八一・二八三)、徳川氏の三河統一の過程で再び徳川氏へ従属という動きを歩む。元龜三年十月、武田信玄による遠江・三河侵攻が開始される直前、菅沼刑部丞は作手奥平氏・長篠菅沼氏とともに甲斐武田氏へ従属する(徳川美術館所蔵文書「愛11八二九」)。当時、旧今川領国の領有問題をめぐり徳川・武田両氏間の関係は敵対にあり、菅沼刑部丞・奥平定能たち奥三河国衆はこのような政情に伴い武田氏へ従属したと考えられる。ここで注目したいのは、田峯菅沼氏が武田氏へ従属したなかで、『寛政譜』などによると、菅沼定利が刑部丞と行動をとみせず、徳川方として行動していることである。つまり田峯菅沼氏の武田氏への従属に際し、家中が徳川・武田双方に分裂しているのである。のちに作手奥平氏が、再び徳川氏へ帰属した際に発給された元龜四年(天正元年)八月二十日付け奥平定能・同信昌宛徳川家康起請文写『譜牒余録』愛11九〇一)によると、武田方へ属した刑部丞とともにある親類・被官に菅沼常陸守定仙・同新次郎・同伊賀守定勝・林紀伊守が、徳川方として菅沼十郎兵衛尉定氏・同藤三郎が確認できる。

これにより、史料1の四名のうちで、刑部丞とともに武田方として、菅沼定仙・林左京進と同一人物と推察される紀伊守、そして徳川方として、菅沼弥三右衛門の嫡男定利と菅沼定仙という、田峯菅沼家中の二分列化の構図が描ける。このような事態は、戦国大名領国下における不安定な境目領域の地域領主(国衆)が支配領域の維持のために生じ

る特徴としてみられる⁽¹⁷⁾。田峯菅沼氏も徳川・武田両氏の緊張関係のなかで、境目の国衆として、このような事態を生じさせたのである。この田峯菅沼氏の武田氏への従属は、作手奥平氏・長篠菅沼氏も同時期に武田氏へ属していることを考えると、奥三河地域に展開した彼らの地縁的結合体、山家三方衆としての総意に基づく行動としてもとらえられる⁽¹⁸⁾。なお、定利の父とされる弥三右衛門は、『北設楽郡史』原始―中世によると、刑部丞とともに武田氏へ属し、天正三年（一五七三）五月の長篠合戦の際に叛逆して、同四年に刑部丞により討たれたとされるが、同時代史料では確認できない。先に引用した元龜四年八月二十日付け奥平定能・同信昌宛徳川家康起請文写にも、その存在を確認できないことから、同時期までには死去・殺害も含むの可能性もある。いずれにせよ、現時点では不明とせざるを得ない。

この後、田峯菅沼宗家（刑部丞）は、武田方として作手奥平氏・長篠菅沼氏とともに山家三方衆として活動した。しかし、天正元年八月の奥平定能・信昌父子の徳川氏への帰属により、山家三方衆は分裂した。その後刑部丞は、同三年五月には長篠合戦で武田方として敗北し、六月には織田・徳川両軍により居城である三河武節城を攻略され、信濃国伊那郡へ逃亡する（『野崎達三氏所蔵文書』・『菅沼家譜』愛11―114・115―118）。そして同十年三月の武田氏滅亡後、織田氏による武田方に対する処罰のなかで、刑部丞は村人により殺害された（『信長公記』⁽¹⁹⁾）。

一方、菅沼定利は表1で確認できる通り、その活動が同時代史料上でみられるのは、天正十二年八月以降である（表1 No. 1・2）。『北設楽郡史』原始―中世は新城の道目記城を拠点に、徳川方として長篠合戦にも参加したとすることが不明である。また、『北設楽郡史』原始―中世は、定利が刑部丞の死後、徳川家康により田峯菅沼宗家の遺跡を継承したとする。そこで注目したいのは、彼の官途である。定利の官途は、表1より小大膳亮であることが確認できる。田峯菅沼宗家の官途は、『寛政譜』などによると大膳亮・刑部小輔である。これをふまえると、定利の官途である小大膳亮は、田峯菅沼宗家の官途である大膳亮を意識したものであり、定利は家康との関係により田峯菅沼当主として

の地位を獲得したといえよう。定利の田峯菅沼当主としての地位の獲得の時期は、『北設楽郡史』原始―中世が指摘するように、刑部丞の死後であろう。そして、その政治背景には、天正三年六月以降田峯菅沼宗家が信濃国伊那郡に活動拠点をおいていた事実を重視すると、徳川氏の信濃侵攻が時期としては考えられる。つまり、徳川氏は信濃侵攻にあたり、旧来の領主を擁立し統治に利用したとされるが、定利もその一人であったといえる。

菅沼定利は、先行研究では徳川氏の譜代家臣とされてきた。しかし、譜代とは「代々ある家に仕えてきていること、また、その人」(『日本国語大事典』)を意味する。ここまでの検討結果からすると、菅沼定利は、奥三河国衆田峯菅沼氏の一族の出自で宗家より独立して親徳川方として活動し、その立場は家康により新たに田峯菅沼宗家として擁立された地域領主(国衆)ととらえていく必要がある。次節では、徳川氏の伊那郡統治に関してみていき、本節で検討した菅沼定利の政治的立場が如何に用いられ、伊那郡において支配領域を形成していったか、その入部の時期も含めて、検討をおこないたい。

二 徳川氏の伊那郡統治と菅沼定利の入部

天正十年(一五八二)三月の武田氏滅亡後、信濃国は高井・水内・更科・埴科四郡を森長可、安曇・筑摩二郡を木曾義昌、伊那郡を毛利秀頼、小県・佐久二郡を滝川一益という知行割により織田領国へと編入された(『信長公記』)。しかし、六月二日の本能寺の変により、織田権力の東国統治は終結を迎える。これにより徳川家康の甲斐・信濃侵攻が開始され、その領有をめぐる家康は北条氏と争うこととなる(天正壬午の乱)。天正壬午の乱は、織田領国であった甲斐・信濃両国の領有をめぐる領土戦争としてだけでなく、中央や関東地域をも巻き込んだ政治戦争であった。家康は

この天正壬午の乱を優位的に和睦にもっていくことで、甲斐・信濃両国の領有権を獲得するだけでなく、東国に対する政治的影響力を有していく。²⁰ここでは、まず天正壬午の乱の際の徳川氏による信濃侵攻を伊那郡国衆との関係を中心にみていきたい。

徳川氏の甲斐・信濃侵攻は、本能寺の変後すぐには開始され、六月二十一日には小池筑前守に対し、家康が「信州表計策」に関する働きを賞している（『尾張徳川文書』信15二五八頁）。その後、本多広孝・同康重・大久保忠世・石川康通を中心に「信州表計策」が進められ、七月三日には家康自身が出馬へと至る（『記録御用所本古文書』信15二七三頁）。この徳川氏による信濃侵攻で、家康は旧地域領主（国衆）を擁立し攻略にあたらせた。このうち家康に擁立されて信濃攻略に用いられた伊那郡国衆としては、下条氏と知久氏があげられる。

下条氏は、吉岡城（長野県下条村）を拠点に阿知川以南の地域を支配する伊那郡の有力国衆である。天正十年二月、下条信氏・信正父子は武田方として伊那郡滝沢（長野県平谷村）の守備を担当したが、家老の下条九郎兵衛の逆心にあい没落した（『信長公記』）。徳川氏は信濃侵攻に際し、信氏の次男頼安を擁立し、七月六日には飯島入道傑叟たち諸士に対し家康が擁立した頼安への疎略の扱いをしないことを約束させ、軍役を勤める趣旨の起請文を提出させている（『恵林寺文書』信15二八〇頁）。

一方、知久氏は神之峰城（長野県飯田市）を拠点に知久地域を支配した国衆であったが、知久頼元の時の天文二十三年（一五五四）八月に武田氏の伊那郡侵攻により没落した。²¹その後、頼元の子である頼氏は天正十年の織田権力による武田氏攻めに参戦して、正月三十日には伊那郡松尾（長野県飯田市）の国衆小笠原信嶺を討略している（『矢島文書』信15九四頁）。しかし、武田氏滅亡後、織田信長より旧頼安堵をうけた形跡がない。徳川氏は信濃侵攻にあたり、下条頼安と同様に知久頼氏を擁立し、そして七月十日、家康は頼氏に対し九日の甲斐国甲府（山梨県甲府市）への着陣を伝え、

北条方に属した諏訪郡国衆の諏訪頼忠を攻撃するため、伊那郡諸士を率いて諏訪(長野県諏訪市)への出陣を要請している〔知久文書〕信15二九〇頁。

このように徳川氏の信濃侵攻にあたり、下条氏・知久氏は擁立されて、信濃攻略のための役割を担った伊那郡国衆であった²²。その後、下条頼安と知久頼氏は伊那郡攻略と徳川氏の諏訪攻めに従軍を命じられる一方で、七月二十六日には家康より知久頼氏は知久本領を安堵され〔知久文書〕信15三四九頁)、八月十二日には下条頼安へ松尾・知久領を除く伊那郡が宛行われている〔下条文書写〕信15三九一頁)。また、後者には松尾領を除くとあることより、松尾の小笠原信嶺も家康より所領を安堵されていたことがわかる。

八月、徳川氏は北条氏と甲斐国領有をめぐり甲府に着陣し、信濃計略は徳川方の佐久郡国衆依田氏と下条氏・知久氏たち伊那郡国衆に任される。同月二十二日付け下条頼安宛徳川家康書状写〔下条文書写〕信15四一〇頁)によると、木曾義昌が徳川方へ属したので、木曾義昌と相談のうえで行動することを命じられている。木曾義昌は、同月晦日に家康より織田信長から遣わされた安曇・筑摩両郡と本領を安堵されている〔古今消息集〕信15四一八頁)。また、九月十日には家康より木曾義昌へ入魂と知行安堵の旨を約束した起請文、新たに伊那郡箕輪諸職を与えた判物が遣わされている〔古今消息集〕信15四四七・四四八頁)。木曾義昌に与えられた伊那郡箕輪(長野県箕輪町)は藤沢頼親の支配領域であったが、藤沢頼親は北条氏へ従属したのか、徳川氏には従わずにいた〔譜牒余録〕信15五二七頁)。家康が木曾義昌へ従属に際し伊那郡箕輪領を宛行った背景は、このためである。

この時点での伊那郡の徳川方による領有状況は、箕輪領(木曾義昌)、知久領(知久頼氏)、松尾領(小笠原信嶺)、その他の伊那郡域(下条頼安)としてとらえることができるであろう。

徳川氏は、その後に甲斐黒駒合戦での勝利後、戦況を優位とし、十月十四日には北条方であった保科正直が徳川氏

へ属し、伊那郡半分(上伊那郡域カ)を与えることが約束されている(「保科文書」信15四八九頁)。同月、「織田権力」の和睦指示により家康と北条氏は講和して、天正壬午の乱は終了した。その際の国分交渉により甲斐・信濃両国は徳川氏の領有となった。⁽²³⁾以後、この自力による甲斐・信濃両国の領有という国分交渉に基づき、徳川重臣の大久保忠世を中心にして、信濃国の徳川領国化(信濃仕置)が進められていく。そのなかで伊那郡では、十一月に徳川氏に従わなかった藤沢頼親が滅ぼされている(『譜牒余録』信15五二七頁)。

これにより、伊那郡の領有状況は、上伊那郡域(保科正直)、箕輪領(木曾義昌)、知久領(知久頼氏)、松尾領(小笠原信嶺)、下伊那郡域(下条頼安)となった。

以上、徳川氏の信濃侵攻と伊那郡国衆との関わりをみてきたが、既に藤野保・北島正元・和泉清司の三氏が指摘するように、伊那郡においても徳川氏の統治には戦況に伴い国衆の自立性が前提とされ、国衆の本領安堵・知行宛行がなされた。そのため、その領有をめぐる国衆間で領土戦争がおこなわれ、⁽²⁴⁾その後の政情のなかで徳川氏の伊那郡統治、信濃国領有は不安定さを露呈していく。

それでは菅沼定利は、このような徳川氏による伊那郡統治がおこなわれるなか、いつ入部したのであるうか。定利の行動は、天正壬午の乱終了後、北条氏との国分交渉に基づく徳川氏の信濃領国化の際に、「信州為御仕置、大久保七郎右衛門殿・菅沼大膳殿^(定利)・柴田七九郎殿御進発^(忠世)」(『譜牒余録』信15二九二頁)とあるように、大久保忠世・芝田康忠とともに行動したとされる。しかし、その具体的な行動がみられたのは、表1 No. 1・2の天正十二年八月以降である。そこで表1 No. 1・2の史料を検討しよう。

【史料2】徳川家康書状(表1 No. 1)

今度小笠原右近大夫至木曾谷中被相格、悉放火之由候、然者被任菅沼小大膳指図、各有調段、彼表へ被打出、此

時木曾被遂討治之様、於被励戦功者、可為欣悦候、恐々謹言、

(義昌)
(天正十二年)
 八月五日

(徳川)
 家康(花押)

保科越前守殿

【史料3】徳川家康書状(表1 No.2)

尚々人足已下をも申付、普請不可有由断候、(油)

今度下伊那無出陣衆へ相触、其地之普請無由断候様可申付候、恐々謹言、

(天正十二年)
 八月廿日

(徳川)
 家康(花押)

(菅)
(定利)
 菅沼小大膳亮殿

天正十二年三月、徳川家康は織田信雄とともに、天下人へと台頭しつつあった羽柴秀吉と敵対する。この両陣営の戦いは両者のみによる戦争としてでなく、従属国衆や同盟者をも含む広域的な戦争として展開していく。徳川氏の統治下にあった伊那郡でもその影響はみられた。木曾地域を拠点とし伊那郡にも箕輪領を領有していた木曾義昌が、四月に羽柴方に属している「亀子文書」(信16一四四頁)。これは徳川氏へ従属の際に約束された安曇・筑摩二郡の領有が信濃国衆・深志城主小笠原貞慶に安堵されたことに起因して、羽柴方に属したのであろう。

このような木曾義昌の羽柴方に属したことに対し、徳川方が取った処置が史料2である。史料2によると、家康は保科正直へ小笠原貞慶の木曾谷中攻撃を伝えるとともに、菅沼定利の指図に従い伊那郡国衆は木曾氏攻撃をおこなうよう命じている。ここから、菅沼定利は木曾義昌の離叛という政治状況のなかで、伊那郡国衆の軍事指揮を家康より任された存在としてみられる。

また史料3は、同時期に家康より菅沼定利へ下伊那国衆のうち出陣を命じられなかった国衆に「其地」の普請のた

めの人足を徴発しおこなわせるよう命じたものである。ここで注目したいのは、「其地」である。「其地」は、伊那郡における徳川氏の拠点と考えられ、これは、この後の徳川氏の伊那郡統治の展開より、菅沼定利が拠点とした知久平城（長野県飯田市）と推察される。知久平城は、知久頼氏の支配領域に存在する。ここで知久氏の政治動向が問題となる。これに関しては、吉田ゆり子氏が、天正十年から十五年までの間に下伊那地域の土豪や寺社に発給された安堵状と領知書上を表にまとめたうえで、天正十年からの知久氏による支配が同十二年になると、知久氏に代わり菅沼定利や家臣の朝日重政が知行宛行状を発給している事実を指摘していることが注目される。²⁶ また知久頼氏は、同十二年十一月頃に徳川氏の本拠である遠江国浜松（静岡県浜松市）において殺害されたとい²⁶う。

先にも指摘した通り、伊那郡における菅沼定利の政治活動が確認できるのは、木曾義昌離叛後の天正十二年八月以後である。このことをふまえると、知久頼氏は木曾義昌離叛に際し同調する動きをみせ、それが菅沼定利の伊那郡入部と、木曾氏の箕輪領と知久旧領の収公、そして知久頼氏の殺害へと至ったと考えることができるのではなからうか。実際、木曾氏の支配領域であった箕輪領では、同年十月十四日付けで同領内の普濟寺（長野県箕輪町）に対し菅沼定利による寺領宛行がおこなわれていることが確認できる（表1 No.3、後掲表2 No.1）。この事実は、菅沼定利の伊那郡入部が木曾義昌の羽柴方へ属したこと、知久頼氏の木曾氏離叛に同調という政治状況を背景におこなわれたことを示しているといえよう。

それでは徳川家康は伊那郡統治にあたり、なぜ菅沼定利を登用したのであろうか。第一節で触れた通り、田峯菅沼宗家（刑部丞）が天正三年六月の武節落城後、伊那郡を政治的活動拠点としていた。菅沼定利は信濃侵攻にあたり家康により田峯菅沼宗家として擁立された人物である。このことを併せると、天正十二年の木曾義昌離叛、知久頼氏の木曾氏離叛に同調という伊那郡の政治状況下に家康が定利を入部させ、統治を担わせたと考えることができよう。また、

既に北島正元氏が指摘するように²⁷⁾、伊那郡は徳川氏の本拠三河・遠江両国への要路にあたる。その徳川本領国との地的重要性からも、従属したばかりの伊那郡国衆よりも、以前から従属下にあり、伊那郡との関わりをもつ菅沼定利を用いる方が伊那郡の確保に適していたのであろう。

このように考えると、木曾義昌が羽柴方へ属し、知久頼氏が木曾氏離叛に同調するという政情のなかで登用された菅沼定利は、徳川氏による政治的・軍事的な統制・従属関係下にある伊那郡統治の保全・維持を目的とした軍事態勢を担う立場にあったと位置づけることができよう。そこで、次節ではこの菅沼定利の立場をふまえたうえで、具体的にその領域支配と伊那郡国衆との関わりをみていきたい。

三 菅沼定利の領域支配と伊那郡国衆

1 菅沼定利の伊那郡領域支配

菅沼定利は伊那郡統治に際し、はじめ知久平城を本拠とし、のちに飯田城へ移る。飯田移城の時期に関して、所三男氏は下条氏が没落した天正十四年(一五八六)とする²⁸⁾。しかし、その根拠は不明である。天正十七年九月の虎岩郷検地(「平沢文書」信17九頁)に家臣の朝日重政・石野弘光たちの居所として「飯田」がみられることより、飯田移城の時期がこれ以前であると確認できる。この政治背景としては、豊臣権力(羽柴秀吉)により越後上杉領国に属す川中島四郡を除く地域が徳川領国として確定し²⁹⁾、伊那郡内では家中騒動にあった下条氏が没落した天正十五年三月以降が考えられるが、不明とせざるをえない³⁰⁾。

また、知久平・飯田城を本拠とした菅沼定利の地位と支配領域に関して、後世の史料は「家康公御城代菅沼大膳亮

定利五千石ニ而伊那郡中ヲ預ル、宮田より三河境迄支配ス」(『信州伊那郡郷村鑑』『新編信濃史料叢書』四)とし、先行研究では定利の立場を「伊那郡代」とする⁽³⁾。そこで、菅沼定利とその「執権」とされる家臣の朝日重政・石野弘光の活動を表1・2よりみていこう。なお、表2は朝日重政・石野弘光の発給文書をまとめたものである。以下、引用の際には、表2 No. とする。

【表2】朝日重政・石野弘光発給文書一覧

No.	年月日	文書名	署名	宛所	内容	史料名(出典)
1	天正12・10・14	朝日重政寺領書出	朝日千助(黒印)	普濟寺	寺領書出	普濟寺文書(信16二二五頁)
2	天正15・9・15	朝日重政知行書出	朝日千助(黒印)	淵井市左衛門殿	知行書出	淵井文書(信16四九九頁)
3	天正18・1・1	朝日重政・石野弘光社領書出	朝日千助(黒印)	上祝部善左衛門殿	知久平諏訪社領書出	宮井文書(信17九二頁)
4	天正18・1・1	朝日重政・石野弘光社領書出	朝日千助(黒印)	下祝新助殿	知久平八幡社領書出	宮井文書(信17九二頁)
5	天正18・1・1	朝日重政・石野広光知行書出	朝日千助重政(花押)	三石亀太郎殿	知行書出	平沢文書(信17九二頁)
6	天正18・1・1	朝日重政・石野広光知行書出	石野新蔵弘光(花押)	中野吉左衛門尉殿	知行書出	平沢文書(信17九三頁)
7	天正18・1・1	朝日重政・石野広光知行書出写	朝日千助書判	平沢勘右衛門殿	知行書出	黒田論文
8	2・21	朝日重政手形	朝日千助□□(花押)	三□□殿	城の替地を与える	平沢文書(信16一三〇頁)

9	10・12	石野弘光書状	石新□□(花押)	知久平城跡地を相渡す	平沢文書(信16二四頁)
---	-------	--------	----------	------------	--------------

「出典」欄の「黒田論文」は黒田基樹「信濃虎岩郷と平沢氏」(同『戦国期領域権力と地域社会』、岩田書院、二〇〇九年所収。初出一九九七年)。

表1よりわかるように、菅沼定利の発給文書はほとんどが知行宛行であり(表1 No. 3・4・10・12)、表2の「執権」朝日重政・石野弘光の発給文書は、表2 No. 8・9を除き知行書立である。以下、その内容に関してみていこう。

表1 No. 3は菅沼定利が天正十二年十月十四日に箕輪小河内普濟寺へ寺領を安堵し、表2 No. 1は同日に朝日重政がこれをふまえて普濟寺へ一四貫一〇文の寺領書立を発給したものである。表1 No. 4は、同十二年十二月二十七日に虎岩郷の土豪平沢勘右衛門へ七洞田ほか三貫文の知行地を宛行つたもの。表1 No. 10は淵井市左衛門へ一三貫文の知行地を宛行い、表2 No. 2によると翌十五年九月十五日に朝日重政より知行書立が発給されている。表1 No. 11は同十四年九月二十八日に知久平諏訪社へ今田・飯沼(いずれも長野県飯田市)八貫文の神領を、表1 No. 13は知久平八幡社へ今田・飯沼三貫五〇〇文の神領を寄進したものである。表2 No. 3・7は、同十七年九月の検地結果をふまえて知久平諏訪社・知久平八幡社・三石亀太郎・中野吉左衛門・平沢勘右衛門に発給された知行書立である。

以上の菅沼定利および朝日重政・石野弘光による知行宛行状の発給された地域を所蔵者なども考慮してまとめると、(a)箕輪(表1 No. 3と表2 No. 1、表1 No. 10と表2 No. 2)、(b)今田(表1 No. 11・No. 12)、(c)飯沼(表1 No. 11・No. 12)、(d)知久平(表2 No. 3・6)、(e)虎岩(表2 No. 7)、(f)不明(表1 No. 4)となる。これを天正十九年九月に作成された「信州伊奈青表紙之繩帳」(佐々木忠綱所蔵文書)信18四二二頁を参照して考えてみよう。同帳は天正十九年の毛利秀頼による伊那郡の検地結果を、「下条領」・「知久領」などの表記が示すように、前代の国衆領国を単位にまとめたものである。これにより定利の支配領域を考えると、箕輪領(a)と知久領(b)・(d)・(e)・飯田領(c)となる。これは、第二節で検討した定利

の伊那郡入部の政治背景と密接に関わっている地域である。ここからも定利の支配領域として、箕輪・知久両領と飯田周辺地域を考えることができよう。

次に問題となるのは、この支配領域に対する菅沼定利の政治的地位である。既に記した通り、先行研究では「伊那郡代」とする。戦国・織豊期大名徳川氏の郡代に関しては、同時期に駿河河東二郡「郡代」を務めた松井松平氏の活動をみると、同郡内の直接支配領域の管理と棟別役など国役徴収が役割として確認できる。ここから考えると、菅沼定利には直轄領の管理や棟別役など国役の徴収を担当したという形跡がみられないので、「伊那郡代」とすることはできない。また既に鈴木将典氏が指摘するように、伊那郡には、天正十七年七月～十一月の徳川本領国（「国家」）に対する「国家」改革時に発給された七カ条定書がない。³³ そのうえ、この菅沼定利の支配領域に対する徳川氏の発給文書は現在のところみられない。以上より、菅沼定利の国衆としての立場を考え併せると、この支配領域は菅沼定利の「一円知行地（領）」としてあり、それに伴う自律的な領域支配の展開が想定できよう。³⁴ ただ箕輪領は、天正十七年七月に信濃国衆真田氏の沼田領を豊臣政権の領土裁定により北条氏へ譲渡された後、真田領となる（折田文書「信17四七頁ほか」）。このことは同時に徳川領国（惣「国家」）全体の存立に関わる場合、徳川氏の支持のもとで定利の立場が保証されている以上、当然のことながら、それに伴う影響が支配領域にも現れることがいえよう。

最後に、残りの菅沼定利発給文書（表1 No. 6・17）に関してふれよう。表1 No. 6は、菅沼定利が遠江国高蘭郷・静岡県浜北市の七郎右衛門へ、屋敷六〇〇文の年貢の納入を命じたものである。このことより、定利が遠江国高蘭郷にも知行を持っていたことがわかる。また、表1 No. 17は諏訪社神長官の守矢信実が社領寄進を要請してきたのに対し、菅沼定利が給人へ知行地として宛行ってしまったため、空地がなく寄進はできない旨を返答したものである。なお表1 No. 17を『信濃史料』は天正十一年とする。しかし、そこに記された花押は表1 No. 12までのものと異なり、上野国吉

井(群馬県高崎市)への移封後に発給された表1 No.18と同形である。⁽³⁵⁾ 同書状は、内容と朝日重政や石野弘光が定利の奏者として行動していることより、天正十五年以降のものだと判断される。これをふまえると、花押の変化の背景には、飯田城への移転が考えられる。

2 菅沼定利と伊那郡国衆

先に菅沼定利が徳川氏の伊那郡統治下において、その統治の保全・維持を目指した軍事態勢を担う立場として入部したことを指摘した。ここでは、その具体的様相を菅沼定利と伊那郡国衆との関わりやその役割よりみていきたい。

既に述べた通り、徳川氏の伊那郡統治は、国衆の知行安堵を前提におこなわれた。また、伊那郡国衆に対する知行宛行・出陣要請などは、徳川家康自身の判物に拠った(「宮下文書」信16三五〇頁ほか)。以上を確認したうえで、菅沼定利と伊那郡国衆との関係を見てみよう。

先に史料2・3より、菅沼定利は伊那郡国衆への軍事指揮権と普請徴発の権限を所持していたことを指摘した。さらに菅沼定利と国衆との関係や役割を示した史料をあげて検討していこう。

【史料4】徳川家康書状写(表1 No.7)

今度石川(康輝)伯耆守尾州へ退散候、乍去不苦候条、可御心安候、将亦老母・同家中人質已下、菅沼小大膳(定利)かた迄被差

越候由候、令祝着候、自然敵於相動者、弥小大膳と被相談、其行專一候、尚兩人かたより可申候、恐々謹言、

(天正十三年)
十一月十九日

(徳川)
家康(花押影)

下条牛千世殿

【史料5】 諏訪頼忠起請文写(表1 No.5)

案文

一、奉対^(徳川)家康様、御後闇儀努々存間敷候、縦隣郡士卒逆心緩怠仕候共、於拙者不致同意、偏可奉抽忠信事、

一、对菅沼小大膳亮殿、此以前も不存如在候、沉向後、毛頭成共無沙汰存間敷候、縦有倭人、如何様儀申候共、不致許容御入魂可申事、

(神文略)

天正十三年乙酉

七月十二日

諏方安芸守頼忠

菅沼小大膳亮殿

【史料6】 酒井忠次書状(表1 No.14、東京大学史料編纂所架蔵写真帳により訂正)

猶以其国山伏・禰宜、京都之御下知次第之由、堅可被仰触候、

従 聖護院殿御使并御状候、則御請被成候、御分国中諸山伏、号当山京都之御下知違背之族於在之者、急度可有

御成敗旨被仰出候、

御朱印雖可被遣候、御上洛之砌御急付而自拙者申入候、恐々謹言、

(天正十四年乙酉)

十月十九日

(依田康国)

芦田源十郎殿

酒井左衛門尉

忠次(花押)

菅沼小大膳殿
御宿所

【史料7】徳川家康書状(表1 No.15)

旧冬者從宰相殿^{上杉景勝}遮而預御音問、祝着之至候、其後無音意外候、仍以菅沼小大膳^(定利)申入候、可然之様、取成專要候、兼亦私へ褶十端令進之候、猶小大膳可令申候、恐々謹言、

(天正十七年)
二月廿四日

(徳川)
家康(花押)

須田相模守殿

史料4は、天正十三年十一月石川康輝(数正)の尾張国への出奔、小笠原貞慶の羽柴秀吉方への離叛という徳川領国内の動揺下に、伊那郡国衆下条牛千代(のちの康長)が菅沼定利のもと(知久平)へ老母と家中の人質を提出したことを家康が賞し、敵(羽柴方勢力)が攻撃してきた際には定利と相談のうえで行動するよう命じたものである。ここでは、定利は政情不安定時の伊那郡国衆の人質の管理と国衆への軍事指揮を任されていることが確認できる。

また、史料5は史料4と前後するが、天正十三年八月に開始された徳川氏による真田氏攻め直前に、諏訪郡国衆諏訪頼忠が菅沼定利へ提出した起請文である。ここで諏訪頼忠は家康への忠誠、隣郡の諸氏が離叛しても応じないことを約束するとともに、定利への入魂を誓っている。このように定利は軍事指揮下の国衆にとって家康への忠誠を誓うに際し仲介を務め、彼らの進退を保証する立場にあった。また、ここでは定利のこのような立場が伊那郡国衆のみでなく、諏訪頼忠にも及んでいたことがわかる。

史料6は、徳川家宿老の酒井忠次より佐久郡国衆依田康国とともに分国中(彼らの場合は佐久・伊那両郡)で「京都之御下知(聖護院の下知)に反する行いをする山伏を成敗し、山伏・禰宜に「京都之御下知」の通りにあるようふれるこ

とを命じられたものである。酒井忠次は天正十五年五月までには官途が左衛門督として確認できること、「御上洛」³⁶とあることより家康の上洛を考えると、年次は天正十四年カに比定される。ここから、菅沼定利は徳川氏より佐久郡の統治を任された依田康国と同様に、伊那郡下に徳川氏の命令を遵行する立場にあつたことが指摘できよう。

最後の史料7より、徳川氏が越後上杉氏との外交交渉に際し、菅沼定利を通じおこなっていることが確認できる。宛所の須田満親は、上杉氏の川中島四郡統治を任された海津城将である。³⁷この定利の上杉氏との外交交渉を務める立場は領国端の境目の責任者として、「路次馳走」とその役割に付与された外交権を有する、境目の領域支配担当者に該当しよう。³⁸

以上より菅沼定利の役割として、伊那郡国衆との関わりでは、既に第二節でみた軍事指揮、普請の徴発のほかに、人質の管理、進退保証があげられよう。また、伊那郡には徳川氏の命令を遵行し、境目の領域支配担当者(飯田城主)としての外交交渉が検討結果として確認できた。このうち伊那郡国衆との関わりは、従属国衆への軍事指揮をおこなう、その進退保証、後見を担う指南にその役割は該当しよう。このように徳川氏の伊那郡統治は、菅沼定利の伊那郡国衆への指南と徳川氏の命令の郡内への遵行による保全・維持によっておこなわれていたのである。

おわりに

以上、三節にわたり、徳川氏の伊那郡統治とそれに携わる菅沼定利の政治的役割に関してみてきた。

天正壬午の乱以降に開始された徳川氏の伊那郡統治は、伊那郡国衆の所領安堵・宛行を前提におこなわれたもので、徳川氏の政治動向により不安定性を有するものであった。そこで徳川家康は、田峯菅沼氏が持つ信濃国伊那郡との関

係を活用し、徳川方にあった菅沼定利を田峯菅沼当主に擁立して、伊那郡へ入部させることにより、政治的・軍事的な統制・従属関係の維持を図った。このなかで菅沼定利は、徳川氏へ造反した木曾義昌の箕輪領と木曾義昌に同調したと推察される知久氏の領域を主な支配領域として、知久平城のち飯田城を拠点に自律的な領域支配を展開させた。また伊那郡国衆たちとの関係では、定利は従属国衆への軍事指揮とその進退保証、後見に携わる指南としての立場にあり、徳川氏の意向のもとで伊那郡統治の保全・維持をおこなったことを指摘した。

このように菅沼定利は伊那郡統治に携わり、佐久郡国衆依田氏と諏訪郡国衆諏訪氏とで徳川氏の信濃統治を担った。最後に、これまでみてきたことと、天正十八年(一五九〇)七月の徳川氏の関東移封後との関連を述べよう。徳川氏の関東移封に伴い、菅沼定利は上野国吉井、依田氏は同国藤岡(群馬県藤岡市)、諏訪氏は同国惣社(同前橋市)にそれぞれ配置される。これは上野国の地域的特質をふまえて配置されたものであるが、³⁹⁾ここで注目したいのは同国厩橋(同前橋市)に甲斐国中領における軍事を担当した譜代重臣平岩親吉、上野国と徳川本領国である武蔵国境地域に菅沼定利たち信濃国衆勢を配置したことである。この背景は、これまでみてきた徳川氏の五カ国領有期の甲信地域の軍事態勢を担った彼らの役割を前提としたものといえよう。このように徳川氏の関東領国支配は、その地域性と五カ国領有時の軍事態勢とを併せておこなわれていくことを最後に指摘したい。

註

- (1) この代表的な成果として、相模北条氏を中心に検討した黒田基樹氏の一連の研究『戦国大名北条氏の領国支配』、岩田書院、一九九五年、『戦国大名と外様国衆』、文献出版、一九九六年、『戦国大名領国の支配構造』、岩田書院、一九九七年、『戦国期東国の大名と国衆』、岩田書院、二〇〇〇年など)があげられる。

- (2) 北島正元『江戸幕府の権力構造』(岩波書店、一九六四年)。
- (3) 平野明夫「三河統一期の支配体制」(同『徳川権力の形成と発展』、岩田書院、二〇〇六年所収。初出一九九二年改稿)。
- (4) 酒入陽子「家康家臣団における大須賀康高の役割」(『日本歴史』六一二、一九九九年)。
- (5) なお、所理喜夫氏も近年の戦国大名の領域支配の研究を受け、徳川氏の領国構造を検討している(同「戦国大名の領国構造―松平・徳川氏を中心として―」、『武田氏研究』二六、二〇〇二年)。
- (6) 拙稿①「徳川氏の河東二郡支配と松井忠次」(『戦国史研究』四五、二〇〇三年。加筆のうえで第二部第一章に収録)、②「岡部正綱の政治的位置」(『野田市史研究』一四、二〇〇三年)。
- (7) 藤野保『新訂幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)、北島正元「徳川家康の信濃経営」(『信濃』一六一五、一九六四年)、同註(2)著書。
- (8) 和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』(文献出版、一九九六年)。
- (9) 「第一章 全国統一 第三節 前徳川氏の支配」(『下伊那史』第七卷、一九八〇年)。以下、『下伊那史』第七卷の見解は同書による。
- (10) 吉田ゆり子「天正検地と「知行」―信州下伊那郡虎岩郷を素材として―」(同『兵農分離と地域社会』、校倉書房、二〇〇〇年所収。初出一九九〇年)、鈴木将典「信濃国下伊那郡虎岩郷における天正期「本帳」と「知行」の再検討」(『駒沢大学史学論集』三四、二〇〇四年)。
- (11) 鈴木将典「五か国総検地施行段階における徳川領国の基礎構造―七か条定書と年貢・夫役システム―」(『駒沢史学』六二、二〇〇四年)は、天正十七年七月～十一月にかけて徳川領国内に発給された七か条定書の交付されなかった地域の一つとして菅沼定利による下伊那郡地域をあげ、これを徳川領国内の領域支配の問題に繋がるものと指摘する。この

指摘と拙稿註(6)②論文の考察を考え併せると、発給・交付された地域は大名徳川氏の直接支配領域(本領国・「国家」としてとらえられ、そのほかの地域に関しては同領域とは異なる領域支配の展開を考察していく必要が求められよう。

(12) 「第二章第二節 戦国時代の稲武地方 二 菅沼氏と奥平氏」。以下、本章での『稲武町史』通史編の見解は同記述による。

(13) 「第七章 戦国時代の北設楽郡 第一節 山家三方衆と郡内の豪士」および同書六〇三〜六〇四頁「菅沼氏諸系譜」。以下、本章での『北設楽郡史』原始―中世の見解は同書による。

(14) 同時期の作手奥平氏の動向や「東三怨劇」に関しては、大石泰史「今川氏と奥平氏―「松平奥平家古文書写」の検討を通して―」(『地方史静岡』二二、一九九三年)。

(15) 松平元康は、永禄六年八月に実名を家康に、同九年十二月に姓を徳川に改める。本章では、史料以外は徳川家康で統一する。

(16) 拙稿「永禄期における今川・松平両氏の戦争と室町將軍―將軍義輝の駿・三停戦令の考察を通じて―」(『地方史研究』三二五、二〇〇五年。改題・加筆のうえで第一部第一章に収録)。

(17) 藤木久志「両属論の魅力―「関城町史」通史編によせて―」(『戦国史をみる目』、校倉書房、一九九五年所収。初出―九八八年)、黒田基樹「戦国期国衆論の課題」(同『中近世移行期の大名権力と村落』、校倉書房、二〇〇三年所収。初出―二〇〇〇年)など。

(18) 例えば、元亀四年六月晦日付け菅沼右近助・同刑部丞・奥平定能宛宛武田勝頼定書写(『松平奥平家古文書写』愛11八八九)の三条目では、東三河牛久保領の領有に関して、相互の遺恨を排し山家三方衆の談合のうえで牛久保領の配分を決めるよう指示されている。このように奥三河国衆には、その活動にあたり、山家三方衆と称される地縁的結合が前提に

あった。

(19) 本章で使用する『信長公記』は、奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』(角川書店、一九六九年)による。なお『寛政譜』では、家康に降を乞うたが許されず、五月十七日に誅殺されたという。

(20) 天正壬午の乱の詳細な過程に関しては、平山優『天正壬午の乱―本能寺の変と東国戦国史―』(学研パブリッシング、二〇一一年)、同『武田遺領をめぐる動乱と秀吉の野望―天正壬午の乱から小田原合戦まで―』(戎光祥出版、二〇一一年)を参照されたい。

(21) 天文二十三年の武田氏の伊那郡侵攻と知久氏の動向に関しては、平山優『川中島の戦い』上・下(学研M文庫、二〇〇二年)が詳細に記している。

(22) ここでは、徳川氏と伊那郡国衆との関わりということで、下条氏と知久氏に注目したが、同様の存在として、ほかに佐久郡国衆依田信蕃がいる。

(23) 藤木久志「戦国大名の和平と国分」(『豊臣平和令と戦国社会』、東京大学出版会、一九八五年所収。初出一九八三年)。(24) 天正十一年九月上旬に下条頼安と小笠原信嶺との間で、大明神河原において合戦がおこなわれ、同十二年正月二十日

には頼安は信嶺により松尾城で殺害されている(『下条記』信16一二頁)。両者の争いの詳細な原因は不明であるが、背景には、天正壬午の乱に際しおこなわれた徳川氏の所領宛行があると推察される。

(25) 吉田註(10)論文。

(26) 知久頼氏は『寛政譜』などによれば、天正十三年に遠江国浜松で殺害されたという。また、月日は『知久家家譜』(『新編伊那郡史料叢書』4所収)によると、十一月十四日とされる。しかし、年次に関しては『清和源氏知久氏之伝記』(『新編伊那郡史料叢書』4所収)では、頼氏の生害を天正十二年とし翌十三年を子万亀丸(のちの則直)母子の菅沼定利

庇護下から浜松の家康もとへの直参の時期としている。筆者は以上をふまえたうえで、政治状況から考えて頼氏の生害の時期を天正十二年十一月頃と考える。

(27) 北島註(7)論文。

(28) 所三男「伊那の『両朝日』考(2)―朝日千助について―」(『信濃』一五―二一、一九六三年)。

(29) 天正十四年十月の徳川家康上洛の際、羽柴秀吉に属し家康に敵対していた真田・小笠原・木曾三氏の徳川氏への帰属が決められ(「上杉家文書」信16四五六頁)、同十五年三月には真田・小笠原二氏が豊臣権力の異見により家康のもとへ出仕している(『家忠日記』信16四九〇頁)。これにより、上杉領国である川中島四郡を除く地域は、徳川領国として確定された(豊臣政権の信濃郡割)。

(30) 『下条記』(『新編伊那史料叢書』4所収)。

(31) 『下伊那史』ほか。

(32) 拙稿註(6)①論文。

(33) 鈴木註(11)論文。

(34) これまでの研究史では、天正十七年九月の菅沼定利による領内の検地は徳川氏のいわゆる「五カ国総検地」の一環としてとらえられている(所理喜夫「関東転封前後における徳川氏の権力構造」(同『徳川將軍権力の構造』、吉川弘文館、一九八四年所収。初出一九六〇年)ほか)。しかし信濃国では、菅沼定利や従属国衆の真田氏・依田氏たちは独自に検地を実施している。従って「五カ国総検地」論に関しては改めてその定義も含め、このような従属国衆領国内の検地を如何に位置づけるか、検討が必要である。

(35) 表1 No.18は『吉井町誌』には写真のみにつき、活字にしておく。なお市村高男「関東における徳川領国の形成と上野

支配の特質」『群馬県史研究』三〇、一九八九年）は、本史料を文禄元年（一五九二）の菅沼定利領の検地に基づく寄進状とする。

仁叟寺領之事

上田貳反八畝十四歩

中田四反九畝拾貳歩

下田七反八歩

屋敷附壹反九畝廿五歩

右之所致寄進者也、

文禄元年^{壬辰}

九月七日

菅沼小大膳亮
定利（花押）

仁叟寺

参

(36) 天正十五年五月二日付け高田専修寺雑掌慈智院宛酒井忠次書状（専修寺文書）愛12-1280。

(37) 越後上杉氏の川中島四郡支配に関しては、逸見大吾「戦国末期における秩序の再構築―上杉景勝の信州北部支配を通じて―」、『信濃』五六―五、二〇〇四年）を参照されたい。

(38) 丸島和洋「境目の城代と『路次馳走』」（『戦国史研究』四三、二〇〇二年）。

(39) 市村註(35)論文。

(40) 平岩親吉の徳川氏の甲斐國中領支配における立場・役割に関しては、拙稿註(6)②論文および第二章第三章を参照されたい。

補論3 石川康輝(数正)出奔の政治背景

天正十三年(一五八五)十一月十三日、徳川家宿老の石川康輝は、自身の家族と人質にあつた信濃国衆・深志城主小笠原貞慶の実子連れて、羽柴秀吉のもとへ向け尾張国へ出奔した(『家忠日記』、『創業録 武江』愛12一〇一八ほか)。この康輝の出奔を受け、秀吉は十一月十九日付けで自身へ属す信濃国衆・上田城主の真田昌幸に対し、次のように伝えている(『松丸憲正氏所蔵文書』愛12一〇二一)。

一、対天下家康表裏相構候儀条々有之付而、今度石川伯耆守(康輝)為使相改人質以下之儀申出候処ニ、家康表裏重々有之段、彼家中者とも依存知之、家康・宿老共之人質不出付而、石伯去十三日足弱引連、尾州迄罷退候事、

これによると、康輝の出奔の要因は、秀吉から康輝を通じてなされた徳川家康と宿老たちへの人質差し出しの要求に対し、家康が拒絶したことにある。この徳川氏の人質差し出しの拒絶は、『家忠日記』同年十月三十日条でも「各国衆同意ニ質物御出し候事不可然之由申上候」と確認できる。

これにより、康輝の出奔の要因は、既に新行紀一氏が指摘しているように、徳川家中において羽柴秀吉との融和を求めていた康輝の「外交政策をめぐる政争の敗北の結果」であつたことに間違いなからう。

しかし、なぜこの時に康輝の融和外交は、徳川家中において支持されず、敗北してしまつたのであろうか。このことに関連して、康輝が出奔に際し、人質であつた小笠原貞慶の実子(のちの秀政)を一緒に連れて行つた事実が注目さ

れる。つまり康輝と貞慶との関係が、康輝の融和外交の敗北、そしてこれを原因とした出奔の政治背景にあることが窺えよう。だが、この政治背景の問題に関しては、これまで十分な検討がなされていない。そこで小論では、このことに関して、検討をすることとしたい。

康輝と小笠原貞慶との関係は、⁽³⁾天正十年六月の本能寺の変に伴う旧武田領国の動揺のなかで、貞慶が小笠原氏の旧地であった信濃深志領の奪還を試みたときに、康輝が取り成し、家康の援助を得たことからみられる(『三村文書』信15三三四頁)。その後、貞慶は信濃深志領を獲得し、天正壬午の乱の際に一時は相模北条氏へ属したが、信濃国の領有が徳川氏に帰した後は徳川氏へ従属していた(『当代記』)。康輝は、この貞慶に対する家康の意向を取り次ぎ、指示をおこなう指南を務めていたことが確認できる(『書簡并証文集』信16二二二頁)⁽⁴⁾。

しかし、貞慶は同十三年十月には、既に栗野俊之氏も指摘する通り、秀吉に通じていた。これを示すが、次の羽柴秀吉直書(『真田文書』信16三八三頁)である。

未申遣候之処、道茂所へ之書状披見候、委細之段被聞召届候、其方進退之儀、何之道ニも不迷惑様ニ可申付候間、可心易候、小笠原右近大夫与弥申談、無越度様ニ其覚悟尤候、猶道茂可申候也、

(天正十三年)
十月十七日

(羽柴秀吉)
(花押)

真田安房守とのへ

これは、この頃徳川氏と敵対していた真田昌幸に対し、秀吉が進退保証を約束した返信である。ここで注目したいのは、「小笠原右近大夫与弥申談」とあるように、秀吉が貞慶と相談のうえで行動をおこなうよう指示していることである。これにより、貞慶はこの時既に秀吉に通じていたことが確認できる。なおかつ徳川氏と敵対していた真田昌幸と行動するということは、徳川方からの離叛を意味しよう。

従って貞慶の離叛が指南の立場にあった康輝の責任と関連して、政治活動に影響を与えたことが考えられる。では、貞慶の離叛は、康輝に如何なる影響を与えたのであろうか。

康輝は徳川家中において、羽柴秀吉との外交取次を担当し、前述の通り、小牧・長久手合戦後の政情のなかで、秀吉との融和外交に努めていた。丸島和洋氏の研究によれば、取次を務めることは、家中内における政策決定への発言力に影響を有したことが明らかにされている^⑤。これを考慮すると、貞慶の離叛は、康輝の指南としての責任とともに、秀吉との外交における発言力の信頼性を失わせ、これが「外交政策をめぐる政争の敗北」、そして出奔へと至ったと考えられよう。

このように康輝の出奔は、指南下にあった貞慶の離叛という政治背景と、これに伴い徳川家中において政治力を失ったことを起因とした事件であったことがいえる。出奔した康輝は、その後、受領名をそれまでの伯耆守から出雲守に、実名を秀吉からの偏諱を受け「吉輝」に改め、羽柴家臣として活動していくこととなる。

註

(1) 石川康輝は、最初の実名「数正」で知られているが、天正十三年三月までに「康輝」と改名していることが確認できる(「上宮寺文書」愛12九四七)。従って小論では、「石川康輝」とする。なお康輝の履歴は、筆者執筆「石川数正」(戦国人名辞典編集委員会編『戦国人名辞典』、吉川弘文館、二〇〇六年)を参照されたい。

(2) 新行紀一氏執筆分『新編岡崎市史』2 中世(新編岡崎市史編さん委員会、一九八九年)第四章第二節九七二〜九七五頁。

(3) 以下、小笠原貞慶の動向は、栗野俊之「小笠原貞慶考」(同『織豊政権と東国大名』、吉川弘文館、二〇〇一年)所収。

初出一九九〇年)に依拠する。

(4) この康輝の指南としての役割は、ほかに信濃国衆下条氏に対してもみられる(「下条文書写」信15三九二頁、四九〇頁)。

(5) 丸島和洋「武田氏の外交取次とその構成」(同『戦国大名武田氏の権力構造』、思文閣出版、二〇一一年所収。初出二〇〇八年改稿)、同『戦国大名の「外交」』(講談社(選書メチエ)、二〇一三年)。

終章 戦国・織豊期大名徳川氏の領国構造と支配

——惣「国家」の態様と展開——

はじめに

本書は、徳川氏の大名権力としての展開は当該地域のみならず中央や周辺を含めて成り立つ政治・社会へ如何なる影響を与えたのか、またその状況に応じて如何なる領国政策が発動・実施されたのか、その政治展開とそれに規定された領国支配を説明することを第一の課題とした。

そして第二の課題は、その政治基盤となる領国構造と領域支配を、それぞれ領域の特質をふまえたうえで、大名権力を支え領域支配に携わる有力家臣の存在・活動と、その当該領域を支配する従属国衆の対応とを、徳川氏との関係に注目して検討することである。

そこで、まずはそれぞれの課題に関して、各所で検討してきたことを確認する。そのうえで以上の戦国・織豊期大名としての徳川氏の政治展開とその基盤たる「惣「国家」」の構造と支配をふまえて、当該期大名権力の本質とその政治展開を結論として述べていきたい。

一 徳川氏の政治展開と領国支配

第一部は、永禄三年（二五六〇）五月の桶狭間合戦以後における徳川氏の政治展開と領国支配を、その時々で置かれていた政治・社会情勢との関わりより検討した。まずは各章での検討結果を確認しよう。

第一章では、室町幕府將軍足利義輝の駿・三停戦令の検討を通じて、桶狭間敗戦に伴う「国家」存立に対処した自立化のなかでの永禄四年四月の松平（徳川）氏による將軍義輝との政治関係を背景とした今川領国への侵攻と、それに対する今川・北条両氏を主とした駿甲同盟によるこの停戦令を活用した戦争の回避行動をみた。そして戦国期の地域権力間戦争は、「国家」存立を保持するため自力に基づきまったく無秩序的になされたわけではなく、このような同時期の政治秩序を活用して展開していたことを指摘した。そのうえで松平元康（徳川家康）も、この政治秩序を活用して「国家」存立を保持するために、駿河今川氏との従属関係より離れ、今川氏との戦争を通じて戦国大名へと発展していったとした。

補論1では、永禄十一年十月に発足した足利義昭政権との関係を検討し、徳川家康が室町幕府將軍足利義昭と直接的な関係を有した大名であったことを確認した。だが將軍義昭は、自身の許諾を得ていない家康の永禄九年十二月における徳川改姓・従五位下三河守の叙任を認めず、「松平藏人佐家康」として処遇した。この後、家康は対甲斐武田氏関係より、織田信長との関係を深めていく。これに対し信長と敵対した將軍義昭は家康を自陣に入れようとして、「徳川三河守」として処遇を改め対応していったことをみた。

このように徳川氏は今川氏よりの自立後から室町幕府將軍との直接的な関係を形成し、その関係を活用して「国

家」存立を保持するための活動にあたった。また室町幕府将軍も、このような大名権力側の活用に受動的な存在としてあったのではなく、この関係を基に天下人として主体的に政治秩序の維持に努め、対応をおこなっていたのである。

第二章では、元龜年間（一五七〇～七三）における武田信玄の遠江・三河侵攻に関して、元龜三年十月になり本格的な侵攻がおこなわれたことを確認したうえで、その侵攻過程より遠江・三河侵攻こそが当初からの行動目的であったとした。この甲斐武田氏の遠江・三河侵攻は、足利義昭政権の成立と今川領国への侵攻という政治動向の展開上で起こった戦争で、これが中央動向と関わり信長包囲網という政情を生じさせた。この政情は、その後信玄の病死、将軍義昭が京都を追われ、越前朝倉氏・江北浅井氏が滅亡したことにより瓦解し、信長はこの一連の政争（元龜争乱）の政治的解決にあたり、天下人の立場へと歩む。このなかで徳川家康は、信長との関係を深め（織田権力への従属）、そのもとで遠江領有の確保と対武田氏にあたる。そして以後の天正元年～十年（一五七三～八二）にわたる織田権力・徳川氏と対将軍義昭勢力・武田氏との政治戦争は、この展開上で実行されていくこととなった。

この第二章での検討と関わり、付論では、長篠合戦に至るまでの武田勝頼の三河侵攻に関して、関連史料の年次比定を天正三年と再確認したうえで、畿内の将軍義昭方諸勢力や大坂本願寺・一向一揆との連携による対信長牽制と、徳川家の内紛という政治背景を契機として、惣「国家」存立領国「平和」の保持のために実施された軍事行動であるとした。そして長篠合戦は、この軍事行動の帰結として戦国大名領国の存立にも関わる境目領域の存立確保のためにおこなわれた戦争（いわゆる「国郡境目相論」であったと位置づけた）。

補論2では、徳川氏による遠江宇津山城（静岡県湖西市）の城番配置と築造が、第二章でみた武田氏の遠江侵攻という「国家」存立の保持に関わる軍事的緊張下への対応として実施され、本来は城普請を対象としなかった四分一人足も城普請に動員されたことをみた。そして徳川氏の領国支配が権力強化という支配方針を前提にはなく、その時の

政治・社会状況の展開に規定されて、「国家」存立の保持のもとに対処することにより進められていったとした。

第三章では、織田権力による関東仕置とその後の政情の展開、そして当該期の徳川家康の立場・活動を検討した。

織田権力の東国外交は元亀争乱により生じた甲斐武田氏対策のもとで展開し、天正十年三月に武田氏の滅亡により「東国御一統」と認識される状況に至る。そして織田権力の関東仕置として、織田家宿老・東国奉行滝川一益が上野国と信濃国佐久・小県二郡よりなる領国支配に携わる一方、「東国御一統」の保持という「東国警固」の役割に努めていき、関東をはじめとする地域が政治的・軍事的な統制・従属関係下に規定されていくこととなる。だが織田権力の関東仕置は本能寺の変に伴う神流川合戦により終結を迎え、織田権力との関係のもとで活動する徳川氏と相模北条氏による、織田領国、さらには東国におけるこの後の主導権をめぐる天正壬午の乱が起こる。そして、この結果として徳川家康が関東情勢への対応と統制を任せられ、北条氏と和議を結び争乱を終結させるとともに、関東に「信長如御在世之時候各惣無事」を掲げて、信長死後の関東政情の解決を図っていくこととなった。だが、この「信長如御在世之時」の状況を求める動きのなかで、「織田権力」内部の主導権をめぐる争いと存立をめぐる信濃・関東地域の大名・国衆間の対立が連動して展開する事態へとなる。この事態への政治的対処として、豊臣権力(羽柴秀吉)による「関東惣無事」が実施され、徳川家康の惣「国家」存立(領国「平和」)の保持による政治行動もそれとの関わりに規定されていくこととなった。

このような徳川氏の政治展開のなかで、第四章では、天正十二年三月に徳川氏が三河・遠江両国に発令した徳政令の検討を通じて、同時期の領国支配をみた。この徳政令は、前年における大雨・大洪水による再生産活動の危機、羽柴秀吉との戦争を間近に控えるという状況下における「国家」存立への支障対処として発令された。だが小牧・長久手合戦により応急措置としての効用を果たせず、戦争の勃発に伴いより深刻な被害を追加・拡大させた。このため、

この「国家」存立の危機的状況の打開として、天正十四年十月豊臣権力への従属後に、徳川本領国を対象とする「国家」改革が検地の実施と七カ条定書の交付によって本格的に進められた。そして徳川氏は、この結果による統一的賦課体系の構築を通じて、豊臣政権下の大名(豊臣大名)としての地盤を確立していったとした。

天正十八年七月、徳川氏は豊臣政権の関東仕置のもとで、関東へ移封される。第五章では、このなかで豊臣政権の東国政策とその帰結たる仕置を経て形成された徳川関東領国の性格と展開を、重臣本多忠勝の上総万喜(千葉原いすみ市)入城を通じて検討した。この結果、徳川関東領国は、小田原合戦が終結したばかりの関東といまだに臨戦状況にある奥羽地方に対する、豊臣政権下の徳川氏の政治的立場・役割に応じた東国構想に基づいて形成された領国としてあり、本多忠勝の上総万喜入城もこの構想のもと実現したものであったことをみた。そのうえで徳川氏は、豊臣大名として関東領国の態様を政権の統治構想や政情に規定されつつも、本城・各支城それぞれで構成される領域支配を基に総体的な「国家」統治を展開して、天下一統維持のための奉公に努め、有力大名としての勢威を確保していったと展望した。

この第一部の検討結果より、まず確認したいことは、その政治展開にあたり中央との政治関係が希薄でなく、永禄末年になると中央の再興をめぐる政情とともに、次第に地域権力間戦争が密接に絡み合い展開していつていること、そして、この政情対処として中央権力による天下一統が進められ、その結果として惣無事という国内「平和」の秩序が現出していることである。戦国時代における「日本」の政治構造は、京都を中核とする五畿内の武家首長(將軍)の管轄領域たる天下と地域「国家」が併存して構成されていたことが指摘されているが、中央権力による天下一統はこの政治構造を基に存立のため進められた事業であり、地域「国家」の自律性を否定するものではなかった。^①この流れのなかで当該期の大名権力は、それに応じた態様を求められていき、そして、このための領国支配を実施していたの

である。

従って領国支配の展開は、「国家」存立のための政治・社会状況に応じた大名権力の対処としてあり、そのよりよい有り様の志向を経た結果として、統一的賦課体系による支配強化が進められていったととらえるべきであろう。当該期の徳川氏も、まさにこのような他の同時代の領域権力と異なることなく、戦国・織豊期の政治・社会状況に規定された大名権力（戦国・織豊期大名）としてあり、そのもとで領国支配を展開していたのである。

二 徳川氏の領域支配と家臣・国衆

徳川氏の領国支配は、前節の通り、その政治展開に併せて、それに応じた態様を求められていき、そのなかで「国家」存立のための領国支配が実施された。但し、その領国支配は、領国全体に一律に実施されたのではなく、あくまでも大名直接支配領域たる本領国、支城領国、従属国衆領国というそれぞれの態様を基にしておこなわれていたことに注意しなければならない。そこで第二部は、徳川氏の領域支配を各領域の地域的・政治的諸条件をふまえたうえで、家臣の立場・活動、また従属国衆の態様や徳川氏との政治関係を通じてそれぞれ検討した。各章での検討結果に関して、まずは確認する。

第一章では、松井忠次の政治的位置と河東二郡支配の検討をおこなった。この結果、まず松井忠次の政治的位置として徳川家康との関係を媒介にした東条松平家「名代」としての立場と、そして彼の「東境目」の押さえという政治活動が河東二郡領域への「郡代」という領国支配機構を運営させたことを確認した。そのうえで徳川氏の河東二郡支配に関しては、河東二郡とされる領域が旧来の駿豆国境地域から富士郡吉原（静岡県富士市）に及ぶ範囲であったこと、

そして、この領域が有する地域的・政治的態様に応じて、松井松平氏が河東二郡「郡代」として徳川領国の「東境目」たる同領域の保全と管理、棟別役などの国役の徴収にあたったことを指摘した。

第二章では、三河国衆奥平氏の態様と動向に関して、奥平定能期を中心に検討をおこなった。この結果、奥平氏が当主を推戴した親類・被官による一揆的権力構造にあり、これは田峯・長篠両菅沼氏とも同じ構造であり、「国家」存立をめぐる親類衆・被官の自立性から内部紛争へと繋がることを確認した。また、このような国衆の権力構造を補完する地縁的結合として山家三方衆が結成され、紛争処理と対外戦争への対処がおこなわれたが、戦国大名間の戦争の激化に伴い、その「国家」存立の追求から分裂がなされたとした。そして奥平氏は、織田権力・徳川氏への従属により、徳川領国下における国衆奥平氏の奥三河地域での地域権力としての立場と自律的な領域支配の展開を維持したことをみた。そのうえで戦国大名領国（惣「国家」とは、このような従属国衆「国家」の存立保証のうえで展開し、徳川氏もこの領国構造に基づき、当該期の大名権力としてあったとした。

第三章では、徳川氏による甲斐領有からの政治過程と支配構築をpushしたうえで、甲斐國中領の支配態様と展開を検討した。この結果、徳川氏は天正壬午の乱終結とともに、乱中におこなわれた知行安堵・宛行の整理を通じて、國中領支配の構築が開始されたことをみた。そして國中領は、徳川家康による直接支配領域という特質のもとで、甲府城将（甲斐「郡主」）平岩親吉を中心とする軍事と、家康の意に基づき政務にあたる両奉行と実務遂行に携わる甲斐四奉行による内政とで領域支配がおこなわれていたこと、また蔵米衆を併せると、御料所管理、公事賦課・徴収などの内政、軍事で政務が分離しており、武田氏の統治形態を継承して展開していたことを確認した。そして大名本領国（「国家」）に編成されたといえども、それぞれの地域の歴史的前提・特質に規定されて支配を展開していたことを指摘した。第四章では、同じく天正壬午の乱を経て徳川領国に編成された甲斐郡内領の支配態様に関して、同領域の管轄を担

当した鳥居元忠に注目して検討した。そして甲斐郡内領は、北条領国との境目領域という徳川領国の存立に関わる地리적인要地から、徳川家康の信頼が篤く黒駒合戦で北条勢を破った功績に基づき、重臣鳥居元忠に委ねられたことをみた。また元忠による郡内領支配は、徳川本領国には含まれず、排他的自律性に基づく支城領国(「国家」として展開していたことを指摘した。このような支城領国の展開は、大名権力が戦争要因や状況を常に抱えつつ、領国(惣「国家」)存立領国「平和」)のため政務を潤滑に運営していくのに、有能な重臣へ要地の領域支配を委ね、それを統括していくのが最良の態様であったことによるとした。

第五章では、徳川領国下の穴山武田氏の態様と領域支配、徳川氏との関係の検討をおこない、徳川領国下の穴山武田氏が、当主勝千代が幼少という事態にありつつも、父信君在世時と同様の相対的自立性を保持した従属国衆として、自律的な領域支配が維持されていたことを指摘した。そして、この検討結果を通じて、徳川領国(惣「国家」)が従属国衆領国(「国家」との政治的・軍事的な統制・従属関係からなる重層的複合構造によって構成され、その構造は各「国家」の自律性を前提に「国家」存立の保持という共通目的のもとで機能し、徳川氏は惣「国家」存立(領国「平和」)を担うことに従事することで専制的な大名権力として展開したとみた。その一方で、大名権力主導の惣「国家」存立(領国「平和」)の動きが、従属国衆の「国家」存立の保持に支障が来した場合は離叛し、それに伴う惣「国家」の動揺に苛まれるという政情へと至った。このため徳川氏の豊臣権力への従属とは、このような領国構造に基づく政情の打開として、苦慮の果てに選り抜かれた惣「国家」存立(領国「平和」)のための存続手段であったとした。

第六章では、天正壬午の乱以降に開始された徳川氏の信濃国伊那郡統治が、伊那郡国衆の所領安堵・宛行を前提におこなわれ、徳川氏の政治動向により不安定性を有するものであったことを確認した。そのうえで伊那郡統治の保全・維持にあたり国衆田峯菅沼当主として徳川家康が擁立した菅沼定利が、知久平城のち飯田城(いずれも長野県飯田

市)を拠点に自律的な領域支配をおこなない、同郡国衆たちに対しては軍事指揮とその進退保証・後見に携わる指南として活動にあたったことを指摘した。

補論3では、天正十三年(一五八五)十一月十三日に起きた宿老石川康輝(数正)の出奔の政治背景に、康輝が指南を務めていた信濃国衆・深志城主の小笠原貞慶による離叛が関わっていることをみた。そのうえでこの貞慶の離叛が、徳川家中において羽柴秀吉との融和外交を求めていた政治力を失わせ、その敗退とともに出奔へと至らせたとした。

この第二部の検討結果より、徳川領国は一律均質に政治領域としてあったのではなく、それぞれの領域がもつ地域的・政治的特質に規定され、その複合構造を前提に展開していたことが改めて確認できる。特に対外勢力と接する縁辺部に位置する境目領域の統治態様は、その領域だけでなく領国(惣「国家」)全体の存立に関わる地域的・政治的特質に規定されており、それに基づき展開していく。そのため大名権力は、自身のもとにあらゆる政務を一元化するのではなく、この地域的・政治的特質を生かし政務を潤滑に運営していくのにあたって一門や有能な重臣へ要地の領域支配を委ね、それを統括していくことにより領国統治を実施したのである。その際に注意が必要なのは、一門や有能な重臣へ要地の領域支配を委ねることは、同時に彼らの場合により大名権力から自立化させる事態もあつたことである³⁾。そこで彼らとの関係には、当主との深い人的関係が不可欠であつた。こうした領国統治は、徳川氏だけでなく当該期の大名権力、そして織田信長個人の主導(独裁)権力的性格が強いとされる織田権力においても確認できる。

また従属国衆に対しても、それまでの「国家」統治を否定するのではなく、その「国家」存立を保証することにより有効的に機能づけたといえる。そして、この従属国衆の有効的な機能を引き出すのが、彼らを大名権力のもとで軍事指揮し、その進退保証に携わる指南を務めた重臣たちであつた。このような指南を務める重臣との関係は、大名権力への支障なき関係機能の促進を図るため、債務援助など後見活動にも及んだ⁴⁾。従つて大名権力主導の惣「国家」存立

（領国「平和」の動きが従属国衆の「国家」存立の保持に支障を来した場合、従属国衆の離叛を招くだけでなく、その連鎖はその進退保証に携わる指南を務めた重臣の政治的立場・活動にも関わり、それに伴う政争は政務運営自体にも大きく影響していくこととなる。そしてこの政争に敗れた重臣は、その政治生命の喪失に伴い、石川康輝のように家中より出奔のうえ新たな仕官を求めるか、生き残るためにその政治運営の態様を打破する謀叛⁽⁶⁾へと行動していくのである。当該期の徳川氏は、まさにこのような領国構造をもち、重臣・従属国衆の領域支配のうえで展開していた大名権力であったのである。

三 惣「国家」の態様と展開

以上の本書での検討に併せて事例を加えて、惣「国家」の態様と展開という視点より徳川氏の政治展開と領国支配を通じ、最後に当該期大名権力の本質とその政治展開を考えていこう。

徳川氏は、今川領国下では三河従属国衆としてあったが、永禄三年（一五六〇）五月の尾張桶狭間敗戦後に「国家」存立のために自立化を始め、翌四年四月には今川氏と敵対することにより戦争へと至る。この過程を経て、永禄九年までに松平庶家や西三河における東条吉良氏などの敵対勢力を平定し、東三河の今川領域を攻略するとともに、奥平氏たち国衆を政治的・軍事的な統制・従属関係下に置き、織田領国下にあった高橋郡（加茂郡西部）を除き三河一国に領国化（惣「国家」の創設）⁽⁷⁾戦国大名化を成し遂げた。このなかで、松平庶家や従属国衆に対してはその支配領域を保証し自律支配を認める一方、攻略した今川領域や敵対勢力の領域に関しては、吉田城（愛知県豊橋市）に宿老酒井忠次、田原城（同田原市）には重臣本多広孝、そして東条城（同西尾市）には東条松平家「名代」松井忠次たちを「城代」

として配置した。^⑦ 彼ら城代は管轄城と城付領をいずれも知行として宛行われる一方、それ以外の所領に関しては代官として采配を委ねられ、諸役賦課・徴収などの領域支配に携わったことが確認できる。このようにこの時点より、徳川氏は従属国衆や攻略したそれぞれの地域的・政治的規定に従い形成された郡や領といった領域の態様を解体するのではなく、それを活用することにより領国化を成し遂げ、その統括のもとで統治を実施していた。従ってこれまでの検討結果を併せると、この時期の領国統治態様を基に、その政治展開とともに拡大するにつれ、徳川氏は惣「国家」の統治態様を構築し支配を実施していったといえる。

そこで確認しておきたいのは、この時期徳川氏は、第一部第一章や補論1でみた通り、室町幕府將軍との政治関係を展開し、また三河領国化を契機として永禄九年十二月には中央へ徳川改姓・三河守任官を働きかけているが、『お湯殿の上の日記』(愛11五四二ほか)、この中央との関係をもつて権原的に領国支配を遂行しているのではないということである。実際に徳川氏が領国内の政務において、三河守という立場を明示するのは天正九年(一五八二)十月以降であり(「桂岩寺文書」愛11一四六六)、この政治背景には同年三月の遠江高天神城(静岡県掛川市)の攻落による遠江国領有の進展、それに伴う惣「国家」存立(領国「平和」)の保持が達成されたことが推察される。^⑧ 序章で述べた通り、この時期の地域権力とその領国支配を、守護公権との関わりからとらえる「戦国期守護」論がある。また官途に関しても、不安定な支配状況を払拭するために任官が必要だったとの見解もある。^⑨ これらの見解は、室町時代からの繋がりとともに、領国支配の不徹底さにあたり中央からの公権授与の意義を見出そうとする論としてある。しかし管見の限りであるが、守護職や官途は、実効支配を前提にその立場の外的保証・莊嚴化を果たす機能に特質があると推察される。^⑩ 従ってその前提たる実効支配がなされていないならば、当然のことながらその効力を充分に果たすことはないのである。これは、本書でみた室町幕府將軍との政治関係の活用も同様で、「国家」存立の保持を前提にした外交のなかで、「將

軍」―大名・天下―地域「国家」関係は展開したのである。

このことは、戦国大名の一人である駿河今川義元が、天文二十二年（一五五三）二月二十六日に制定した「今川仮名目録追加」（戦今一一三〇）の第二十条で、守護不入地への「自旧規守護使不入と云事ハ、將軍家天下一同御下知を以て、諸国守護職被仰付時之事也、守護使不入とありとて可背御下知哉、只今ハをしなへて、自分の以力量、国の法度を申付、静謐する事なれば、しゆ（守護）この手入間敷事、かつてあるへからず」と対応を示したことで確認できよう。ここでは、義元は守護不入というのは室町幕府將軍が守護職を任命する室町幕府―守護体制が機能した時に実を得るものであって、只今のように自分の「力量（器量）で国の法秩序を定めて、国内を静謐（平和）にしている状況では、その国を統治する政治権力（これをここでは「守護」と表記）が管掌できないことはない。ここには、室町時代までの中央政治と関わりのもとなる地方支配者から自分の器量に基づいた地域「国家」の統治者への本質転換が示されているのではないだろうか。

徳川家康に注目するならば、本書第二部第三章で少しふれた永禄十二年閏五月より使用された「福德」印判があげられる。そこでもふれたが、印文の「福德」とは、為政者が功德をもたらすことを意味し、代替わりを明示した。この時の徳川氏による遠江侵攻は、第一部第二章でみた通り、「天下再興」のもとでなされた足利義昭政権の成立との政治的関連により遂行された¹¹。しかし家康は中央との関係を地域社会に示すことはなく、この印判使用を通じて、今川氏真の遠江懸川（静岡県掛川市）開城、すなわち戦国大名今川氏の滅亡を契機に領国統治者⇨大名権力の交代をアピールしたのである。ここにも、先の今川義元の意味表示と同様に、支配を受諾する地域社会の支持を取り付け、そのうえで力量に基づく地域「国家」の統治者たらんとする立場が窺えよう。このように当該期の大名権力には、当該期の政治・社会状況に応じた自身の器量による「国家」統治者としての立場（本質）が求められた。そして、この立場を

規定したものが、「国家」との関係であったのである。

「国家」は、『邦訳日葡辞書』に「国と家と、または国と一族と」と記してあるように、地域権力の「家」と支配領域たる「国」によって構成されていた。そして、この「国家」存立の保持に努めるべき地域権力は、譜代家臣を中心とした家中を率いて地域社会に対峙し、その存立のための政策の発動を通じて支配を実施した。有力地域権力たる大名の領国は、この「国家」が重層的複合体の惣「国家」としての態様をもち、そのもとで展開した。このうち惣「国家」において相対的な自立性を保持した国衆は、第一部第二章付論と第二部で取り上げた奥平氏や、田峯・長篠両菅沼氏や、穴山武田氏でみた通り、村・町という権力基盤とそれを基にした権力構成の面では戦国大名と同質であったが、親類・被官を構成員とした家中が当主を推戴した一揆的権力構造にあり、その自立性が強いいため、政情に伴う「国家」存立をめぐる動きのなかで分裂・離叛を孕む危機があった。このための解決策の一つとして国衆間の地縁的結合を形成するなどの対処がおこなわれたが、「国家」存立の保持追求のなかで、より重視されていくのが存立を自力により達成した戦国大名との関係である。

このように従属国衆と戦国大名との関係は、彼らの側より「国家」存立を目的に形成されたものであり、「国家」存立の保護とそれに対する奉公の双務契約を規定とした政治的・軍事的な統制・従属関係のもとで展開した。そして、ここでは従属国衆による自律的な領域支配が保証され、その従属地域「国家」の存立保持が果たされているならば、大名よりの干渉はおこなわれなかった。例えば鈴木将典氏が指摘するように、⁽¹²⁾深溝松平氏の領域では、領域内の検断は深溝松平家忠が実施し、徳川氏の御料所や他領との村落間相論などの統治領域を超えた紛争解決は大名権力たる徳川氏がおこなっていることが、『家忠日記』より確認される。また他の戦国大名領国においても、大名による従属国衆領国内への裁判・検断の関与という行為は、「国家」存立の支障状況と地域社会側の要請に応じて発動されるもの

で、このもとで従属国衆による裁判・検断を前提に解決を促させるように機能を担っていた。⁽¹³⁾

その一方、敵対などに伴う経略領域に対しては、その地理的要因や歴史的展開をふまえた統治態様の構築が進められた。これは地域社会との対峙にあたり、「国家」存立の支障を生じさせることなく最良な統治の展開を志向したことに基づくと推察される。そして、このなかで惣「国家」の存立自体に関わる境目領域では、第二部第四章でみた重臣の鳥居元忠による郡内領支配、第一部第五章でみた重臣の本多忠勝による上総大多喜領支配のように、大名当主との人的関係のもと排他的自律性を有する支城領国（「国家」）が展開したのである。支城領国は、相模北条氏では国衆の跡職を継承した一門、織田権力では第一部第三章でみた滝川一益のように織田信長の信任を有する重臣が登用されて、いずれも領国全般（本書でいう惣「国家」）に関わる要地で展開している。⁽¹⁴⁾大名により一門・重臣の違いはあるが、このような支城領国の展開は惣「国家」存立（領土「平和」）との関わりはなかく、その態様とそれに伴う特質は共通的にとらえることができよう。

このように、当該期の大名領国の本質たる惣「国家」は、各領域の地域的・政治的独自性を否定することなく、それを前提に存立を希求する譜代家臣・従属国衆、そしてその背景にある支配を受諾する地域社会の「頼み」関係のもとに態様を構築し、⁽¹⁶⁾その保持のために政策を発動し支配を実施していったのである。従ってこの「頼み」関係の広がりにより惣「国家」の拡大はなされ、その全体的に及ぶ存立への支障や危機状況への対応のなかで政策を発動していき、大名権力は公儀としての立場を示した。このため戦国大名には、惣「国家」存立領国「平和」の保持（特に危機管理）に務める力量が求められたのであり、それに応える器量がない場合は領国は後退していき、そして大名権力自体も代替わりを求められることとなったのである。⁽¹⁷⁾

このように、戦国大名領国の本質たる惣「国家」とは、重層的に構成された「家」と地域社会（「国」）の存立を共通

目的とする複合的な運命共同体であり、大名権力はそれに規定された政治権力として本質を有したのである。このため、その存立保持(特に危機管理)を委託された戦国大名はその役割に努め、領国を「平和」へと導きつつ、対外勢力からの存立確保のために戦争をおこなった。特に境目の従属国衆領国は、存立のため時に両属関係を展開するなど、戦国大名領国において自立性が強い地域であり、その帰属をめぐり戦争の要因になった。従って戦国大名による戦争の特徴を表す「国郡境目相論」とは、この対外勢力と接する境目領域の存立確保のためにおこなわれた領土戦争で、第一部第二章付論で検討した長篠合戦はその一例である。このため各地域の存立を保護することで領国構造を成り立たせる戦国大名は外交を駆使しつつ、その確保に努め、それをなし得ない場合は地域の離叛に伴う「忿劇」という政治状況の混乱を招き、領国を崩壊させる事態へと至ることとなった。¹⁸⁾

このように、戦国大名による惣「国家」存立(領国「平和」)の保持には、その存立確保を目的とした対外戦争の実施を伴っていた。そして、この戦国大名の戦争は、そのもとの存立保護を求め奉公に勤める譜代家臣と従属国衆を率いた惣「国家」の戦争としておこなわれ、彼らへの、より望む存立獲得条件の提供の機会ともなった。つまり戦争とは、この領国構造を維持する手段としてあって、領国拡大という事態はその結果なのである。従って戦国大名は、自領国内では紛争状況を解決することで「平和」を獲得し、それとともに対外的には戦争を領国構造の維持手段として遂行した。この結果、よりよい存立希求に器量を以て応えることに努める戦国大名を国主とした運命共同体の獲得行為の連鎖が、結果として各地に戦争の恒常化・拡大をもたらしていくこととなるのである。そして第一部でみたように、周辺地域だけに止まらず、地域権力間戦争が中央の天下再興をめぐる政情とともに次第に密接に絡み合い展開し、この結果的事態が元亀・天正の争乱へとなっていく。この事態への対処のなかで中央たる天下を再興し管轄することとなった織田・豊臣両権力による天下統一統事業が進められ、その中央権力による統制のもとで、各地域「国家」は惣

無事という秩序に次第に組み込まれていくこととなる。

徳川氏もこの動向のなかで、領国の拡大がなされ、「関東惣無事」にも関わることとなる。そして、これに伴う豊臣権力との対峙のなかで、領国支配もその政情に備えて広域にわたる自然災害による支障への対処とともに進められることとなった。だが豊臣権力との戦争継続は、地域社会へより深刻な被害を追加・拡大させた。また、この惣「国家」存立（領国「平和」）のための動きが、信濃国衆真田・小笠原両氏のように従属国衆「国家」存立の保持に抵触して、離叛を招き、さらにはその連鎖より宿老の石川康輝の出奔という中枢政務にも影響を与える事変が起きた。この結果、天正十四年十月徳川氏の豊臣権力への従属がこの事態への対処としてなされ、それに伴う惣「国家」存立（領国「平和」）の保護のもとで、天下一統維持の奉公に従事するための対応と戦争状況からの地域の存立復興を目的に、「国家」改革が実施された。この「国家」改革事業は、信濃全域や甲斐、奥三河における従属国衆領国や支城領国はそれぞれ自分仕置（自律的な領域支配の展開）に基づき対象とされず、徳川本領国（「国家」）のみに検地の実施と七カ条定書の交付によって本格的に進められた。そして、この結果による倭高を基準とした統一的賦課体系の構築を通じて、徳川氏は豊臣政権下の大名（豊臣大名）としての地盤を固めていったのである。

第一部第五章でみた通り、この直後の豊臣政権の関東仕置による徳川氏の関東移封は、豊臣政権下の徳川氏の政治的立場・役割に応じた東国構想に基づいて実施され、これにより徳川氏は豊臣政権内での大名権力としての勢威をより確固とした。このなかで、それまでの惣「国家」構造が抱えた従属国衆がもたらす問題は、徳川氏へより依存を強めた家中への帰属深化により解消されていくこととなる。そして徳川氏たち豊臣政権下の大名権力による領国支配は、天下一統に伴う「国家」存立の保持のもとに引き続き自律的支配がおこなわれ、「国家」存立に支障があり自律的機能を果たせない場合のみ、政権中枢にあり指南を務める浅野長吉や石田三成など側近・奉行人たちの領国への介入が

大名側の要請に基づきなされた¹⁹⁾。従って豊臣政権のもと大名領国は均質化されたわけではなく、領国内においては高や俵高など独自の基準が設けることができるのが本来のあり方(態様)であり、これは政権の「不徹底」や「限界」ではない。むしろこの態様は、戦国大名「国家」(惣「国家」構造が全国的に拡大展開したものといえる。²¹⁾

つまり天下統一は、各地域「国家」が天下を掌握した中央権力として君臨する有力大名領国の重層的複合構造に組み込まれることにより成立し、そして政治的・軍事的な統制・従属関係のもとで各地域「国家」の自律性は保持されたという、まさに惣「国家」構造の拡大により展開したのである。従ってその一方で、従属した各地の大名たちは、戦国期地域「国家」と同様に、上位に君臨する中央権力との政治関係のもとで領国支配を進めていくことが求められ、次第にそれまでのように自立的な政治活動や立場の表明は制限されていくこととなる。例えば徳川氏では、領国支配における「福德」印判を押捺した朱印状(「福德」朱印状)の終見は文禄二年(一五九三)十二月(「市川文書」新訂家康中二四〇頁)で、そして翌三年二月に上洛した家康は以後は京都・伏見(京都府京都市伏見区)に滞在することが多くなり、九月には「羽柴江戸大納言」としてみえる(「地蔵院文書」『三重県史』資料編中世二―三三五頁)。このような事態は、各地の豊臣大名においても共通的に確認されることが指摘されている。²²⁾このように豊臣大名として、「国家」存立に努めつつその保証主体である中央権力のもとに連なり、勢威を維持していく態様が求められていくのである。

さて、その後徳川家康は、豊臣政権中枢の内紛、羽柴秀吉の病氣や後継秀頼の幼少という事態のなかで、それまでの政権を支える立場から政権中枢へ活動していくこととなる。²³⁾そして秀吉死後の内紛に伴う関ヶ原合戦の勝利を経て、豊臣政権に代わる天下人へと歩み天下の掌握・領国の拡大がおこなわれる。このなかで戦国時代からの地域の自律性を前提にした複合体的政治構造を基として、江戸幕府(徳川権力)を中央に据えた幕藩体制が展開した。これは、戦国時代以来の政治構造を発展的継承した達成を意味する。そして、その展開の展望として、その後その時々の政

治・社会変動に応じて変質を伴いながらも保持されていたが、幕末になると外交関係を含めた諸事より国内が内乱状況となり、それに対応する惣「国家」構造の解消の結果、近代国家日本が形成されることとなると見通せよう。

このように戦国から近世への展開にあたり、惣「国家」構造はその時々の政治・社会状況に影響されつつ、やがて器量から家筋への伝統化を伴いながら、「日本」を規定する政治構造として展開していったのである。ここから、その転換期として改めて勝侯鎮夫氏が提起した²⁵⁾、その契機となる十五世紀から十七世紀なかばまでの時代を一つの時代（中近世移行期）としてとらえていく必要性を強く感じる。そして、この政治構造をふまえたとき、新たに惣無事のもとで国内の戦争状況を凍結した統一政権の成立とそれに伴う天下一統の歴史的意義、それと関わりある社会構造の態様自体を検討しなければならない。この点は、今後の課題としたい。

註

(1) 神田千里「中世末の「天下」について」(同『戦国時代の自力と秩序』、吉川弘文館、二〇一三年所収。初出二〇一〇年改稿)。

(2) 羽柴秀吉による天下一統が個別大名領国の支配の自律性を前提に統合された複合国家としての態様であったことに関しては、池享「天下統一と朝鮮侵略」(池享編『日本の時代史13 天下統一と朝鮮侵略』、吉川弘文館、二〇〇三年)が指摘している。また織田権力の天下一統指向も同様だったとの見解に関しては、拙稿「書評 池上裕子『人物叢書 織田信長』」(『織豊期研究』一三、二〇一三年)で述べた。

(3) この点は、稲葉継陽氏が肥後豊福領を対象に「境目の領主」の特質として指摘している(同「戦国大名領境地域における城と村落」(同『日本近世社会形成史論―戦国時代論の射程―』、校倉書房、二〇〇九年所収。初出二〇〇三年))。

(4) 『家忠日記』 天正五年十二月二十九日、同六年十二月二十七日両条で、深溝松平家忠が指南の宿老酒井忠次のもとへ借銭返却をおこなっていることより確認できる。なお、『家忠日記』は、『増補続史料大成19 家忠日記』(臨川書店、一九八一年)による。

(5) この点に関しては、丸島和洋『戦国大名の「外交」』(講談社「選書メチエ」、二〇一三年)に既に指摘がある。

(6) 織田家宿老の明智光秀による本能寺の変は、この最たる事変と考えるが、織田権力の政治展開や政務運営をふまえての詳細な検討は後日に期したい。その概観に関しては、拙稿「明智光秀は、なぜ本能寺の変を起したのか」(『日本史史料研究会編『信長研究の最前線—ここまでわかった「革新者」の実像—』、洋泉社「歴史新書Ⅴ」、二〇一四年)で提示した。なお、織田権力に關しての政務運営の態様に関するとりあえずの見解に關しては、拙稿「羽柴秀吉の領国支配」(『戦国史研究会編『織田権力の領域支配』、岩田書院、二〇一一年)を参照されたい。

(7) 酒井忠次に關しては永禄八年七月五日付け東觀音寺宛戸田成次判物(『東觀音寺文書』愛11四二八)で「城代」、本多広孝は永禄七年六月日付け松平家康判物写(『譜牒余録』愛11三八〇)で「宮代」(『田原近郷聞書』、『豊橋市史』第五卷所収)は「城代」とする)とその立場に關する表記が確認できる。

(8) なお、この際に用いられた「三河守」署名のみの文書様式は、駿河今川氏の發給文書様式を真似たものと推察される。

(9) 例えば久保田昌希「今川領国三河の政治的特質」(同『戦国大名今川氏と領国支配』、吉川弘文館、二〇〇五年所収)。

初出一九九三年)は、駿河今川氏による三河統治の政治的特質を探るなかで、西三河における松平支配体制を解体することができず機能させることとなつてしまったため、今川義元はその否定・払拭のための最も有効な手段として三河守へ任官したとする。

(10) 例えば豊後大友義鎮(宗麟)は、天文二十二年正月二十八日にかつて少弐氏が統治していた肥前国の諸士が父義鑑の代

より従属している実効支配の現状のうえで、在京雑掌の勝光寺光秀へ室町幕府將軍足利義輝側近の大館晴光に將軍義輝より肥前国の領有を認めてもらう「安堵」を働きかけ(『大友家文書録』『大分県先哲叢書 大友宗麟資料集』二九六号文書)、翌二十三年八月十六日に將軍義輝より肥前国守護職を獲得している(『大友文書』『大分県先哲叢書 大友宗麟資料集』三三八号文書)。ここでは、守護職が実効支配の保証として機能していることを確認できる。

(11) このこと自体の本格的な検討に関しては、足利義昭による「天下再興」という視点より、織田信長による上洛の意義の再検討ともども併せて別におこないたい。

(12) 鈴木将典「三河国衆としての深溝松平氏」(久保田昌希編『松平家忠日記と戦国社会』、岩田書院、二〇一二年)。

(13) 拙稿「武田氏の領国構造と先方衆」(平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』、岩田書院、二〇〇八年)。

(14) 黒田基樹『戦国大名北条氏の領国支配』(岩田書院、一九九五年)。

(15) ほかに柴田勝家による越前北庄領国、明智光秀による丹波亀山領国、羽柴秀吉による播磨姫路領国があげられる。詳細は、戦国史研究会編註(6)『織田権力の領域支配』第Ⅲ部所収論考を参照されたい。

(16) 黒田基樹「大名被官土豪層の歴史的性格」(同『中近世移行期の大名権力と村落』、校倉書房、二〇〇三年所収。初出二〇〇一年)は、このような「頼み」関係の重層化・拡大によって「強大な」戦国大名が誕生していくとする。また白川部達夫「戦国期の社会的結合と公儀形成」(同『日本近世の自律と連帯―百姓の世界の展開と頼み証文―』、東京大学出版会、二〇一〇年所収。初出二〇〇七年改題)も、「領域保持になやむ境目領主などさまざまな領主、そして百姓の頼みに応えられる頼もしい存在として大名権力は期待され、その競合のなかで、実力を発揮できたものだけが生き残った」とする。ここでは、このような「頼み」関係の見解を受けている。

(17) この点に関しては、勝俣鎮夫「戦国大名「国家」の成立」(同『戦国時代論』、岩波書店、一九九六年所収。初出一九

九四年改題)、黒田基樹『戦国大名の危機管理』(吉川弘文館(歴史文化ライブラリー)、二〇〇五年を参照されたい)。

- (18) 久保田昌希「遠州念劇」考―今川領国崩壊への途―(同『戦国大名今川氏と領国支配』、吉川弘文館、二〇〇五年所収。初出二〇〇〇年)が描いた今川領国崩壊過程が該当しよう。また、天正九年三月に徳川氏により遠江高天神城を攻落させられた後から翌年の滅亡に至る武田領国崩壊過程も、同様にとらえることができよう。

- (19) 豊臣政権下の指南に関しては、山本博文「豊臣政権の「指南」について」(同『幕藩制の成立と近世の国制』、校倉書房、一九九〇年所収。初出一九八九年)による。

- (20) 鈴木将典「豊臣政権下の信濃検地と石高制」(『信濃』六二―三、二〇一〇年)。

- (21) これは「領国の拡大」としてとらえられるかもしれないが、天下を掌握した中央権力として君臨する有力大名領国に一元的に組み込まれたのではなく、自律性を維持したままそのもとに統合されたことを強調したい。

- (22) 相田文三「徳川家康の居所と行動」(藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』、思文閣出版、二〇一一年)。

- (23) 山室恭子『中世のなかに生まれた近世』(吉川弘文館、一九九一年)。

- (24) 平野明夫「豊臣政権下の徳川氏」(同『徳川権力の形成と発展』、岩田書院、二〇〇六年所収。初出二〇〇三年)。

- (25) 勝俣 註(17)『戦国時代論』。

初出一覧

収録論文は、新稿を除き、いずれも原論文を改題のうえで表記の訂正を加えている。また加筆・改稿しているものもある。以下に、各部・各章の原論文と加筆・改稿の旨を示す。

序章 本書の視角と構成（新稿）

第一部 徳川氏の政治展開と領国支配

第一章 今川・松平両氏の戦争と室町幕府將軍

「永祿期における今川・松平両氏の戦争と室町將軍―將軍足利義輝の駿・三停戦令の考察を通じて―」（『地方史研究』三一五、二〇〇五年）に、「永祿四年四月三河国牛久保合戦の意義」（『戦国史研究』四九、二〇〇五年）を併せて、加筆。

補論1 室町幕府將軍足利義昭と徳川家康

「室町將軍足利義昭と徳川家康」（『戦国史研究』六三、二〇一二年）を加筆。

第二章 武田信玄の遠江・三河侵攻と徳川家康

「戦国大名武田氏の遠江・三河侵攻再考」（『武田氏研究』三七、二〇〇七年）を加筆。

付論 長篠合戦再考―その政治背景と展開―

「長篠合戦再考―その政治的背景と展開―」（『織豊期研究』一一、二〇一〇年）

補論2

武田氏の遠江侵攻と宇津山城

「徳川領国下の宇津山城」(『静岡県地域史研究会報』一四三、二〇〇五年)を改稿。

第三章

織田権力の関東仕置と徳川家康

「織田政権の関東仕置―滝川一益の政治的役割を通じて―」、『白山史学』三七、二〇〇一年)に、「織田権力と北関東地域―神流川合戦の政治背景と展開―」(江田郁夫・築瀬大輔編『北関東の戦国時代』、高志書院、二〇一三年)を併せて、加筆。

第四章

徳川氏の領国支配と徳政令

「戦国大名徳川氏の徳政令」(久保田昌希編『松平家忠日記と戦国社会』、岩田書院、二〇一一年)

第五章

豊臣政権の関東仕置と徳川関東領国―本多忠勝の上総万喜入城を通じて―

「豊臣政権の関東仕置と徳川領国―本多忠勝の上総万喜入城を通じて―」(佐藤博信編『中世房総と東国社会』、岩田書院、二〇一二年)

第二部 徳川氏の政治展開と領国支配

第一章

徳川氏の駿河河東二郡支配と松井忠次

「徳川氏の河東二郡支配と松井忠次」(『戦国史研究』四五、二〇〇三年)に、「松井忠次の政治的立場」(『戦国史研究』四二、二〇〇一年)を併せて、加筆。

第二章

三河国衆奥平氏の動向と態様

「戦国大名武田氏の奥三河経略と奥平氏」(『武田氏研究』三五、二〇〇六年)を改稿。

第三章

徳川氏の甲斐国中領支配とその特質

第一・二節は「徳川家康に仕えた山本氏」(山梨県立博物館監修・海老沼真治編『山本菅助』の実像を探る)、『戎

光祥出版、二〇一三年)の一部を修正し、第三節は「岡部正綱の政治的位置」(『野田市史研究』一四、二〇〇三年)の一部を加筆したうえで、両論考を併せて、成稿。

第四章

徳川氏の甲斐郡内領支配と鳥居元忠

「徳川家康の甲斐郡内領支配と鳥居元忠」(『白山史学』四九、二〇一三年)

第五章

徳川領国下の穴山武田氏

「徳川領国下の穴山武田氏」(柴辻俊六編『戦国大名武田氏の役と家臣』、岩田書院、二〇一一年)

第六章

徳川氏の信濃国伊那郡統治と菅沼定利

「戦国大名徳川氏の伊那郡統治と菅沼定利」(『駒沢史学』六五、二〇〇五年)

補論3

石川康輝(数正)出奔の政治背景

「石川康輝(数正)出奔の政治背景」(『戦国史研究会』六〇、二〇一〇年)

終章

戦国・織豊期大名徳川氏の領国構造と支配―惣「国家」の態様と展開―(新稿)

但し第三節は、一部は「武田氏の領国構造と先方衆」(平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』、岩田書院、二〇〇八年)の「おわりに―戦国大名の領国構造と戦争―」より補筆。

あとがき

いよいよ本書の「あとがき」を記すことになった。「あとがき」を記すにあたり、まず最初に頭に浮かぶのは、本当に多くの方々の学恩と激励がなければ、小心・非才の自分には本書の刊行はなし得なかつたであろう、そのことへの深謝である。

本書刊行への道程を振り返ると、まず「戦国史研究叢書」の一冊として刊行を勧めてくれたのは、「戦国史研究叢書」編集委員会の方々で、それは折しも東日本大震災直後の二〇一一年四月のことであつた。震災直後という社会的な時期を頭の隅に置きながらも、日頃、読み親しみ見識を深めていただいている「戦国史研究叢書」に自分の研究成果を加えていただくことへの光栄感があつた。そして、その時はこれまでの成果を学位論文も兼ねて「徳川氏の領国支配」としてまとめることができるだろうという安易な構想のもとで、後先も考えずにお願ひしてしまつた。しかし、実際に構成を練り、執筆を進めるなどしているうちに、次第に行き詰まりを感じ、生来の遅筆となまけ癖も併せ、やがて自身で勝手に本書の刊行は見送る方向へ流れていき、時を過ごしていたというのがここ数年の実情であつた。そのような状況が続くなかで、恩師神田千里先生をはじめ、日頃より御厚誼いただいている方々の叱咤・激励により、これまでにその時々々の問題関心に伴ひ執筆したものを基に構成を作成し直して、ここによりやくにして本書の刊行へと至ることができた次第である。

さて本書は、戦国・織豊期大名としての徳川氏の権力態様と領国支配を、置かれている政治・社会状況と権力を支え構成する重臣・従属国衆の態様・活動を通じた、権力基盤たる「惣「国家」」の展開と構造を視角として、検討し

たものである。そのため徳川氏自体の追究が、それぞれの章の検討対象に伴い、付随的なものとなってしまっているところがあることは自覚している。ただ、これは戦国・織豊時代の徳川氏の態様や領国支配を追究するだけでなく、常に他の戦国大名や織豊権力を意識したうえで、同時代の政治権力論として試みた結果による。そして、その試みの過程は、これまでの私の歩みと関係している。

何の取り柄もなかった私が歴史に興味関心を持ったのは、小学校高学年の頃のことであった。そのきっかけは、いま改めて振り返ると本当に突然に興味を持ちだし、当時刊行されていた漫画『日本の歴史』を皮切りにして、次第に通史書を読み漁っていたことを記憶している。そのなかでやがて興味関心を持ったのが、戦国・織豊時代であり、人物としては徳川家康であった。家康へ興味関心を持ったのは、もちろん家康の人間的魅力であるが、それと同時に家康が天下人として江戸開幕へ至るまでに多くの戦国大名や織豊権力と関わり、そして徳川家臣団に支えられてきたことである。つまり家康をよく知るには、ただ徳川氏を追究するだけでなく、同時代の政治権力や社会態様を知らなければならぬところに、安易であるが興味関心を持ったのかもしれない。だが中・高校時代は、自分から特に歴史系サークル活動に属して積極的な行動をすることはせず、歴史には興味を持ち続けながらも、この興味関心は先へと追いやっていた。

そして第二次ベビーブーム世代の受験者数がピークに達した大学受験、歴史への興味を持ち続けた私は一年の失敗を経て、ようやく東洋大学文学部史学科に入学することとなった。史学科に入るにあたり、単に興味関心だけでなく現代にも関わることを主題を勉強しなければという意識があったが、題材を見つけていけないままだった。そして、徳川家康を通じて戦国・織豊時代を考えるとという最初の興味関心も、入学直後に大学図書館でたまたま目にした『朝野旧聞哀藁』を見て、まったく読めないうえに非常に難しいことだと感じ撤退へ。それでも戦国・織豊時代を

主題に勉強したいと思い、ここで初めて史学科の学部生を中心に活動が行われている「研究会」の一つ、中世史研究会に入会した。その当時の中世史研究会は、伝統的に社会経済史を主対象に勉強を進めており、入った頃の私には先輩方の議論について行くのにも一苦労の状況であったが、助手であった中島敬氏の懇切な御指導や功刀俊宏氏たち同級生のおかげにより、その後も続けていくことができた。しかし、依然として個人的な研究対象に関しては、漠然と戦国大名・織豊権力というままの状況が続いていた。このような状況のなかで出会ったのが、いまでもお世話になり続けている恩師神田千里先生であった。

神田先生との出会いは、先生が東洋大学に赴任された学部二年生の時のことで、私がまだ教養課程の朝霞キャンパスに通っていた時のことであった。それは、先生が一向一揆を軸に中近世移行期の議論を発していたことは存じてはいたが、著された専門書などはお会いした時にはしっかりと目を通してはいないなかでのことであった。とにかくお会いした時から、先生は開始のチャイムとともに教場にいらつしやり、講義では常に最新の研究にまで目を配られ、多くの豊富な知見と併せて、中世社会そして時代像を提示されたレベルの高い講義を常に行われていたことが印象としてある。そして、その成果は常に著書に提示され、歴史学の役割として「過去との対話により現代の希望のありかた」を探り続ける先生の姿勢に(同『戦国時代の自力と秩序』吉川弘文館、二〇一三年)の「あとがき」、いまもなお頭が下がるばかりである。また三年生時より受講したゼミでは、常に史料講読を通じ史料の読みを一字一句大切にしながら、その史料が語る時代・社会像をどのように読みとっていくか、御指導を受け続けた。このような神田先生より御指導を受けるなかで、三年生後半時より、いよいよ卒業論文執筆の準備へとなった。所属していた研究会で、戦国大名・織豊権力を取り上げていたこともあり、織田権力に関心を持った私は、織田権力従属下の徳川氏で書ければと考へ始めていたが、ちょうどこの時期にのちに徳川氏研究でお世話になる平野明夫氏の論文「戦国期徳川氏の政治的立

場―織田氏との係わりを通して―(『国史学』一五八、一九九五年)が発表され、その書札札を通じての分析に感銘を受けるとともにまたしても撤退へ。そこで、徳川氏にも関わる織田権力と東国政情の検討を取り敢えず史料から追うなかでたどり着いたのが、織田権力による関東仕置にふれた本書第一部第三章の原型であった。このなかで思わぬ成果として、織田権力の天下一統が軍事的制圧の領国拡大に伴う日本全国の平定事業としてではなく、諸地域「国家」との統制・従属関係を前提に展開しており、のちの豊臣政権による惣無事へ継承されていったこと、徳川氏の政治展開もその元龜・天正争乱のなかで位置づけられることなどをつかむことができた。これはいまの私の研究にも大きな影響を与えているが、その頃は通説と異なる、この像にまったく自信が持てず、神田先生の研究室を訪れ激励をいただいで卒論執筆に取り組み、ようやく書けたというのが実情であった。

この後、私はこのような学部時代の惨状にも関わらず、大学院修士課程へ進学。引き続き神田先生に御指導を仰いだ。そしてその御指導のもとで修士論文では、織田権力の関東仕置を検討した卒業論文を發展させて、豊臣政権による東国への惣無事の展開を検討した(この成果の一部が、本書の第一部第五章)。さらに、その後はちように創設された大学院博士後期課程へ進学したが、ここまで成してきた研究成果にはいずれも自信が持てず、生来の遅筆も併せて、ようやくにして院生時代に成稿化し得たのは卒業論文から發展させた、本書第一部第三章の原論文のみであった。このような自分でもあきれれるほどに手間をおかけしたにも関わらず、いまもおゼミに参加することをお許しされ御指導をいただき続けている神田先生には、本当に感謝のほかない。いまだ神田先生の中近世移行期の時代・社会像に強く影響を受けた拙い「成果」しかなし得ていないが、いつかはその学恩に応えられるよう努めたい。このほか学部・院生時代にお世話になった大野瑞男先生をはじめとする先生方、満期退学後に赴任され、神田先生のもとで行われた井戸村文書研究会を通じて御教示を賜っている白川部達夫先生にも深謝申し上げたい。

一方、学外の研究会で特にお世話になったのが、戦国史研究会である。戦国史研究会には、学部三年生の時に、先輩の大石泰史さんにお声をかけていただき、大石さん自身も報告者であった第一八九回例会「シンポジウム 戦国時代の郷村―北条・武田・今川領国を事例として―」に参加したのが、初めてであった。ただ、その時はこのシンポジウムでの議論について行けず、正式に入会したのは大学院修士課程へ入学してからのことであった。だが入会後も状況は変わらなく、人付き合いの下手さも併せて例会終了後に懇親会も参加せず、逃げるように会場を後にすることもあり、これは途中で挫折するなど感じていた。しかし、個人的な予想に反して次第にはまっていき、いまではなくてはならない研究会となっていたことには正直自分自身が驚いている。そして、この研究会を通じて、久保田昌希先生、山田邦明先生、浅倉直美・長塚孝・平野明夫・黒田基樹・大石泰史の各氏には、研究や調査など、いまに至るまで御厚誼をいただいている。特に久保田先生には、駒澤大学大学院で開催されている『家忠日記』の講読ゼミへの参加をお許しいただいたうえに、ゼミ後の「懇親会」でも常に御指導を賜った。また平野氏には、徳川氏研究はもとより自治体史の調査などに参加させていただき、御教示を受けた。そして黒田氏には、戦国史研究会はか多くの場で御厚誼を賜り、浅倉氏には本書刊行に際し、止まることのない叱咤・激励をいただいき、感謝している。思えば、戦国史研究会に入会してから、ようやくにして多くの方の学恩により徳川氏の領域支配に関する論文として書いたのが、『戦国史研究』に掲載された本書第二部第一章の原論文であった。そして、いまの私の研究に大きな影響を与えている、二〇一〇年六月に開催されたシンポジウム「織田権力論―領域支配の視点から―」に関われる機会をもいただいた。私は、この研究会によって育てられたことに對し、深謝している。

また平山優氏には、武田氏研究会シンポジウムワーキンググループを通じて、多くのことを御教示いただいている。このワーキンググループの活動は二〇〇六年七月にシンポジウムを開催したうえに、その後には成果論集を刊行した

が、いまもなお続いており、常にその場でなされる報告や議論は私に刺激を与えてくれる。本書の第一部第二章、同付論、第二部第二章―五章は、その賜物でもある。このほかに小和田哲男・本多隆成両先生をはじめとする静岡地域史研究会、武田氏研究会など各地での研究会や、千葉県の職場の関係で佐藤博信先生など、いまも多くの方々と交流する機会を賜り続け、多くのことを学ばせていただいている。

こうした学外の活動を通じて、人見知り・小さな私にも多くの「研究仲間」ともいうべき、方々との交流の機会をいただいている。特に、糟谷幸裕・鈴木将典・木下聡・戸谷穂高・丸島和洋・小川雄・小笠原春香・小佐野浅子・長谷川幸一の各氏とは、お酒を交えた夜遅くの飲み会の場をも含めて、議論の席に加えていただき、いまも引き続きいろいろと御教示にあずかっている。また井戸村文書研究会では、長谷川裕子・遠藤ゆり子両氏より視野を広げてもらい、その後も長谷川氏にはいろいろと御教示の機会をいただいている。

このほかにも学問の世界だけでなく多くの場で、多くの方々いろいろなとお世話になったことはもちろん自覚しているが、網羅的に記していくことは私の文才のなさもあり不可能なため、非礼を承知しながらもお許しいただきたい。そして話し下手の私が、二〇〇七年より母校での教壇に立つ機会のように、講演・講座活動のお声かけもいただいている。そのような場で応えられるようなだけの有意義な話ができているか、心許ないところもあるが、このような機会をいただいたことにも、この場を借りて御礼を申し上げたい。

こうした歩みを経て、ようやくにしてなし得たのが、本書の刊行である。多くの方々に御厚誼いただいたにも関わらず、この程度の議論しか提示し得なかったことには、慙愧に堪えない。現在、私の関心は新たに本書で得た戦国期「日本」の政治構造を前提にして、物無事のもとで国内の戦争状況を凍結した統一政権の成立とそれに伴う天下一統の歴史的意義、それと関わりある社会構造の態様を検討することに向かっている。引き続き精進を積むとともに、今

度は成果を早めに出すように努めたい。また、歴史に対する関心が薄れ、いまのみを重視する社会意識が増していくなかで、歴史学は改めてその学問的意義を問われている。私もそのなかでどれだけのことができるか、拙いものではないが、この状況へ応えられるよう心がけていきたいと思っている。それが多くの学恩に対し報いることとなるのであろう。

そろそろ無駄に冗長となりすぎた「あとがき」を終わりにしよう。

私事になるが、いつまでも就職せず心配をかけながらも、何とか歴史学に取り組んでいる私を見守り続けてくれる祖母、父母、そして親戚一同に、この場を借りて御礼を申し上げたい。そして出版が厳しいなかで拙著刊行を受け入れてくれただけでなく、校正を何回しても、なお赤字が減らないという失態を繰り返すなかで、刊行にこぎ着けていただいた岩田書院の岩田博氏に心から御礼申し上げます。

最後に改めて皆さんへ、本当にありがとうございました。

二〇一四年九月 秋学期開講を迎えて

柴 裕之

索引

I 人名	1
II 地名・寺社名・城郭名	9
III 事項	13

I 人名

あ

- | | | | |
|-----------|--|-------------|--|
| 相原助丞 | 283, 284 | 足利義晴 | 65 |
| 相原内匠助 | 278, 282~284 | 足利義榮 | 65 |
| 相原兵部左右衛門 | 283 | 足利頼淳 | 190, 191 |
| 秋山虎繁 | 74, 76, 78, 79, 89, 95, 247 | 芦沢君次 | 329, 331 |
| 明智光秀 | 131, 144, 397, 398 | 芦沢信之 | 344 |
| 浅井長政(浅井氏) | 63, 81, 83, 88, 90, 123, 381 | 芦名氏 | 30, 133, 145 |
| 朝倉義景(朝倉氏) | 63, 68, 75, 79, 82, 83, 84, 86, 88~90, 108, 116, 117, 246, 381 | 芦名盛隆 | 133, 149 |
| 浅野長吉(長政) | 182, 188~190, 196, 201, 304, 394 | 跡部犬千代 | 331 |
| 朝日重政 | 360~363, 365 | 跡部昌忠 | 294 |
| 朝比奈氏(鶴津山) | 125 | 穴山勝千代 | 263, 265, 326, 327, 329~331, 333~336, 338, 340, 341, 343, 386, |
| 朝比奈泰勝 | 152 | | 386, |
| 朝比奈泰朝 | 47 | 穴山武田氏 | 21, 22, 280~282, 284, 292, 297, 317, 323, 324, 326, 327, 330~344, 346, 386, 391 |
| 旭姫 | 185 | 穴山信君(梅雪斎不白) | 81, 117, 118, 123, 146, 157, 265, 266, 280, 323~327, 329~335, 337, 338, 340, 341, 343, 344, 346, 386 |
| 足利国朝 | 190, 191 | 穴山信友 | 323, 330, 332 |
| 足利成氏 | 195 | 阿部正勝 | 273 |
| 足利持氏 | 239 | 天野家定 | 314~316, 321 |
| 足利義昭 | 19, 20, 63~66, 69, 81~90, 97, 102, 107, 117~120, 123, 124, 136~138, 153, 380, 381, 398 | 天野景能(康景) | 228 |
| 足利義氏 | 195 | 天野藤秀(天野氏) | 67, 71, 74~76, 94, 96 |
| 足利義澄 | 34 | 有井源六 | 211 |
| 足利義種 | 34 | 有泉昌輔 | 280, 281, 329, 330, 337 |
| 足利義輝 | 19, 33~38, 45~53, 60, 61, 64, 85, 380, 398 | 安中景繁 | 109 |
| | | 安中左近 | 144 |
| | | 安中氏 | 143 |
| | | い | |
| | | 飯島入道傑叟 | 356 |

2 索引

- 井伊直政 197, 200, 273, 275, 294
生駒忠清 189, 190
石川家成 60, 207, 347
石川新兵衛 228
石川康輝(数正) 22, 127, 207, 307,
319, 347, 365, 367, 375~378, 387,
388, 394
石川康通 356
石田三成 185, 316, 394
石野弘光 361~363, 365
石原昌明 263, 276, 277, 284~288, 294
伊勢宗瑞 189
伊勢貞孝 46
市川元松 263, 276, 277, 284~288, 294
一色昭秀 86
一色(斎藤)氏 85
一色藤長 63, 97, 118
稲垣重宗 43, 44
稲垣藤助 44
伊奈忠次(家次) 180, 193, 289, 339
飯尾連龍 41
今川氏真 35~44, 47, 48, 50, 51, 58,
59, 126, 211, 220, 221, 232, 242, 253,
259, 260, 266, 390
今川氏親 55, 239
今川氏 10, 19, 21, 33, 34, 36~42, 44,
45, 47~58, 61, 74, 126, 128, 129, 179,
213, 216~219, 222, 233, 236, 239,
241~243, 250, 259, 260, 266, 307,
351~353, 380, 388, 390, 397
今川義元 38, 39, 56, 57, 126, 213~
215, 239~242, 258, 306, 330, 351,
389, 390, 397
岩瀬雅楽助 259, 260
- う
- 上杉景勝 21, 152, 265, 308, 367
上杉謙信(長尾景虎・上杉政虎・上杉輝
虎) 48, 49, 52, 60, 73, 79, 84, 92, 93,
103, 105, 116, 134, 139
上杉光哲(憲政) 48
上杉氏 48, 49, 51, 60, 73, 83, 85, 94,
133, 137, 139, 145, 150, 164, 269, 270,
303, 368, 374
上杉氏(扇谷) 189
上田安徳斎 144
上野信孝 34~36, 46
上原助之丞 277
植松九郎左衛門 227
植村泰忠 198
宇都宮国綱 145, 149
宇都宮氏 26, 148
鶴殿氏 44
- え
- 延寿院(穴山信君女) 333
遠藤胤勝 79
遠藤基信 134, 140, 154
- お
- 大内義隆 64, 65
大岡弥四郎 112
正親町三条公兄 56
正親町三条実望 56
大久保忠隣(忠泰) 269, 273, 276, 278,
302, 311, 338
大久保忠世 200, 278, 294, 303, 304,
312, 319, 356, 358
大須賀康高 207, 232, 267, 268, 273,
280, 312, 320, 347
大館輝氏 47
大館晴光 46, 47, 59, 398
太田牛一 261
太田道誉 135, 136, 145
大友義鑑 397
大友義鎮(宗麟) 397
大原高盛 106, 117
大村三右衛門尉 337
大村弥兵衛 39
大森因幡守 344
大森猿千代 226, 227, 294
小笠原氏助 72, 73, 77, 93
小笠原貞慶(小笠原氏) 22, 135, 136,
156, 304, 319, 358, 359, 367, 373,

- 375~377, 387, 394
 小笠原信嶺 69, 93, 102~104, 356~
 358, 372
 岡周防守 80, 81, 123
 岡田伊予守 227
 岡田元次 225~227, 294
 岡部氏 337
 岡部正綱 267, 273, 278, 280~284,
 292~294, 327, 337, 344, 347
 大給松平氏→松平氏〈大給〉
 奥平源次郎 246, 247, 251
 奥平定勝(道紋) 73, 76, 115, 123,
 240~242, 248~250, 258, 260, 261
 奥平貞友(日近奥平氏) 214, 241, 242,
 244, 250, 258
 奥平貞昌 239, 260
 奥平定能(仙千代) 75, 107, 113~115,
 236, 237, 240~242, 244~255, 257,
 260, 261, 353, 354, 371, 385
 奥平氏 21, 44, 69, 71, 74, 75, 96, 104,
 107, 108, 111, 113~115, 123, 236,
 237, 239, 241, 242, 244~246, 249~
 251, 253~255, 257, 259~262, 351,
 353, 354, 371, 385, 388, 391
 奥平千代丸(仙丸) 249
 奥平信昌 113, 115, 246, 247, 249~
 253, 254, 257, 260, 261, 353, 354
 奥平彦九郎 241, 258
 奥平与七郎 241, 258
 奥山友久 74, 94
 小瀬甫庵 92
 織田信雄 150, 152, 163, 176, 265, 359
 織田氏 36, 38, 42, 49, 55, 79, 84, 85,
 98, 107, 113, 120, 213, 245, 306, 354
 織田信孝 150, 265
 織田信忠 131~133, 147
 織田信長 20, 25, 38, 40, 47, 56, 63~
 66, 68~71, 78~91, 97, 98, 102~107,
 116~120, 123, 124, 131~136, 139,
 140, 143~145, 147, 148, 150, 151,
 153~155, 170, 252, 253, 261, 265,
 289, 307, 324~326, 356, 357, 380~
 382, 387, 392, 398
 織田信広 79
 織田信房 131
 落合家光 106, 117
 於都摩(下山殿) 340
 小野寺氏 134
 小幡信真(小幡氏) 143, 144
 小浜景隆 281
 帯金君松 344
 小山氏 146
 小山田氏 21, 22, 297, 302, 303, 308~
 311, 318
 小山秀綱(孝山) 135, 145, 146
- か
- 笥重成 39
 梶原政景 135, 136, 145
 葛山氏 229, 230, 233
 葛山信貞 233
 片桐直倫(且元) 192, 193
 片倉重綱 30
 加藤氏(上野原) 310, 311
 加藤氏(豊臣期の甲斐大名) 309
 金上盛満 132, 133
 龜姫 253
 河尻秀隆 79, 142, 265, 308, 325
 河田重親 79
 河田長親 60
- き
- 倚学 247, 248
 木曾義昌(木曾氏) 139, 355, 357~
 361, 369, 373
 北条氏 142
 北条長門守 142
 木部宮内少輔 144
 玉滝坊 50
 吉良義昭(東条吉良氏) 42, 44, 220,
 388
 木村一 189, 190, 196
 教如(本願寺) 83

4 索引

く

- 日下部定吉 263, 273, 275~277, 284~289, 302
朽木輝孝 65
工藤喜盛 263, 276, 277, 284~288, 294
倉賀野家行(倉賀野氏) 144

け

- 顯如(本願寺) 81, 83, 97, 124

こ

- 小池筑前守 356
光秀(勝光寺) 398
河野但馬 286
光播(秋葉寺) 94
高福 118
高力清長 192, 193
小島飛驒守 288
小菅氏 310, 311
小菅次郎三郎 310, 311, 320
小菅遠江守 320
小菅信景 310
小菅信久 310
後奈良天皇 306
近衛前久 64, 65
小林尾張守 319
小林七郎右衛門 314
小林松隣齋 142
小隼人 212
小兵衛 166, 177
駒井元久 294
近藤康用 41, 42, 44

さ

- 西郷氏 29, 44, 180, 257
西郷正勝 43, 44
西原武田氏 310
酒井忠次 36, 44, 50, 51, 60, 126, 127, 207, 211, 212, 244, 347, 366~368, 374, 388, 397
榑原康政 197, 200

- 坂田甚八 286, 287
匂坂牛助 268
匂坂長能 39
佐久間信盛 254
桜井信忠 263, 276, 277, 284~288, 294
佐竹氏 13, 134, 136, 139, 148, 321
佐竹義重 134, 135, 149
佐藤氏(上吉田諏訪明神主) 313
里見氏 190, 191, 194~196
里見義康 190
真田昌幸(真田氏) 144, 149, 265, 278, 303, 304, 307, 341, 364, 367, 373, 375, 376, 394
佐野氏 331~333, 339, 344
佐野七郎兵衛尉 333
佐野君弘 329, 331, 333~335, 339, 344
佐野為綱 190
佐野泰光(鷗庵) 333, 338, 339, 345
山宮太夫 334
三条西実澄 35, 37, 38, 44, 50, 51, 55, 56

し

- 設楽貞通 352
七郎右衛門 364
柴田勝家 144, 398
新發田重家 133
芝田康忠 273, 275, 294, 303, 304, 312, 319, 358
島津氏 188
下条牛千代(康長) 365, 367
下条九郎兵衛 356
下条讚岐守 72
下条氏 356, 357, 361, 372, 378
下条信氏 69, 70, 76, 79, 101, 102, 104, 105, 356
下条信正 356
下条頼安 356~358, 372
下間頼充 97
下間頼廉 75
小式氏 397
松阿 47

白川義親 185

す

菅沼伊豆守〈長篠〉 76, 114, 115, 247, 248
 菅沼右近助(新九郎)〈長篠〉 76, 114, 115, 247, 248, 371
 菅沼刑部丞(小法師・新三郎)〈田峯〉 76, 114, 115, 247~249, 351~355, 360, 371
 菅沼定氏 115, 252, 253, 351~353
 菅沼定勝 251~253, 353
 菅沼定継〈田峯〉 241, 242, 351
 菅沼定利〈田峯〉 22, 179, 322, 347, 348, 350~355, 358~370, 372~374, 386
 菅沼定仙 115, 252, 253, 351~353
 菅沼定政 340, 346
 菅沼定盈 69, 75, 78, 92, 102, 104, 246, 249
 菅沼貞吉 350
 菅沼氏〈田峯〉 44, 69, 71, 74, 75, 96, 104, 108, 113~115, 242, 246, 249, 251, 252~255, 258~261, 350, 351~355, 368, 385, 391
 菅沼氏〈長篠〉 69, 71, 74, 75, 96, 104, 108, 113, 114, 246, 249, 251, 252~255, 260, 261, 353, 354, 385, 391
 菅沼新次郎 252, 253, 353
 菅沼新兵衛尉 114, 115
 菅沼藤三郎 252, 253, 353
 菅沼弥三右衛門 351~354
 杉浦紀伊守 69, 70, 101, 104, 105
 鈴木 247
 鱸越後(鈴木喜三郎) 69, 70, 102, 104, 105
 鈴木重勝 41, 42, 44
 鱸信正 39
 鈴木平左衛門 41
 須田満親 367, 368
 諏訪頼忠(諏訪氏) 357, 366, 367, 369

せ

清右衛門 283
 清四郎 283
 関口氏純(関口氏) 46, 56, 57
 瀬田正忠 189, 190

そ

曾禰河内守 229, 230, 233
 曾禰昌世 267, 280, 292

た

大円坊 145
 泰翁〈誓願寺〉 36, 47
 大原崇孚(雪斎) 240
 大藏院日珠 137
 高木広次 270, 273, 275, 293, 301, 302, 319
 多賀谷重経 138
 高山重正 142
 高山遠江守(高山氏) 144
 滝川一益 131~133, 140, 142~148, 153, 156, 355, 382, 392
 滝川儀太夫 143
 滝川忠征 183
 武田勝頼 67, 69~71, 74, 84, 101, 103~120, 122~124, 131, 135, 137~139, 247~249, 253, 261, 351, 371, 381
 武田氏 10, 15, 18, 20, 21, 37, 49, 61, 65, 67~75, 77~80, 84, 85, 89, 90, 92, 93, 95, 96, 98, 101, 104~115, 117~119, 124, 127~129, 131, 132, 134~139, 146, 153, 178, 220~222, 224, 232, 233, 236, 244~251, 254, 256, 260, 261, 263~266, 276, 280, 289, 290, 307, 308, 310, 311, 323~325, 330, 334, 336, 341, 345, 348, 353~356, 372, 380~382, 385
 武田信玄 19, 35, 36, 65~68, 70~90, 93, 96~98, 102, 105~108, 110, 111, 114~121, 123~125, 233, 245~248, 251, 257, 333, 353, 381

6 索引

武田中務太輔 106
武田信友 103
武田信豊 248
武田信長 195
武田信吉(万千代) 340, 341, 344, 346
竹谷松平氏→松平氏〈竹谷〉
伊達氏 30, 186, 187
伊達輝宗 86
伊達政宗 187, 197, 198
田峯管沼氏→菅沼〈田峯〉
田村清顕 135

ち

知久氏 356, 357, 360, 369, 372
知久万亀丸(則直) 372
知久頼氏 356~361, 372
知久頼元 356
千葉氏 195
千代丸(仙丸)→奥平千代丸(仙丸)

つ

築山殿 46, 112
都築右京進 42

て

寺田泰吉 289
天徳寺宝衍 145

と

東条松平氏→松平氏〈東条〉
道村 247
東老軒常存 82, 118
道茂 376
遠山景任・直廉兄弟 79
遠山氏 79, 80, 89
徳川家康(竹千代・松平元信・松平元康・松平家康) 16, 18, 20, 33~40, 42, 43, 45~50, 52, 54, 55, 59, 63~66, 68~71, 73~75, 80, 88, 90, 94, 99, 103, 104, 108, 109, 112, 115, 119, 126, 128, 132, 138, 146~154, 160~163, 166, 168~170, 176, 181~183, 185~

189, 191, 193, 198, 200~202, 208, 211~213, 215~222, 226, 227, 229, 232, 242, 244, 246, 249, 251~254, 257, 259, 261, 263, 265~269, 271, 275~281, 284, 286~289, 290, 293, 294, 301, 303, 304, 306~311, 316, 324~327, 330, 337, 338, 340, 343, 346~348, 351~361, 365~368, 371, 372, 373, 375, 376, 380~382, 384~386, 390, 395, 397

徳川氏(松平氏) 10, 11, 15~23, 27, 30, 33, 34, 36~53, 58, 60, 67, 69, 73, 74, 83~86, 89, 90, 93~95, 104, 112, 113, 115, 116, 119, 120, 125~129, 139, 148~152, 154, 160~163, 165, 167, 168, 170~174, 178~180, 181, 182, 184~188, 192, 194~199, 207, 211, 213, 216, 218, 219, 221~223, 225, 228~230, 232, 236, 242, 245, 249~251, 253~256, 259~266, 268~271, 273, 275, 279~281, 283, 284, 289, 290, 292~294, 297, 302, 303, 305, 307, 308, 311, 314, 316, 317, 321~324, 327, 330, 335~342, 345~348, 350, 353~361, 364, 365, 367~370, 372~376, 379~391, 394, 395, 399

徳川秀忠 261

督姫 166

土岐氏 194, 350

土岐氏〈万喜〉 194, 195, 202

戸田成次 397

戸田康長 69, 104

富田一白 186, 187, 201

鳥居氏 305, 306, 318

鳥居忠勝 306

鳥居忠広 306

鳥居忠政 322

鳥居忠宗 306

鳥居忠吉 305, 306

鳥居元忠 22, 200, 263, 265, 297, 298, 301~318, 321, 385, 386, 392

な

内藤忠次 280, 281
 内藤信成 273
 内藤昌月 143, 144
 内藤昌秀 111
 内藤又右衛門 283
 直江兼統 303
 長井吉正 269~271
 長尾顕長(館林長尾氏) 144, 149
 長尾景虎→上杉謙信
 長坂光堅 248, 249, 251, 261
 長篠菅沼氏→菅沼氏(長篠)
 中野吉左衛門 363
 中安定安 126
 中安種豊 125
 那須資晴 146
 夏目広次 169, 177
 成田氏長 144
 成瀬国次 192
 成瀬正一 263, 273, 275~278, 284~
 289, 302

に

西尾吉次 151
 丹羽長秀 157

は

萩原源五左衛門 284
 栢鳳天公 171
 初鹿野伝右衛門尉 269
 羽柴秀吉 20, 25, 53, 144, 148, 151~
 154, 158, 160, 163, 167, 172, 175, 181,
 183~193, 195~198, 200, 261, 359,
 361, 367, 373, 375~377, 382, 387,
 395, 396, 398
 羽柴秀頼 395
 馬場忠時 344
 原田種久 42
 原田藤左衛門 42
 孕石源右衛門 102, 103
 孕石元泰 69, 101, 103, 104

早川長政 192, 193
 林紀伊守(左京進) 252, 253, 351~353

ひ

平岩親吉 263, 276~282, 284, 290,
 293, 294, 303~305, 308, 312, 337,
 345, 369, 374, 385
 平澤勘右衛門 363

ふ

深沢一左衛門 282
 深谷左兵衛尉(深谷上杉氏) 144
 深溝松平氏→松平氏(深溝)
 藤沢頼親 357, 358
 藤巻因幡守 282
 淵井市左衛門 363
 古田重然 189, 190
 文次軒孝阿 35~37, 55

ほ

法阿(一蓮寺) 277
 北条氏勝 189
 北条氏邦 320
 北条氏忠 307
 北条氏直 149, 150, 152, 166
 北条氏規 137
 北条氏康 35, 36, 38, 39, 44, 50, 51
 北条氏政 71, 135, 137~139, 152
 北条氏 10, 13, 18, 37, 48~53, 61, 71,
 72, 85, 126, 134~137, 139, 140, 145~
 150, 152, 154, 158, 164, 166, 181, 186,
 188~190, 194~196, 201, 222, 224,
 232, 265, 268, 281, 297, 307~309,
 320, 323, 337, 347, 355, 357, 358, 364,
 369, 376, 380, 382, 392
 穂坂掃部助 344
 穂坂君吉 280, 281, 329~331, 337
 保科正直 357~359
 細川氏綱 45, 46
 本翁 306
 本田氏 257, 259
 本多重次 207

8 索引

本多忠勝 20, 182~184, 188, 194~
200, 304, 383, 392
本田縫殿助 240
本多広孝 356, 388, 397
本多正信 270, 273, 275, 276, 278, 301,
302, 319, 338
本多康重 356

ま

前田利家 189
真木島昭光 118, 137
牧野氏 42, 244, 259, 260
牧野成定 44
牧野平左衛門入道 43, 44, 59
牧野民部丞 42, 43, 241
牧野弥次右兵衛尉 43, 44
牧野康成 221, 224, 225, 232
増田長盛 185, 189, 198
万里小路充房 132
松井忠直 208
松井忠次(松平忠次) 21, 40, 208,
210~225, 228~231, 312, 384, 388
松井松平氏(松井氏) 21, 208, 221,
223~225, 227~230, 279, 312, 320,
347, 364, 385
松下之綱 189, 190
松平家忠(亀千代)(東条) 40, 211,
214~219, 221
松平家忠(深溝) 17, 161~163, 165,
166, 173, 221, 315, 391, 397
松平清康 208, 305, 306
松平清宗(竹谷) 126, 225, 252, 273
松平清善(竹谷) 58, 125~127
松平伊忠(深溝) 168, 169, 177
松平氏→徳川氏
松平氏(大給) 244, 259
松平氏(竹谷) 40
松平氏(東条) 213
松平氏(深溝) 40, 170, 176, 391
松平忠茂(東条) 213, 214
松平忠吉(於次) 218, 219
松平忠吉(甚二郎) 210, 213, 214

松平長忠 213
松平信孝(三木) 306
松平信康 112, 277
松平広忠 16, 208, 305, 306
松平真乗(大給) 72
松平元康→徳川家康
松平康定(深溝) 42
松平康次(康重)(松井) 21, 212, 223~
228, 230, 231, 233, 312
松平好景(深溝) 166, 177
松平義春(東条) 213
松永久秀(松永氏) 81, 82, 88, 89, 117,
123, 124
間宮信高 281
万沢氏 345
万沢君元 326, 344
万沢君泰 325, 326
万千代→武田信吉

み

三浦氏 252, 253
水野信元(水野氏) 36, 38, 39, 42, 44,
51, 168, 169
水野平太夫尉(水野氏) 333~335
水谷勝俊 136, 150
水谷正村(幡籠斎) 148, 150
三石亀太郎 363
皆川広照 138, 148
源頼朝 194
三好三人衆 63, 88
三好氏 34, 81, 82, 88, 89, 124
三好康長 117
三好義継 117

も

毛利氏 18, 99, 136, 177
毛利輝元 137
毛利秀頼 355, 363
最上義光(最上氏) 186, 187
森長可 355
守矢信実 331, 364

や

施薬院全宗 30
 矢田長行 140
 築瀬家広 42
 矢部清三郎 224, 228
 山内助左衛門尉 213, 214
 山県昌景 69, 70, 72, 75, 76, 78, 89, 95,
 101~104, 109, 111, 246~249, 251,
 261
 山上道牛 185
 山科言継 306
 山田景隆 213
 山中新三郎 211
 山中長俊 189, 193
 山本成氏 273
 山本幸俊 268

ゆ

由比光澄 126
 結城氏 13, 148
 結城晴朝 138, 150
 由良国繁(由良氏) 144, 149, 154

よ

横山喜四郎 335
 吉田周桂齋 331
 依田氏 232, 357, 369, 373
 依田信蕃 319, 372
 依田正次 346
 依田康国 179, 319, 366~368

ら

了学 198

ろ

六角承禎 106, 107, 117, 118
 六角義堯 107

わ

和田石見守(和田氏) 143, 144
 渡辺光 228, 229

渡辺守 311

II 地名・寺社名・城郭名

あ行

会津(陸奥) 199, 316
 相場(三河) 208
 青崩峠(遠江) 76, 78, 109
 青野(三河) 213
 浅賀井・阿須利・八桑・大沼・田代(三
 河) 69, 102, 104, 109, 119
 秋田(出羽) 322
 秋葉寺(遠江) 74, 94
 麻原(甲斐) 338, 339
 浅利(甲斐) 269~271
 足助(城)(三河) 67, 69~71, 75, 102~
 105, 108~112, 119
 麻生田(三河) 243
 阿多古(遠江) 75, 245, 246
 安土城(近江) 146, 326
 安中(上野) 143
 飯田(城)(信濃) 348, 361, 365, 369,
 386
 飯沼(信濃) 363
 井伊谷(遠江) 44, 162, 166, 176
 医王山砦(山中城) 241, 250
 石和(甲斐) 277
 石瀬(尾張) 39
 泉郷(駿河) 224, 228
 伊勢外宮(伊勢) 56, 57
 井平(遠江) 76~79, 95, 96
 一宮(三河) 43
 一蓮寺(甲斐) 292
 伊奈城(三河) 259
 犬居城(遠江) 76
 今田(信濃) 363
 岩城平(陸奥) 321
 岩付城(武蔵) 304
 岩殿(城)(甲斐) 309~311

10 索引

岩淵〈駿河〉 338, 339
 岩村(城)〈美濃〉 75, 76, 79, 96, 108, 246
 岩室田〈信濃〉 142

上田〈信濃〉 278, 303, 375
 上田庄・妻有庄・藪神〈越後〉 164
 上野原〈甲斐〉 310
 牛匂〈甲斐〉 283
 牛久保(城)〈三河〉 41~44, 49, 59, 75, 242, 244, 246, 260, 353
 宇都宮〈下野〉 192, 199
 内房〈駿河〉 330, 334, 335
 宇津山城〈遠江〉 20, 125~128, 381
 宇布見〈遠江〉 128
 厩橋(城)〈上野〉 48, 131, 140, 143, 144, 369
 宇利(峠)〈三河〉 41, 44, 95, 109

江尻城〈駿河〉 69, 104, 324, 326
 江戸(城)〈武蔵〉 181, 189~191, 193, 196, 202
 円覚寺〈相模〉 192, 193
 延命寺〈上総〉 183

大岡庄〈駿河〉 224~227
 大坂〈摂津〉 70, 82, 103, 106, 107
 大塩〈甲斐〉 329, 335
 大代〈三河〉 242
 大高城〈尾張〉 38, 56
 大多喜(城)〈上総〉 198, 199
 大村〈三河〉 243
 大和田〈三河〉 259
 岡崎(城)〈三河〉 10, 33, 37, 38, 41~44, 47, 59, 112, 119, 165, 169, 250, 305
 岡田〈駿河〉 330, 331
 岡宮浅間社〈駿河〉 227
 小河〈尾張〉 51
 興津〈駿河〉 330, 331
 桶狭間〈尾張〉 38, 56
 刑部〈遠江〉 254
 小田喜(城)〈上総〉 191, 198

小田原(城)〈相模〉 48, 183, 188, 191, 192, 222
 小野〈信濃〉 267, 268

か行

柿野〈常陸〉 136
 懸川〈遠江〉 77, 125, 266, 390
 鯉沢〈甲斐〉 330
 柏戸〈下総〉 166
 片野〈常陸〉 136
 勝浦城〈上総〉 198
 神奈川〈武蔵〉 195
 金窪・本庄原〈武蔵〉 147
 金桜神社〈甲斐〉 283
 金森〈近江〉 170
 蟹江城〈尾張〉 337
 金子城〈信濃〉 304
 鎌倉〈相模〉 188~198
 上吉田諏訪明神〈甲斐〉 313
 亀沢〈甲斐〉 282, 283
 賀茂〈三河〉 180, 243
 賀茂社(下山一宮)〈甲斐〉 336
 烏山〈下野〉 146
 河超城〈武蔵〉 189
 河口浅間社〈甲斐〉 320
 川中島〈信濃〉 166, 269, 270
 川棚〈甲斐〉 315
 河西〈遠江〉 127
 蒲原〈駿河〉 126

祇園城〈下野〉 145, 146
 北口本宮富士浅間社(富士山浅間宮)〈甲斐〉 301, 302, 309
 木更津〈上総〉 195
 吉美〈遠江〉 128, 254
 岐阜〈美濃〉 65, 68, 79
 行明〈三河〉 243
 京都(山城) 47, 50, 63, 66, 90, 98, 99, 117, 131, 134, 136, 279, 366, 367, 381, 383, 395
 吉良〈三河〉 254
 切石〈甲斐〉 340

- 九一色〈甲斐〉 311
 久遠寺〈甲斐〉 333, 340
 栗橋〈下総〉 149
 黒駒〈甲斐〉 307
 熊野〈紀伊〉 305

 華嚴院〈遠江〉 73
 建長寺〈相模〉 192, 193

 向嶽寺〈甲斐〉 288
 広教寺〈甲斐〉 309
 興国寺城〈駿河〉 225
 高勝寺〈三河〉 350
 河内〈甲斐〉 269~271
 神之峰城〈信濃〉 356
 甲府〈甲斐〉 67, 74, 76, 77, 109, 111,
 119, 125, 279~281, 283, 293, 307,
 337, 356, 357
 高野山〈紀伊〉 241
 高野山成慶院〈紀伊〉 335
 古河〈下総〉 149, 166, 195
 極楽院〈上野〉 143
 小菅〈甲斐〉 310
 小机〈武蔵〉 192
 小牧山〈尾張〉 171
 小諸〈城〉〈信濃〉 115, 142, 319
 小山〈城〉 72, 178
 拳母・広瀬・伊保・梅坪〈三河〉 39,
 40

 さ行
 西光寺〈駿河〉 226, 227, 294
 西原〈甲斐〉 310
 佐久間〈遠江〉 78
 佐倉〈下総〉 195
 佐野〈下野〉 185
 佐貫〈上総〉 195
 佐脇〈三河〉 249, 250
 三枚橋〈城〉 208, 221~225

 志田〈甲斐〉 269~271

 設楽原〈三河〉 101, 119
 慈智院 374
 品川〈武蔵〉 195
 篠原〈甲斐〉 267, 268
 鳥田〈城〉〈三河〉 242, 350
 下条〈三河〉 243
 下館〈下総〉 136
 下妻〈常陸〉 138
 下山〈甲斐〉 280, 327, 332, 337
 下吉田〈甲斐〉 312
 十石〈甲斐〉 329, 335
 正覚院 277
 正観寺〈甲斐〉 315, 316
 聖護院〈山城〉 366, 367
 浄居寺城〈甲斐〉 279
 常小地〈甲斐〉 283
 新所〈遠江〉 247, 249, 250
 新城〈三河〉 350, 354
 新橋・小沢渡・人見〈遠江〉 41
 新府〈甲斐〉 149, 265, 280, 281, 307,
 330, 337

 崇福寺〈三河〉 39
 菅沼〈三河〉 350
 菅沼城〈甲斐〉 280, 327, 340, 346
 須津〈駿河〉 330, 331
 須走〈駿河〉 211, 224
 諏訪〈信濃〉 304, 325, 357
 諏訪社〈信濃〉 331, 364
 諏訪原〈牧野〉城〈遠江〉 120, 208, 211,
 220, 221
 駿府〈城〉〈駿河〉 50, 173, 261, 306,
 324, 340

 誓願寺〈山城〉 47
 清見寺〈駿河〉 331
 盛方院 59
 関宿〈下総〉 166
 箭弓神社〈甲斐〉 310
 専修寺〈伊勢〉 374

 惣加沢〈甲斐〉 283

12 索引

総社〈上野〉 369
 惣田(相田)〈甲斐〉 267, 268
 た行
 大恩寺〈三河〉 241
 大鏡坊(駿河) 212
 大聖寺〈甲斐〉 334
 鷹尾寺〈甲斐〉 292
 高蘭〈遠江〉 364
 高天神(城)〈遠江〉 67, 71~73, 76~
 78, 93, 125, 266, 389, 399
 高遠(城)〈信濃〉 110, 304
 高部〈遠江〉 247, 248, 250, 254
 高屋(城)〈河内〉 107, 117~119
 高柳〈下総〉 166
 滝沢〈信濃〉 356
 館林城〈上野〉 197, 200
 玉縄城(相模) 188~191,
 田峯〈三河〉 350
 田原(城)〈三河〉 171, 246, 254, 388
 知久平(城)〈信濃〉 360, 361, 363, 367,
 369, 386
 知久平諏訪社〈信濃〉 363
 知久平八幡社〈信濃〉 363
 千塚〈甲斐〉 283
 長福寺〈遠江〉 95
 津久井城(相模) 304
 作手〈三河〉 71, 111, 119, 236, 239,
 241, 249
 津平〈三河〉 220
 鶴岡八幡宮(相模) 192~194, 198
 寺尾(駿河) 338, 339, 345
 天恩寺〈三河〉 262
 天神山〈上総〉 195
 東観音寺〈三河〉 397
 東慶寺(相模) 192, 193
 東条(城)〈三河〉 42, 208, 220, 388
 百々〈甲斐〉 283

徳間〈甲斐〉 329
 道目記城〈三河〉 354
 徳貞〈三河〉 109
 徳倉(城)〈駿河〉 222, 224
 鞆〈備後〉 136
 友長〈遠江〉 127
 豊河〈三河〉 243
 虎岩〈信濃〉 322, 348, 361, 363
 土呂〈三河〉 168, 169

な行

長井天神社〈甲斐〉 277
 長久保城(駿河) 225
 長沢村・野日村・津久井村(相模)
 190
 長篠(城)〈三河〉 41, 70, 71, 76, 78, 96,
 101, 104~106, 108~110, 112, 113,
 115, 119, 249, 253, 350
 中島〈三河〉 165, 166
 永良〈三河〉 165, 166
 奈良田〈甲斐〉 285, 286, 336
 南部〈甲斐〉 329, 332
 南部諏訪社(甲斐) 334
 西尾〈三河〉 43
 西河内(駿河) 330, 331
 西島〈甲斐〉 329, 335
 二連木(城)〈三河〉 69~71, 103~105,
 108~110, 112, 119, 249
 仁叟寺〈上野〉 374
 沼津(駿河) 221~228
 根羽〈信濃〉 110
 野田(城)〈三河〉 67~71, 75, 76, 78,
 88, 93, 95, 96, 102, 104, 105, 108~
 111, 119, 249, 350
 野田・中島(中島表)〈撰津〉 63, 64
 は行
 萩原〈甲斐〉 284
 八王子権現社(甲斐) 277

- 鉢形城〈武蔵〉 189
 蜂前神社〈遠江〉 161, 162
 浜松(城)〈遠江〉 73, 76, 77, 128, 161,
 162, 165, 166, 226, 227, 251, 360, 372,
 373
 早川入〈甲斐〉 329, 331~333, 339, 344
 針崎〈三河〉 168, 169
- 日枝神社〈駿河〉 227
 日近〈三河〉 214, 241, 243, 252, 253
 平瀬〈甲斐〉 282, 283
 平山〈遠江〉 109
- 深志(城)〈信濃〉 304, 359, 375, 387
 深良〈駿河〉 229
 福士〈甲斐〉 329
 袋井〈遠江〉 76
 深溝〈三河〉 169
 普濟寺〈信濃〉 360, 363
 藤岡〈上野〉 369
 富士御室浅間社〈甲斐〉 313
 伏見(城)〈山城〉 261, 316, 395
 武節(城)〈三河〉 76, 88, 110, 253, 254,
 350, 354, 360
 二俣(城)〈遠江〉 67, 76~78, 80, 89,
 95, 96, 109, 120, 125, 246
 富津〈上総〉 195
 布里〈三河〉 351
- 方広寺〈山城〉 279
 祝田〈遠江〉 162
 鳳来寺〈三河〉 113, 129
 細谷〈三河〉 243
 本願寺〈摂津〉 68, 70, 82~84, 86~89,
 97, 98, 103, 105, 106, 116~120, 122,
 155, 381
 本善寺〈大和〉 107
- ま行
- 牧野〈三河〉 43, 44
 牧野城→諏訪原(牧野)城
 松尾(城)〈信濃〉 356, 372
- 万喜(城)〈上総〉 20, 182~184, 188,
 194~198, 383
- 三浦〈相模〉 192
 三方原〈遠江〉 78
 御厨〈駿河〉 71, 72
 三島〈伊豆〉 222, 224
 水窪〈遠江〉 78
 御岳(御嶽)〈甲斐〉 282, 283
 三ヶ日〈遠江〉 95
 見付〈遠江〉 76, 77, 93, 125
 薬袋〈甲斐〉 329, 332, 333, 335
 皆川〈下野〉 138
 箕輪〈信濃〉 111, 357, 363
 箕輪城〈上野〉 140, 197, 200
 三春〈陸奥〉 135
- 宮崎〈三河〉 249
 六栗城〈三河〉 169
 六浦〈武蔵〉 195
 村山浅間社〈駿河〉 334
- や行
- 柳川〈甲斐〉 329, 335
 山中〈甲斐〉 310
 山中〈三河〉 241, 247, 249, 250
 山梨〈遠江〉 254
 谷村館〈甲斐〉 309, 311
 湯島〈甲斐〉 285, 286, 336
 八日市場〈甲斐〉 329, 335
- 横須賀〈遠江〉 268
 横手〈出羽〉 134
 吉井〈上野〉 364, 369
 吉岡城〈信濃〉 356
 吉河〈三河〉 41
 吉田〈甲斐〉 314, 321
 吉田(城)〈三河〉 41, 44, 69~71, 103~
 105, 108~111, 119, 241, 388
 吉原〈駿河・庵原郡〉 340
 吉原〈駿河・富士郡〉 224, 228, 230,
 384

14 索引

淀〈山城〉 46

ら行

龍雲寺〈信濃〉 142
龍溪院〈三河〉 165
龍門寺〈三河〉 171
良玄寺〈上総〉 198

靈山寺〈駿河〉 224, 228

わ行

若神子〈甲斐〉 149, 265, 307
渡〈三河〉 305

III 事項

あ行

足利義昭政権 19, 63, 64, 84~86, 89,
99, 380, 381, 390
飯田城主 368
一揆の権力構造 250, 253, 255, 385,
391
牛久保合戦 42, 44, 59
宇津山城番 126, 127
江戸幕府(徳川権力) 10, 99, 181, 207,
264, 347, 395
大岡弥四郎事件 112, 120, 123
桶狭間合戦 10, 19, 33, 36, 38~40,
55~58, 217, 242, 380, 388
織田権力(「織田権力」) 10, 20, 22, 25,
90, 99, 131~140, 144~154, 157, 184,
185, 196, 249, 251, 253~255, 265,
280, 308, 324~327, 337, 339, 340,
343, 344, 355, 356, 358, 381, 382, 385,
387, 392, 393, 396, 397
奥羽仕置 182, 187, 197, 199
小田原合戦 182, 188, 190, 191, 194~
196, 199, 304, 383

か行

甲斐「郡主」→甲府城将(甲斐「郡主」)
甲斐四奉行 263, 276, 277, 284~290,
294, 385
河東二郡「郡代」 21, 221~223, 225,
227~230, 279, 364, 385
鎌倉幕府 195, 196
鎌倉府 195, 196
「関東・奥两国惣無事」 20, 132, 185,
186
関東仕置〈織田権力〉 20, 131, 132,
140, 146, 147, 150, 153, 154, 184, 185,
382
関東仕置〈豊臣政権〉 20, 158, 192,
196, 199, 383, 394
「関東惣無事」 150~154, 185, 382, 394
神流川合戦 147, 153, 157, 382
国衆 9, 10, 14, 15, 18~22, 24, 26, 27,
29, 33, 39, 42, 49, 67, 69, 71, 74~76,
79, 89, 104, 109, 111, 113, 115, 116,
119, 134~139, 142~154, 158, 159,
163, 173, 174, 179, 180, 185, 186, 194,
229, 230, 232, 233, 235~237, 239,
241, 242, 244~246, 248~251, 253~
257, 259, 260, 262, 265, 275, 278, 280,
291, 297, 302~304, 307, 308, 310~
312, 317, 319, 322, 323, 326, 327, 336,
337, 341, 342, 344, 348, 351, 353~
359, 361, 364, 365, 367~369, 371,
373, 375, 378, 379, 382, 384~389,
391~394
国衆領国(国衆「国家」) 1, 18, 24, 26,
143, 144, 173, 174, 196, 250, 291, 317,
324, 341, 342, 363, 373, 384, 386, 391,
393, 394
蔵米衆 289, 290, 295, 385
黒駒合戦 307~309, 316, 357, 386
元亀争乱 90, 134, 153, 381, 382
元亀・天正の争乱 393
興国寺城将 225
甲府城将(甲斐「郡主」) 279~282,

- 290, 303, 304, 385
 古河公方 195, 196
 五ヶ国総検地 16, 18, 160, 173, 179,
 254, 317, 322, 373
 「国郡境目相論」 20, 56, 116, 381, 393
 五十分一役 16, 289, 339, 345
 「国家」 9, 12, 13, 15, 17, 24, 26, 29, 90,
 173, 174, 179, 198, 199, 229, 254, 291,
 314, 316, 317, 323, 326, 327, 336,
 339~342, 364, 370, 383, 385~387,
 390~392, 394, 395
 「国家」改革 173, 174, 229, 289, 290,
 295, 314, 317, 321, 339, 340, 342, 345,
 364, 382, 394
 「国家」存立 9, 17, 20, 38, 52, 54, 115,
 125, 128, 129, 139, 158~160, 163,
 167, 170~172, 174, 180, 222, 241,
 242, 244, 250, 253, 255, 259, 323,
 336~339, 341, 380~389, 391, 392,
 394, 395
 小牧・長久手合戦 152, 160, 163, 167,
 170~173, 178, 337, 377, 382
 さ行
 境目(堺目) 18, 21, 38, 40, 56, 72, 113,
 115, 116, 119, 120, 127, 134, 214,
 220~223, 229, 230, 236, 242, 245,
 250, 254, 308, 316, 321, 325, 353, 354,
 368, 381, 384, 385~387, 392, 393, 396
 佐久郡「郡主」 303
 信濃郡割 373
 指南 22, 143, 251, 261, 284, 326, 337,
 368, 376~378, 387, 388, 394, 397, 399
 四分一人足(四分一役) 127~129, 381
 支城領国 1, 18, 22, 24, 29, 143, 173,
 291, 314, 316, 317, 384, 386, 392, 394
 支城領主 144, 316, 321
 將軍権力 10, 15, 16
 「將軍」一大名・天下一地域「国家」関
 係 87~90, 99, 389
 初期徳川氏 16
 自律的な領域支配 22, 143, 173, 199,
 254, 314, 326, 336, 340, 341, 364, 369,
 385~387, 391, 394
 諏訪郡「郡主」 304
 駿・三停戦令 33, 34, 37, 38, 45, 49~
 53, 380
 政治的・軍事的な統制・従属関係 14,
 27, 147, 153, 158, 236, 250, 326, 338~
 341, 361, 369, 382, 386, 388, 391, 395
 関ヶ原合戦 321, 395
 戦国期守護 13, 14, 18, 21, 26, 235,
 324, 389
 戦国・織豊期大名 10, 16~18, 23,
 207, 264, 279, 290, 317, 347, 364, 379,
 384
 戦国大名 9, 10, 11~15, 17, 18, 20~
 22, 24, 33, 52~54, 87, 89, 99, 120,
 131, 159, 160, 164, 173, 177, 179, 180,
 196, 233, 235, 236, 242, 250, 253, 255,
 256, 264, 266, 290, 297, 323, 324, 339,
 341, 342, 347, 353, 370, 380, 381, 385,
 388~393, 395, 398
 惣「国家」 9, 10, 15, 18, 19, 22, 26,
 113, 143, 173, 174, 179, 195, 254, 256,
 264, 290, 291, 317, 323, 324, 336,
 339~342, 364, 379, 385~389, 391~
 396
 惣「国家」存立(領国「平和」) 120,
 150, 154, 173, 174, 290, 317, 338, 341,
 342, 381, 382, 386, 387, 389, 392~394
 奏者(小指南) 251, 261
 惣無事 30, 53, 153, 158, 184, 383, 393,
 396
 惣無事令 20, 30, 132, 181, 184, 191
 た行
 「頼み」関係 392, 398
 地域権力 9, 10, 13, 14, 17, 20, 33, 34,
 52~54, 61, 68, 87, 89, 90, 99, 159,
 160, 173, 179, 235, 236, 255, 323, 324,
 336, 344, 380, 383, 385, 389, 391, 393
 地域「国家」 9, 10, 12, 18, 29, 99, 264,
 340, 347, 383, 390, 391, 393, 395

16 索引

- 地域領主 9, 13, 14, 22, 39, 235, 302,
323, 324, 348, 351, 353, 355, 356, 393
中近世移行期 10, 14, 17, 396
天下 17, 54, 63, 82, 87, 88, 90, 97~99,
120, 134, 135, 138, 144, 145, 147, 152,
158, 375, 383, 390, 393, 395, 398, 399
天下一統 10, 25, 134, 153, 158, 198,
199, 342, 383, 393~396
天下静謐 34, 36, 52, 63, 86, 88
天正壬午の乱 21, 22, 148, 149, 150,
154, 157, 222, 263, 265, 266, 268~
271, 273, 275, 281, 283, 284, 287, 289,
290, 297, 302, 307~311, 316, 320,
330, 337, 344, 346, 355, 356, 358, 372,
376, 382, 385, 386
東国御一統 20, 133, 134, 139, 140,
146, 147, 150, 153, 154, 382
東国警固 140, 144, 146, 153, 382
東三念劇 241, 242, 258, 351, 371
東条城代 211, 217, 220
徳川改姓・従五位下三河守の叙任 19,
65, 380
徳川関東領国(関東領国) 20, 181,
182, 188, 191, 192, 194, 196~199,
316, 369, 383
徳川直参衆(旗本) 270, 271, 275, 336
徳政状況 159, 162, 166~169
豊臣権力 25, 153, 154, 158, 160, 172,
173, 179, 181, 185, 186, 196, 201, 279,
339, 340, 342, 361, 373, 382, 386, 393,
394
豊臣政権 10, 16, 20, 25, 30, 99, 132,
158, 174, 181, 182, 184~191, 194,
196~199, 202, 342, 364, 373, 383,
394, 395, 399
豊臣大名 16, 20, 174, 181, 199, 383,
394, 395
取次 22, 74, 118, 124, 140, 186, 346,
377
な行
長篠合戦(長篠・設楽原合戦) 20, 101,
102, 113, 115, 117, 119, 120, 122, 134,
249, 253, 260, 261, 307, 324, 354, 381,
393
長久保城将 224
七ヶ条定書 173, 174, 180, 229, 233,
254, 261, 289, 314, 340, 364, 370, 383,
394
西之海衆(九一色衆) 311
信長御在世之時候各惣無事 147, 150,
154, 184, 382
信長包囲網 67, 81, 82, 88~90, 116,
117, 381
は行
幕藩体制 11, 395
早道馬献納 36, 37, 45~50
「福德」朱印状(徳川家朱印状) 162,
266, 268~271, 275, 279, 283, 302, 395
「福德」朱印状の奉者 273, 275, 287,
294
本能寺の変 131, 146, 147, 153, 265,
280, 326, 327, 337, 348, 355, 356, 376,
382, 397
本領国 1, 18, 29, 173, 174, 179, 229,
254, 289~291, 314, 316, 339, 342,
361, 364, 369, 370, 382, 384~386, 394
ま行
牧野城番 211, 220, 230
松平庶家 29, 40, 58, 72, 125, 213, 216,
217, 388
三河一揆(三河一向一揆) 15, 160,
168, 177, 220, 305
御岳衆 278, 282~284
三増合戦 245
武川衆 278, 279
室町幕府一守護体制 13, 89, 90, 159,
235, 323, 390
室町幕府将軍(将軍) 17, 19, 20, 33,
34, 36~38, 45~54, 60, 61, 63~66,
68, 69, 81~83, 85~90, 97, 99, 102,
107, 116~120, 123, 136~138, 153,

380, 381, 389, 390, 398	260, 261, 350, 354, 371, 385
三方原合戦 67	谷村城主 316
「名代」 21, 40, 214, 215, 217~219, 229, 384, 388	横須賀城代 268
や行	吉田城代 244
山家三方衆 67, 69, 71, 74~76, 79, 94, 96, 102~104, 107, 108, 113~115, 119, 122, 127, 246~250, 253~255,	与力領主 143, 144, 253, 326, 327
	ら行
	両奉行 263, 273, 276, 277, 284~290, 385

著者紹介

柴 裕之(しば・ひろゆき)

1973年 東京都生まれ

2002年 東洋大学大学院文学研究科博士後期課程満期退学

現在 東洋大学文学部非常勤講師、千葉県文書館嘱託、
早稲田大学エクステンションセンター八丁堀校講師

主要論著

『戦国大名と国衆6 尾張織田氏』(編著、岩田書院、2011年)

「武田氏の領国構造と先方衆」

(平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』、岩田書院、2008年)

「羽柴秀吉の領国支配」

(戦国史研究会編『織田権力の領域支配』、岩田書院、2011年)

「織田権力と北関東地域—神流川合戦の政治背景と展開—」

(江田郁夫・築瀬大輔編『北関東の戦国時代』、高志書院、2013年)

ほか



せんごくしよくほう きだいましょうとくがわし りょうごくし はい
戦国・織豊期大名徳川氏の領国支配

戦国史研究叢書 12

2014年(平成26年)11月 第1刷 400部発行

定価[本体 9400円+税]

著者 柴 裕之

発行所 有限会社 岩田書院 代表：岩田 博

<http://www.iwata-shoin.co.jp>

〒157-0062 東京都世田谷区南鳥山4-25-6-103 電話 03-3326-3757 FAX 03-3326-6788

組版・印刷・製本：三陽社

ISBN978-4-87294-884-4 C3321 ¥9400E



戦国史研究叢書 刊行の辞

戦国史に関する研究は、近年、まれにみる活況を呈していると言えよう。学会誌・論集などに発表される研究成果は、数え上げることができないほどおびただしい。しかも、優秀な研究者によって、注目される論考が蓄積されている。こうした現状の中で、特に、新進気鋭の研究者の研究成果を、一冊の著書として出版する機会を作るために、この戦国史研究叢書の刊行を企画した。

その一つの理由は、研究者個人の論文が著書としてまとめられることによつて、その研究成果の把握を容易にし、戦国史研究のさらなる発展のためにも有意義なことと考えるからである。二つ目には、多くの前途ある研究者の研究成果を著書として出版することにより、学界から正当な評価を受ける機会が与えられることである。

この企画実現のため、私達は種々検討を重ねて立案したが、幸い、岩田書院の岩田博氏の御理解と御協力を得ることができた。この叢書が、各位の御賛同を得て、学界に寄与できるよう、また著者自身、この出版を契機として充実した研究生活がつづけられるよう、願つて止まない。

平成七年四月

戦国史研究叢書を刊行する会

代表 佐脇 栄智